

説明資料編

※出典を示していない説明資料は、当委員会事務局の作成による。

説明資料編 [() は関連する章]

1 (全般)	年金記録問題の経緯	1
2 (全般)	年金記録問題に関する主な指摘事項など	7
3 (はじめに)	年金記録問題に関する各種委員会の設置状況	8
4 (はじめに)	日本年金機構中期計画等	22
5 (第 1 章)	年金記録問題への対応の実施計画(工程表)	23
6 (第 1 章)	職員アンケートの概要	36
7 (第 1・7 章)	社労士アンケートにおける提案を踏まえた記録回復基準設定	52
8 (第 1 章)	社会保険労務士アンケート (平成 25 年)	60
9 (第 2・7 章)	各種サンプル調査	84
10 (第 2 章)	紙台帳等とコンピュータ記録との突合せサンプル調査	86
11 (第 2 章)	年金記録適正化実施工程表	97
12 (第 3・6 章)	解明作業中またはなお解明を要する記録の機械的推計	107
13 (第 3 章)	未統合記録の統合状況の推移	111
14 (第 3 章)	未統合となっている厚生年金記録の事業所の分析	113
15 (第 3 章)	厚生年金基金の記録に関する不服申立て等について	120
16 (第 3 章)	厚生年金の標準報酬遡及訂正事案等	123
17 (第 3 章)	統合された記録と未統合記録の分析	148
18 (第 5 章)	「年金額回復の具体的事例」の記録回復状況	153
19 (第 5 章)	お客様へのお約束 10 か条	165
20 (第 5 章)	事務所相談窓口の待ち時間	166
21 (第 5 章)	お客様満足度調査	167
22 (第 5 章)	よくある「誤解による相談事例」	175
23 (第 6 章)	統合済記録の人数と再裁定の人数の差違	177
24 (第 6 章)	共済組合への移管状況の概要	178
25 (第 6 章)	図表 6-1 のⅡ (4) 「(1) ~ (3) の記録と同一人と思われる記録」の図解	180
26 (第 6・7 章)	年金記録確認第三者委員会におけるあっせん・非あっせんの状況等	181
27 (第 6 章)	年金記録の「よくある相談事例」	186
28 (第 6 章)	戦中戦後の年金記録について	188
29 (第 7・8 章)	年金給付に係る時効の援用について	203
30 (第 7 章)	記録問題に係る減額ケース等の取扱い	204
31 (第 8 章)	事務処理誤り総合再発防止策(改定)	208
32 (第 8 章)	事務センターにおける事務処理遅延・書類紛失等について	218
33 (第 8 章)	年金事務所等における事務処理遅延に係る総点検結果について	221
34 (第 8 章)	時効特例給付に関する業務不統一への対応について	225
35 (第 8 章)	時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準	236
36 (第 8 章)	付加保険料納付期限経過後の事象	240
37 (第 10 章)	基礎年金番号の番号数と人口の状況	241
38 (第 10 章)	主要諸国の番号制度	242
39 (第 10 章)	「わたしと年金」エッセイ	243

年金記録問題の経緯

年	月	事項
平成19年	2月	5000万件の未統合記録の存在が明らかとなる(衆議院調査局予備的調査報告) 平成9年の基礎年金番号導入以前の記録であって、基礎年金番号と統合されていないものが、平成18年6月時点で50955万件存在していることを報告。
	6月	総務省に年金記録確認第三者委員会設置
	6月	日本年金機構法成立
	6月	年金記録の出張相談の実施 臨時相談窓口の設置(9都市、平成19年6月～7月)。出張相談所の開設(全市区町村に原則2回以上、平成19年12月～平成20年3月)。
	6月	臨時相談電話ダイヤルの設置 平成20年3月まで。電話相談対応については、社会保険労務士会他と協力・連携して実施してきた。
	6月	時効特例法成立 記録問題に関する事案は会計法等の時効によらず、さかのぼって再裁定などを行うことができるようになった(議員立法。平成19年7月施行)。
	7月	総務省に年金業務・社会保険庁監視等委員会設置
	10月	年金記録問題に関する関係閣僚会議開催 平成21年3月までに、8回開催。
	10月	総務省・年金記録問題検証委員会が報告書を公表 平成19年6月設置の同委員会が記録問題の原因・類型を調査し、その結果を報告。
	12月	ねんきん特別便(名寄せ特別便)送付開始 未統合記録と基礎年金番号記録との名寄せの結果、統合の可能性のある方に送付(平成20年3月までに該当者に送付)。
	12月	記録相談専用の常設窓口の順次設置(年金事務所・年金相談センター) 平成23年度からは、順次一般相談窓口への転換を実施。

12月	ねんきん特別便専用ダイヤルの設置 平成21年3月まで。
12月	厚生年金特例法成立 年金記録確認第三者委員会の審議結果に基づき総務大臣からあっせんがなされた場合、保険料徴収権が時効消滅した2年を経過しても、回復した記録が年金額に反映。
1月	年金記録問題作業委員会設置
4月	ねんきん特別便(全員特別便)送付開始 年金記録を国民全員に送付(平成20年10月までに該当者に送付)。
4月	年金事務所段階での記録回復基準(確定申告書等がある国民年金事案など)【第三者委員会関係】
5月	年金加入記録確認のお知らせ(いわゆるグレー便)の送付開始 旧台帳との突合により、旧台帳記録の持ち主の可能性のある方に送付。
5月	国民年金特殊台帳突合せ開始 国民年金特殊台帳とオンライン納付記録との突合せを実施(平成22年6月まで)。
6月	年金記録の確認のお知らせ(いわゆる黄色便)の送付開始 住基ネットとの突合により、未統合記録の持ち主の可能性のある方に送付(平成21年12月まで)。
9月	年金事務所段階での記録回復基準(同僚事案など)【第三者委員会関係】
10月	不適正な標準報酬遡及訂正が行われた可能性のある事案が、6.9万件存在と公表
10月	標準報酬等の遡及訂正事案における2万件戸別調査開始 平成21年3月までに訪問調査は終了。職員関与が疑われる事案について、平成22年4月から7月にサンプル抽出と戸別訪問を実施。
11月	標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会の報告 平成20年10月設置。
12月	年金記録問題拡大作業委員会設置

12月	年金事務所段階での記録回復基準(標準報酬等の遡及訂正事案)【第3者委員会関係】
平成21年	
3月	共済組合等加入記録の確認のお知らせ(いわゆる茶色便)の送付開始 基礎年金番号に統合されていない共済記録を名寄せし、該当者に送付。
3月	旧社会保険庁が「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」を公表。
3月	事業所全喪届が提出された際の登記確認・実地調査等の事実確認の徹底 平成22年10月から順次調査が実施されている。
4月	ねんきん特別便(名寄せ特別便)のフォローアップの実施 訂正なし・未回答者であっても、統合の可能性の高い88万人を対象に、電話、訪問、文書でフォローアップ。(平成23年3月までにほぼ終了)
4月	ねんきん定期便送付開始 平成6年法改正で盛り込まれた情報提供を実施(現在も実施中)。
4月	ねんきん定期便専用ダイヤルの設置 平成23年3月まで。
10月	年金記録回復委員会設置
10月	会計検査院指摘「年金額回復の該当者に必要な届出手続きを勧奨する等周知徹底を図り、記録統合を速やかに行うよう処置する」旨。 これを受けて、平成22年に体制の整備を行い、ご本人への手続き勧奨を進めた。
11月	ねんきん特別便に関し、市町村の協力を得てフォローアップ照会を開始
12月	厚生年金加入記録のお知らせ(いわゆる受給者便)の送付開始 厚生年金受給者等に、標準報酬月額を含むお知らせを送付(平成22年1月まで)。
12月	年金事務所段階での記録回復基準(3条件が該当した場合の厚生年金事案)【第3者委員会関係】
12月	年金事務所段階での記録回復基準(旧姓で国民年金に加入していた脱退手当金事案)【第3者委員会関係】

12月	年金事務所段階での記録回復基準(不適正な遡及訂正が行われた可能性のある6.9万件事案、一定の要件を満たす2年以下の未納期間に就いての国民年金事案)【第3者委員会関係】
12月	3号不整合問題への対応方針が年金局より発出(いわゆる運用3号)
1月	日本年金機構発足
2月	総務省に年金業務監視委員会設置
3月	年金記録問題工程表策定(毎年改定) 最終改訂は平成25年3月に実施済み。
3月	減額ケースについての取扱い通知① 特別便等によるご本人からの回答に従い新たな記録が判明した場合の取扱いについて、年金局から通知が発出された。
4月	厚生年金基金記録との突合せ開始 国側記録と基金側記録の突合せ実施し、正しい記録に訂正(平成26年3月までに終了予定)。
4月	年金事務所段階での記録回復基準(まだらの脱退手当金事案)【第3者委員会関係】
7月	事務処理誤り総合再発防止策のとりまとめ 平成24年12月に改訂。
9月	年金未請求者に対する勸奨開始 69歳・69歳到達見込みの方へのお知らせの一括送付。
9月	脱退手当金の受領確認お知らせの送付 この結果、平成24年12月末時点で4547件の申し立てが行われている。
9月	災害等による年金記録滅失の場合の回復基準の制定 年金局から通知が発出。さらに平成24年4月に機構の事務取扱要領により円滑な記録回復を推進することとした。
10月	紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始 平成23年1月から全国29拠点での本格的な作業開始。平成24年7月からは被保険者も全件突合せを実施。(平成25年12月に受託事業者による突合作業は終了)

平成23年	2月	ねんきんネットの運用開始 現在まで数次のリリースを経て、改善を行い、ID取得者は200万人に達している。
	3月	いわゆる運用3号に関する課長通知の廃止(立法措置による対応へ)
	4月	ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤルの設置 現在も実施中。
	5月	年金未請求者に対する請求を促すためのお知らせの送付 年金受給資格を満たしていないながら請求を行っていない方に対し、お知らせを送付。
	10月	年金事務所段階での記録回復基準(包括的意見に基づく記録回復基準、預り証がある国民年金事業など)【第3者委員会関係】
	10月	減額ケースについての取扱い通知② 紙とコンピュータ記録の突合で新たな記録が判明した場合の取扱いについて、年金局から通知が発出された。
	11月	不整合記録を持つ者に対し個別にお知らせと保険料納付の勧奨等を開始 対象者を分けて、平成23年11月、24年10月、25年5月に順次実施。以後も法成立を受けての勧奨(26年4月)を予定。
	11月	基金突合における二重給付判明ケースについての取扱い(大臣指示による実施要領)
	11月	ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会が、「報告書」をとりまとめ。 定期便、ねんきんネットの改善方法について提言。平成24年度から定期便のレイアウト・体裁を改善。
平成24年	2月	ねんきん特別便などの再送付便の発送開始(未送達者への対応) 直近の住所情報をもとに、受給者便(平成24年2月)、特別便(平成24年3月)、定期便(平成25年3月)、黄色便等(平成25年3月)にそれぞれ再送付。
	3月	共済年金受給者のフォローアップの実施 グレー便の送付時に突合できなかった共済年金受給者に対し、再度住基ネットを利用して突合を行い、送付。
	4月	災害等による年金記録滅失の場合の回復基準の事務取扱要領の制定 災害、戦災についての事務処理要領を定め円滑な記録回復を推進。
	5月	年金額回復1000事例の公表 年金額回復の状況を提供し国民に関心を持っていただくため、平成22年4月～24年3月まで毎週10事例を公表。それをとりまとめ、年金記録回復委員会 で公表。

6月	加入期間10年未満の黄色便の送付開始 10年後納制度などを考慮し、加入期間10年未満の方に送付(平成24年7月まで)。
7月	アルファベット氏名の管理の開始 国民年金(1号)被保険者について市町村に対し、資格取得届時などでの外国人のアルファベット氏名の提出依頼。平成25年7月からは2・3号について事業主に協力依頼を実施。
9月	事業主からの届出の正確性の確保 本人確認の徹底のため納入告知書にチラシ同封、機構HPでの周知。
10月	重複付番防止のための本人確認の強化 事業主に対して資格取得届への基礎年金番号の記載を励行。
10月	受付進捗管理システムの導入 届出書にバーコードを貼付し、処理状況や所在を一元的に管理。処理漏れ、処理遅延などを防止。
11月	いわゆる主婦年金法が国会提出 この法案は審議未了廃案となったが、平成25年4月に厚生年金保険法等改正法として提出され、同年6月に成立。
12月	船員保険制度に関する研修の実施
平成25年 1月	気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(未統合記録のねんきんネットでの検索サービス開始)
1月	時効特例法の運用について日本年金機構内に調査委員会を設置し実際調査を開始
1月	厚生労働省令の改正(被保険者であった者の住所変更時の情報提供規定) 平成25年3月の総務省省令により、住基ネットからも待機者の情報提供が受けられるよう規定を整備。収録状況は平成25年8月に待機者に個別送付。
3月	茶色便未回答等への茶色便の再送付。 未回答者、さらに未統合共済過去記録(平成9年以前)のうち氏名変更履歴で名寄せした者にも送付。
3月	年金記録問題に関する特別委員会設置
4月	重複付番防止のため仮基礎年金番号の取扱い開始 諸届に基礎年金番号の記載のない場合、氏名・生年月日・性別が一致する基礎年金番号が存在するときは、一旦、仮番号で処理し、事後に統合手順。

年金記録問題に関する主な指摘事項など

年金記録問題の個々の事象について、こと細かくあげつらうのはこの報告書の任務ではないと理解しているし、これまで多方面からの指摘や解説があるので、細部の記述は省略する。

ただ、この 6 年間の正常化への軌跡と今後の対応への、大方のご理解を得るに必要な最低限の主要事象の項目のみを列挙すれば、次のとおりである（元号は何れも平成）。

- 18 年 06 月 衆議院厚労委員会で、「宙に浮いた年金記録」の存在が初めて指摘される。
- 19 年 02 月 衆議院における予備的調査で、基礎年金番号に統合されていない記録が、厚生年金で 39,661 千件、国民年金で 11,289 千件の、合計で 5,095 万件あることが判明。
- 19 年 06 月 衆議院厚労委員会で、「コンピュータに入力されていない記録が 1430 万件」あることが判明。また同月、国民年金の特殊台帳 3,200 万件（マイクロフィルム）から抽出の 3,090 件中のミスが 193 件と発表。
- 19 年 06 月 証拠の無い年金記録の回復のために、「年金記録確認第三者委員会」が総務省に設置。
- 19 年 06 月 基礎年金番号のない共済年金（公務員・私学）の記録が 181 万件と判明。
同月末に、社会保険庁改革法、年金時効特例法が成立。
- 19 年 08 月 旧社会保険事務所職員が偽領収書を発行して、納付の保険料の横領・着服していたことが、「年金記録問題検証委員会」の調査で判明。
- 19 年 08 月 年金記録確認第三者委員会において、厚生年金加入者の標準報酬が、不当に遡及訂正されていたことが判明。
- 19 年 09 月 5 千万件の記録のうち、氏名や生年月日の欠けている記録が 524 万件あることが判明。
- 19 年 11 月 国民年金の加入資格を 3,394 人分につき無断抹消していたことが判明。
- 20 年 06 月 27 日の年金関係閣僚会議で、厚生年金の原簿（6.8 億件のうち重複除きで約 4 億件）からの約 2 万件（19,997 件）のサンプルをオンライン記録と照合した結果、入力ミスが 1.4%（4 億件に当てはめれば 560 万件）と説明。
- 20 年 12 月 「年金業務・社会保険庁監視等委員会」で、国民年金特殊台帳（紙台帳の原簿）の 3,304 万件につき、オンライン記録と照合の結果、7,777 件が不一致と公表。照合済みの 1,226 万件の 0.06%。
- 20 年 10 月 年金記録確認第三者委員会で「あっせん」の厚生年金標準報酬記録の改ざん事例 64 件（偽装脱退が 48 件＝加入期間の短期化で無年金化も懸念）のうち、4 割の 24 件がコンピュータ化（86 年 3 月）より前に改ざんされていたことが判明。
- 21 年 10 月 会計検査院が、年金記録問題に関する会計検査報告書を公表。
 - ①相談窓口での記録の確認件数 18 年 8 月～20 年 6 月 累計約 1,165 万件
 - ②うち記録が判明しなかったため照会申出書により調査の申し出を受付したもの＝約 112 万件
 - ③うち基礎年金番号の未収録などによる記録判明＝28 万件

年金記録問題に関する各種の委員会の設置状況

年金記録問題に関連する、これまでの各委員会の設置状況などは、下表のとおりである。

ほかにも幾つかの第三者機関があったが、特定の課題に関する委員会であるために、それらに関する記載は割愛した。

年金記録問題に関する、各種の委員会の一覧

名 称 ＝所管省・設置根拠(*1)	設置目的 (主なもののみを記載)	審議期間 (平成)	報告書の開示の有無、 会議の公開、議事録などの開示
①年金記録問題検証委員会 ＝総務省・大臣定め	未統合記録5千万件問題の実態解明	19年6月14日 ～同年10月31日	報告書作成、開示あり 会議は非公開、議事要旨の開示
②標準報酬遡及訂正事案に関する調査委員会＝厚生労働省・大臣定め	標準報酬遡及訂正事案6.9万件の実態解明	20年10月6日 ～同年11月28日	報告書作成、開示あり 会議は非公開、議事録等の開示なし
③年金業務・社会保険庁監視等委員会 ＝年金業務・社会保険庁監視等委員会令（総務省所管）	年金業務全般の運営に関するチェックと提言	19年7月25日 ～21年12月18日	報告書作成なし 会議は非公開、議事録は開示
④年金記録問題作業委員会 (同 拡大作業委員会) ＝厚生労働省・大臣定め	年金記録の回復作業に関する大臣からの個別諮問事項への提言	20年1月22日 ～21年9月3日	報告書作成なし(*2) 会議は非公開(*2)、議事録等の開示なし
⑤年金記録回復委員会 ＝厚生労働省・大臣定め	年金記録の回復作業に関する全般的な提言	21年10月16日 ～24年11月7日	報告書作成なし 会議は公開(*3)、議事要旨・議事録の開示あり
⑥年金記録に関する特別委員会（当委員会） ＝社会保障審議会令（厚生労働省所管）	年金記録問題に関する体系的かつ網羅的フォローと報告	25年3月26日 ～	報告書は作成予定(*4) 会議は公開(*4)

(*1) 「大臣定め」による設置目的については、委員名簿も含め、それぞれ〔説明資料3〕P11～P21を参照。

(*2) 拡大作業委員会の審議事項部分については、報告書を作成し、平成21年10月1日に開示（〔説明資料16〕参照）。

(*3) 年金記録回復委員会においては、平成23年3月までは、議事要旨のみを開示。同年4月以降は、議事要旨に加えて全議事内容（発言者名記載）を開示。また、第5回の当委員会（平成21年11月25日）から会議を公開。

(*4) 当委員会での審議結果は、その議事内容と関連資料を、厚生労働省ホームページで開示（但し、委員勉強会は議事要旨も含め非開示）。

(注1) 社会保険庁職員の関与状況等についての報告（平成21年9月4日付け プレスリリース）

厚生年金記録の「遡及訂正の可能性の高い 約6.9万件」のうち、「2万件の戸別訪問調査から得られた、職員の関与を窺わせる 1,335件」についての調査結果をまとめたもの（〔説明資料16〕参照）。

調査スタッフは、舛添厚生労働大臣(当時)の意を体した当時の社会保険庁長官から、

□年金記録問題(拡大)作業委員会の委員2名に

□民間有識者としての弁護士3名を加えた、5名

が選任され、具体的な実地調査のうえ、平成21年9月4日に社会保険庁長官宛に報告されたもの。

(注2)「年金記録の遡及訂正」に関する作業についてのまとめ

年金記録問題(拡大)作業委員会が、平成21年9月3日にまとめ、舛添厚生労働大臣(当時)に提出したもの。その時点では非開示であったが、大臣交代後の10月1日に、長妻大臣(当時)が公表したもの(〔説明資料16〕参照)。

なお一部の記述に、上記の「社会保険庁職員の関与状況等についての報告」との重複がある。

当委員会の開催状況

当委員会は毎回公開とし、委員会は毎月1回程度、その間に“委員勉強会”(非公開)も適宜に開催した。

<当委員会の開催状況>

回数	開催日	議事項目
第1回	平成25年3月26日	1. 年金記録問題に関する特別委員会の設置及び今後の進め方等について 2. 年金記録問題の概要等について
第2回	平成25年4月22日	1. 年金記録訂正に係る時効特例給付について 2. 「ねんきんネット」について 3. 日本年金機構の法人文書の管理について 4. ねんきん特別便の処理確認作業について
第3回	平成25年5月31日	1. 年金事務所等視察調査 (「紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ」の実施状況及び、年金事務所の現況視察)
第4回	平成25年6月20日	1. 外国人に係る住民基本台帳制度の改正への対応 2. 届出書等の電子化の推進 3. 日本年金機構の事務処理誤りへの対応について 4. 社会保険労務士アンケートの実施について
第5回	平成25年7月24日	1. 年金記録問題のこれまでの取組みと今後の対応 2. 共済記録に係る日本年金機構における整備状況について 3. 厚生年金基金との記録突合について 4. 報告書の作成方針について
第6回	平成25年9月26日	1. 平成26年度予算要求案・平成26年度以降の記録問題への対応 2. 諸報告について ・ 3号不整合期間を有する方に対する対応について ・ 後納制度の実施状況 ・ 年金事務所段階における記録回復基準状況 3. 事務処理誤り 処理遅延・未処理対策について
第7回	平成25年10月31日	1. 日本年金機構の法人文書の管理について 2. 厚年適用(法人単位)(法人番号含む) 3. 社会保険労務士アンケート結果と対策の検討
第8回	平成25年11月26日	1. 事務処理誤りについて 2. 個人番号導入への対応と外国人の氏名管理 3. 年金記録確認第三者委員会におけるあっせん・非あっせんの状況等について
第9回	平成25年12月20日	1. 年金記録問題に関する特別委員会報告書(案)について
第10回	平成26年1月17日	1. 平成26年度予算案(年金記録問題対策経費)(報告) 2. 年金記録問題に関する特別委員会報告書(案)について

平成19年6月14日
総務省

年金記録問題検証委員会の設置について

年金記録問題発生の際、経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行うため、以下のとおり、年金記録問題検証委員会（以下「委員会」という。）を総務大臣の下に置く。

1 委員会のメンバーは、次のとおりとする。

かね	だ	おさむ	
金	田	修	東京都社会保険労務士会会長
かわ	もと	ゆう	こ
川	本	裕	子
さい	とう	ただ	お
齊	藤	忠	夫
の	むら	しゅう	や
野	村	修	也
ひがし	だ	しん	じ
東	田	親	司
◎	まつ	お	くに
	松	尾	邦
	ひろ		
	弘		
	や	やま	た
	屋	山	太
	ろう		
	郎		

◎は座長

（敬称略・五十音順）

- 2 委員会は、総務省行政評価局の機能を活用し、調査・検証を行う。
- 3 委員会の庶務は、総務省行政評価局において処理するものとする。

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会設置要綱

平成20年10月6日
厚生労働大臣伺い定め

1 設置

社会保険庁の標準報酬遡及訂正事案等に係る社会保険庁職員の関与に関する調査の実施並びに調査結果に基づく対応策の検討等を行うため、厚生労働大臣直属の標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 構成

- (1) 調査委員会に、委員を若干名置く。
- (2) 委員長は、委員の中から厚生労働大臣が指名する。
- (3) 調査委員会の下に、調査チームを置く。
- (4) 調査チームに調査員を若干名置く。

3 庶務

調査委員会の庶務は、関係課の協力を得て、大臣官房総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

【調査委員会】

(記載順：五十音順)

氏名	ふりがな	現職
國廣 正	(くにひろ ただし)	国広総合法律事務所、弁護士
久保利 英明	(くぼり ひであき)	日比谷パーク法律事務所、弁護士
郷原 信郎	(ごうはら のぶお)	桐蔭横浜大学法科大学院教授、弁護士
野村 修也	(のむら しゅうや)	中央大学法科大学院教授、弁護士

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会 調査員名簿

<ヒアリング担当>

青木 正賢	国広総合法律事務所弁護士
池田 和世	森・濱田松本法律事務所弁護士
木曾 裕	北浜法律事務所弁護士
園田 観希央	森・濱田松本法律事務所弁護士
近澤 諒	森・濱田松本法律事務所弁護士
中村 克己	国広総合法律事務所弁護士
南部 恵一	森・濱田松本法律事務所弁護士
野宮 拓	日比谷パーク法律事務所弁護士
緑川 芳江	森・濱田松本法律事務所弁護士

<データ分析等担当>

金子 敬一	経済産業省情報政策課情報政策専門官
-------	-------------------

年金業務・社会保険庁監視等委員会委員名簿

(委員長)

かさい よしゆき
葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

(委員長代理)

おおや えいこ
大宅 映子 株式会社日本インフォメーション・システムズ
代表取締役社長

いそむら もとし
磯村 元史 函館大学客員教授

いわせ たつや
岩瀬 達哉 ジャーナリスト

すみた ひろこ
住田 裕子 弁護士

むらおか よういち
村岡 洋一 早稲田大学理工学術院教授

[計 6 名]

(敬称略、委員長・委員長代理以外は五十音順)

平成20年1月22日
厚生労働省
社会保険庁

年金記録問題作業委員会について

年金記録問題について、国民の目線に立って対応を進めるため、民間の有識者の方を厚生労働大臣のアドバイザー「年金記録問題作業委員」として任命することとし、下記のとおりお集まりいただくこととした。

○ いそむら 磯村 もとし 元史（函館大学客員教授）

いわせ 岩瀬 たつや 達哉（ジャーナリスト）

おおくま 大熊 ゆきこ 由紀子（国際医療福祉大学大学院教授）

おおやま 大山 あきひさ 昭久（全国社会保険労務士会連合会副会長）

おじま 小島 しげる 茂（日本労働組合総連合会総合政策局長）

みき 三木 たけのぶ 雄信（ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長）

[平成20年2月15日委員追加]

やまざき 山崎 としひこ 俊彦（第一生命保険相互会社年金事業部長）

○は委員長

（五十音順、敬称略）

年金記録問題作業委員会について

年金記録問題について、国民の目線に立って対応を進めるため、民間の有識者の方（12名）を厚生労働大臣のアドバイザー「年金記録問題作業委員」として任命する。

【年金記録問題作業委員会】

- いそむら **磯村** もとし **元史**（函館大学客員教授）
- いわせ **岩瀬** たつや **達哉**（ジャーナリスト）
- おおくま **大熊** ゆきこ **由紀子**（国際医療福祉大学大学院教授）
- おおやま **大山** あきひさ **昭久**（全国社会保険労務士会連合会副会長）
- おじま **小島** しげる **茂**（日本労働組合総連合会総合政策局長）
- みき **三木** たけのぶ **雄信**（ジャパソフックシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長）
- やまざき **山崎** としひこ **俊彦**（第一生命保険相互会社年金事業部長）

[平成20年2月15日委員追加]

（○は委員長）

【年金記録問題拡大作業委員会】

標準報酬月額等の遡及訂正事案に関し審議する際には、上記の方に加え、以下の方にもお集まりいただく。[平成20年12月11日委員追加]

- おおた **太田** あきら **彰**（埼玉県社会保険労務士会理事）
- おおと **大戸** けいこ **恵子**（千葉県社会保険労務士会理事）
- きたむら **喜田村** よういち **洋一**（弁護士）
- しらいし **白石** たかこ **多賀子**（東京都社会保険労務士会常任理事）
- やすい **安井** こうじ **洸治**（公認会計士）

（五十音順、敬称略）

年金記録回復委員会設置要綱

平成21年10月16日
厚生労働大臣伺い定め

1. 趣旨及び用務

年金記録問題に対応して、国民が記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言するため、厚生労働省に、年金記録回復委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(注) 1月以降「社会保険庁長官」を「日本年金機構理事長」に改める

2. 組織

- (1) 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、委員のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- (3) 委員長は、必要に応じ、検討委員会に構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要に応じ、検討委員会の下に作業部会を設けることができる。

3. 身分等

- (1) 委員の身分は、非常勤の国家公務員とする。
- (2) 委員には、1日あたり20,200円を支給することができる。
- (3) この要綱に定めのない事項については、国家公務員に適用される各種法令の規定に準じるものとする。

4. 事務局

- (1) 事務局は、大臣の示す方針に基づいて、積極的に委員の検討材料を収集・整理・提供する。また必要に応じ、総務省行政評価局（年金記録確認関係事務担当）の協力を得る。
- (2) 委員会の庶務は、社会保険庁の協力を得て大臣官房総務課において処理する。

5. 運営・その他

- (1) 議事は非公開とする。ただし、大臣からの特定事項に係る諮問についての提言は公表する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

年金記録回復委員会 委員名簿

(委員長)

いそむら
磯村 もとし
元史

(函館大学客員教授)

いなげ
稲毛 ゆか
由佳

(社会保険労務士・ジャーナリスト)

いわせ
岩瀬 たつや
達哉

(ジャーナリスト)

うめむら
梅村 ただし
直

(社会保険労務士)

かねだ
金田 おさむ
修

(全国社会保険労務士会連合会会長)

こまむら
駒村 こうへい
康平

(慶應義塾大学教授)

さいとう
齋藤 きよみ
聖美

(ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長)

ひろせ
廣瀬 こういち
幸一

(社会保険労務士)

みき
三木 たけのぶ
雄信

(ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長)

(五十音順、敬称略)

社会保障審議会

「年金記録問題に関する特別委員会」の設置について

1. 設置の趣旨

- 年金記録問題への適切な対応のため、必要な対応策について調査審議を行うとともに、平成26年7月を目途に行う日本年金機構における中期目標期間（平成22年1月～26年3月）の業務の実績に係る評価等に関し今後の討議に資するよう、年金記録問題へのこれまでの取組内容を整理し、年金記録問題への対応に資する取組（再発防止策）の提言を行うため、専門的な検討・整理を行う「年金記録問題に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を日本年金機構評価部会に設置する。

2. 審議項目

- ①年金記録問題への今後なお必要な対応策についての意見・提言
- ②年金記録問題に係るこれまでの取組内容の整理
- ③その他年金記録問題への対応に資する取組（再発防止策としての事務処理誤り、文書保存のあり方）の提言

3. 運営

- 上記①の審議事項について調査審議を行う。
- 平成26年3月を目途に、上記②及び③の審議項目について調査審議を行い、検討結果を報告書としてまとめる。
- 特別委員会の議事は原則公開とする。

4. その他

- 上記のほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

社会保障審議会「年金記録問題に関する特別委員会」名簿

(五十音順、敬称略)

- ◎ いそむら もとし
磯村 元史 (函館大学客員教授)
- いわせ たつや
岩瀬 達哉 (ジャーナリスト)
- おおくま ゆきこ
大熊 由紀子 (国際医療福祉大学大学院教授)
- おおと けいこ
大戸 恵子 (社会保険労務士)
- かねだ おさむ
金田 修 (全国社会保険労務士会連合会会長)
- きたむら よういち
喜田村 洋一 (弁護士)
- さいとう きよみ
斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド証券株式会社代表取締役社長)
- しらいし たかこ
白石 多賀子 (東京都社会保険労務士会副会長)
- みき たけのぶ
三木 雄信 (ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社
代表取締役社長)

◎ 委員長

※役職は委員就任時のもの

日本年金機構中期計画等

以下は、それぞれの資料の見出し部分だけを、比較表の形でまとめたものである。

そのうち、「C. 日本年金機構 中期計画」とは、日本年金機構法で定められた「同機構 中期目標（厚生労働省が策定）」に基づき、策定される計画である。

政府・与党側の申し合わせ等と、日本年金機構の中期計画との比較

(各種の公表資料から当委員会事務局で作成)

**A. 年金記録に関する信頼の回復
と新たな年金記録管理体制の
確立について**

平成 19 年 7 月 5 日

いわゆる「政府・与党パッケージ」

**B. 年金記録問題のこれまで
の取り組みと今後の道筋**

年金記録問題に関する関係閣僚
会議（第 8 回）資料

平成 21 年 3 月 31 日

厚生労働省・総務省

C. 日本年金機構 中期計画

平成 22 年 1 月 27 日

(期間＝平成 22 年 1 月～26 年 3 月)

1 年金記録の名寄せの前倒し

2 すべての方への加入履歴の
お知らせ

3 コンピュータの記録と台帳
等との計画的な突合せ

4 「年金記録確認第三者委員会」
(総務省)における記録確認

5 相談体制の確立

6 新たな年金記録管理システム

7 「年金記録問題検証委員会」
(総務省)による検証

8 「年金業務・社会保険庁監理委
員会」(仮称)の設置(総務省)

第 1 これまでの取組

第 2 今後の取り組みの基本方針

第 3 未統合記録の問題への対応

1. ねんきん特別便
2. 記録解明のための作業
3. 再裁定処理

第 4 年金記録の正確性の確保

1. 「ねんきん定期便」等年金記録
をいつでも簡便に確認できるた
めの仕組みの整備
2. 標準報酬等の遡及訂正事案への
対応
3. 紙台帳とコンピュータ記録との
突合せ
4. 年金記録確認第三者委員会の事
案処理の推進
5. その他の年金記録に関する業
務

(1) 年金記録問題に関する未解明事
案についての実態解明

(2) 基礎年金番号に未統合になっ
ている記録の統合・解明

(3) 受給者・加入者への年金記録の
確認作業及び確認作業に当たっ
ての市町村との連携

(4) 年金記録情報総合管理・照合シ
ステムによるコンピュータ記録と
紙台帳の突合せ

(5) 年金記録の訂正や再裁定後の支
給等を迅速に行うための体制整備

(6) 標準報酬等の遡及訂正事案につ
いての実態解明・迅速な記録回復

(7) ねんきん定期便や常に年金記録
が確認できる仕組みによる加入者
情報の提供

(8) その他年金記録問題の解決に向
けて必要な取組

平成22年3月26日
日本年金機構理事會決定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 実施計画の位置付け等

- 1 **実施計画の期間**
 - 22年度から25年度までの4年間とする。
- 2 **実施計画の位置付け**
 - 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。
- 3 **実施計画の見直し**
 - 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

II 作業項目と進捗目標

1 ねんきん特別便(一般の資格照会を含む)

※ねんきん特別便
全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

- (1) **受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)**
 - ① 21年3月以前受付け分
 - 21年12月末時点で未処理となっている処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)について、22年7月末までを目途に確認作業を行う。
 - ② 21年4月以降受付け分
 - 22年3月末までに受け付けた分について、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年9月末までを目途に確認作業を行う。
- (2) **加入者(本部担当)**
 - ① 21年3月以前受付け分
 - 21年12月末時点で未処理となっているものは、本部と地方組織とで処理を分担し、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

- ② 21年4月以降受付け分
 - 22年3月末までの受付け分は、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なもの等を除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

注) 共済期間の確認を要するものについては、共済組合から提供された共済過去記録(平成9年の基礎年金番号導入前に共済資格を喪失した者の記録)により確認を行うことができるものは、上記(1)及び(2)により作業を行うこととし、更に共済組合等への照会を要するもの(共済過去記録と本人申出が相違しているもの等)は、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。

2 フォロアアップ照会

※フォロアアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、都支部を除き、年金事務所等で調査可能なものは、概ね確認作業を終了。21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

(1) **調査中の案件(地方組織担当)**

- 市区町村からの協力を得て電話番号情報等の収集を進め、市区町村からの情報提供が遅れたものを除き、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

(2) **今後の検討(本部担当)**

- 受給者のうち現行のフォロアアップ照会対象者以外の者及び加入者のうち定期便に未統合記録の情報と同封する対象者以外の者(2次名寄せ対象、期間重複ケース等でより不確実性の高いもの)に対するフォロアアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるため、サンプル的にフォロアアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討する。

3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査

※厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査(グレー便)

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

(1) 調査中の案件(グレー便)(地方組織担当)

- 22年3月末時点で未処理のものについては、22年7月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 今後の検討(本部担当)

- 厚生年金等の旧台帳記録約1466万件のうち、グレー便を送付した約68万人分の記録以外のものについて、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い、「生存者」の情報と一致した記録の加入期間等をバッチ入力・磁気データ化した上で、新たな年金受給につながる可能性がある方に対し、お知らせを送付する等の対応を検討する。

4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

※年金記録の確認のお知らせ(黄色便)
未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

(1) 受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 加入者(本部担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なものを除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

5 ねんきん定期便

※ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 厚生年金標準報酬相違・国民年金納付記録相違関係(地方組織担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)

- 22年3月以前に受け付けた分については、加入要件等についての説明やケースに即した個別判断が必要なものを除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。

6 標準報酬等の遡及訂正事案

(1) 新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた6.9万件該当(3条件該当)事案についての新基準等に基づき、記録回復を進めることとし、2万件戸別訪問対象の従業員事案については、22年6月末までを目途に年金事務所段階における記録回復を進める。

※不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を開始し、21年3月までに概ね終了。調査結果を踏まえ、必要な記録回復を進めている。

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

(2) 今後の検討(本部担当)

- これまで救済が図られた事案についての分析を行うとともに、1条件のみ該当、2条件のみ該当の事案についてのサンプル調査及び滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。

(1) 受給者便の発送(本部担当)

- 事務所の相談状況を踏まえて順次発送し、22年11月末までに送付を完了する。

(2) 受給者便への対応(地方組織担当)

- 23年3月末までに受け付けたものについて、処理困難なケース(国民年金市区町村照会、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。(22年3月末までに受け付けたものについては、処理困難なケースを除き、22年12月末までを目途に確認作業を行う。)

10 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら、22年4月からを目途に第1次審査を、22年10月からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

※第1次審査

厚生年金基金等から報告を受けた不一致記録について、機構において、マイクロフィルム、紙台帳と一致しているかを審査し、必要なのは記録訂正する。

※第2次審査

第1次審査において、オンライン上のデータが、マイクロフィルム、紙台帳等と一致しているが基金記録と不一致であるものについて、厚生年金基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査の結果を踏まえ、記録訂正の対象となるかを判断し、必要なのは記録訂正する。

11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

(1) 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

※国民年金特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例附付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

- 年金事務所で実施している2次審査を22年6月末までを目途に終了し、2次審査の結果、補正が必要と判断された記録について、22年9月末までを目途に本人へのお知らせを行う。

7 年金事務所段階における記録回復の促進

(1) 新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた国民年金及び脱退手当金に関する新しい記録回復基準等に基づき、救済を進める。

(2) 今後の検討(本部担当)

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。

8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策

- ※オンライン記録では受給資格期間を満たさない方約50万人に対して、21年12月に、「年金の加入期間に関するお知らせ」を送付して、合算対象期間等の受給資格期間として算定される期間の有無について注意喚起を行うとともに、任意加入制度の周知を図った。

(1) 年金受給にできる限り結びつけていくための事業展開(地方組織・本部担当)

- 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、「私の履歴整理表」や「受給資格期間判別システム」の活用を促進するなどにより、引き続き年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。

- 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」送付後の相談対応の状況等についてフォローアップを行い、22年3月末時点での状況を踏まえ、必要な対応を行う。

(2) 今後の検討(本部担当)

- 21年12月に公表した「社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間(25年)を満たしている者に係る実態調査」の結果を踏まえた具体的対応策について、検討を行い、実施に移す。

9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

※受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(2) 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等とコンピュータ記録の突合せ(地方組織担当)

- 紙台帳検索システムの構築、突合せの拠点の立上げ等の準備を進め、平成22年秋頃までには紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを開始し、優先順位を付けた上で、効率的に実施する。平成22年度中には、平成25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備し、平成23年度までの2年間に集中的に取り組む。

12 再裁定等

(1) 再裁定の進達(地方組織担当)

※再裁定の進達

- 年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことや年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。
- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、平均処理期間を0.5か月とすることを旨とする。

(2) 再裁定の処理(本部担当)

- 再裁定の処理については、難易度の高い再裁定案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。

(3) 時効特例給付(本部担当)

※時効特例給付

- 平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。
- 時効特例給付については、時効特例給付の支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを旨とする。

(4) 特別加算金の支給(地方組織・本部担当)

※特別加算金の支給

- 平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。
- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律に基づき特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。

Ⅲ 環境の整備等

1 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- 23年3月末までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすなものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。

また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。

- その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

2 相談体制

- 受給者便の発送に合わせ、問合せ先となる専用ダイヤルのオペレーター席数を拡充するとともに、必要な研修を実施する。
- 受給者便の送付に伴う年金相談の増加に対応するため、年金事務所への社会保険労務士の派遣及び市区町村など身近な場所での年金相談等を拡充する。
- 「私の履歴整理表」の活用促進等によりきめ細やかな相談対応に努めるとともに、年金相談窓口に行くのに不慣れた地域住民への配慮や、複雑事例への適切な対応の観点からの方策について検討を行う。

3 関係団体等への協力依頼

- 受給者、加入者による年金記録の確認に係る情報(受給者便の送付等)や年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(合算対象期間、請求手続等)について、市区町村や関係団体の広報紙への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

4 ねんきん定期便等の未送達分への対応

- ねんきん定期便や受給者便などが未送達の方に対し、呼びかけの広報を行うとともに、これらの送付状況を踏まえ、23年4月から実施予定の住民基本台帳ネットワークシステムを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を行うことを検討する。

平成22年3月26日
日本年金機構理事会決定
平成23年3月25日改定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I. 実施計画の位置付け等

1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

II. 作業項目と進捗目標

1 資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、黄色便等)

※ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

※年金記録の確認のお知らせ(黄色便)

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性のある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

(1) 受給者及び事務所来訪加入者(地方組織担当)

- ① 22年3月以前受け分

- 一般の資格照会及びねんきん特別便の処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会)については、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

- 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)の処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会)については、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

- ② 22年4月以降受け分

- 23年3月以前に受け付けた一般の資格照会及びねんきん特別便については、処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

- 23年3月以前に受け付けた黄色便については、処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会)を除き、23年12月末までを目途に確認作業を行う。

(2) 加入者(本部担当)

- 23年3月以前に受け付けたねんきん特別便及び黄色便は、処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、年金事務所照会)を除き、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

[備考1] 共済期間の確認を要するもので、共済組合等への照会を要するもの(共済過去記録と本人申出が相違しているもの等)については、共済組合等から23年度中に回答を得て処理することを目指す。

[備考2] 厚生年金等の旧台帳(1466万件)に係る調査(グレー便の送付)において、突合せができなかった共済年金受給者について、住民基本台帳ネットワークシステムからカナ氏名を取得して再度突合せを行い、一致した者に対し、23年度中に年金記録確認のお知らせを送付する。

2 ねんきん定期便

※ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

(1) 厚生年金標準報酬相違・国民年金納付記録相違関係(地方組織担当)

- ① 22年3月以前受け分

- 22年3月以前受け分で、処理困難なケース(国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会)については、23年9月末までを目途に確認作業を行う。

② 22年4月以降受付け分

- 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目的に確認作業を行う。

(2)厚生年金・国民年金期間相違関係(本部担当)

- ① 22年3月以前受付け分
 - 22年3月以前受付け分で、処理困難ケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、年金事務所照会）について、23年9月末までを目的に確認作業を行う。
- ② 22年4月以降受付け分
 - 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目的に確認作業を行う。

3 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)(地方組織担当)

〔※受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(21年12月から22年11月まで)し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

- ① 22年3月以前受付け分
 - 22年3月以前受付け分で、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）について、23年9月末までを目的に確認作業を行う。
- ② 22年4月以降受付け分
 - 23年3月以前に受け付けた分について、処理困難なケース（国民年金市区町村照会（CSV関連を含む）、本部照会、他県年金事務所照会）を除き、23年12月末までを目的に確認作業を行う。

4 標準報酬等の遡及訂正事案

(1)新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- ねんきん定期便や受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)に対する回答等を踏まえ、21年12月に定められた6,9万件該当事案(不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録の抽出に用いられた3条件全てに該当する事案)についての新基準や給与明細書等がある場合における基準等に基づき、遡及訂正された標準報酬等の記録回復を

進める。

〔※不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録の抽出に用いた3条件
①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。〕

(2)今後の検討(本部担当)

- 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。

5 年金事務所段階における記録回復の促進

(1)新基準等に基づく記録回復(地方組織担当)

- 21年12月に定められた国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準、22年4月に定められた脱退手当金に関する記録回復基準等に基づき、救済を進める。

(2)今後の検討(本部担当)

- これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。
- 記録回復作業の効率化、迅速化に資する各種参考資料の整備及び検査の容易化を図る。

6 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(地方組織・本部担当)

〔※オンライン記録では受給資格期間を満たさない方約50万人に対して、21年12月に、「年金の加入期間に関するお知らせ」を送付して、合算対象期間等の受給資格期間として算定される期間の有無について注意喚起を行うとともに、任意加入制度の周知を図った。〕

- 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、「私の履歴整理表」や「受給資格期間判別システム」の活用を促進するなどにより、引き続き年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 22年9月に「お知らせ」を送付した25年の受給資格期間を満たしていないが請求を行っていない者及び70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす者に対して、年金事務所等できめ細やかな相談対応を行う。
- 本部においては、「年金の加入期間に関するお知らせ」等送付後の相談

対応の状況等についてフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

- 年金の受給資格等に関する相談対応において、必要に応じ、国家公務員共済組合連合会から提供を受けた旧令共済組合に関するデータを活用し、年金記録の確認を行う。

7 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

8 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

(1) 突合せ作業の実施(地方組織担当)

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施する。25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行う。更に23年度に、年金事務所において突合せの申出の受付を開始し、申出者に対する突合せを実施するとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、23年秋以降の実施を検討する。

(2) 進捗状況の公表(本部担当)

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの進捗状況につき、定期的(概ね2か月ごと)に公表する。

9 再裁定等

(1) 再裁定の進捗(地方組織担当)

※再裁定の進捗

- 年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。
- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進捗について、0.5か月の平均処理期間を維持する。

【備考】紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを契機とした再裁定に関しては、記録突合せセンターにおける再裁定の申出受付(複数の年金受給権を有する受給者等、突合せ後の記録補正に関し年金事務所においてご本人から選択届等をいただく必要があるもの)については、年金事務所における選択届等の受付)から本

部への進捗について、平均処理期間を0.5か月程度とすることを目指す。

(2) 再裁定の処理(本部担当)

- 再裁定の処理については、2.5か月程度(進捗期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。

(3) 時効特例給付(本部担当)

※時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

- 時効特例給付については、時効特例給付の支払いのための期間を概ね2か月程度とすることを目指す。

(4) 特別加算金の支給(地方組織・本部担当)

※特別加算金の支給

平成21年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」に基づき、時効特例給付に一定の加算を行うもの。

- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。

Ⅲ 環境の整備等

1 「ねんきんネット」を通じた年金情報の提供

(1) サービスの向上

- インターネットでの年金記録の確認がより便利にできるよう、「ねんきんネット」について、23年秋を目的に、年金見込額の試算や保険料納付済額の表示など、更なる機能追加を行う。また、自宅でインターネットが利用できない方に対して、「ねんきんネット」で確認できる情報を、①協力の得られた市区町村において提供するサービスを実施するとともに、郵便局でも試行的に実施するほか、②その求めに応じ郵送するサービスの実施について検討を行う。

- 「ねんきんネット」の利用者について、24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知を行うなど日本年金機構が行う情報提供について、郵送からインターネットサービスへの移行を進めるための準備を進める。

- 併せて、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進

める。

(2) 年金記録問題への活用

- 23年秋を目途に、国民年金特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者（遺族年金を受給する遺族がいる者を除く）の情報を「ねんきんネット」から検索可能とする。
- また、24年度以降、約500万件の未統合記録等について、「ねんきんネット」から、氏名等のあいまい検索が可能となるよう準備作業を進める。

2 ねんきん特別便等の未回答者及び未送達者への対応

- 23年4月から送付するねんきん定期便の中で、ねんきん特別便等に回答がない加入者に対する回答の勸奨を実施する。
 - ※ ねんきん特別便等に回答がない受給者に対しては、「ねんきんネット」のID等のお知らせ」の中で回答の勸奨を実施。
- ねんきん特別便、ねんきん定期便等が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークより直近の住所を把握し、23年秋以降順次、改めて送付を行う。

3 相談体制

- 年金相談の充実を図るため、街角の年金相談センターとの連携、研修等による相談能力の向上、窓口仕分けや相談事跡管理システム等による相談の効率化、ブック本部による混雑事務所の個別対策指導、遠隔地や混雑地への出張相談(常設出張相談所を含む。)の実施等を行う。
- 「ねんきんネット」の照会及び電話相談への対応の充実を図るため、ねんきんダイヤル(一般相談)の体制強化、研修等による相談能力の向上、集中時期のオペレーター席数の増強等を行う。

4 関係団体等への協力依頼

- 「ねんきんネット」の利用の呼びかけや年金を受給できる可能性がある未受給者への対策(合算対象期間、請求手続等)について、市区町村や関係団体の広報誌への掲載、年金委員等を通じた周知等を進める。

[備考] 23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、作業が遅延する可能性がある。

平成22年3月26日
日本年金機構理事會決定
平成23年3月25日改定
平成24年3月23日改定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 位置付け

- 1 実施計画の期間
 - 22年度から25年度までの4年間とする。
- 2 実施計画の位置付け
 - 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

3 実施計画の見直し

- 実施状況等を踏まえ、少なくとも年度毎に見直しを行う。

II 実施作業

- 1 資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便等)
 - 24年3月以前に受け付けた一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便及び受給者便については、24年9月末(処理困難ケースについては12月末)までを目的に確認作業を行う。

※処理困難ケースとは、国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、本部照会、他県年金事務所照会

【備考1】未統合記録の加入期間が10年未満の黄色便の送付

- ・ 未統合記録約5,000万件と住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などの突合せにより氏名、生年月日及び性別が一致した記録のうち、これまで未送付であった未統合記録の加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、国民年金について過去10年遡って保険料納付が可能となり、10年未満の記録であっても年金受給に結びつく可能性もあることから、未統合記録の持ち主である可能性がある方に、24年度中に「年金記録確認のお知らせ」(黄色便)を送付し、記録の確認作業を進める。

【備考2】未送達者・未回答者への対応

- ・ 各種送付便(ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便、受給者便及び無年金・未請求者関係の「お知らせ」が未送達の方に対し、住民基本台帳ネットワークにより直近の住所を把握し、順次各種送付便を改めて送付し(24年2月開始)、記録の確認作業を進める。
- ・ ねんきん特別便に回答のない方のうち、加入者については、23年4月から「ねんきん定期便」のパンフレットにより回答の勧奨を実施しているが、年金受給者については、25年春から送付することを予定している。「ねんきんネット」のアクセスキーのお知らせと併せて回答の勧奨を実施する。

【備考3】共済記録への対応

- ・ 共済期間の確認を要するものは、各共済組合等から機構に送付された補正データにより記録の整備が行われたものから順次本人に回答を行う。整備の結果が本人申出と相違するもの等については共済組合等に照会を行い、24年中に回答を得て処理することを旨とする。

2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等

(1) 突合せ作業の実施

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施することとし、24年度を目的に受給者の突合せを進め、該当者へのお知らせを25年度中を目的にお送りする。

【備考】被保険者への対応

- ・ 被保険者に係る突合せについては、厚生労働省と協議しながら、その対応を進める。

(2) 紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業の実施

- 未統合記録の解明を促進するため、これまでの取組みでは持ち主の手がかりが得られていない「今後、更に解明を進める記録」等について、24年度を目的に紙台帳検索システムを活用した持ち主検索作業を進め、該当者へのお知らせを25年度中を目的にお送りする。

3 厚生年金基金記録との突合せ

- 第1次審査については、24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼があったものについて、25年3月末までを目的に審査を進める。
- 第2次審査については、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、26年3月末までを目的に必要な記録訂正を進める。

[備考1]厚生年金基金からの審査の申出の促進

- ・ 厚生労働省の指導等により、第1次審査申出については24年10月末までに、第2次審査申出については25年10月末までに、厚生年金基金から審査申出が行われるよう申出を促進する。

[備考2]代行返上基金の記録の再整理

- ・ 承継基金等から依頼があった事案について、24年4月を目的に処理を開始する。

[備考3]国と基金のいずれかに突き合わせ記録がない事案

- ・ 突き合わせる記録が見つかからない原因を除去するための処理を24年4月を目的に開始する。

4 その他

(1) 年金事務所段階における記録回復の促進

- 標準報酬の不正確な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6,9万件に係る記録回復基準(21年12月)、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準(21年12月)、脱退手当金に関する記録回復基準(22年4月)、厚生年金特例法事案に係る包括的意見に基づく記録回復基準(23年10月)等に基づき、記録回復を進める。

[備考] 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案の検討

- ・ 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案については、事案の調査・分析を行い、その結果を踏まえ具体的な対応方策について検討する。

(2) 再裁定等の円滑実施

- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、0.5か月の平均処理期間を維持する。また、再裁定の処理については、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。
- 時効特例給付の処理については、概ね2か月程度とすることを目指す。

Ⅲ 未解決事例(持ち主不明記録)への対応

各種送付便による確認、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ、厚生年金基金記録との突合せ等のこれまでの作業においてもなお未解決な事例(持ち主不明記録)に対応するため、以下の対応を行う。

(1) 未統合記録の個人検索

- 現在なお未統合となっている記録等について、25年1月を目的に、

「ねんきんネット」から、氏名や事業所名での検索を可能とする。

(2) 気になる記録の確認キャンペーン

- 25年1月を目的に、ご自身の記録に漏れや誤りの懸念がある方を対象に、年金事務所等に申し出ていただき、紙台帳検索システム等を活用して記録の確認を行う「気になる記録の確認キャンペーン」を開始する。

Ⅳ 今後の記録の正確性確保対策

1 ご本人による記録確認

(1) ねんきん定期便

- 確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。
なお、節目年齢(35歳、45歳、58歳)については、従来どおり封書形式で全加入期間の保険料納付状況等々を通知する。

(2) ねんきんネット

- 「ねんきんネット」の利用者に対し、24年度以降の「ねんきん定期便」についてインターネットによる通知(電子版ねんきん定期便)を開始する。
- 併せて、年金通帳について、23年11月に「ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会」でまとめられた報告書を受け、厚生労働省と協議しながら「e-年金通帳」(仮称)の実施に向けた準備を進める。

[備考]ねんきんネットサービスの充実

- ・ 「振込通知書」等についても24年6月を目的にインターネットによる通知を行い、ねんきんネットによるお客様サービスの充実を図る。

2 基礎年金番号の重複付番への対策

- 基礎年金番号が未記載の資格取得届について、3項目(氏名・生年月日及び性別)が一致する番号が既にある場合、現在は、調査票を送付して確認しているが、さらに、25年4月を目的に、他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)による別管理のためにシステムを改善し、重複付番の疑いが無いとの確認ができない限り通常の付番を行わない取扱いとして重複付番の発生を防止する。
- 既に重複付番の疑いのある3項目が一致する基礎年金番号については、本部において同一人の判定を行い、24年度は受給者分の、25年度は加入者分の重複付番の解消を進める。

3 届出書の電子化等

- 届書等の電子申請や電子媒体による届出を促進するとともに、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する。

4 厚生年金基金への記録情報の提供

- 厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録を、定期的に厚生年金基金に情報提供する仕組みについて、厚生労働省の検討結果を踏まえ26年度を目標に開始すべく準備をする。

平成22年3月26日
 日本年金機構理事会決定
 平成23年3月25日改定
 平成24年3月23日改定
 平成25年2月22日最終改定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 位置付け

1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

II 実施作業

- 資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便等)
 - 25年3月以前に受け付けた一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便及び受給者便については、25年9月末(処理困難ケースについては25年12月末)までを目的に確認作業を行う。

※処理困難ケースとは、国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、共済関係等の本部照会、他県年金事務所照会を伴うものをいう。以下、同じ。

[備考]共済記録への対応

- ・ 25年3月以前に受け付けた一般の資格照会等で共済期間の確認を要するものは、共済組合等から25年中に回答を得て処理することを旨とする。
- (注)「共済組合等加入記録の確認のお願い」(茶色便)の再送付等を対象者を精査のうえ25年3月から行い、共済過去記録の基礎年金番号への統合を進める。

2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等

(1) 突合せ作業の実施

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについては、被保険者を含め突合せ作業を25年度中を目的に終了し、該当者へのお知らせを処理

困難ケースを除き25年度中を目的にお送りするよう目指す。

(2) 紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業の実施

- 未統合記録の解明を促進するために「解明作業中又はなお解明を要する記録」の持ち主検索作業について、その作業により判明した者へのお知らせを処理困難ケースを除き25年度中を目的にお送りするよう目指す。

3 厚生年金基金記録との突合せ

- 第1次審査について、早急に処理を進めるとともに、第2次審査について、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年度中を目的に必要な記録訂正を進める。

[備考1]厚生年金基金等からの審査の申出の促進

- ・ 厚生年金基金等からの第2次審査申出については、厚生労働省の指導等により、
 - ① 24年11月末までに基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力25年3月末までを目的に、
 - ② 24年12月以降基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力受付後4か月以内を目的に、
- ・ 厚生年金基金等から審査申出が行われるよう申出を促進する。
 - ・ なお、25年10月末までに申出のないものは、第1次審査の結果をもって審査結果を確定する。

[備考2]国と基金のいずれかに突き合わせ記録がない事案

- ・ 突き合わせる記録が見つからない原因を除去するための処理及び原因が判明したものの審査を引き続き進める。

4 その他

(1) 年金事務所段階における記録回復の促進

- 標準報酬の不正確な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準(21年12月)、脱退手当金に関する記録回復基準(22年4月)、厚生年金特例法事案に係る包括的意見に基づく記録回復基準(23年10月)等に基づき、滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案を含め、記録回復を進める。

(2) 再裁定等の円滑実施

- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、

0. 5 か月の平均処理期間を維持する。また、再裁定の処理については、2. 5 か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。

○ 時効特例給付の処理についても、2か月程度での処理を維持する。

Ⅲ 気になる年金記録、再確認キャンペーン(未解決事例(持ち主不明記録)への対応)

○ 各種送付便による確認、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ、厚生年金基金記録との突合せ等でのこれまでの作業においてもなお未解決な事例(持ち主不明記録)に対応するため、

- ① 持ち主不明記録の「ねんきんネット」での検索
- ② 年金記録の「もれ」・「誤り」が気になる方への確認の呼び掛け
- ③ 生活にお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート等を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を進める。

Ⅳ 今後の記録の正確性確保対策

1 ご本人による記録確認

(1) ねんきん定期便

○ 確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢(35歳、45歳、59歳)については、封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知する。

(注) 59歳の方は前年度に58歳を節目年齢として封書形式で通知していることから、25年度は、はがきで通知する。

(2) ねんきんネット

○ 「ねんきんネット」の利用者に対し、誕生月に加入記録を確認いただくよう電子メールで案内している電子版「ねんきん定期便」について、ホームページ等で利用を促していく。

○ また、Ⅲのキャンペーンのお知らせの中に、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に発行できる「アクセスキー」を盛り込むなど「ねんきんネット」の一層の普及に努める。

○ 加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、受給者向けの見込額試算の開始や、利用者が多く若者に身近なスマートフォン等でのモバイル機器にも対応できるようにするなど、お客様サービスの充実を図る。

2 基礎年金番号の重複付番への対策

○ 基礎年金番号が未記載の資格取得届が提出された場合であって、当該届の対象者に関し、3項目(氏名・生年月日及び性別)が一致する基礎年金番号が既にあるときは、重複付番の発生防止のため、25年4月から、いったん他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)を用いて別管理とし、必要な調査等を行った上で本来の基礎年金番号と統合していくこととする。

○ 上記3項目が一致する重複付番の疑いがあると考えられる基礎年金番号を既にお持ちの加入者については、25年度中を目的に照会票をお送りし、本部において重複付番の解消処理を行う。また、上記3項目が一致する基礎年金番号を既にお持ちの受給者については、24年度に送付した照会票への回答に基づいて、25年度中を目的に本部において重複付番の解消処理を行う。

3 届出書の電子化等

○ 事業主が電子媒体で届出ることができている対象届書(現行6届)について、「被扶養者(異動)届」及び「国民年金3号被保険者関係届」も届出できるように拡大するとともに、25年4月より自治体から紙媒体で提出されていた届書・報告書を電子媒体により提出できるようにするなど、電子媒体化を推進する。また、事業主や個人のお客様が提出する各種届書の作成を支援するため、日本年金機構ホームページに「届書作成支援プログラム」の構築を26年度を目的に進めることにより、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する。

[参考] 厚生年金基金への記録情報の提供の検討

・ 厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に厚生年金基金に提供する仕組みについては、厚生年金基金制度の改正について議論がされていることから、その結果を踏まえ、検討する。

職員アンケートの概要

1. 要旨

- 1) 年金記録問題に関し、平成21年12月に旧社会保険庁全職員・OB約1万7千人に対してアンケート調査を行った。
- 2) 調査項目としてこれまで世間一般に知られていない問題などの記載を求めた結果、中には具体的に記述された回答も寄せられており、今後の年金記録回復委員会の作業に有益な情報が含まれている。
- 3) このため、大臣の命を受け年金管理審議官の下に作業班を置いて磯村・岩瀬委員とともに集中的に読み込み作業を行い、今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな、世間一般に知られていない問題、年金記録問題の解決に繋がりそうな記述、正しくない記録を発見する契機になりそうな記述などの抜き出しを行った。
- 4) 現在その集約結果の取りまとめに向けた作業を進めているところであるが、抜き出した中には、「これまで世間一般に知られていない問題」として国民にそれほど知られていない問題の指摘がいくつかあり、また、正しくない記録を発見する契機となり得るものなど、個別対応の必要な幾つかの貴重な指摘があった。その概要は後述する。
- 5) 回収した回答票については、個人情報にかかる部分にマスキング処理をしたうえで、年金記録問題に係る元幹部（長官、次長、年金保険部長及び運営部長経験者）分については1/25の年金記録回復委員会において、その他のすべての回答票については約2ヵ月後にすべて公表する予定。

2. 背景

- ・年金制度については、社会保険庁時代に発生した、年金記録問題をはじめとする様々な問題により、国民の皆様からの信頼を損なったことから、国民の皆様の信頼を回復することが喫緊の課題となっている。
- ・このため、平成19年以来、ねんきん特別便の送付、5000万件の未統合記録の

解明・統合の推進、ねんきん定期便の送付を行うなど全力を挙げて対応に取り組んでいるが、更に今後の取り組みが必要な状況である。

- ・年金記録問題については、「国家プロジェクト」と位置づけ、ここ4年の間にできる限りの取組を進めることとしている。
- ・今後更に、この問題の解決や業務の改善を進めるためには、社会保険業務の各部署の職を経験した職員・OBの知恵と工夫を生かすことが必要であることから、今般調査を行うに至ったもの。

3. 対象と質問項目

(1) 調査対象者

①社会保険庁に平成21年12月に勤務している職員全員

＊厚生労働省、その他の府省及び関係団体等へ出向中の者を含む

＊非常勤職員は除く

②昭和37年の社会保険庁発足以降の社会保険事務所の所長以上又は本庁企画官・室長以上の経験者

(2) 質問項目

- 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。
- 2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。
- 3) あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。
- 4) 上記3)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(3) 回答状況

現職員は社会保険庁LANにより、退職者は郵送により12月18日までの回答を依頼した。その回答状況は以下の通り。

H22.1.18 現在

	合計	現職員	退職者
発送	17,649 人	13,197 人	4,452 人
回答	16,612 人	12,535 人	4,077 人
回答率	94.1%	95.0%	91.6%

*回答者の中には昨年12月に旧社会保険庁に勤務していた非常勤職員も一部含まれている。

4. 回答文の集約手順

○年金管理審議官の下に作業班を設置

構成員：磯村委員・岩瀬委員・旧社会保険庁退職者6名（処分歴なし）

○作業班で読み込み作業を実施

・回答票を分担して回答全体に目を通す。

退職者分：磯村委員・岩瀬委員

現職員分：旧社会保険庁の退職者

・今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな、世間一般に知られていない問題、年金記録問題の解決に繋がりそうな記述、正しくない記録を発見する契機になりそうな記述などの部分を抜き出し。

○厚労省年金局において、抜き出されたものを整理・集約

○磯村委員・岩瀬委員において精査

記録回復に関連する 回答コメントの集約概要

- マークシート方式ではないため、統計的な処理は行っていない。
- 寄せられたコメントが、上記3（2）の質問4項目ごとには対応していないこともあり、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して、次のように分類した。
従って以下の分類は、質問項目には対応しておらず、また、上記3質問項目の（2）－3）、4）に該当する部分は割愛した。

A. 世間一般にそれほど知られていない記録問題の例示

- ①実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための“幽霊の被保険者”が存在。
- ②戦災や伊勢湾台風などの災害、爆破事件等による記録消失。
- ③「被保険者ゼロ」の事業所が、全喪届けに添付書類が必要になった平成15年11月から、急増。

B. 現在の年金記録回復作業の問題点、現行業務に関する改善提案の例示

- ①旧台帳等で、まだオンラインに入っていない記録（その大部分が社会保険庁のマイクロフィルムのカセットになっており、現場にはまだオープンになっていない）があるので、そのカセットを早急に開放して欲しい。
 - （*） 昨年システム改修を行い、年金事務所においてもオンライン入力処理ができるようになってきている。
 - （*） 紙台帳とオンライン記録を照合するための画像検索システムにより、来年度にはマイクロフィルム情報も現場で使えることとなる予定であり、その旨職員にも周知を図ることとしている。
- ②記録が統合された結果、年金額が減額になることも多く、説明に難渋している。受給者の不利益にならないような統一見解を出して欲しい。
- ③「旧屋号・旧市町村名・崩し字氏名」などの、確認先リストの整備が必要。
- ④複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。
- ⑤外国人被保険者の氏名検索の統一を、将来に向けて図っていく必要性。

⑥記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴などを伺って確認するしかない。

C. 申し出のあった記録の確認が困難なケースの例示

①戦時中・戦争直後の混乱期の記録、災害時・爆破事件時の記録。

②昭和 40 年代頃までの脱退手当金。

D. 今までに発表された以外の、年金記録問題が発生した原因の例示

①昭和 40 年代頃までの偽姓名・偽生年月日等による「年金手帳の重複発行」と、それに起因すると思われる「事故リスト」の処理未確認。

②事業主から被保険者（従業員）への通知義務や確認義務が無かったこと（*）。従業員の知らない加入資格の改定や標準報酬の変更でも、社会保険事務所は受け付けていた。

（*）法律上の通知義務はあるが、現実には徹底が図られていなかったことを指すと考えられる。

E. 上記以外の早急に対応すべき事項の例示

①保険料の過徴収が多い。「国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付」（*）や、3号被保険者となるべきものの重複加入、他の被用者年金と重複加入での取消の場合など。

（*）平成 17 年 4 月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

②記録確認の相談で、ご本人の誤認や勘違いが多い。国民年金では国民健康保険料との勘違い、厚生年金では就職したことを厚生年金に加入したこと誤認するケースが多い。

③平成 9 年に 60 歳以上で年金制度に加入していなかった人で、年金や脱退手当金がもらえるのにもらっていない人は、ねんきん定期便や特別便の送付対象でないため、本人が気付かない限り請求されない。

F. その他

①スキルのある人員を確保すべき

②OBとして協力できることがあれば協力したい 等

(以上)

10-03-29

職員アンケートからの

記録問題への対応策 (未定稿)

- ◎ 職員アンケートの回答において指摘されている意見・提言については、年金管理審議官の下に設置した作業班において読み込み、抜き出し作業を行った。そこで、その中から、今後の年金記録問題の解決や業務の改善に向けた検討課題を、第三者の視点から実務的に抽出するため、年金記録回復委員会の磯村・岩瀬・梅村の委員 3 名の他に、アンケート回答者の中から年金局が選抜した事情をよく知悉している退職者 2 名を加えた、合計 5 名で作業を行った (2/4 の回復委員会以降、2/10、2/17、3/3 の 3 回実施)。
- ◎ 寄せられたコメントが、アンケート記載の質問 4 項目ごとには必ずしも対応していないこともあり、年金記録問題への対応策という観点から、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して整理の上、対応策別に、主なものを以下のように列挙した。
- ◎ 改善意見の多かった事案については、その改善の方向がまとまり次第、その進捗状況を日本年金機構の機構 LAN に順次掲載することにより、機構職員に対し周知を図ることとする。また、引き続き個別の課題に応じて機構職員の意見を聞きながら対応を進めることとする。

例；その 1- 「カセットオープン」

⇒ 現在構築中の紙台帳検索システムにおいて、カセットオープンされていない旧台帳についても、検索・閲覧が可能となる予定。

その 2- 「旧市区町村名」、「崩し字」、「各地の固有屋号名称」のリストアップ

⇒ 「旧市区町村名」及び「崩し字」は既存のリストを活用し、LAN 掲示により職員周知を図る。「各地の固有屋号名称」については、先行して事業所検索システムを作成した東京でデータ化した旧屋号等を全国で活用する。その他の地域の旧屋号等については、事業所検索システムへの旧屋号等の収録状況、旧屋号等の情報蓄積状況及びシステムへの要望を聴取したうえ、対応を検討する。

(1) 「コンピュータ記録と紙台帳の突合せ」作業(*)の拡充等

A. 突合せ対象の拡充と精査の徹底

- 1) 未解明部分 (約 **995** 万件) を中心に「5 千万件」の記録も対象にする。
- 2) 8. 5 億件の名簿等に加え、紙台帳検索システムに「手帳番号払い出し簿」も収載する。

B. 紐つけ方法の拡充

「年金手帳番号や生年月日での紐つけ」で不十分な場合は、「氏名での紐つけ」も可能なように、氏名パンチ入力作業を追加する。

(2) 基礎年金番号の非保有者(*1)の年金記録確認を容易にするための環境整備(*2)

(*1) 基礎年金番号の非保有者には、「真正でない基礎年金番号の保有者」も含む。

(*2) 前記「(1)紙台帳との突合せ」を“正面からの対策”とすれば、これは“側面からの対策”との位置づけ。

A. 現況

1) 転職に際しての、偽名・偽生年月日による「年金手帳の重複発行」が、昭和40年代前後に多発したとの指摘がある。これが、結果的には持ち主のわからない“宙に浮いた年金手帳番号”発生に(*)繋がった可能性がある。

(*) 年金手帳の記号番号相違等により収録できなかった資格記録は、「事故照会リスト」として社会保険事務所において定められたルールに従って補正して収録することとしていたが、社会保険事務所から送付された「事故照会リスト」は、文書保存規定により一定期間保管した後、廃棄されているため、資料等を調べたが実態は判らなかった。

2) 実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための架空の被保険者が存在するとの指摘もある。これらの記録は、仮に紙台帳との突合せを行っても本来の持ち主には結びつかない可能性が高い（基礎年金番号が付されていない記録は無論のこと、基礎年金番号が付されていても、いわゆる“幽霊の基礎年金番号”となってしまう）。

3) その他に、短期間の加入で資格を喪失した人など、定期便・特別便の届かない人があり(*)、これらはいわば“年金無縁者”であって、「無年金見込み者」とは、別概念での対応が必要となる。また、「本人不承知の厚生年金加入」などが存在した企業もあったとの指摘もあることから、それらの企業経由での救済手段の可能性を検討中。

(*) 偽名等による“幽霊の基礎年金番号”や“年金無縁者”の件数については把握していない。ただその目安として、住所不詳の事例を含めた件数ではあるが、全ての受給者と加入者を対象に送付した「ねんきん特別便」の未送達件数が一つの目安となる。ねんきん特別便（約1億900万件）については、このうち受給者名寄せ便（約300万件）について、住所調査を行い、再交付を行ってきているが、それでも、ねんきん特別便全体で未送達件数は約243万件（受給者約13万件、加入者約230万件）となっている。

B. 対応策

記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴や使用した姓名・生年月日などの“本人のみが知る記憶”を伺って、個別に確認するしかない。そのためには、次のような“幽霊の基礎年金番号”保有者などへの一斉呼びかけ”キャンペーンが必要となる。

- ①特別便、定期便等が未送達の事例について、マスメディアを通じて、「特別便・定期便の届かない人」などに呼びかけ、名乗り出てくださいとともに、また、23年4月から実施予定の住基ネットを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を検討する。
- ②自分自身の年金記録の確認ができる「年金個人情報システム」に、「私の履歴整理表」の入力支援機能を付加する等により、ご本人の記憶と年金記録との相違の気付きを促すとともに、紙台帳検索システムを活用し、記録の発見を行う。

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

(4) 戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化

戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、現在まで判明したところは別紙のとおり。

また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を目途に記録回復手続きの明確化を図る。

(5) 「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査

A. 背景

全喪届けに添付書類が必要になった15年11月から増えたとされるもの。大部分が時期によって賃金職員を雇ったり雇わなかったりする官庁及び地方公共団体や、既に事業を行わなくなって全喪処理をする必要があるが登記簿等添付書類が間に合っていない事業所の処理未済と目されるが、中には現存稼働事業所の「偽装全喪」の可能性もある。

B. 対応

- 1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。
- 2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。

(6) 記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化

A. 記録統合の結果、年金額が減額になる事例

- ① 国民年金の5年年金などの受給者に、過去の厚年記録が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ② 過去の国年被保険者期間と重複して、通算対象期間とならない1年未満の厚生年金被保険者期間が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ③ 4種被保険者期間を有している方に、過去の年金記録が見つかり、当該被保険者期間が取り消される
- ④ 配偶者の厚生年金記録判明により、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなる
- ⑤ 障害・遺族厚生年金について、過去の厚生年金記録が判明し、平均標準報酬が下がる
- ⑥ 昭和32年10月前のみなし期間がある方に過去の厚年記録が判明し、平均標準報酬が下がる

B. 現行の取り扱い

特別便の回答等を契機として、記録が見つかったケースについては、平成20年2月8日庁文発第0208001号及び同年4月25日庁文発第0425001号において、ご本人が、発見された記録による再裁定請求を行わなければ、記録訂正・再裁定は行わないという趣旨から、減額となる場合に減額となる理由、過払い分は返還いただく旨を懇切丁寧に説明することとされ、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに過払い分は返還を求めることとされている。

C. 上記への対応

現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。

1) 受給者

具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。

ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があった旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。

2) 加入者

特別便の回答等により記録照会の申出を行われた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国（日本年金機構）において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。

(7) 複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。

A. 必要性和対応策

- 1) 各都道府県の旧社会保険事務局等で、それぞれ固有の記録管理・ノウハウ蓄積・処理方法が存在していたので、旧社会保険庁のベテラン退職者から人選し、在宅にて、現場職員からの質問に回答できるよう登録する。
- 2) ベテラン退職者の急増から、旧令共済・旧法・船員保険・遺族年金などに関連する、複雑な事案への即応が困難となり、待ち時間の短縮や適切な相談対応のため、旧社会保険庁のベテラン退職者を極力各ブロック本部に配置し、年金事務所の相談員への支援を行う。同時に、対応事例を、全国で共有できる準備も行う。

B. 実施時期 … 22年度早期からの体制整備を目指す。

(8) 記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のための、システムの改善

A. 背景

- 1) これまでシステム構築や修正に際して、現場の改善意見の聴取が不足していた。また、当初は、

記録検索、記録統合の件数がそれほど多くはなかったために、操作性についても大きな問題はなかったが、記録問題発生以降、処理量が激増したため、操作性（使い勝手）改善の必要性が高まってきている。

2) 旧台帳(*1)の記録の一部が、現場からは簡便に検索できない(*2)。

(*1) 「旧台帳」 = 「マイクロ旧台帳 1,466 万件」と「紙の旧台帳 1,167 万件（保管委託倉庫保管分）」

(*2) マイクロ旧台帳については、オンライン化されておらず、日本年金機構保管のマイクロフィルムのカセットになっており、年金事務所では、直ちに内容が閲覧できないものがあり、『カセットのオープン化』として、要望多数。

⇒この点については、現在、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務を実施するために構築中の「紙台帳検索システム」において、旧台帳についても検索・閲覧が可能となる予定。

3) 船員保険等、複雑な記録管理の経緯のある記録については、記録照会等に困難が生じている。

B. おもな改善点と対応策

1) 記録の検索に関連するもの

…「刷新システム」の前段階として、「現行システムの補修」との観点から検討を行い、まずは、以下の事項等について現行システムへの影響、他の開発案件との優先順位を見極めたうえで、可能なものから改善に着手。

- ①記録検索キーの増加
- ②個人の記号番号から、過去記録への即時照写
- ③氏名検索システムの改善
- ④漢字氏名検索の有効活用
- ⑤事業所検索システムの改善

2) 過去の訂正記録の経緯保存（事跡管理）の徹底

…平成21年10月より稼働している記録訂正事跡確認システムの現時点での事跡管理状況を調査し、登録を徹底するように周知。そのうえで、現行のシステムの改善も含め、対応を検討する。

3) 外国人被保険者の氏名検索

…氏名検索が不能とならないよう、ご本人に対し、年金手帳を必ず保管し、届出・手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記入するよう周知することを検討する。

4) 現場の意見や要望を基にした、システム改善やソフトの導入

…システムの改善事項の範囲・内容を決定するに当たっては、手作業部分も含めて、機構の関係部署において、現場の意見を把握するプロセスを検討している。

5) 船員保険等については、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ等記録確認を行うに際して、

慎重に対応する。

(9) 相談者の、誤認や勘違いへの対応

記録確認の相談で、国民年金では国民健康保険料の支払いを国民年金保険料の支払いと勘違いする、厚生年金では制度上未適用となるケースであるにもかかわらず就職したことを厚生年金に加入したと誤認するケースが多い。

これらについては、「誤認事例のリーフレット」を、現場に備置するとともに、ホームページにも掲示することを検討している。

(10) その他の具体策起案中の事項

A. 保険料の過払い

1) 国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付

平成17年4月前の記録については、平成20年4月の通知により還付できる取扱いとし、20年8月及び21年9月に保険料還付となる対象者へのお知らせを実施。再度お知らせすることを検討する。

(*)平成17年4月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

2) 異なる被用者年金制度の重複加入

厚生年金と共済年金など異なる被用者年金の重複加入については、記録訂正によって保険料の還付が生じることになるが、事業主が死亡した場合など被保険者本人への還付について、制度上及び運用上どのような対応が可能か、今後更に検討を進める。

B. 統合ミスの再発防止

ねんきん特別便の回答の中で調査が不十分で間違った回答を行った例がある。これらについては、統合ミスの再発防止策として、本人確認をより確実に行うため氏名、性別、生年月日だけでなく、職歴や住所を確認することを徹底するマニュアルの作成について検討している。

C. 厚生年金における「短期間の資格期間誤り」の救済

月末に退職した場合の資格喪失日の届出誤りや6ヶ月程度以内の「短期間の資格期間誤り」(*)について、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、年金記録回復委員会の実務家検討段階で、その救済方策を検討している。

(*) 何れも大部分は、事業主側の知識不足もしくは単純ミスによるもの。

D. 脱退手当金の非受領の申立てへの対応

厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和 40 年前後に支給された記録を中心に行われている。

こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかったと疑われるケースがある。

この点については、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、いわゆるまだら事案について記録回復基準の設定を検討している。

E. 事業主から従業員への通知義務の徹底方策

事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。

これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。

補 足 事 項

今回の取りまとめに当たり、具体的な結論を得られなかったものについては、厚生労働省及び日本年金機構において引き続き検討を進め、具体的な対応に結びつけていくこととしている。

以下は年金記録問題の対応策や施策と直接関係するものではないが、職員アンケートの回答を集約・整理するに当たり感じられた事項を補足する。

(1) 職員アンケートの質問項目では年金記録問題に対する認識をその一つに挙げていたことから、記録問題への反省が記されている回答が多く見られた。それらを見て強く感じられたのは、「年金給付の裁定請求時にご本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことである。法律上は申請主義を採ることから、ご本人の申請に基づく裁定は必要であるが、だからといって年金記録を裁定の時まであいまいなまま放置することが許されるものではない。日本年金機構の運営方針や新たに定められたお客様へのお約束10か条を実践し、職員それぞれの意識改革を引き続き進めていくことが必要である。

(2) また、職員アンケートの回答の中では、上述のほかに、旧社会保険庁における年金記録問題発生の最大公約数的要因として、次の3点に関連するコメントが寄せられている。

1. 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力的ないしは拒否。
2. 法制度起案側である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置。
3. 現場の意見を汲み上げようとしなかった、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢。

何れも、既に巷間に伝えられている要因であるが、これらについては厚生労働省及び日本年金機構において、改めて運営上の課題として受け止めて、今後の対応を進める必要がある。

(3) 更に、回答では、大切な記録をお預かりしているという認識が不足していたといった職員自身の意識の問題や、お客様への姿勢、記録管理や事業所からの届け出、チェック体制、組織、広報などのあり方など様々な面での反省が見られた。

そういった反省に立って、

- ・対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけた。
 - ・年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算の支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来るように取り組んだ。
 - ・窓口装置で確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしるした「トラの巻」を作成した。
- というように問題解決に向け地道に努力している職員も見られたところである。

今後の年金記録の速やかな回復に向けては、今回取りまとめた対応策を着実に進めるとともに、各職員の反省と「就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっという新人の初心が生かせるような組織とすることを目指して、日本年金機構は不断に努力することが必要である。それとともに、厚生労働省もその努力に対して最大限の支援を行うことも必要である。

◎戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について

	報告元	時期	種類	①災害による被害状況 ②被害者一々の特定	対策	復旧状況
1	北海道 北海道ブロック本部	昭和20年11月6日	火災	①道庁の火事により保険課が一部焼失。 ②被保険者名簿等の一部が消失、冠水のため判読不能となった。(具体的には特定できていない)	事業所への訪問、調査票の送付等の調査を行い修復作業を実施。(OBより聴取)	大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所、特に退職者については、分からないことが多く全ては修復出来なかった。(OBより聴取)
2	北海道 砂川	昭和37年8月4日	風水害	①台風により事務所が浸水。 ②被害者一々の状況は不明	—	実質的な被害なし(OBより聴取)
3	青森 青森	昭和20年7月頃	戦災	①青森県庁空襲により焼失 ②健康厚生被保険者名簿の一部焼失	事業所に確認をし、回復に努めた。(OBより聴取)	大部分が回復できたが、一部は回復できず(OBより聴取)
4	新潟 新潟西	昭和39年6月16日	地震	①新潟地震による床上浸水、土砂津波の流入等 ②被保険者原票の3分の2が冠水、一部判読不明。	乾燥させた、判読不明なものは書替えを行った。(資料より)	1か月以内に作業完了した模様(資料より)
5	東京 東京	昭和20年5月29日	戦災	①空襲により焼失 ②会計金庫内の書類以外は全焼。	本庁の索引簿を確認及び事業所への照会を行った。(資料より)	復元したとの記録あり。(資料より)
6	東京 江東	昭和20年3月10日	戦災	①空襲により焼失 ②名簿消失(大多数)	昭和60年頃、業務センターより旧台帳マイクロフィルムを 取り寄せ作業していた(OBより聴取)	—
7	東京 品川	昭和28年5月22日	火災	①放火により事務所3分の2が焼失 ②記録台帳のうち60万件が焼失	本庁からの予算措置を受け、賃金職員を雇用し復元作業 を行った。(OBより聴取)	2ヶ月間の作業で台帳は復元されたが、チェックの不備等に より、一部記載漏れ、誤記等があることが後日判明した。 (OBより聴取)
8	神奈川 川崎	昭和20年4月15日	戦災	①空襲により焼失 ②記録台帳のうち相当数が焼失した。	事業所から資料を取り寄せ戦災台帳を作成した。(OBよ り聴取)	取り寄せられた資料が一部にとどまったため完全には復元 できなかった。(OBより聴取)
9	石川 金沢北	昭和23年11月16日	火災	①保険課が元商品陳列館火災により類焼 ②抽出簿、被保険者台帳が焼失。	事業主、被保険者、保険者の協力により復元作業を行 う。(資料より)	一部を除き復元。(資料より)
10	愛知 熱田	昭和20年6月9日	戦災	①戦災により焼失 ②文書、資料が焼けておらず詳細は不明、おそらく厚年被保険 者名簿、資料は焼失。 (現笠寺、半田事務所管轄含む) 旧台帳、年金番号の抽出索引票は別の場所(愛知県内)で管理 されていたため直接の被害なし。 厚生年金被保険者名簿はおそらく焼失している。記録の管 理方法は不明。	おそらく昭和21年初頭頃から旧台帳、払出索引票をもと に事業所の協力を得て復元したと思われる。 復旧状況にかかる資料は無い。(OBより聴取)	昭和21年初頭頃の現存事業所の現存被保険者の名簿は 復元。(OBより聴取)
11	愛知 熱田	昭和34年9月26日	風水害	①伊勢湾台風による風水害 ②被保険者名簿、年金番号払出し索引票の一部水につかり、記 載が滲んで不明になる。	被保険者名簿等を乾かしたと思われる。(OBより聴取)	不鮮明なまま特に復旧はしていない。(OBより聴取)
12	福井 武生	昭和23年頃	地震・豪雨	①地震と豪雨で県庁が浸水 ②年金番号払出簿が浸水 県庁(城址)の倉庫に記録を保管。	再作成した(OBより聴取)	震災後の豪雨により年金番号払出簿に滲みが確認された ため、乾かした上で上からならざるなどし復元した。(OBより 聴取)
13	福岡 福岡	昭和30年2月20日	火災	①社会保険事務所に隣接する支払基金が焼失 ②延焼危機回避のため、旧台帳を退避の際、滅失	—	旧台帳の特定は不可、紙被保険者名簿、払出簿の損害はな し。(OBより聴取)
14	福岡 久留米	昭和28年6月	水害	①昭和28年西日本水害による浸水 ②被保険者名簿のインクが水害により滲む。 喪失年月日、氏名等が判読できないものが実在。	被保険者名簿の滲んだ部分を上からならざるなどしている ものがあるが、復元時期・方法等は不明。喪失処理や算 定の際に事業所から聴取の上復元したとも聞いている。 (OBより聴取)	—
15	福岡 直方	昭和28年2月2日	火災	①火災により事務所焼失 ②被保険者名簿を焼失、払出簿被害なし(不明部分はある)	現存被保険者→事業所と記録照合 喪失被保険者→事業所(現存)の名簿等から復元作業を 行う。 全被保険者に係る被保険者名簿→払出簿から復元作業 を行う。(資料より)	現存被保険者→昭和28年10月算定基礎時までに復元 喪失被保険者→大部分が復元 全被保険者に係る被保険者名簿→連絡が取れなかった事 業所については復元できず。(資料、OBより聴取)
16	大分 大分	昭和23年2月9日	火災	①大分県庁の火災 ②厚年台帳を焼失(新聞記事より)	事業所の協力を得て再作成(新聞記事より)	復元作業は行った(OBより聴取)
17	大分 大分	昭和34年か35年頃	風水害	①台風により事務所が浸水 ②台帳の種類は不明、県庁の地下2階倉庫で保管していた。	復元作業は行った(OBより聴取)	実質的な被害なし(OBより聴取)
18	鹿児島 川内	昭和44年6月30日	水害	①大雨による川のはんらんで行方不明 ②事務所1階倉庫が水に浸かり国年台帳転記済みの検認台紙 及び切り替え済みの旧台帳が水に浸かる。 件数等は不明。	水が引いた後に倉庫の清掃を行った。(OBより聴取)	実質的な被害はないため、特段の復旧作業は行わなかつ た。(OBより聴取)

社労士アンケートにおける提案を踏まえた

新たな記録回復基準設定に向けた取組みについて

社会保険労務士を対象に本年8月に行ったアンケートにおいては、年金事務所段階で年金記録を回復できるようにするための「新たな記録回復基準」について、多数の御提案が寄せられた。

この結果を参考に、主に、これまで総務省年金記録確認第三者委員会（以下、「第三者委員会」）における個別の調査審議によって「あっせん」とされてきた類型の事案を、年金事務所段階での簡易・迅速な記録回復の対象としうるかという観点から、年金記録回復委員会実務検討会において、年金局、第三者委員会事務局や日本年金機構の意見も聞きながら、御提案の集約・整理を行った上で、数次にわたり議論を行った。以下は、その結果をとりまとめたものである。

1. 厚生年金特例法事案について

現在の取扱いでは、厚生年金特例法事案（注）について年金記録を回復するためには、第三者委員会において、事案ごとに個別に調査審議を行い、あっせん案を作成する作業が必要である。

今般、社労士アンケートにおいては、「賞与届出漏れ」や「月末退職事例」といった厚生年金特例法事案にかかる記録回復基準を設けるべきとの御提案を多数いただいたところであり、厚生年金特例法事案について、年金事務所段階において簡易・迅速に記録回復を行うことができるよう、以下の検討を進めている。

（注）年金記録に係る申立てのうち、厚生年金に関する事案（脱退手当金を除く）は、内容により、「厚生年金特例法事案」と「厚生年金本法事案」に分かれ、適用法令が異なる。（別紙参照）

（1）年金事務所段階での記録回復が行えるための枠組みの構築

厚生年金特例法事案について、現行の厚生年金特例法の下で、第三者委員会の個別の意見がなくとも年金事務所段階で記録回復ができるような新たな仕組み（素案別添）を設け、申立者の簡易・迅速な記録回復を図りその負担を軽減するため、法的・実務的論点について、年金局と第三者委員会事務局との間で、協議中（内閣法制局は基本的方向性について説明・了解済みである。）。

（2）具体的な記録回復基準（未申立従業員への対応を含む）

上記（１）の枠組みの検討と並行して、当該枠組みが導入された際の具体的記録回復基準（第三者委員会の「包括的意見」の内容）について、第三者委員会のこれまでのあっせん事例との整合性や、日本年金機構での事務負担なども踏まえつつ、適用事業所で勤務実態があり保険料が控除されていることが確認できる事案、同一企業グループの中での転勤に伴い厚生年金被保険者期間の空白が生じている事案、賞与の届出漏れがある事案、厚生年金の適用事業所ではなかったが法律上の適用事業所要件を満たしていた事案、第三者委員会のあっせんがあった転勤事案等の元同僚の取扱などについて考え方を整理するたたき台を作成したところであり、今後、「転勤事例」等に係るあっせん事例分析（１１月末頃まで作業が必要）の結果も踏まえ、さらに検討を深める。

２．厚生年金法本件事案

厚生年金法本件事案として、標準報酬遡及訂正事案の回復基準３条件のうち、２条件を満たす事案にかかる新たな回復基準設定等について、御提案をいただいた。

- 標準報酬遡及訂正事案に係る回復基準（２条件に該当するもの）
（対応）

この事案については、サンプル調査の結果、３条件全てに該当する事案と比較すると「年金記録に事実と相違がある」事案の割合が少ないことが判明している。

そのため、２条件に該当することだけをもって記録回復につなげることは不十分であると考えられるが、「２条件該当」に加えて何らかの追加的条件を加えた新たな回復基準の設定を検討することとし、どのような条件を満たせば記録回復につなげることとするのか、第三者委員会で採り上げられた事例の分析（１カ月程度の期間が必要）等を進め、その結果を踏まえて検討を行うこととする。

（参考）「不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約 6.9 万件）の抽出に用いた記録のうち２条件のみ又は１条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について」

「事案と相違あり」と回答した者の割合

- ・ ２条件のみ該当ケース：12%（1055 件中 129 件）
- ・ １条件のみ該当ケース：3%（1131 件中 39 件）

- 事業所が在籍を認め、陸海軍に召集されていたことが軍歴証明書で確認できる場合。
（対応）

第三者委員会のあっせん事例分析（２～３週間程度の期間が必要）の可否及び結果を踏まえて検討。

3. 国民年金事案

国民年金事案として御提案のあった以下の項目は、第三者委員会におけるこれまでのあっせん事例を踏まえると、いずれも、記録回復基準としうる内容である。

ただし、具体的な基準とする際には、第三者委員会事務室において一定の時間をかけて、あっせん・非あっせん事例の分析を行うことが必要であることや、これまでのあっせん件数が僅少であり、費用対効果が高くないものもあることに留意が必要である。

このため、まずは一定の効果が見込まれる厚生年金特例法事案への対応を優先させることとし、国民年金事案にかかる記録回復基準は、第三者委員会でのあっせん事例分析を依頼した上で、その結果に基づき改めて検討を行うこととしたい。

○ 申立期間について、同居の親族が納付済みの場合 (対応)

現在の記録回復基準においては、同居親族の納付状況は、すでに「申立期間が1つの場合であって、かつ、申立期間が1年超2年以下である場合」における要件の1つとされている。

このため、同居親族に関して、「申立期間が納付済み」であることに加えて、何らかの要件を追加することにより、申立期間に関する条件を緩和し、より長期間（2年以上）又は複数回の未納についての基準を設けることが可能か、第三者委員会のあっせん事例分析（2～3カ月程度の期間が必要）の結果を踏まえて検討。

○ 払出日が過年度納付できる期間であり、払出日以降未納がないなど一定の条件を満たす場合 (対応)

第三者委員会のあっせん事例分析（半年程度の期間が必要）の可否及び結果を踏まえて検討。

○ 納付組織経由で保険料納付が行われていた期間であって、集金人の発行した預かり証を所持しているケース (対応)

第三者委員会のあっせん事例分析（1カ月程度の期間が必要）の可否及び結果を踏まえて検討。

○ 毎年免除申請していたにもかかわらず、途中の期間のみ未納となっている場合 (対応)

申立期間の数及び長さ等にかかる要件を追加した記録回復基準を策定することについては、第三者委員会事務室からも提案のあったところであるが、こうした基準に該当するこれまでのあっせん事例が僅少（昨年末までの処理事案のうち9件）であるた

め、基準設定による効果を含めて検討する必要がある。

4. 年金事務所段階での記録回復基準以外の検討項目について

いただいた回答の中には、年金事務所段階での記録回復基準そのものに関する御提案以外にも、様々な貴重な御意見をいただいた。このうち、以下のものについて、御意見の趣旨を踏まえ何らかの対応が可能か否かの観点から、年金記録回復委員会実務検討会において検討を行ったものである。

(1) 国民年金に関する事項

○ 任意加入期間の未納期間を合算対象期間とする御提案について

かつて国民年金の強制加入被保険者とされていなかった20歳以上の学生期間や被用者年金被保険者の妻（専業主婦等）については、任意加入していなかった期間は合算対象期間とされ、年金受給資格期間に含まれている。

一方、こうした期間中、自ら申し出て任意加入したものの、保険料を納めずに未納となっている期間は、現行法上は合算対象期間（年金受給資格期間）に含まれないこととなるが、この期間について合算対象期間として認めるべきとの御提案があった。

本措置を実施する場合には法改正が必要であり、「未納期間」を遡って「合算対象期間」扱いとすることの法制上及び実務上の論点を踏まえ、引き続き検討が必要である。

○ 申立人の記録回復と共に、配偶者の第3号被保険者期間に影響を及ぼす場合の取り扱いに係る御提案について

同一企業グループの中での転勤に伴い厚生年金被保険者期間の空白が生じている事案（前記1（2）の転勤事案）について、第三者委員会に送付することなく年金事務所段階で記録回復を行うべきとの御提案を多数いただいているが、こうしたケースの中で、空白期間に厚生年金被保険者資格が認められることに伴い、配偶者の第3号被保険者資格に影響を及ぼす場合について、対応が必要になる旨のご提案をいただいた。

現在、同一企業グループ内の転勤があった事案について、第三者委員会での調査審議を踏まえて、厚生年金被保険者資格の確認が行われた場合には、平成20年3月の通知に基づき、その配偶者の被保険者資格について、届出がなくとも、年金事務所において事実を確認した上で、その事実に基づき届出済の第3号被保険者期間に訂正を行うこととされている。

今後、厚生年金特例法事案について、年金事務所段階において被保険者資格に関す

る記録訂正を行うことが可能となった場合には、配偶者の被保険者種別を変更すべき事例が生じると考えられるため、この場合も、配偶者からの種別変更届提出を求めることなく、事実を確認した上で記録訂正を行うことができるよう、通知の整備を行うこととする。

(2) 厚生年金に関する事項

○ 船員保険と厚生年金の加入記録が重複する場合に係る御提案について

現在、厚生年金の被保険者資格が2以上重複する場合には、合算した標準報酬として取り扱っているところであるが、異なる制度である船員保険と厚生年金の期間が重複する場合には、年金額算定上有利な船員保険の記録を優先し、厚生年金保険料について、事業主を通じて還付する扱いとなっている。

その際、事業主がすでに存在していない場合には、厚生年金保険料が還付できないことに対応するため、①厚生年金と船員保険の標準報酬を合算する仕組みを設ける、又は、②被保険者に直接保険料を還付する仕組みを設けることについて、御提案をいただいた。

このうち、①については、すでに廃止された制度である船員保険の給付について、法律改正を行う必要があり、また、現在までに厚生年金保険料が還付された人についても改めて合算して年金を支給し直す必要が生じるなどの難しい論点がある。

一方、②については、事業主が不存在の場合に、本人に直接保険料の還付を行うとの御提案であるが、現行制度上は、保険料の納付義務者は事業主であって、被保険者本人ではない中で、法制上及び運用上どのような対応が可能か、検討を進める必要がある。

(3) 脱退手当金関係

○ 脱退手当金を加算金付きで返納させ、脱退手当金の根拠となった期間を改めて年金の算定基礎とする仕組みの創設の御提案について

脱退手当金は、通算制度がなく制度が分立していた厚生年金制度の発足当初、加入期間が短く、年金受給権が発生しない被保険者に対して、本人が請求した場合に支給するものとして設けられた制度であり、支給後はその期間を被保険者でなかった期間とみなすものとされている。また、現在では経過措置を除いて廃止されている。

脱退手当金を受給された方はこれまで640万人以上おられ、また、年金記録上は脱退手当金を支給されたことになっているが、自らは受け取っていないとして記録回復を求めている方がいる中、受け取った脱退手当金を加算金付きで返還して、年金につなげられるようにするという趣旨の御提案をいただいた。

本措置を実施する場合には、法改正が必要となるが、

- ・ 当時の制度の中で、自らの意思で脱退手当金を選択し、請求した人に、高齢になってから年金への変更を認めることをどう考えるか。
- ・ 財源をどのように確保するか。後からそのような変更を認め、保険料財源や税財源が用いられることに理解がえられるか。

といった問題についての検討が必要と考えられる。

なお、「脱退手当金を請求・受領したことが明らかな方」ではなく、かつて脱退手当金を受領した覚えがないのに、年金記録上「脱退手当金支給済」とされている方（年金記録問題の対象者）への対応策にもなるとして、脱退手当金の返納制度を設ける趣旨の提案もいただいている。年金記録問題の解決に向けて、こうした方への対応は検討課題であるが、そもそも脱退手当金を受領していないと主張している方に対して「受給したはずの脱退手当金について、加算金付きで返納を認める」制度を設けることについて、理解を得られるのか、といった論点がある。

5. 上記以外の社労士アンケート御提案項目について

上記以外に社労士アンケートで御提案のあった項目は、

- ・ 当該要件のみでは、実際に申立通りの事実であったと推認することは困難であり、第三者委員会で非あっせんになってしまうような事例が含まれてしまうと考えられる、
- ・ 当該事案に該当するか否かについて、年金事務所段階において定型的に判断するための具体的要件が不明であるか、定型的判断になじまない、

といった理由から、現時点において、年金事務所段階の記録回復基準にそのまま用いることは困難であると整理されたものである。

「厚生年金保険法本事案」と「厚生年金特例法事案」について

	厚生年金保険法本事案	厚生年金特例法事案
対象事案	<p>○ 被保険者資格の得喪・標準報酬につき、事業主から届出等はあったにもかかわらず、年金記録が誤っていると判断されるもの。</p>	<p>○ 事業主が被保険者資格の届出を行っていない等により、厚生年金保険法による対応ができない場合であり、 ○ 事業主が保険料を控除した事実があるにも関わらず、保険料納付義務を履行したことが明らかでないケース ※ 厚生特例法事案について記録訂正を行うためには、第三者委員会の「意見」が必要。</p>
記録訂正の方法	<p>○ 第三者委員会において、申立事案についての調査・検討を踏まえ、年金記録の訂正に関する判断を行う。</p> <p>○ 「記録回復基準」に該当するものについて、第三者委員会での調査審議を行うことなく、年金事務所段階で記録の訂正を行う。 ※ 「記録回復基準」は、これまでの第三者委員会の先例を踏まえ、第三者委員会で調査審議を行った場合に「あっせん」されると考えられる事案の要件を明らかにするもの。</p>	<p>○ 現行は、厚生年金特例法事案については、全て第三者委員会での個別の調査審議（上欄）により対応しており、年金事務所段階での記録訂正は行われていない。</p> <p style="text-align: center;">今般の検討課題</p> <p>○ 「包括的意見」に該当するものについて、第三者委員会での調査審議を行うことなく、年金事務所段階での記録の訂正を行えるよう、年金局と第三者委員会事務室の間で協議中。</p> <p>※ 「包括的意見」は、これまでの第三者委員会の先例を踏まえ、第三者委員会で調査審議を行った場合に、対象事案と判断されるような事案の要件を明らかにし、要件を満たすものにつき、包括的に「対象事案であるとの意見」を行うもの。</p> <p>【対象となり得る事案の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務実態及び保険料控除について物証（給与明細等）がある場合 ・ 同一企業グループ内の転勤で、一定の要件をみたすもの

一定の類型の厚生年金特例法事案について、第三者委員会から「包括的意見」をいただき、年金事務所において個別事案について適切に年金記録を訂正する仕組みについて（素案・未定稿）

○ 現在、第三者委員会によるあっせんは個別事案ごとに行われているが、年金記録問題の早期解決を図るため、第三者委員会は「〇〇という条件を満たす一定の事例については、年金事務所段階で記録訂正すべき」との包括的な意見を行うことも可能とする。

※ このような厚生年金特例法の解釈について、内閣法制局には基本的方向性について説明・了解済み。

○ 厚生労働大臣は、当該包括的意見の個別事案への当てはめを行い、年金記録の訂正を行うこととする。

※1 包括的意見の性質、それに基づく記録訂正の性質については、今後更に検討する必要がある。

※2 なお、厚生労働大臣の判断の結果、ある個別事案について、包括的意見に基づく年金記録の訂正がなされなかったとしても、別途、第三者委員会での調査審議によるあっせんを求めることは可能。

○ 記録回復のためには、法律上は厚生年金特例法のスキームに乗せることが必要となるため、このような形となるが、実際には、第三者委員会での調査審議を経ずに、年金事務所段階で、事実確認の上記録訂正を行う（職権訂正と同様の効果）ことになる。

※ 厚生年金特例法上の論点については、更に検討を行う。

○ よって、例えば、「月末得喪事案」や「賞与届出漏れ事案」といった「一定の類型化が可能で大量の申出が予想される事案」について、類型化を行うことが可能となれば、第三者委員会が個々の事案の調査審議・あっせんを行う必要がなくなり、その負担が大きく軽減されることになるとともに、年金事務所での事実認定に基づき年金記録の訂正を行うので、迅速な年金記録の訂正につながると考えられる。

資料3

社会保険労務士アンケート結果と対策の検討

本資料は、平成25年6月に年金記録問題に関する特別委員会から全国社会保険労務士会連合会に依頼した年金記録問題の再発防止対策等のアンケートについて「385件」の回答があり、このうち普遍的で身体的提案、問題提起のあるものについて、これに対する厚生労働省年金局及び日本年金機構の現在の考え方を記述したものである。(なお、「社労士からの提案、問題提起」の欄は、アンケート回答のものを、適宜複数から同趣旨の回答のあるものは1つにまとめたり、要約を行ったりして作成している)

平成25年10月31日
日本年金機構

I 記録問題への対応

項番	社労士からの提案、問題提起	考え方
1	<p>年金請求時等において、旧姓や読み方違いによる漏れがないか徹底的に検索し、加入歴の聴取を十分に行うべきと考えるが、勤務先名称や基本情報(氏名・生年月日等)が屋号や間違いにより異なる場合や、生年月日が異なり、通常の氏名・生年月日検索や単純なマイクログリッド検索では見つかからないケースなど、相談担当者のレベルにより記録発見に差が生じる可能性についてのように対応しているのか、</p> <p>また、ホテルや旅館・パチンコ店など店舗名(屋号)と適用法人名が違ふこと、名称の変更や所在地変更が繰り返されたことで、事業所記録が見つかからないケース、それにより本人の記憶と実際の名称が違っている場合があることなどのように対応するのか。(同趣旨ご意見=15件)</p>	<p>年金請求時等における年金記録の確認調査に際しては、「年金請求時等における記録の確認手順川」により統一的な調査手順を定めた。旧姓での記録、生年月日の相違にも対応できるよう、氏名については他の読み方、よく間違われる読み方をご本人に確認し検索するほか、生年月日は必要に応じて幅を持たせて調査することなど統一的に行うことにより、今後は、窓口担当によって結果が異なることのないようになっている。</p> <p>また、機構LANには市町村の統合状況や屋号と適用品事業所の関係について、一部の年金事務所が保有していた資料など記録回復に役立つ資料を掲載している。</p>
2	<p>オンライン上の氏名のフリガナが異なっている場合の対応として、旧台帳(カセット記録)の整備が必要ではないか。</p>	<p>旧台帳記載の漢字氏名については既に紙台帳検索システムでの検索が可能であり、オンライン上のカナ氏名が相違している場合の対応としてこの機能を活用することが考えられる。なお、旧台帳(カセット記録)にはカナ氏名は記載されていないため、実際に対応することは困難であることを御理解いただきたい。</p>
3	<p>年金記録問題第三者委員会で、本人記録確認の過程で収集した情報の中には、他の者の記録確認に有用なものがあると考えるが、有意義に活用しているのか。</p>	<p>年金記録確認第三者委員会が調査過程で収集した資料については、年金事務所等での記録確認作業に資するためその一部を提供いただいており、個々の相談ケースでの活用を図っている。</p>
4	<p>船員保険特有の問題(船員手帳では加入記録が確認できないなど)により、記録確認が困難なケースにはどのように対応するのか。</p>	<p>船員保険の記録については、記録確認において厚生年金と異なる点があることから、経験者を講師とした研修を定期的開催するなど、困難ケース(例えば船員手帳に船舶名称のみ記載されており船主名の記載がない場合の調査方法等)への対応を図っている。</p>

5	<p>外国人氏名のカナの振り方は決まっていない。オンラインに記録されているフリガナが異なる場合、記録確認が困難と考えるがどう対応するのか。</p>	<p>外国人のカナ氏名については、これまでカナで届出のあった氏名をそのまま収録していたが、外国人の住基への登録が制度化されたことに伴い、24年7月から国民年金、25年7月から厚生年金と被扶養者(国年3号)について、アルファベットにより収録することとしており、更に今後、資格取得届、被扶養者(異動)届(国年3号届)、氏名変更届等を提出する場合、「アルファベット氏名」を記載することを事業主に義務付ける方向で検討している。</p> <p>なお、これまで収録されたものについては、お客様の申し出内容等から様々な検索を行い対応することになると考えられる。</p>
6	<p>遺族、特に故人の場合の記録の確認は、ご本人の記憶を基に記録を探すことができず、通常の記録確認に比べて難しい。遺族関係の記録確認についてはどのような配慮を行っているのか。(同趣旨ご意見=5件)</p>	<p>亡くなられた方の記録の確認は、ご遺族の記憶や亡くなられた方の生前の資料等による方法とならざるを得ない。ご相談の際にそういった資料等をご持参いただくようお願いしている。</p> <p>また、ねんきんネットを活用し、ご遺族の方も死亡者の未統合記録の検索も可能としている。なお、そのようなご記憶が全くなしに参考となる資料もない場合は、ご本人の記録として統合することはできないことを御理解いただきたい。</p>
7	<p>カセットオープンしていない旧台帳記録(マイクロフィルム化したオンラインに記録していないもの)も全てオンラインに記録すべきではないか。また、事業所記号がオールゼロ(不明)となっている記録が多すぎるが、これが記録問題の解決を遅らせている原因ではないか。(同趣旨ご意見=3件)</p>	<p>カセット記録の旧台帳を全てオンライン収録することは、費用や必要人員等を総合的に判断し行わないこととしており、実際に対応することとは困難であることを御理解いただきたい。</p> <p>ただ、お客様対応に必要なものは、年金事務所においてカセットオープン(旧台帳記録をオンラインに打ち込む作業)を行っている。事業所整理記号については、旧台帳記載の事業所名称から当該記号を特定することは困難であるため、オンラインへの収録時には「オール0」とせざるを得ないが、旧台帳記録は紙台帳検索システムで、手帳番号・氏名等をキーとして検索利用が可能であり、必ずしもご指摘のような記録問題の解決を遅らす原因にはなっていないと考える。</p>

8	<p>終戦後、駐留軍関係機関に雇用されていた場合、事業所名が判然としないため、記録確認が困難であるが、これについてのよう に考えるか。</p>	<p>駐留軍関係の勤務記録は、各地の渉外労務管理事務所名で適用され ていたが、一部は基地内の事業所名で適用されていたケースもあり、 渉外労務管理事務所を管轄していた都道府県等の公的機関で確認 できる場合がある。ただし、ご本人の記憶が十分でない場合、この ような確認も困難となる場合があることから、できるだけ当時の資料 等があれば相談の際にご持参いただくようお願いしている。</p>
9	<p>生年月日が違うこと、会社名が分からないなど(現在のルールで は)記録統合ができないものについて、他に同姓同名の方がいな ければ本人の記録として統合してもよいのではないか。</p>	<p>生年月日が違う場合、会社名や勤務期間をある程度記憶していて、 違う生年月日で働いていたことなどをお申し出いただいた場合は、他 に同姓の方がいなければ、本人の記録として統合している。しかし、 そのようなご記憶が全くなく他に参考となる資料もない場合は、ご本 人の記録として統合することはできないことを御理解いただきたい。</p>
10	<p>生活保護関係の記録確認においては、記録統合により受給権が 発生するようないケースは記録統合の手続きが行われるが、そうで ない場合(記録統合しても受給権が発生する期間には至らない場 合)はそのまま放置されることが多いと考える。このような、ある程 度記録の特定はできたものお客様意向で統合に至らなかつ たものについては、「確認済み」のタグをつけるなどの処理を行う ことができないか。</p>	<p>生活保護を受給されている方の記録確認では、受給権に結びつかない ために記録統合に至らないケースがあることは承知している。27年 10月に受給要件の短縮(25年→10年)が予定されていることを踏ま え、引き続き記録統合をお願いしたいと考えている。 なお、統合されなかった年金記録に確認のタグをつけることは困難で あるが、年金事務所での相談内容(他の年金事務所での相談も含め て)の事績は管理しており、将来、再度相談を頂いた際にその情報を 活用したいと考えている。</p>

11	<p>加給年金が加算される要件等※について説明誤りがあり、そのため配偶者の加給年金が停止になったり、お客様の振替加算が加算されない等の不利益があった場合の対応が、謝罪と事務処理誤りの公表だけでは不十分であるため、救済措置の検討が必要ではないか。</p> <p>※加給年金は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例(40歳(女性の場合は35歳)以降15年以上)を受け(以下、「老齢満了」という。)方が、定額部分の支給開始年齢に達した時点で、その方に生計維持されている加給年金対象者がいる場合に支給されます。また、配偶者が老齢満了している老齢年金または障害年金を受給している間は加給年金額は支給停止になります。</p>	<p>加給年金に関する説明誤りがあったお客様に対する救済措置については、法律上支給要件に該当しない為困難であることを御理解ください。なお、お客様への対応として、機構としては、謝罪を行うとともに、ご理解いただけるよう可能な限り丁寧に説明させていただきます。</p> <p>また、事務処理誤りを削減させるために、システム改善、マニュアル等の整備及び現場における勉強会など各種取組を実施している。ご指摘の説明誤りについても、加給年金及び振替加算の加算要件、時期、金額等の留意事項についてマニュアル等の周知徹底を図っている。</p>
----	--	--

II 再発防止への対応

項番	社労士からの提案、問題提起	検討の方向
<p data-bbox="268 1778 300 2054"><御本人への確認></p>		
1	<p data-bbox="496 1122 667 1968">再発防止は制度の周知から。最終的には、個人個人が自己防衛、管理が必要になると思う。その為には制度を知って自分でチェックできること。(定期便など既に実施済)より一層制度の周知ができるよう学校教育等で拡大を図る。 (同趣旨ご意見=4件)</p>	<p data-bbox="339 179 788 1099">現在、公的年金制度の周知については、 ①年金記録を被保険者に郵送でお知らせする際に、制度に関するパンフレットを同封しているほか、 ②日本年金機構の職員が高校・大学等に出向き、制度に関する説明会を開催する、 などの取り組みを行っている。 今後はこれらの取組をさらに推進するとともに、公的年金制度に関するホームページの充実など、制度の周知に積極的に取り組むこととしている。 なお、ご提案の学校教育の活用については、厚生労働省としても重要な課題と認識しており、現在行われている「社会保障の教育推進に関する検討会」での意見を踏まえつつ、今後、その在り方について検討してまいりたい。</p>
2	<p data-bbox="911 1111 1150 1968">「ねんきん定期便」については「わかりにくい」「読む気がしない」等の意見も聞きます。標準報酬の極端な減額については「赤字」で表示したり、厚生年金制度についてもっと説明するなど、年金加入者・被保険者自身が、年金制度を理解した上で、直近の年金記録を常に確認することで、正しい記録を積み上げる方向に変えていくことが望ましいと思う。 (同趣旨ご意見=4件)</p>	<p data-bbox="930 179 1137 1099">「ねんきん定期便」でお知らせする内容については、国民の皆様から様々なご意見をいただいているが、「ねんきん定期便」については限られたスペースの中で簡潔に表示することが必要となっている。 この「ねんきん定期便」の様式は、毎年、国民の皆様からのご意見のほか、お客様向け文書モニター会議等のご意見も踏まえ、随時、必要な改善を行っている。</p>

3	<p>基礎年金番号でしっかりと記録の管理をしていく必要がある。重複付番の防止のため、適用時の疑重複調査を徹底し、新規加入の際の同一人疑いリストのチェックを徹底するほか、戸籍の添付や住基コードの登録をさせるなどの対応が必要ではないか。(同趣旨ご意見=5件)</p>	<p>平成24年10月より、資格取得届に基礎年金番号の記入がない場合には、事業主に本人確認を求めている。また、平成25年4月からは重複付番の疑いのある場合には、基礎年金番号で別管理している。更に、疑重複調査に未回答な方へ自動的に督促を行うことにより、調査を徹底している。このような取組を進めることにより、重複付番の防止、適正な記録管理に努めていることを御理解いただきたい。</p>
4	<p>基礎年金番号の付番について未だに基礎年金番号を持たず、特別便等の年金情報が全く送付されていない人が一定数存在している。後納制度の対象期間中に、何らかの広報を行うことで、手番のみの方の掘り起こしと確認を行ってみてはどうか。</p>	<p>基礎年金番号制度創設前の加入履歴(手帳番号)しか持っていないなど、基礎年金番号をお持ちでない方に対しては、これまでも基礎年金番号への切り替えについて機構HP等により周知しているほか、年金相談等の際に判明した場合は、基礎年金番号を付番してきている。引き続き対応を図ってまいりたい。また、後納制度が平成15年度以降が対象となることから対象者が限定されることや対象者を把握することが困難であるため、基礎年金番号への切り替えについては、市町村等に広報素材を提供する方法で周知を図ることを御理解いただきたい。</p>

5	<p>番号制度の導入に関して、個人番号と基礎年金番号の紐付け作業は困難であり、記録問題と同じようなことが起こらないようにする必要はあるが、個人番号と基礎年金番号の紐付け作業などに必要な準備期間がたりないのではないかと、記録問題の再発防止のため、個人番号を活用した適用的業務等について具体的に検討すべきである。 (同趣旨ご意見=6件)</p>	<p>機構では現在、住民票コードと基礎年金番号の紐付け作業を進めており、受給者についてはほぼ全員(99%)、被保険者については約9割の収録率(平成25年3月現在)となっている。個人番号の紐付けはすでに紐付けられた住民票コードをキーに行うことにより確実かつ効率的に行うことができると考えている。また、番号制度導入時にこの方法により個人番号が紐付けられなかった者については、平成28年中に本人等への照会などにより個人番号の紐付けを進めることとしている。平成28年1月の番号制度導入時には年金の相談・照会時の本人確認に個人番号の利用を開始し、1年後の平成29年1月からはお客様からの各種届出、申請等でも個人番号の利用を開始することとしている。</p> <p>番号制度導入後は、住民登録に基づき付番される個人番号を基に適用業務を行うことで、本人確認を確実にし、重複付番や偽名での加入などを防止するとともに、住基ネットから取得した氏名、住所をシステム的に収録することで機構での入力誤りを防止するなど業務の適正化を図ることができると考えている。</p> <p>今後、番号制度全体の動向も踏まえつつ検討した上で、機構における具体的な事務処理等について、平成28年1月に向けて随時、年金事務所等への情報提供を行ってまいりたい。</p>
6	<p>電子申請やオンライン申請にして、受け付けたデータを筆記や加工しない。</p>	<p>紙媒体による届出の場合、「明らかな誤字、脱字等の軽微な不備」については、処理の迅速化の観点から業務処理要領(マニュアル)に基づき、補正処理を行う場合があるが、基本的には不備があった場合については返戻により再提出を求めている。</p> <p>電子申請やオンライン申請により提出される届書は、必要項目をシステムチェックすることから不備返戻の減少に繋がるとともに、事業所の事務処理の効率化及び機構の事務処理誤りの防止に効果が期待できることから、電子(媒体)申請を推進する取組を実施している。</p>

<事務フロー>

7	<p>機構は、「磁気媒体申請」を推進しているが、「磁気媒体申請」だと「入力誤りがない」ということにはならない。また、磁気媒体申請したデータの控え等は事業主にはないため、「事業主側で入力したデータ」イコール「日本年金機構に保存されているデータ」ではない場合、間違っているデータだと言えない状況にあり、どの時点で間違ったのかが分からないリスクがある。</p> <p>近い将来、個人番号により情報連携等されるという構想をお持ちであれば、「磁気媒体申請」ではなく、「オンライン申請」に軸足を移す動きになるのではないかと。</p>	<p>「磁気媒体申請」については、提出された媒体によりシステム的に処理を行うことで人的要因による入力誤りの防止が図られることから、機構として対象となる届出書の範囲を拡大し推進している。</p> <p>なお、機構が提供する届書作成プログラムで届書ファイルを作成する場合、入力したデータはパソコンのハードディスクに保存されるようになっている。また、機構が公開している仕様書に基づきソフトウェア開発会社で作成したソフトにより届書ファイルを作成する場合においても、仕様書の中で利用者において「副」の作成・保管を求めているもの。</p> <p>そのため、機構に提出したデータについては、事業主側で確認できる仕組みになっている。</p> <p>「オンライン申請(電子申請)」については、人的要因による入力誤りの防止とともに、利用者の利便性向上などの観点からも今後も積極的に推進していきたい。</p> <p>なお、番号制度導入後の「オンライン申請」については、番号制度における「マイ・ポータル」の活用などと併せて、今後検討を進めていくこととしている。</p>
8	<p>届書の入力に際しては、ダブルチェック、トリプルチェックなど、チェック体制の強化が必要。また、単なる入力作業ではなく重要なことであるという認識と職員の質の向上が必要である。 (同趣旨ご意見=13件)</p>	<p>届書の入力についてはダブルチェックを行う旨マニュアルを整備し、チェック体制の強化を図っている。職員に対しては今後ともマニュアル遵守の徹底を図っていきたい。</p> <p>なお、健康保険・厚生年金保険適用関係の届書については、パンチ入力として外部委託しているが、全入力項目について別人による2度打ちする機能を活用し、入力誤りの防止を図っているところである。</p>

9	<p>「年金記録問題」再発防止策として、「届書作成支援プログラム」が検討されているようだが、重要なポイントは「入力内容(数字や項目の相関関係)がシステムの行っているチェックの範囲内に収まっている」アイコン「入力内容が正しい」、「実態、事実と合っている」ということには決してならないということである。</p> <p>また、「届書作成支援プログラム」に法令や制度的なチェックを設けたとした場合、各項目の入力の都度、チェックが行われると、警告メッセージやエラーなどが頻繁に表示されるようになり、結果、使用されないシステムが出来ることと思われる。日々、被保険者や被扶養者などの事実を確認しながら申請を行っている事業主側に一方的な業務負荷とならないようにステークホルダーにとって効率化、適正化を図れる仕組み作りをしてほしい。</p>	<p>届書作成支援プログラムは、利用者方への入力誤りを防止する為にシステム的なチェックを行うと共に、WMへの入力ミスを防止する為に入力項目を二次元バースコードに収録し機械的に読み込ませるものである。これにより、届書の不備返戻の減少による事務処理の迅速化、機構においても事務処理誤りの防止及び事務の効率化が期待できる。</p> <p>提出された届書については、これまで通り、「入力内容が正しい」かどうか職員による内容審査も行うこととしている。また、当プログラムのシステムチェックの設定にあたっては、利用者の操作性やニーズも考慮しながら、使用しやすいものとなるよう検討してまいりたい。</p>
10	<p>再発防止については、資格取得時に住民票コードで、氏名・生年月日等を確認したかどうか。</p>	<p>平成24年8月3日に厚生労働省より資格取得時の本人確認を事業主に徹底するよう通知され、これを受けて平成24年10月から、事業主に資格取得届提出時に年金手帳で基礎年金番号等によりご本人確認の徹底をお願いしている。住民票コードの利用については、事業主が求めなくてはならないこととされているため、事業主からの届出は困難である。</p>
<p><事業主一厚年></p>		
11	<p>適用事業所の事務担当に対する定期的な講習会を開催すること、特に新規加入適用事業所や社会保険の事務担当者が変わった事業所に対して資料配布や説明を徹底する。また、事業主に対して取得届提出時の厳格な本人確認(氏名・ふり仮名・生年月日を住民票等で確認)及び配偶者の確認を指導する。 (同趣旨ご意見=6件)</p>	<p>適用事業所の事務担当者(事業主)を対象とした事務講習会については、毎年、算定基礎届の提出時期に合わせて各年金事務所で開催し確保し実施している。なお、新規適用事業所に対する事務講習会については、一部の年金事務所でも実施しているに止まっているため、今後実施する体制が整うかを含め検討したいと考えている。また、平成24年10月から、資格取得届提出時に年金手帳で基礎年金番号等によりご本人及び配偶者確認ができない場合には、資格取得届を事業主へ返戻し処理を行わないこととしている。</p>

12	<p>「資格取得届」「月額変更届」「算定基礎届」について、決定と同時に被保険者本人への通知について事業主に徹底する。また、届出書への本人の押印を求め控えを本人に交付することはできないか。 (同趣旨ご意見=4件)</p>	<p>事業主による各種決定通知書の本人への通知については、厚生年金法等により事業主に課せられた義務であり、現在、事業所調査時や各種説明会の機会を通して周知・広報及び事業主に対する指導を行っている。事業所調査による指導で、被保険者等へ通知されていない場合は、罰則が適用されることとなっている。 届出書に本人の押印を求めめることは、現在、連名式であり他人の個人情報が見えてしまうため適当でなく、これを個票に変更することは、事業主への事務負担増が伴うため困難と考える。</p>
13	<p>標準報酬月額の見直しや遡及としての標準報酬月額の訂正や賞与の訂正がされている場合は、それが正当な内容なのかどうか、適用の段階で年金事務所での確かな審査を行うほか、定期的な調査を計画的に進めるべきである。 (同趣旨ご意見=1件)</p>	<p>月額変更届が60日以上遡って提出された場合や標準報酬月額を大幅に引き下げられる場合等については、貸金台帳や出勤簿の提出を求め、届出の事実確認を申請時に行うこととしている。また、全ての適用事業所を対象に、4年に1度事業所調査を実施することとしており、事業所調査時において標準報酬等の適否や期限内に提出すること等の指導を行っている。</p>
14	<p>資格喪失届時に扶養者がいる時は、被扶養者異動届も提出させる。</p>	<p>被扶養者異動届を提出させることにより、第3号不整合問題の再発防止につながるものと考えるが、この場合、お客様にご負担をかけることになる。 そのため、機構においては、従来から配偶者の資格喪失を契機とした、第3号被保険者に対する種別変更届の届出勧奨を実施している。 また、配偶者の加入する被用者年金制度が変わったときは、3号被保険者にかかる種別確認届を、事業主を経由して届出ることとされている。 これに加え、今般公布された厚年法等改正法において、第3号被保険者であった者は、配偶者の扶養から外れた場合は、その旨を事業主を経由して届出ることを義務化(平成26年12月施行予定)しており、お客様にできる限り負担を課すことなく、3号不整合問題の防止対策を講じている。</p>

15	<p>記録問題の再発防止のために、以下の事項について事業主、被保険者に対して義務化する。</p> <p>①事業主に対して年金手帳に、入社日、算定、月変、喪失などの記録を記載させる。</p> <p>②10人以上の企業に対して社労士による調査を義務付ける。</p> <p>③30歳・40歳・50歳・58歳の人について、給与明細を年金事務所を持参してもらおうか企業が賃金台帳を年金事務所に持参し記録の確認または調査を行う。</p> <p>④給与明細書を法定様式にして、標準報酬月額と保険料率を記載する。</p> <p>⑤算定の決定通知書に被保険者の確認通知書を作成送付し、被保険者が確認したうえで確認通知書を提出してもらおう。(同趣旨ご意見=5件)</p>	<p>現行においても、事業主は資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を届け出る義務を負っている。また、提出された書類については年金事務所において事業所調査を行い、労働者名簿や賃金台帳等で届出に相違がないか確認しているところである。ご提案の内容は、事業主にさらなる事務負担を課すこととなるため、実現には困難が伴うと考える。</p>
16	<p>健康保険組合や厚生年金基金への届出様式を統一化する。</p>	<p>健康保険組合と日本年金機構への届出様式については、健康保険法施行規則と厚生年金保険法施行規則において、同一の様式が定められており、すでに統一化されている。</p> <p>ただし、様式の備考欄には、「必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。」と規定され、各保険者の判断で変更を加えることも可能とされているが、個々の変更の妥当性については、事務処理上の必要性・統一的な事務処理の要請等にかんがみ、各保険者において適切に判断されるべきものであると考える。</p> <p>厚生年金基金への届書は、「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」(昭和42年3月28日年企発第20号)の別添「厚生年金基金事務取扱い準則」第三一・(2)に記載のとおり、同時複写による作成として差し支えない。</p>

17	<p>法律上の罰則規定は非常に軽いものとなっており、いまだに数多くの未適用事業所や、標準報酬月額届け出誤りがある、罰則規定で厳罰を科すなどの対策をとらなければ何も解決しないと考える。</p>	<p>厚生年金保険法及び国民年金法の罰金額は、他の社会保険制度における罰金額との均衡も考慮しながら設定されており、平成16年の制度改正において、罰金額の引上げ等の措置を講じたところである。また、標準報酬月額の届け出誤り等に対しては、平成24年度から適用事業所すべてを対象に、少なくとも4年に1度事業所調査を実施することとしており、適用の適正化が図られるよう取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>なお、適用されるべきにもかかわらず、検査回避などを繰り返し、加入指導に従わない悪質な事業所に対しては、告発も視野に対応するとともに、告発を行った際には、事業所名等の公表を行うこととしている。</p>
18	<p>「脱法的手法」を防止する方策を検討する。</p> <p>例えば、海外法人を設立し、従業員を全員当該海外法人に移籍させ、海外から国内に出向させる、という形式的処理を行って標準報酬月額を誤魔化し(社会保険料の節約、と言われているように「すが」)を実施している事業所については、監督署等とも協力して、勤務実態から本来の標準報酬月額を職権で決定することは出来ないか。</p> <p>また、法人の他に個人事務所を設立し、従業員を「2事業所勤務」(形式上、法人と個人事務所の双方から給与が支払われている形を取る)とすることで、個人事務所から支払われている給与分の届出を行わない(標準報酬月額を誤魔化す)、といった手法を取っている事業所については、「2以上勤務」の一方が法人である場合、実態に応じて、個人事務所分の給与も合わせて標準報酬月額を決定する、といった形を取ることは不可能なのか。</p> <p>役員報酬について、月額を10万円とし、役員賞与で800万程度を支払う手法を取る場合、これを合法とせざるを得ないのであれば、せめて逆選択として、傷病手当金支給事由が発生した時に、遡って報酬月額の変更を届け出ることを禁止する、といったペナルティを設けることは出来ないか。</p> <p>標準報酬月額の低額届出問題については、明らかに違法な手法を探られていることも有るが、一方で、前述のような「脱法的手法」を探られた場合、年金記録問題(年金不信)は、どこまでも継続することになる(脱法＝違法ではない、ということだけで放置しておいても問題は無いのか)。</p>	<p>報酬とは、厚生年金保険法第3条において「いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」と規定されており、国内勤務者、海外勤務者の区別はなく、適用事業所から実質的に支払われているものは、原則全て報酬となる。</p> <p>海外法人を設立し、従業員を全員当該海外法人に移籍させ、海外から国内に出向させる場合においても、国内の適用事業所の指揮命令の下、労務を提供し、その対価として国内の適用事業所から報酬を受けているものであれば、その報酬に基づき標準報酬月額を決定することになる。また、国内の適用事業所の給与規定等により、海外法人から給与が支払われている場合は、その給与が実質的に国内の適用事業所から支給されていることが確認できれば報酬に含めることになる。</p> <p>法人の他に個人事務所を設立した場合においても、法人の指揮命令の下、労務を提供し、その対価として法人から報酬を受けているものであれば、その報酬に基づき標準報酬月額を決定することになる。また、法人の給与規定等により、個人事務所から給与が支払われている場合は、その給与が実質的に法人から支給されていることが確認できれば報酬に含めることになる。</p> <p>傷病手当金等の不正支給については、これに対応するため、健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第26号)により、協会けんぽに、事業主に対して立入検査等を行う権限を付与した。この権限などを活用して正確な標準報酬月額等の届出が行われるよう努めている。</p> <p>いずれにしても、「脱法的手法」が行われることのないよう、年金事務所による事業所調査において、労働者名簿や賃金台帳等で届出に相違がないか確認するなど、脱法的手法が行われることのないよう、事業主に対し、適正な届出を提出するよう指導に努めていきたいと考えている。</p>

Ⅲ 事務改善への対応

項番	社労士からの提案、問題提起	考え方
＜国年関係＞		
1	<p>3号不整合記録に関して、被用者年金制度の配偶者という定義が浸透していないため、3号喪失の届出の勧奨も届出に結びついていない。</p> <p>勧奨によっても届出がされない者については、職権で喪失させる現行の処理を徹底すべき。</p>	<p>配偶者が資格喪失した契機による、第3号被保険者の種別変更届出の届出勧奨については、平成24年2月から、勧奨を行っても自主的な届出が無い者については、事象発生後4か月後に職権により3号から1号に種別変更の処理を行っているところである。</p> <p>第3号不整合問題の発生防止策としては、これに加え、今般公布された厚年法等改正法において、第3号被保険者であった者は、配偶者の扶養から外れた場合は、その旨を事業主を経由して届出ることを義務化(平成26年12月施行予定)しており、お客様にできる限り負担を課すことなく、3号不整合問題の防止対策を講じている。</p>
2	<p>3号不整合問題では、オンラインシステムが開発中で間に合わないため、しばらくは届を受理した際は、別のデータベースへ登録して記録を管理すると聞いているが、結果として二重に記録を管理することになり、将来また問題が生じるのではないか。</p>	<p>第3号不整合問題の早期に解消することを優先させたため、オンラインシステムを改修するまでの約1年2か月間は、過渡的に別のデータベースに登録し、管理することとしたが、システム改修後は速やかに全ての記録をオンラインシステムへ移行することとしており、このことで、将来において問題が生じないよう対応している。</p>
3	<p>配偶者の退職(厚生年金資格喪失)に伴う被保険者の3号喪失が自動でできるように改善してほしい。</p>	<p>被扶養者異動届を提出させることにより、第3号不整合問題の再発防止につながるものと考えるが、この場合、お客様にご負担をかけることとなる。</p> <p>そのため、機構においては、従来から配偶者の資格喪失を契機とした、第3号被保険者に対する種別変更届の届出勧奨を実施している。</p> <p>また、配偶者の加入する被用者年金制度が変わったときは、3号被保険者にかかる種別確認届を、事業主を経由して届出ることとされている。</p> <p>これに加え、今般公布された厚年法等改正法において、第3号被保険者であった者は、配偶者の扶養から外れた場合は、その旨を事業主を経由して届出ることを義務化(平成26年12月施行予定)しており、お客様にできる限り負担を課すことなく、3号不整合問題の防止対策を講じている。</p>

4	<p>被扶養配偶者が社会保険加入のため事前¹に被扶養者の解除を申し出た場合、社保加入日（3号→2号種別変更）以前に扶養解除日があるために不整合とされていきますが、そもそも扶養解除の日を社保加入が確認できてから入力すれば不整合とならないはず、この取り扱いを従来²のやり方から改めないと、不整合者は今後も出続けるのではないか。</p>	<p>第3号被保険者が厚生年金に加入する契機で被扶養者異動届を届出る場合、認定解除日は就職年月日となるものであり、当該事実が発生した後³に届出るのが一般的取扱いであるため、適正な届出が行われるよう、事業主等に対して周知を図ることとする。</p>
5	<p>付加保険料の還付事務について、還付決議が追い付いていない年金事務所がある。26年4月から付加保険料の納付期間が延長されるが、年金相談において、このまま納付済み期間として年金見込額を計算してよいか、いずれ還付されることとして計算してよいか判断に困ることがある。</p>	<p>付加保険料が納期限までに納付されなかった場合、辞退されたものとみなされ、納期限経過後に納付された付加保険料は還付となる。年金相談では、納付記録による納付年月日を確認したうえで、正しい記録に基づき試算を行うこととなる。</p>

6	<p>20歳到達者に対する基礎年金番号については、市町村ごとに20歳到達者に対して誕生日順と同一番号がされています。リストは生年月日順と並び、誕生日順と同一番号がされています。リストは10件近く並び、誕生日順と同一番号がされています。リストでは基礎年金番号と生年月日の一致が不十分であるため、データベースが一致しない場合があります。番号の下二桁、生年月日の日付を間違っても入力してもスルーする仕組みは変更すべきだと思います。</p>	<p>基礎年金番号の付番方法については、事業主及び被保険者からの届出誤りにより、別人の基礎年金番号を更新することを防止するため、平成24年2月から、付番順を生年月日順から、カナ住所順・漢字住所順(文字コード順)に変更し、改善を図ったところである。</p>
7	<p>2年以上遡及して1号被保険者への種別変更処理を行った場合、WM画面上で、処理年月日を確認できないため、お客様が後日、届出を行った時に保険料を払ったと主張されても、遡及して種別変更したことを説明できないため、WM画面上、処理年月日が判るよう改善を図る必要がある。 (同趣旨ご意見=2件)</p>	<p>厚民法等改正法の公布に伴い、時効消滅不整合期間を確認するため、平成25年4月から種別変更届等の処理年月日について、WM画面上で確認できるようシステム改善を図ったところである。</p>
<p><厚年関係></p>		
8	<p>会社の業績悪化等により、どうしても社会保険料の納付が困難になった事業所については、一時的に事業主負担分の保険料を免除にするとか、従業員同意(署名・捺印)をもらって、一時的に社会保険から国民健康保険・年金に加入できるようにするとか、柔軟な対応ができないものか?と思う時もあります。</p>	<p>社会保険料の納付が困難な事業所については、保険料の計画的な分割納付などの相談に応じるなど、法律上可能な範囲で柔軟な対応に努めなければならぬと考えている。 社会保険制度は、被用者は被用者年金に加入し、それ以外は国民年金に加入することとされ、それぞれ保険料の負担額や給付水準が法定されており、事業主や本人の都合で変更できるようにはなっていない。これは、被保険者(であった者)に対し、働き方の状況に応じて負担を求め、必要な生活保障を確保する趣旨であり、ご質問のような例外を認めるのは、社会保険制度のルールの根幹に関わるものと考えられている。</p>

9	<p>A事務所がB事務所を吸収合併し、その後、名称変更を行いC事務所となる場合、B事務所の被保険者は一旦全員資格喪失届を提出し、新たにC事務所に資格取得届や被扶養者異動届等を提出することになります。A事務所については名称変更届を提出すれば、個々の届出は必要がなく、新しい保険証が届くとのことでした。B事業所に届出を要求することは、事業主に多大な事務作業が発生するうえ、届出漏れ等のリスクが発生するため改善していただきたい。なお、雇用保険の被保険者はAB事業所とも自動で移行する為、届出は必要ないとのことです。</p>	<p>A事務所が名称変更してC事務所となる場合は、事業所の名称変更を提出すればその他の届書については不要となる。 吸収されるB事務所については、事業所自体が全喪するため、B事業所の従業員は一旦退職し、新たにA事務所(C事務所)に加入する届出が必要となる。 現在のシステムでは、吸収合併する場合、B事業所の記録が自動的にA事務所(C事務所)に移行するシステムとなっていないため、今後、雇用保険の事務処理方法等を参考に検討していく必要があると考えている。</p>
10	<p>下記届出について、会社に届出を求めるとはなく、健保協会又は健保組合から直接訂正が入るようにはできないものでしょうか。70歳以上の被用者が増えつつあり、もれが発生するケースが多くなると推察されます。(厚生年金70歳以上被用者該当・不該当届、厚生年金70歳以上被用者算定・月額変更・賞与支払届)</p>	<p>健康保険組合から情報をいただくことは、個人情報保護、健保組合の事務処理等の観点から難しいものと考えている。 健保協会については、70歳以上被用者に関する届出の適正化について、平成25年5月に新たな事務処理手順を定め、事業主等への届出勧奨を徹底している。</p>
11	<p>70歳喪失月の賞与の厚生年金保険料について、誤って徴収してしまうケースが多いのではないのでしょうか？70歳喪失の書類を早めに送り、注意喚起を図るのが良いと思います。</p>	<p>70歳以上被用者に関する届出の適正化については、平成25年5月に新たな事務処理手順を定め、事業主への届出勧奨を徹底することとしている。 その中では、70歳到達月の前月に資格喪失届及び案内文を送付することとしており、届書の早期提出及び制度の周知に努めていく。</p>
12	<p>事業所の合併時の手続をホームページのQ&Aに掲載してほしい。</p>	<p>合併時の原則的な取り扱いについて、ホームページ掲載に向け検討したいと考えている。</p>

＜給付関係＞	
13	<p>共済組合期間がある場合の配偶者加算金について、過払い防止や加算もれが生じないよう、共済組合からの情報提供により自動的に対応するようになってほしい。</p> <p>共済年金受給者については機構側で受給額を把握できないため、配偶者が共済満了者なのに、夫に配偶者加算金が支払われていたり、厚年等の手続きが進まないケースがある、機構側で共済年金支給額等共済の情報把握できるようにしてほしい。 (同趣旨ご意見＝4件)</p>
14	<p>雇用保険との調整について。雇用保険、年金、給与共に出ない期間が生じるため、事務処理を早くできないか。 (同趣旨ご意見＝1件)</p>
15	<p>配偶者加算金が過払いにならないように、年金請求書に注意を促すような文言を入れたらどうか。また、生計維持申し立てはがきによる等、加給年金・振替加算対象者の管理をもっと確実にやるべきだと思う。</p> <p>例) 加給年金対象配偶者(妻)が老齢満了の老厚受給権となつた場合、老齢年金の請求が遅れると、さかのぼって夫の加給年金の還付が発生するが、システム上でチェックして、加給年金を止め、届出に頼らずに、加給年金を止めたり、支給したりするシステムの構築ができないか？ (同趣旨ご意見＝2件)</p>
<p>加給年金額対象者である配偶者が退職共済年金等を受けられるようになった場合、共済組合等からその情報を受けて支給停止を行うことは現時点では困難であることから、老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届(様式230号)を現に加給年金を受給している受給者より提出していただくこととしている。</p> <p>なお、一元化法施行(平成27年10月1日)後は、共済組合等の加入期間も厚生年金期間に統一されることから、加給年金の加算要件等についても共済組合等と厚生年金の加入期間を合算して判定することになる。そのため、各共済組合等で支給する年金情報を自動的に把握するための仕組みを構築することとしている。</p>	<p>雇用保険法による基本手当及び高齢雇用継続給付と老齢厚生年金との併給調整に当たっては、労働市場センターからのデータ提供が必要となる。この提供方法の見直し及びその頻度を上げるとともに、雇用保険の受給終了後の老齢厚生年金の事後精算の事務処理等を早期化しサービスレベルを向上させることを検討していきたい。</p>
<p>現在も、生計維持確認届に同封しているリーフレットなどに「障害年金や各種共済組合の退職共済年金(加入期間が20年以上あるもの)等を受けている間は加給年金は受けられなくなります。」の文言を掲載しているが、あわせて、提出前に記載事項に記載誤り、記入漏れがないかを再確認する「チェック欄」を追加で記載するなど、お客様からの届出が漏れないように工夫を行うこととした。</p> <p>なお、加給年金対象配偶者の方が老齢厚生年金の請求が遅れた場合でも老齢満了が確認できる場合は加給年金を支給停止できるようにするシステムの構築については、受給者からの生計維持の届出に基づき処理していること、配偶者が年金を請求したとしても全額支給停止となれば加給年金が支給されるなど一律に加給年金の支払を停止することが出来ないこともあり、困難である。</p>	

16	<p>裁定請求書の職歴欄 (P3) に基金の記録を載せてほしい。定期便には入っているのに、どうして肝心な請求書に入っていないのか？基金のもらい忘れが発生する原因になる。</p>	<p>現在、年金請求書の年金加入記録の欄については、当機構において年金を決定する際に必要な加入期間について印刷をしているところである。</p> <p>年金請求書の基金の記録を印刷する場合、現在より印刷する履歴の数が増えることとなるため、郵送料や年金請求書(ターンアラウンド)の印刷業務への影響を考慮しシステムの改修を行う必要がある。一方、59歳時にはねんきん定期便として基金の加入記録も印刷して送付しているため、この取扱との関係を含めて今後検討を行っている。</p>
17	<p>障害年金、遺族年金の請求書の記入欄が狭い、また遺族年金請求書の色や線についてわかりづらいうと苦情を受ける。また、ターンアラウンド請求書に同封されている添付書類の説明について、条件が同じ場合は一か所を見ればわかるようにしてほしい。 (同趣旨ご意見=8件)</p>	<p>遺族厚生年金の請求書については、印刷濃度を調整し、お客様にわかりやすいように、平成25年4月使用分から色遣いを変更した。年金請求書の記載欄の拡大などの様式の見直し及び添付書類に関するリーフレットについても、お客様向け文書モニター会議等でのご意見等を踏まえ、改善を行ってまいりたい。</p>
18	<p>添付書類が多くお客様の負担が大きいかことや添付もれで返戻され決定が遅くなることもあることから、添付書類の簡略化を検討してほしい。 (同趣旨ご意見=1件)</p>	<p>各種届出での添付が必要な書類については、なぜ添付が必要なのかなど、お客様にわかりやすい説明方法の周知を図り、添付漏れをできるだけ避ける取り組みを進めたい。また、添付書類の簡略化については個人番号制度導入時の情報連携の効果も踏まえ、検討してまいりたい。</p>

19	<p>戸籍の表記が「抄本」と「謄本」のどちらを用意すればいいかわからない、郵送先について「年金事務所か事務センター」と記載、請求書は受発日以降でないと提出できないことや、添付書類も受発日以降に取得した書類が必要であることを第1面にハッキリ記載すべき。</p> <p>ターニアハウンドの裁定請求書に同封されている「添付書類」の説明が非常に解り難い。例えば、「配偶者の所得証明の代わりに年金証書の添付でも可」という文言が5ページの「収入に関する認定書類欄」に記載されていない特厚部分だけの年金加給年金の支給が未だ発生していない特厚部分だけの年金証書を持参されることか。</p> <p>い記載に出来ないか。 (同趣旨 ご意見=8件)</p>	<p>戸籍の表記については、年金各法施行規則において生年月日等の確認の場合は「抄本」、遺族年金請求時に身分の確認を行う場合は「謄本」により確認することとされており、ケースにより異なるため、それぞれにおいて必要な書類をご案内している。(戸籍謄本には確認したい者以外の情報も記載される場合があることから、プライバシーに配慮し、一律に謄本を求めるとはしていない。)</p> <p>次に、請求書の郵送先については、現状は原則年金事務所が受付を行っており、送付先一覧を添付してご案内している。年金事務所に来訪された方については、窓口で請求内容を確認し、不足する添付書類等を添えて事務センターへ郵送していただくようご案内を行う場合もあるが、点検の過程を経ず当初より事務センターに直送するようご案内することについては慎重に検討を行う必要がある。</p> <p>次に、年金証書の添付書類の説明内容については、ご指摘の部分を含め、より分かりやすい表現となるよう、今後とも改善を図っていきたいと考えており、お客様向け文書モニター会議等でのご意見等を踏まえ、リーフレットの見直しを逐次行う予定である。また、窓口での説明誤りが発生しないよう、職員向けの解説資料の作成を検討してまいりたい。</p>
<p><サービス・相談関係></p>	<p>年金ネットについては、今後、年金ネットの普及を推進していく日本年金機構では、現状の年金ネットは、定期便の域を超えないので、もっと、機能、使いやすさの充実を図って、国民が積極的に年金ネットを利用するよう工夫が必要だと思いう。あのままでは、飽きられるというかあまり活用されずに、廃れていくような気がする。</p>	<p>「ねんきんネット」については、年金見込額の試算や持ち主不明記録の検索、電子版の受給者通知の確認など、年金記録の確認以外にも様々なサービスを提供している。</p> <p>今後、届書の作成支援やスマートフォン対応など、更なる機能の拡充や改善を実施予定であり、更なる利用者の拡大を図りたい。</p>

21	<p>各種の通知や勧奨を行う際に、来所の際に本人が確認できるものを持参することや、代理での来所の場合の注意説明文を加えて欲しい。必ずしも本人確認できるものを携帯して来所される方が多く、窓口でのトラブルや再度の来所となる方が多いため。</p>	<p>年金相談時における本人確認のための必要書類については、相談者が代理人の場合を含め、機構ホームページ、年金請求書及び年金裁定時に送付する「年金受給者の皆様へ」により周知している。なお、各種通知書等への当該記載については、記載スペースが限られているため難しい面はあるが、できるだけ記載することとして検討していきたい。</p>
22	<p>ターンアラウンドCDの取扱いについて、ホームページでは「問い合わせは年金事務所へ」となっているにもかかわらず、年金事務所は取り扱いについて習熟していない。</p>	<p>ターンアラウンドCDの取扱いについては、習熟していない拠点が一部あると聞いているため、お客様にご迷惑をお掛けしないようにターンアラウンドCDの申し込み込みがあった場合の対応について周知・徹底する。</p>

<p><その他></p>		<p>相談スキル向上のための年金相談研修については、従来から計画的に実施しているが、体系的、かつ計画的な相談研修を実施するため「CS活動及び相談スキルの向上推進のための取組みについて」(平成24年12月指示)を策定し、相談研修及び実践的なOJTに積極的に取り組んでいる。</p>
<p>23</p>	<p>年金事務所の窓口担当者のレベルが落ちてきている気がする。年金制度を熟知しているベテラン担当者がどんどん減っているような気がする。</p>	<p>相談スキル向上のための年金相談研修については、従来から計画的に実施しているが、体系的、かつ計画的な相談研修を実施するため「CS活動及び相談スキルの向上推進のための取組みについて」(平成24年12月指示)を策定し、相談研修及び実践的なOJTに積極的に取り組んでいる。</p>
<p>24</p>	<p>電子申請で公文書が発行されないものがあります。氏名変更届、住所変更届、第3号被保険者届など。事務所に交付できず、終了した手続の内容が確認できる書類がありません。すべての手続で公文書を発行していただきたい。</p>	<p>機構からの諸通知については法令にしたがい実施している。氏名変更届、住所変更届など、書面による届出の場合に通知書を交付していない手続きについては、電子申請においても公文書として通知書を発行していない。</p> <p>なお、国民年金第3号被保険者関係届(資格取得・種別変更・種別確認)については、被保険者本人へ通知書を交付している。</p>
<p>25</p>	<p>今後、10年(120月)年金を実施するのであれば、カラ期間の取扱いを事前に十分検討してほしい。昭和61年4月以降に支給された脱退手当金の期間は現行法ではカラ期間とはならない。150月程度の厚生年金の脱退手当金を受給した人は、そのまま記録を残しておけば10年で年金が貰えたのに、脱退を勧められたせいで受給出来なくなったというたづねが予想される。</p> <p>後納制度+10年年金の話が出て来た頃から、「脱退手当金の案内は控えるように」という業務連絡のようなお知らせはあったが、それ以前は、むしろ、年金受給に繋がらない人でも脱退手当金の請求が可能なのは、積極的に案内を聞いていたような記憶がある。こういった「辻褄の合わない」取扱いの積み重ねが、年金不信に繋がっているように思われるので、ご留意いただきたい。</p>	<p>脱退手当金は、年金受給に結びつかず保険料の掛け捨てとなることを防止するために設けられた経過的な制度であり、昭和61年に基礎年金制度の導入により当該制度を廃止し、経過措置として対象を限定してきたところである。</p> <p>一方、後納制度や受給要件の短縮は、時勢の施策として措置されたものであり、予めその仕組みを設けることが予定されていたものではない。場合によってはやむを得ず脱退手当金を選択せざるを得ない場合もあったと考えられる。</p> <p>なお、年金機能強化法の法案提出時及び成立時に指示・依頼を発生し、脱退手当金の相談があったお客様には法案の内容を説明し、慎重にご判断いただくよう注意を促すとともに、「年金受給要件に関する確認事項(チェックシート)」により確認を行うこととした。</p>

26	<p>遺族年金の失権事由（未届けの妻の場合）の対応について。公営住宅の入居資格のひとつに、「未届けの妻」があり、住民票上、事実婚であることが求められる。遺族年金の受給権者が、諸事情により安価な住宅を求め、上記の理由で公営住宅に入居、その後、遺族年金の受給権者が何らかの年金請求や相談をすること、実態が判明する場合があります。このとき、遺族年金は失権となり、5年分の年金を返納を求めることとなります。今後の日本の経済状況や年金受給額の推移を考えれば、このような状況の方々の数は増え、新たな年金問題として浮上するのではないのでしょうか？</p> <p>であるならば、今、現時点での的確な対応をしておく必要があると思います。まずは、すべての年金事務所（相談センター・オフィス含む）の共通認識・対応が求められると思います。</p> <p>逆の見方をすれば、現場の判断にまかせざる状態にしておくことで、今までもしてこれからも、目をつぶる職員がいなかったとくいされるでしょうか？</p> <p>また、住民票コード情報の取得に関しても、法律改正等を行い、的確な対応が必要と思われれます。また、この件に関する議論において、住民票コードを登録していない人との整合性はどうか？登録しない方が得する場合もあるとなれば…、いろんな問題点が浮かび上がることと思われれますが、だから、何も対応はしないというのであれば、今までも同じだと思います。年金記録問題しかりです。</p>	<p>遺族年金の受給権は受給権者が婚姻（未届けの場合も含む。）したときは失権する。この場合、受給権者は失権の届出を日本年金機構に届け出なければならぬこととなっている。</p> <p>ご指摘のケースのように、遺族年金の受給権者である妻が事実婚の関係に至った場合、その事実を行政庁が把握することは困難であるため、受給権者の方にきちんと届け出ていただくことが必要である。</p> <p>このため、年金証書に同封しているパンフレットで届出について周知しているところだが、このような事象が判明した場合には、現場の判断にまかせるとはならず、遺族年金の失権届の提出を求めることを周知し、しっかりと対応するよう改めて機構内で文書を発出するなど徹底を図ってまいりたい。</p> <p>また、このような状況の方々の把握について、住基ネットの情報を利用できないかのご提案だが、現状では住民基本台帳法上、住基ネットにより国の機関等に提供される情報は、年金業務に限らず、氏名、生年月日、性別、住所の4情報とされている。遺族年金の失権事由については、婚姻や事実婚という続柄についての情報提供が必要となるので、今後、住民基本台帳法の改正の動きなどを十分に見守ってまいりたい。</p>
27	<p>年金の裁定請求書を、金融機関の社労士資格の無い社員が窓口へ持参してもそのまま受理しているが、社会保険労務士法第27条に抵触しないか。また、年金記録を確認できるとても大切な機会に専門家の目を通すことで、記録が発見できるかもしれない。</p>	<p>ご指摘の行為が社労士法第27条に抵触するかどうかについては、個別の事案に応じて①他人の求めに応じ②報酬を得て③業としてのいずれにも該当するかによるものであり、一概に判断できるものではない。</p> <p>ご提案の裁定請求書に社労士の目を通すということについては、費用負担の問題も一概に推奨できるものではないと考える。</p>

〔備考〕記録発見が困難なケース

- ・共済期間か厚年期間か不明(旧国鉄見習い期間等共済適用除外期間)
- ・駐留軍関係の事業所名称が不明
- ・会社の組織変更に伴う取得、喪失記録
- ・「通称名」「通り名」を使用した
- ・親会社は覚えているが下請け会社の会社名が思い出せない
- ・就労場所と事業所所在地が違う

各種サンプル調査

記録問題の対応に当たっては、全体状況を把握し、それに基づき対策を検討するため、いろいろな事案についてサンプル調査が行われたが、その状況は下表のとおりである。

項番	事項	概要	結果	公表時期
1	厚生年金保険被保険者名簿等のサンプル調査	・社会保険事務所が保管している厚生年金保険の被保険者名簿・原票の記録(マイクロフィルム)とオンライン記録についてサンプルを抽出して突合せを実施。	・対象サンプル記録の全件(19,979件)のうち、名簿・原票の記録とオンライン上の記録が一致しないものが277件(1.4%)あった。	平成20年6月
2	国民年金被保険者台帳(特殊台帳分)のサンプル調査の実施	・国民年金の特殊台帳のマイクロフィルム記録とオンライン記録との整合を概観するため、各社会保険事務所から各10件ずつ無作為抽出したデータに基づいて照合を行った。	・対象記録の全件(3,090件)について、①マイクロフィルム記録に対応するオンライン記録がないという事例及び②氏名、生年月日等の本人の特定に関する記載に食い違いのある事例は、いずれもなかった。 ・収録されている各月の納付情報(納付・免除の別)の一部について、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致していないものが、4件あった。	平成19年6月
3	国民年金被保険者名簿のサンプル調査	・全国の市町村が保有していた被保険者名簿及びこれに対応するオンライン記録の突合せを実施。(国民年金被保険者名簿の中から、2,159件のサンプルを抽出)	・サンプル調査の対象とした被保険者名簿の全件(2,159件)のうち、被保険者名簿の記録とオンライン上の記録が一致しないものが7件(0.3%)あった。	平成21年12月
4	グレーン便サンプル調査	厚生年金保険及び船員保険旧台帳の記録(約1,466万件)のうち、基礎年金番号を保有していない等のため、いわゆるグレーン便の送付対象とならなかった記録について、住基ネットとの突合せを行い3情報が一一致した記録(約7万件)が無作為に調査対象者を467件抽出した。抽出後、対象者に対し、個別に電話、訪問にて旧台帳記録の情報(加入制度、加入期間など)を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認した。	対象者467人のうち、接触できた人数315人中 ○本人の記録と確認できた 247人(79%) ・受給に結びつく可能性がある 83人(26%) ・受給に結びつかない 164人(53%) ○本人の記録でない 66人(21%)	平成23年3月
5	オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方に係るサンプル調査	保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない方(70歳未満の方)については、今後、保険料を納付することができる70歳までの期間について、納付を行っても25年に満たない方)であって、平成21年4月1日時点で62歳以上の方1,628人を対象に実態調査を行った。	対象者1,628人のうち、聴取できた人数685人中 ○受給資格期間を満たしていた方 94人(13.7%) ○受給資格期間を満たしていない方 591人(86.3%)	平成21年7月
6	年金の受給資格期間を満たしていない方から請求を行っていない方に係るサンプル調査	保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年を満たす方(70歳までの期間)について、保険料納付を行うことにより25年を満たすことができるとも含む。)であって、平成21年4月1日時点で62歳以上の方2,338人を対象に実態調査を行った。	対象者2,338人中、 ○老齢基礎年金の支給開始年齢に達していない方 1,088人(46.5%) ○年金を受けている方 448人(19.2%) ○死亡していることが確認された方 99人(4.2%) ○70歳までの期間を納付すれば受給資格期間を満たす方(10.0%) 233人 ○上記のほか、年金の受給資格期間を満たすにもかかわらず、年金を受給していることが確認されなかった方(20.1%) 470人	平成21年12月
7	70歳までの保険料納付により受給資格期間を満たす方に係るサンプル調査			

8	脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録にかかると判断されるサンプル調査の実施	・脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。(該当記録約19万件から2000件のサンプルを抽出)	・面談調査を行うことができた1,335人のうち、実際には脱退手当金の支給を受けていないとの回答が143人であった。	平成22年7月
9	コンピュータ記録に紐付かなかった紙台帳等の画像データのサンプル調査	年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等について、22年3月に手帳記号番号と生年月月に基づく紐付け作業を終えた段階において紐付かなかった画像1500件について、サンプル調査を実施し、紐付かない原因を分析した。	○結果(括弧内はサンプル数全体に占める割合) 1. 今回の突合せ業務の対象となる紙台帳1454件(96.9%) (1)氏名と手帳記号番号、氏名と生年月日等に基づく紐付け作業により紐付く可能性のあるもの694件(46.3%) (2)個別の作業により紐付く可能性があるもの750件(50.0%) (3)紙台帳に原因があり紐付け困難なもの10件(0.7%) 2. 今回の突合せ業務の対象とならない紙台帳(学徒動員等健康保険のみの加入記録等) 46件(3.1%)	平成22年7月
10	被保険者の年金記録に係る紙台帳等とコンピュータ記録の突合せサンプル調査	・突合せ対象者の年齢階層等による突合せ結果を確認するとともに、今後の突合せの作業方法等の検討の資料とするため、被保険者に係るサンプル調査を実施。(被保険者について、平成22年10月1日時点で、30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上の年齢区分ごとに合計12,000人を無作為抽出)	・不一致があった者の内訳は次のとおり。 50歳以上 46人、40歳以上50歳未満 14人、30歳以上40歳未満 5人、30歳未満 0人、合計65人	平成24年5月
11	厚生年金基金の加入状況に関する記録が国と基金で相違する事案のサンプル調査	・厚生年金基金の加入状況に関する記録が国と基金で相違する事案に分類されるものの件数及び具体的な事案を把握するため、サンプル調査を実施。(平成22年9月1日から24日に厚生年金基金及び企業年金連合会から記録が不一致であるとして調査依頼を受け付けたものの中から、基金加入状況記録相違事案に該当するものを全件抽出)	・不一致事案の総受付件数 49,543件のうち、「基金加入状況記録相違」と考えられる件数は3,187件(不一致事案の6.4%)であった。	平成23年10月

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せサンプル調査の集計結果について（ポイント）

(1) 国民年金記録のサンプル調査のポイント

突合せ対象者の年齢階層等による突合せ結果を検証し、今後の突合せの実施方針の検討の資料とするため、昨年12月に公表した厚生年金・船員保険に係るサンプル調査に引き続き、国民年金記録に係るサンプル調査を実施

※ 以後の集計において「厚年のみ」及び厚生年金・船員保険に係る項目については、昨年12月及び本年1月に公表した厚生年金・船員保険に係るサンプル調査の結果を用いている。

1. 調査対象者の構成

- ① 厚生年金、船員保険のみの紙台帳等が紐付いた者（厚年のみ）
- ② 国民年金の紙台帳等が紐付いた者
 - ・ 国民年金記録のみが紐付いた者（国年のみ）
 - ・ 国民年金の紙台帳等が紐付いた者のうち、厚生年金又は船員保険と、国民年金の紙台帳等がともに紐付いた者（複合）

	調査対象人数			
	厚年のみ	国民年金の紙台帳等が紐付いた者		
		国年のみ	複合	
65歳以上	3,942人	10,816人	4,601人	6,215人
75歳以上	1,998人	5,109人	3,284人	1,825人
65歳以上75歳未満	1,944人	5,707人	1,317人	4,390人
65歳未満	1,959人	5,795人	1,213人	4,582人
合計	5,901人	16,611人	5,814人	10,797人

※①厚生年金・船員保険の紙台帳等のみが紐付いた者と②国民年金の紙台帳等が紐付いた者の全体の比率に応じ、サンプルを抽出。さらに、①と②それぞれについて、年齢三階層の人数が概ね等しくなるよう抽出。

1

2. 集計結果（人数ベース）

	不一致人数（不一致率）			年金回復見込額が増額となる者の人数（割合）		
	厚年のみ	国年のみ	複合	厚年のみ	国年のみ	複合
65歳以上	444人(11.3%)	33人(0.7%)	451人(7.3%)	390人(9.9%)	21人(0.5%)	361人(5.8%)
75歳以上	274人(13.7%)	15人(0.5%)	176人(9.6%)	236人(11.8%)	8人(0.2%)	141人(7.7%)
65歳以上75歳未満	170人(8.7%)	18人(1.4%)	275人(6.3%)	154人(7.9%)	13人(1.0%)	220人(5.0%)
65歳未満	33人(1.7%)	10人(0.8%)	145人(3.2%)	19人(1.0%)	8人(0.7%)	110人(2.4%)
合計	477人(8.1%)	43人(0.7%)	596人(5.5%)	409人(6.9%)	29人(0.5%)	471人(4.4%)

※突合せにより、新たに年金を得ることとなる者は2人（厚年のみ）、0人（国年のみ）、1人（複合）

3. 年金回復見込額の平均

	年金回復見込額が増額となる者の平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)			調査対象者の1人当たり平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)		
	厚年のみ	国年のみ	複合	厚年のみ	国年のみ	複合
65歳以上	72.2万円 (3.5万円)	17.8万円 (0.9万円)	38.2万円 (1.9万円)	7.0万円 (3,400円)	0.1万円 (40円)	2.2万円 (1,080円)
75歳以上	101万円 (4.4万円)	18.6万円 (0.8万円)	76.4万円 (3.3万円)	11.9万円 (5,200円)	0.05万円 (20円)	5.9万円 (2,570円)
65歳以上75歳未満	43.3万円 (2.1万円)	18.4万円 (0.9万円)	18.7万円 (0.9万円)	3.5万円 (1,700円)	0.2万円 (90円)	0.9万円 (450円)
65歳未満	9.7万円 (0.5万円)	13.0万円 (0.6万円)	13.0万円 (0.6万円)	0.1万円 (50円)	0.1万円 (40円)	0.3万円 (150円)
合計	68.1万円 (3.3万円)	16.4万円 (0.8万円)	32.3万円 (1.6万円)	4.7万円 (2,300円)	0.1万円 (40円)	1.4万円 (680円)

※年金回復見込額の生涯額は、65歳から受給した場合の回復総額を、平均余命と老齢年金給付額の男女比率を用いて試算。
 ※紙台帳等とコンピュータ記録の突合せに要するコストについて、業務委託費等から試算すると、1人当たり約3400円。

2

4. 突合せ対象者の年齢構成ごとの不一致率等の比較

サンプル調査結果について、突合せ対象者全体の制度別・年齢別の構成割合に基づいて算出した不一致率、年金回復見込額が増額となる者の割合、対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）は以下のとおり。

	65歳以上			65歳未満	全体
	75歳以上	65歳以上75歳未満			
不一致率	6.6%	7.5%	5.9%	1.8%	3.5%
年金回復見込額が増額となる者の割合	5.5%	6.2%	4.9%	1.3%	2.8%
対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）	3.1万円	5.4万円	1.4万円	0.2万円	1.2万円

5. 制度別の不一致率等の比較

厚生年金・船員保険の記録を有する者（22,512人中16,698人）及び国民年金の記録を有する者（22,512人中16,611人）それぞれについて、突合せ対象者全体の制度別・年齢別の構成割合に基づいて算出した不一致率、年金回復見込額が増額となる者の割合、対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）は以下のとおり。

	不一致率		年金回復見込額が増額となる者の割合		対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）	
	厚生年金・船員保険	国民年金	厚生年金・船員保険	国民年金	厚生年金・船員保険	国民年金
65歳以上	8.0%	1.1%	6.7%	0.9%	4.0万円	0.2万円
75歳以上	10.6%	0.9%	8.7%	0.7%	8.1万円	0.2万円
65歳以上75歳未満	6.1%	1.4%	5.1%	1.1%	1.6万円	0.2万円
65歳未満	1.9%	1.0%	1.2%	0.8%	0.1万円	0.1万円
合計	4.4%	1.0%	3.5%	0.9%	1.8万円	0.1万円

3

(2) 紙台帳等の突合せ 未統合サンプル調査のポイント

未統合記録の解明に向け、突合せ作業の効果を検証するため、①「グループ1」（今後、更に解明を進める未統合記録（平成22年9月段階で約983万件。平成23年3月時点で約976万件）のうち、「黄色便による確認（払出簿との機械的な突合せ）が行われていない記録」（約118万件）と、②グループ2（それ以外の記録（約865万件））の2つの集団について、当該集団の年齢構成を反映する形で、1万件の記録を無作為に抽出し、調査を実施。

1. 集計結果

	グループ1			グループ2		
	調査対象者	本人記録との回答のあった方	増額となる方	調査対象者	本人記録との回答のあった方	増額となる方
75歳以上	3,218(100%)	10(0.3%)	10(0.3%)	4,426(100%)	20(0.5%)	20(0.5%)
65歳以上75歳未満	3,346(100%)	38(1.1%)	38(1.1%)	2,671(100%)	19(0.6%)	19(0.6%)
65歳未満	3,436(100%)	36(1.0%)	29(0.8%)	2,903(100%)	14(0.4%)	12(0.4%)
合計	10,000(100%)	84(0.8%)	77(0.8%)	10,000(100%)	53(0.5%)	51(0.5%)

※ 今回の突合せにより、新たに年金を得ることとなる者は5人（グループ1：3人、グループ2：2人）である。

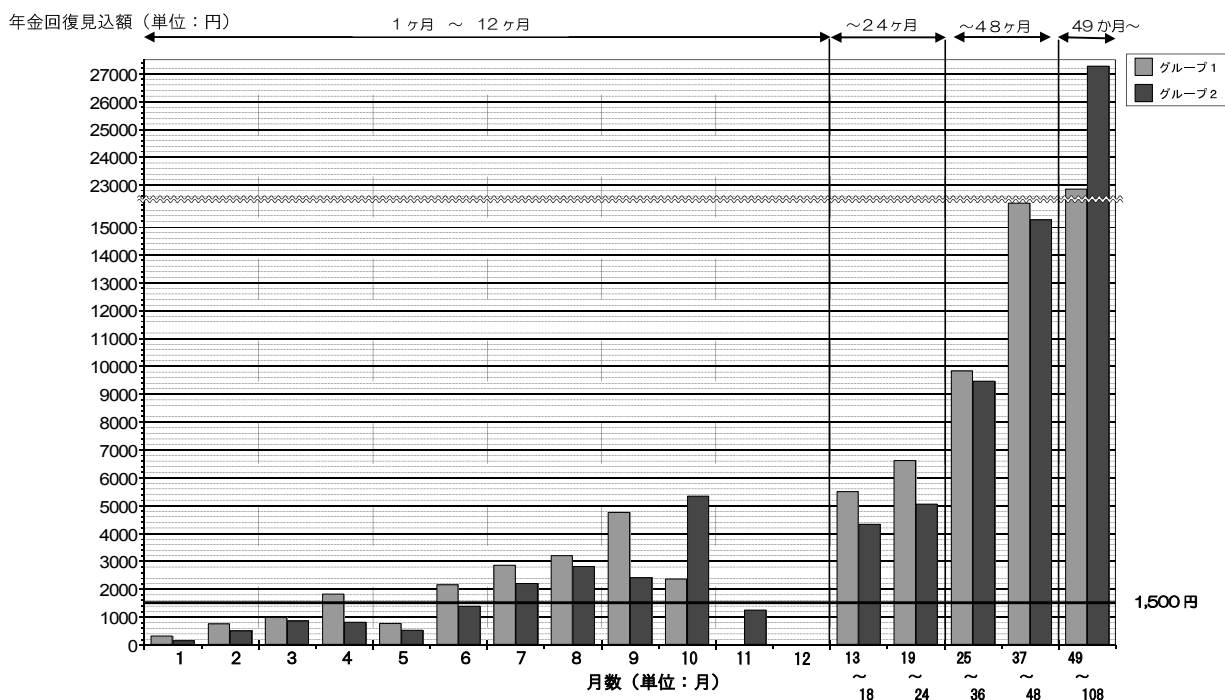
	グループ1			グループ2		
	年金回復見込額が増額となる者の平均		調査対象者の1人当たり平均増加額（生涯額（年額））	年金回復見込額が増額となる者の平均		調査対象者の1人当たり平均増加額（生涯額（年額））
	生涯額（年額）	平均月数		生涯額（年額）	平均月数	
75歳以上	151.3万円（7.3万円）	21	0.5万円（230円）	271.8万円（13.2万円）	35	1.2万円（600円）
65歳以上75歳未満	73.5万円（3.6万円）	15	0.8万円（400円）	61.0万円（3.0万円）	12	0.4万円（210円）
65歳未満	63万円（3.1万円）	21	0.5万円（260円）	53.3万円（2.6万円）	18	0.2万円（110円）
合計	79.7万円（3.9万円）	18	0.6万円（300円）	141.8万円（6.9万円）	22	0.7万円（350円）

※ 年金回復見込額の生涯額は、65歳から受給した場合の回復総額を、平均余命と老齢年金給付額の男女比率を用いて試算。

※ 平均月数は、未統合記録の期間（月数）の平均である。

4

2. 未統合記録の月数別の年金回復見込額（※1）について



※1 未統合記録の月数別の年金回復見込額は、月数別の平均年金回復額（生涯額）に各グループ別の年金回復見込額が増額となる者の調査対象者全体に占める割合（グループ1：0.8%、グループ2：0.5%）を乗じたものである。

※2 紙台帳等とコンピューター記録との突合せに要するコストについて、業務委託費等から試算すると、1件当たり約1,500円。

（参考1）

国年等のサンプル調査の集計結果（詳細）

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せサンプル調査の集計結果について

1. サンプル調査の概要

①目的

突合せ対象者の年齢階層等による突合せ結果を検証し、今後の突合せの実施方針の検討の資料とするため、昨年12月に公表した厚生年金・船員保険に係るサンプル調査に引き続き、国民年金記録に係るサンプル調査を実施

※ 以後の集計において「厚年のみ」及び厚生年金・船員保険に係る項目については、昨年12月及び本年1月に公表した厚生年金・船員保険に係るサンプル調査の結果を用いている。

②調査対象者等

- 「厚生年金・船員保険の紙台帳等のみが紐付いた者」と「国民年金の紙台帳等が紐付いた者」の全体の比率に応じ、「厚生年金・船員保険の紙台帳等のみが紐付いた者」について約6,000人、「国民年金の紙台帳等が紐付いた者」について約17,000人のサンプルを抽出（合計約23,000人）
- 厚生年金、船員保険の紙台帳等のみが紐付いた者（約6,000人）について、年齢三階層の人数が概ね等しくなるよう抽出
- 国民年金記録の突合せの開始に伴い、国民年金の紙台帳等が紐付いた者（約17,000人）について、年齢三階層の人数が概ね等しくなるよう抽出
- 紐付いた紙台帳等に応じ、対象者の属性を以下の3種に分類し、分析
 - ・厚生年金、船員保険のみの紙台帳等が紐付いた者（以下「厚年のみ」という。）
 - ・国民年金のみの紙台帳等が紐付いた者（以下「国年のみ」という。）
 - ・厚生年金又は船員保険と、国民年金の紙台帳等がともに紐付いた者（以下「複合」という。）

7

（調査対象者の構成及び紐付いた紙台帳等の件数）

	調査対象人数				紐付いた紙台帳等の件数			
	厚年のみ	国民年金の紙台帳等が紐付いた者			厚年のみ	国民年金の紙台帳等が紐付いた者		
		国年のみ	複合	国年のみ		複合		
65歳以上	3,942人	10,816人	4,601人	6,215人	36,282件	84,389件	20,195件	64,194件
75歳以上	1,998人	5,109人	3,284人	1,825人	19,503件	31,495件	13,033件	18,462件
65歳以上75歳未満	1,944人	5,707人	1,317人	4,390人	16,779件	52,894件	7,162件	45,732件
65歳未満	1,959人	5,795人	1,213人	4,582人	9,460件	44,395件	5,513件	38,882件
合計	5,901人	16,611人	5,814人	10,797人	45,742件	128,784件	25,708件	103,076件

※紙とマイクロフィルムの記録が重複しているもの、払出簿等を含む。

2. 集計結果（人数ベース）

	調査対象人数			不一致人数		
	厚年のみ	国年のみ	複合	厚年のみ	国年のみ	複合
65歳以上	3,942人(100%)	4,601人(100%)	6,215人(100%)	444人(11.3%)	33人(0.7%)	451人(7.3%)
75歳以上	1,998人(100%)	3,284人(100%)	1,825人(100%)	274人(13.7%)	15人(0.5%)	176人(9.6%)
65歳以上75歳未満	1,944人(100%)	1,317人(100%)	4,390人(100%)	170人(8.7%)	18人(1.4%)	275人(6.3%)
65歳未満	1,959人(100%)	1,213人(100%)	4,582人(100%)	33人(1.7%)	10人(0.8%)	145人(3.2%)
合計	5,901人(100%)	5,814人(100%)	10,797人(100%)	477人(8.1%)	43人(0.7%)	596人(5.5%)

8

3. 不一致の内訳

①コンピュータ記録において、資格取得・喪失年月日、標準報酬（厚生年金・船員保険）や納付記録等（国民年金）の一部が異なっている者（記録訂正者）と突合せを行った紙台帳等の記録が入力されていない者（記録判明者）の内訳

	記録訂正者			記録判明者		
	厚年のみ	国年のみ	複合	厚年のみ	国年のみ	複合
65歳以上	345人(8.8%)	33人(0.7%)	342人(5.5%)	99人(2.5%)	0人(0.0%)	109人(1.8%)
75歳以上	195人(9.8%)	15人(0.5%)	98人(5.4%)	79人(4.0%)	0人(0.0%)	78人(4.3%)
65歳以上75歳未満	150人(7.7%)	18人(1.4%)	244人(5.6%)	20人(1.0%)	0人(0.0%)	31人(0.7%)
65歳未満	22人(1.1%)	10人(0.8%)	127人(2.8%)	11人(0.6%)	0人(0.0%)	18人(0.4%)
合計	367人(6.2%)	43人(0.7%)	469人(4.3%)	110人(1.9%)	0人(0.0%)	127人(1.2%)

※記録判明者には、併せて資格取得日等に関する記録の一部が異なっている者（記録訂正者となる者）が含まれている。

②①のうち、今回の突合せにより、年金見込額が増額となる者

	調査対象人数			年金見込額が増額となる者		
	厚年のみ	国年のみ	複合	厚年のみ	国年のみ	複合
65歳以上	3,942人(100%)	4,601人(100%)	6,215人(100%)	390人(9.9%)	21人(0.5%)	361人(5.8%)
75歳以上	1,998人(100%)	3,284人(100%)	1,825人(100%)	236人(11.8%)	8人(0.2%)	141人(7.7%)
65歳以上75歳未満	1,944人(100%)	1,317人(100%)	4,390人(100%)	154人(7.9%)	13人(1.0%)	220人(5.0%)
65歳未満	1,959人(100%)	1,213人(100%)	4,582人(100%)	19人(1.0%)	8人(0.7%)	110人(2.4%)
合計	5,901人(100%)	5,814人(100%)	10,797人(100%)	409人(6.9%)	29人(0.5%)	471人(4.4%)

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わらうるものである。

※突合せにより、新たに年金を得ることとなる者は2人（厚年のみ）、0人（国年のみ）、1人（複合）

9

③突合せ結果と特別便等の関係

特別便等の回答

厚年のみ(5,901人)
国年のみ(5,814人)
複合 (10,797人)

『もれ』や『誤り』なし

厚年のみ 4406人:74.7%
国年のみ 3793人:65.2%
複合 7052人:65.3%

『もれ』や『誤り』あり

厚年のみ 576人: 9.8%
国年のみ 324人: 5.6%
複合 2178人: 20.2%

回答なし等

厚年のみ 919人:15.6%
国年のみ1697人:29.2%
複合 1567人:14.5%

一致・不一致の状況

一致 厚年のみ 4075人:92.5%
国年のみ 3765人:99.3%
複合 6650人:94.3%

不一致 厚年のみ 331人: 7.5%
国年のみ 28人: 0.3%
複合 402人: 5.7%

一致 厚年のみ 528人: 91.7%
国年のみ 324人:100.0%
複合 2092人: 96.1%

不一致 厚年のみ 48人: 8.3%
国年のみ 0人: 0.0%
複合 86人: 3.9%

一致 厚年のみ 821人:89.3%
国年のみ 1682人:99.1%
複合 1459人:93.1%

不一致 厚年のみ 98人:10.7%
国年のみ 15人: 0.9%
複合 108人: 6.9%

10

4. 年金回復見込額

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わらうるものである。

①年金回復見込額の最高額、最低額、中央値

	厚年のみ	国年のみ	複合
最高額	1,049,400円	25,300円	509,100円
最低額	200円	200円	100円
中央値	3,700円	6,600円	3,900円

②年金回復見込額の平均

	年金見込額が増額となる者の平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)			調査対象者の1人当たり平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)		
	厚年のみ	国年のみ	複合	厚年のみ	国年のみ	複合
65歳以上	72.2万円 (3.5万円)	17.8万円 (0.9万円)	38.2万円 (1.9万円)	7.0万円 (3,400円)	0.1万円 (40円)	2.2万円 (1,080円)
75歳以上	101万円 (4.4万円)	18.6万円 (0.8万円)	76.4万円 (3.3万円)	11.9万円 (5,200円)	0.05万円 (20円)	5.9万円 (2,570円)
65歳以上75歳未満	43.3万円 (2.1万円)	18.4万円 (0.9万円)	18.7万円 (0.9万円)	3.5万円 (1,700円)	0.2万円 (90円)	0.9万円 (450円)
65歳未満	9.7万円 (0.5万円)	13.0万円 (0.6万円)	13.0万円 (0.6万円)	0.1万円 (50円)	0.1万円 (40円)	0.3万円 (150円)
合計	68.1万円 (3.3万円)	16.4万円 (0.8万円)	32.3万円 (1.6万円)	4.7万円 (2,300円)	0.1万円 (40円)	1.4万円 (680円)

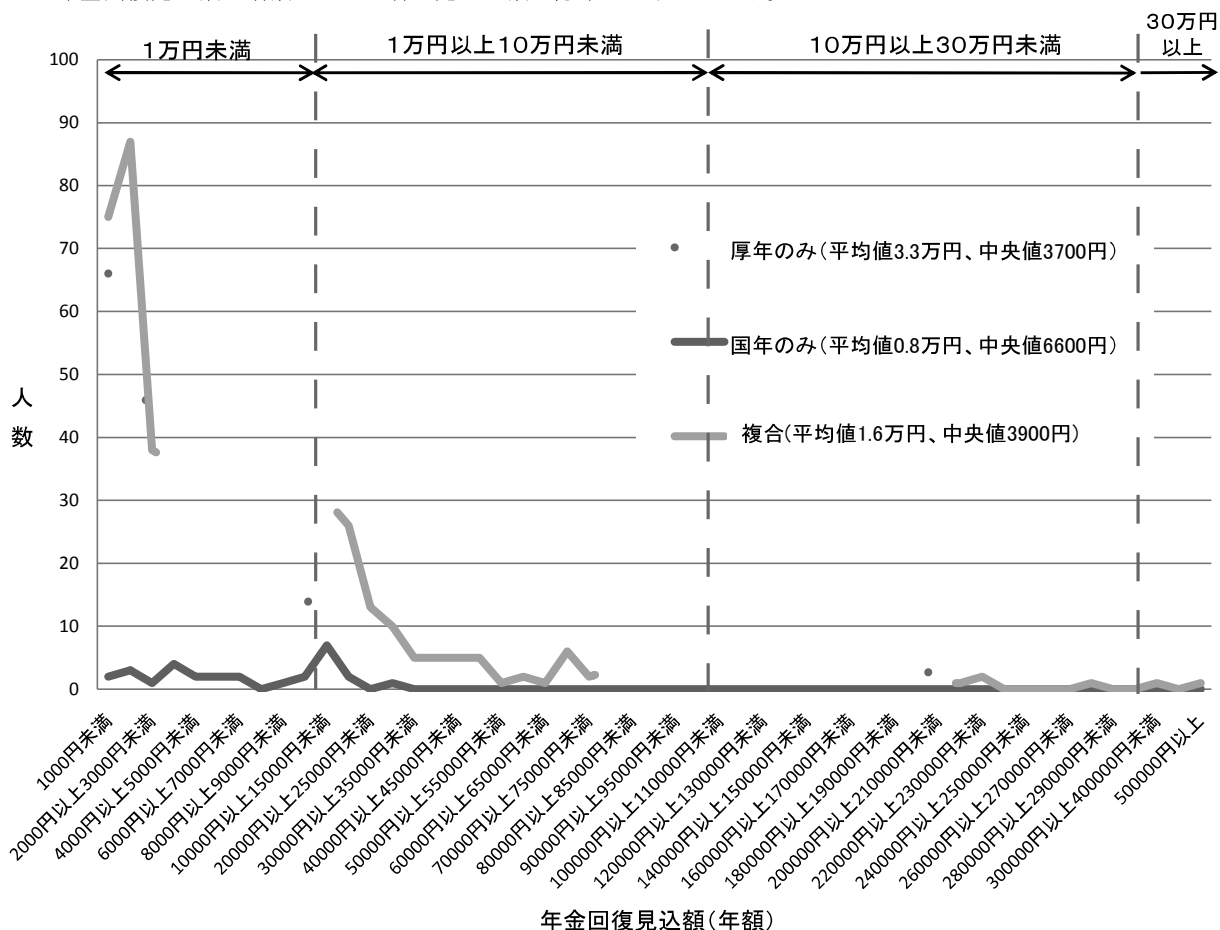
※年金見込額の生涯額は、65歳から受給した場合の回復総額を、平均余命と老齢年金給付額の男女比率を用いて試算。

※紙台帳等とコンピュータ記録の突合せに要するコストについて、業務委託費等から試算すると、1人当たり約3400円。

11

③年金回復見込額の人数分布について

年金回復見込額が増額となった者の見込み額の分布は以下のとおり。



12

年金回復見込額の人数分布について

年金回復見込額（年額）		1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	合計	（参考） 平均値	（参考） 中央値
人数 （割合）	厚年のみ	278 (68.0%)	62 (15.2%)	33 (8.1%)	18 (4.4%)	11 (2.7%)	7 (1.7%)	409 (100.0%)	約3.3万円	3,700円
	国年のみ	19 (65.5%)	0 (34.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (100.0%)	約0.8万円	6,600円
	複合	340 (72.2%)	99 (21.0%)	19 (4.0%)	6 (1.3%)	5 (1.1%)	2 (0.4%)	471 (100.0%)	約1.6万円	3,900円



（1万円未満の内訳）

年金回復見込額（年額）		千円未満	千円以上 2千円未満	2千円以上 3千円未満	3千円以上 4千円未満	4千円以上 5千円未満	5千円以上 6千円未満	6千円以上 7千円未満	7千円以上 8千円未満	8千円以上 9千円未満	9千円以上 1万円未満	合計
人数 （割合）	厚年のみ	66 (16.1%)	87 (21.3%)	29 (7.1%)	29 (7.1%)	14 (3.4%)	14 (3.4%)	13 (3.2%)	7 (1.7%)	6 (1.5%)	13 (3.2%)	278
	国年のみ	2 (10.5%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)	19
	複合	75 (22.1%)	87 (25.6%)	38 (11.2%)	36 (10.6%)	32 (9.4%)	19 (5.6%)	16 (4.7%)	15 (4.4%)	9 (2.6%)	13 (3.8%)	340

※各制度において年金回復見込額が増額となる者全体に占める割合である。

13

④突合せ対象者の年齢構成ごとの不一致率等の比較

サンプル調査結果について、突合せ対象者全体の制度別・年齢別の構成割合に基づいて算出した不一致率、年金回復見込額が増額となる者の割合、対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）は以下のとおり。

	65歳以上			65歳未満	全体
	75歳以上	65歳以上75歳未満			
不一致率	6.6%	7.5%	5.9%	1.8%	3.5%
年金回復見込額が増額となる者の割合	5.5%	6.2%	4.9%	1.3%	2.8%
対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）	3.1万円	5.4万円	1.4万円	0.2万円	1.2万円

⑤制度別の不一致率等の比較

厚生年金・船員保険の記録を有する者（22,512人中16,698人）及び国民年金の記録を有する者（22,512人中16,611人）それぞれについて、突合せ対象者全体の制度別・年齢別の構成割合に基づいて算出した不一致率、年金回復見込額が増額となる者の割合、対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）は以下のとおり。

	不一致率		年金回復見込額が増額となる者の割合		対象者1人当たりの平均増加額（生涯額）	
	厚生年金・船員保険	国民年金	厚生年金・船員保険	国民年金	厚生年金・船員保険	国民年金
65歳以上	8.0%	1.1%	6.7%	0.9%	4.0万円	0.2万円
75歳以上	10.6%	0.9%	8.7%	0.7%	8.1万円	0.2万円
65歳以上75歳未満	6.1%	1.4%	5.1%	1.1%	1.6万円	0.2万円
65歳未満	1.9%	1.0%	1.2%	0.8%	0.1万円	0.1万円
合計	4.4%	1.0%	3.5%	0.9%	1.8万円	0.1万円

14

国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せについて

1 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ

- ① 国民年金特殊台帳等として保有している3,096万件の記録全数について、コンピュータ記録との突合せを実施。
- ② 平成22年6月末時点で全件の突合せを完了。
 - ※ 特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、年度内の一部の期間に未納や免除などがある者の記録を記載した台帳であり、年金事務所(旧社会保険事務所)でマイクロフィルム化して保管している。

2 突合せの結果

- ① 国民年金特殊台帳の記録とコンピュータのオンライン記録が一致しないもの
300,411件 (1.0%)
- ② ①のうち、オンライン上の納付記録(納付、免除)が異なっているもので、記録訂正により納付記録が増えるもの
233,182件 (0.8%)
※うち、年金額が増額となる受給者 91,157件 (0.3%)

③ 年金受給者の年金額の増額の状況等(推計(※1):年額)

平均	最高	最低
14,192円	384,499円	550円

※1 推計に当たっては、老齢基礎年金額を基礎に機械的に納付月数を乗じた。

※2 現役加入者を含めた年金額増加見込額(生涯額)は、合計約384億円

(うち、①老齢基礎年金受給者等:約268億円、②現役加入者等:約116億円)

(参考2)

未統合記録と紙台帳等の突合せサンプル調査の 集計結果(詳細)

未統合記録と紙台帳等の突合せサンプル調査の集計結果について

1. サンプル調査の概要

①目的

未統合記録の解明に向け、突合せ作業の効果を検証するため。

②調査対象者等

今後、更に解明を進める未統合記録（平成22年9月段階で約983万件。平成23年3月時点で約976万件）のうち、「黄色便による確認（払出簿との機械的な突合せ）が行われていない記録」（約118万件。以下「グループ1」という。）と、それ以外の記録（約865万件。以下「グループ2」という。）の2つの集団について、当該集団の年齢構成を反映する形で、1万件の記録を無作為に抽出。

	調査対象者数	
	グループ1	グループ2
75歳以上	3,218人	4,426人
65歳以上75歳未満	3,346人	2,671人
65歳未満	3,436人	2,903人
合計	10,000人	10,000人

- 未統合のオンライン記録と紐付いている紙台帳等の基本情報（氏名、生年月日、性別）の突合せを実施し、オンライン記録の基本情報に訂正すべき部分がないかを確認。
- 上記手順において訂正すべき部分が確認された場合には、当該訂正情報に基づいて検索を実施し、結び付く基礎年金番号がないかを確認。
- 未統合記録に結び付く基礎年金番号が確認された場合、当該基礎年金番号を有する者（遺族年金受給者を含む。）に通知を发出し、その未統合記録がその者のものであるかどうかを確認。

17

2. サンプル調査の結果

①通知に対する回答状況

○グループ1

	調査対象者	通知発送	回答		未回答	未送達
			本人記録	別人記録等		
75歳以上	3,218 (100%)	22 (0.7%)	10 (0.3%)	4 (0.1%)	7 (0.2%)	1 (0.0%)
65歳以上75歳未満	3,346 (100%)	80 (2.4%)	38 (1.1%)	15 (0.4%)	26 (0.8%)	1 (0.0%)
65歳未満	3,436 (100%)	87 (2.5%)	36 (1.0%)	6 (0.2%)	35 (1.0%)	10 (0.3%)
合計	10,000 (100%)	189 (1.9%)	84 (0.8%)	25 (0.3%)	68 (0.7%)	12 (0.1%)

○グループ2

	調査対象者	通知発送	回答		未回答	未送達
			本人記録	別人記録等		
75歳以上	4,426 (100%)	49 (1.1%)	20 (0.5%)	15 (0.3%)	14 (0.3%)	0 (0%)
65歳以上75歳未満	2,671 (100%)	48 (1.8%)	19 (0.7%)	12 (0.4%)	14 (0.5%)	3 (0.1%)
65歳未満	2,903 (100%)	51 (1.8%)	14 (0.5%)	7 (0.2%)	25 (0.9%)	5 (0.2%)
合計	10,000 (100%)	148 (1.5%)	53 (0.5%)	34 (0.3%)	53 (0.5%)	8 (0.1%)

18

②本人記録との回答のあった記録の開始時期

開始時期	昭和 10 年～	昭和 20 年～	昭和 30 年～	昭和 40 年～	昭和 50 年～	昭和 60 年～	合計
グループ 1	0 (0%)	1 (1%)	31 (37%)	43 (49%)	6 (7%)	3 (3%)	84 (100%)
グループ 2	2 (4%)	8 (15%)	18 (34%)	20 (38%)	5 (9%)	0 (0%)	53 (100%)

※ 判明した記録の平均期間（複数の記録が判明した場合は合計の判明期間）は約 21 カ月である。

③本人記録と回答のあった記録の基礎年金番号に係る特別便等の回答状況

本人記録との回答のあった方 特別便等におけるご本人の回答		グループ 1		グループ 2	
		『もれ』や『誤り』はない		47 (56.0%)	
『誤り』 『もれ』 がある や	申告された記録が判明した	14 (19.0%)		12 (22.6%)	
	申告された記録が判明しなかった	9 (10.7%)		7 (13.2%)	
	申告された記録の一部が判明しなかった	2 (2.4%)		3 (5.7%)	
	調査中	1 (1.2%)		2 (3.8%)	
ご本人からの回答なし等		2 (2.4%)		0 (0%)	
合計		23 (27.4%)		9 (17.0%)	
合計		84 (100%)		53 (100%)	

19

④年金回復見込額について

④-1 本人記録との回答のあった方のうち、今回の突合せにより年金見込額が増額となる者の数

	グループ 1			グループ 2		
	調査対象者	本人記録との回答のあった方	増額となる方	調査対象者	本人記録との回答のあった方	増額となる方
75歳以上	3,218 (100%)	10 (0.3%)	10 (0.3%)	4,426 (100%)	20 (0.5%)	20 (0.5%)
65歳以上75歳未満	3,346 (100%)	38 (1.1%)	38 (1.1%)	2,671 (100%)	19 (0.6%)	19 (0.6%)
65歳未満	3,436 (100%)	36 (1.0%)	29 (0.8%)	2,903 (100%)	14 (0.4%)	12 (0.4%)
合計	10,000 (100%)	84 (0.8%)	77 (0.8%)	10,000 (100%)	53 (0.5%)	51 (0.5%)

※ 今回の突合せにより、新たに年金を得ることとなる者は 5 人（グループ 1：3 人、グループ 2：2 人）である。

④-2 年金回復見込額の平均

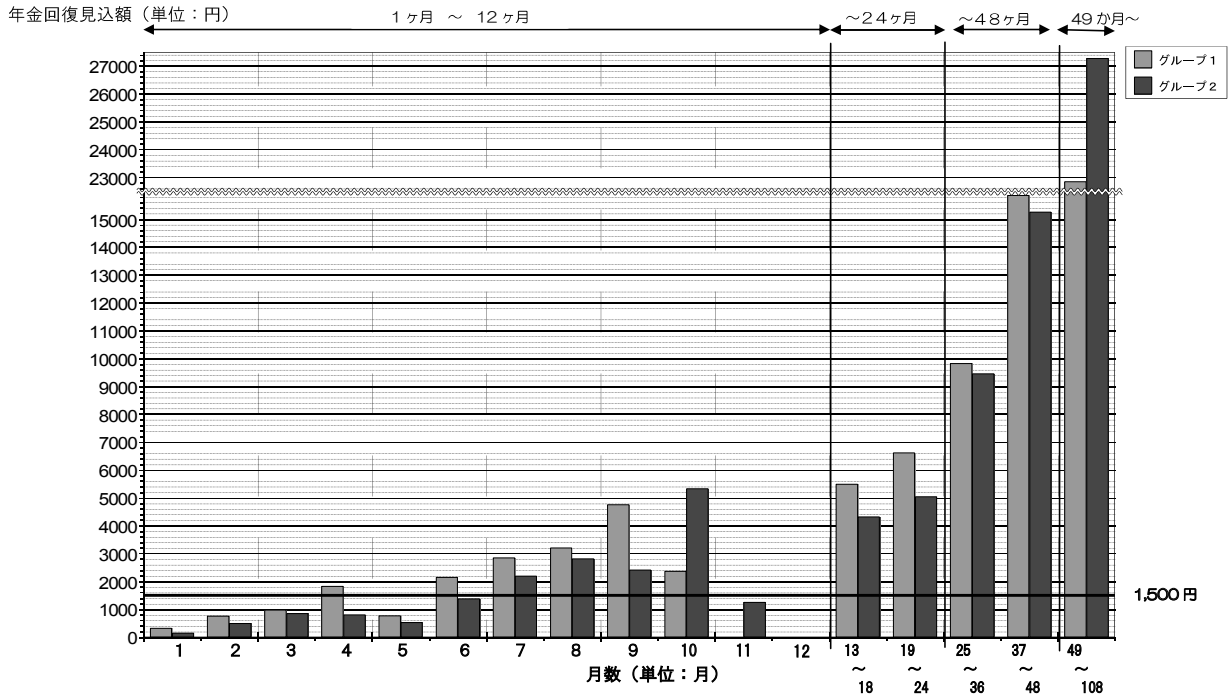
	グループ 1			グループ 2		
	年金回復見込額が増額となる者の平均		調査対象者の 1 人 当たり平均増加額 (生涯額 (年額))	年金回復見込額が増額となる者の平均		調査対象者の 1 人 当たり平均増加額 (生涯額 (年額))
	生涯額 (年額)	平均月数		生涯額 (年額)	平均月数	
75歳以上	151.3 万円 (7.3 万円)	21	0.5 万円 (230 円)	271.8 万円 (13.2 万円)	35	1.2 万円 (600 円)
65歳以上75歳未満	73.5 万円 (3.6 万円)	15	0.8 万円 (400 円)	61.0 万円 (3.0 万円)	12	0.4 万円 (210 円)
65歳未満	63 万円 (3.1 万円)	21	0.5 万円 (260 円)	53.3 万円 (2.6 万円)	18	0.2 万円 (110 円)
合計	79.7 万円 (3.9 万円)	18	0.6 万円 (300 円)	141.8 万円 (6.9 万円)	22	0.7 万円 (350 円)

※ 年金回復見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

※ 平均月数は、未統合記録の期間（月数）の平均である。

20

④-3 未統合記録の月数別の年金回復見込額（※1）について



※1 未統合記録の月数別の年金回復見込額は、月数別の平均年金回復額（生涯額）に各グループ別の年金回復見込額が増額となる者の調査対象者全体に占める割合（グループ1：0.8%、グループ2：0.5%）を乗じたものである。

※2 紙台帳等とコンピューター記録との突合せに要するコストについて、業務委託費等から試算すると、1件当たり約1,500円。

○グループ1

月数(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13~18	19~24	25~36	37~48	49~108
人数(人)	9	4	5	4	1	4	3	1	6	4	0	0	11	7	9	2	7
期待される年金回復見込額(円)	300	800	1000	1800	800	2100	2800	3200	4800	2400	0	0	5500	6600	9800	15900	22900

○グループ2

月数(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13~18	19~24	25~36	37~48	49~108
人数(人)	6	2	5	3	1	3	2	1	1	2	2	0	2	5	6	3	7
期待される年金回復見込額(円)	200	500	900	800	500	1400	2200	2800	2400	5300	1300	0	4300	5100	9500	15300	27300

年金記録適正化実施工程表

【平成19年9月10日改定版】
 (広報・相談関係追加)
 平成19年8月
 厚生労働省

※今後、作業をより円滑に推進するため、必要に応じて修正することがありうる。

〔 内の記述は、7月5日政府・与党取りまとめ
 ・社会保障カードの導入については、別途課題として
 検討〕

1. 名寄せ関係

I 直面する年金記録問題への対応

1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880万件」の記録を含め、「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成19年12月から平成20年3月までを目的】

○ 「5000万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画(別添1・参考1)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成19年8月30日に締結している。(別添1)【平成19年8月～11月用途】

(注) システム開発の契約については、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(会計法第29条の3第4項)に該当し、かつ、極めて緊急を要する場合であることから、現行システムに習熟し、改修のほとんどなる既存のシステムについて著作権を有している開発業者と契約を行うこととしている。

I 1. (1)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000万件」の記録の内容を解明して公表する。

○ 別添2の「5000万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方についてに基づき解明の作業を進める。

○ 解明に当たっては、民間企業等から派遣された専門家による分析チームを編成し、名寄せ作業と並行して作業を進める。

I 1.

(2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430万件」及び「36万件」への対応

① 名寄せの実施

「1430万件」及び「36万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータ記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成20年5月までを目的に完了】

○ 「マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」及び「36万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画」(別添1・参考2)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成19年8月30日に締結している。(別添1)【平成19年8月～20年4月用途】

I 1. (2)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、「1430万件」及び「36万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 3 の「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータ
の解明作業の基本的な考え方について」に基づき、5000 万
件の記録に準じた作業を行い、解明の作業を進める。

I 1.
(3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応
 ① 共済過去記録の基礎年金番号への統合
 いわゆる共済過去記録「181 万件」については、厚生年金制度
 への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程にお
 いて、「181 万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録
 との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対
 し、その旨をお知らせする。【平成 21 年度中を目的】

- 共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合
等から提供を受けて、平成 20 年度において、名寄せ・照会を
行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成 21 年度中を目
途に基礎年金番号への統合を行う。(別添 4)
- システム開発に当たっては、5000 万件の名寄せシステムの
活用を検討する。
- 名寄せ・照会を行ってもなお、基礎年金番号との統合に至
らない共済過去記録については、平成 21 年度以降、社会保
険庁において、別途の管理を行うことなどを検討する。

I 1. (3)
 ② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止
 ア 平成 18 年 10 月時点で判明した重複付番(2 万件)のうち
 未解消の 4 千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を
 実施する。【平成 19 年 8 月中】
 平成 18 年 10 月以降これまでに発生した可能性のある重
 複付番についても同様に対応する。【平成 19 年 10 月以降逐
 次実施】
 イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調
 査の実施により、重複付番の発生を防止する。【今後随時】

- 平成 18 年 10 月時点では重複付番が 22,063 件であったが、
平成 19 年 8 月末日現在では、15 件に減少している。

今後、訪問等により個別に照会して解消するとともに、平成
 18 年 10 月以降発生した可能性のある重複付番についても、社
 会保険事務所において徹底した調査を行い、早期に解消する。

- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏
名、性別、生年月日、住所の 4 項目の一致を確認)の完全実施
を図り、その発生を徹底的に防止する。

I 1. (3)
 ③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ
 いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を
 依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問
 題に関する注意喚起と呼びかけを行う。【平成 20 年度以降随
 時】

- 平成 19 年度中に市町村に協力を依頼し、平成 20 年 6 月を
 目的に、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴
 収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、年金を受
 給し忘れていないか等の注意喚起と呼びかけのためのチラシを
 同封して送付する。

I 1. (3)
 ④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ
 社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供
 し、全基金において記録の突き合わせを実施する。【平成 20
 年度中を目的】

- 平成 20 年度において企業年金連合会及び各厚生年金基金が
 突合せを実施できるよう、社会保険業務センターにおいて基
 金番号が収録された記録を抽出するためのシステム開発を行
 い、平成 20 年 12 月を目的に、企業年金連合会及び各基金
 分に振り分け、被保険者記録を提供する。(別添 5)

I 1. (3)

⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合されることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。【平成 19 年度以降随時】

- 政府広報(平成 19 年 11 月予定)等の各種広報手段を活用することにより、制度の仕組みや手続き(注)の周知を図ることとする。その具体的な方法について早期に検討し、平成 19 年度以降、随時実施する。

(注) 社会保険事務所等に申し出ていただくことにより、関係機関(厚生労働省社会・援護局、外務省等)間の必要な照会手続きが行われる仕組みとなっている。(別添 6)

2. ねんきん特別便関係

I

2. すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

- (1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方
「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを別途】

I 2.

- (2) その他のすべての方
上記(1)のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。

具体的には、平成 20 年 4 月から 10 月までの間に、「5000 万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成 20 年 4 月と 5 月を別途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成 20 年 6 月から 10 月までを別途に、順次、お知らせ

- 平成 19 年 12 月から平成 21 年 3 月までの間、誕生月における年金個人情報の送付については、これまで予定していた「ねんきん定期便」に代えて、全受給権者及び加入者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付する。
 - ・名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ【平成 19 年 12 月～20 年 3 月別途】
 - ・その他のすべての方へのお知らせ

① 既に年金を受けられている方 【平成 20 年 4 月～5 月別途】

② 今後年金を受け取る予定の方 【平成 20 年 6 月～10 月別途】

- 「ねんきん特別便」として送付するものと送付した後の流れは以下の通りである。

① 記録が結び付くと思われる方に対しては、

- ・ご本人の加入期間及び加入履歴
- ・お知らせ

・返信用「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封し、まずは「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話していただいた上で、記録に間違いがないと確認できた場合には「年金加入記録はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。なお、記録が結び付くと思われる方から、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へのお電話がなく、「確認はがき」又は「年金加入記録照会票」の返信もない場合には、本人に確認ができるまで照会を行う。

② その他のすべての方に対しては、

- ・ご本人の加入期間及び加入履歴
- ・お知らせ

厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

3. 特殊台帳等との突合せ

I

3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

① 国民年金の特殊台帳の記録の突合せ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録(マイクログファイルム)について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

② 国民年金の被保険者名簿の記録の突合せ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分広報する。

③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突合せ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録(マイクログファイルム)について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかにを行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。

○ 「国民年金の特殊台帳の記録」等との突合せ作業は、未統合記録 5000 万件の名寄せ及び記録が結び付くと思われる方への「ねんきん特別便」の送付が終わった後、平成 20 年度当初から行う。

を同封する。

なお、厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」について、経済団体の協力を得られることを前提に、平成 9 年の基礎年金番号導入時の例を踏まえ、事業主経由で送付することを検討する。

○ 58 歳到達者に対しては、従来の 58 歳通知と同様、返信用書類として「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封することとし、記録に間違いがないと確認できた場合には「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。

なお、58 歳到達者に対しては、求めに応じて将来の年金見込額を通知する。

○ 「年金加入記録照会票」の申し出内容を社会保険庁として確認できない場合には、「年金記録確認第三者委員会」に関する手続を紹介することとする。

○ 「ねんきん定期便」は、「ねんきん特別便」がすべての方に届き、これに伴う記録の訂正やその後の加入情報の更新が行われることを勘案して、平成 21 年 4 月から本格実施するが、その際、次の点について検討する。(別添 7, 8)

① 平成 21 年 4 月から一定期間については、被保険者の方々に繰り返し十分に過去の納付状況を確認していただくことが必要である。このため、加入期間、年金見込額など「ねんきん定期便」として送付を予定している情報に加えて、全年齢の被保険者に加入履歴並びに過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)をお知らせする。

② 上記の一定期間経過後は、全年齢の被保険者に、加入期間、年金見込額などに加えて、直近 1 年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況を毎年お知らせする。

また、35 歳、45 歳、58 歳の節目に該当する被保険者には、加入履歴、過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)を併せてお知らせする。

(注)厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により

○ まずは、特例納付等複雑で特殊な記録であり、サンプル調査も終わっている「国民年金の特殊台帳の記録」の突合せを実施する。

○ 国民年金の特殊台帳の突合せの具体的な事務処理は以下のとおりとする。

- ① 外部委託によりマイクロフィルム記録及びオンライン記録の出力、第1次審査(現時点におけるオンライン記録との単純な突合せ)を行う。
- ② 社会保険庁職員によって、第2次審査(第1次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録入力時点における記録との突合せ)を行い、併せて最終確認作業を行う。
- ③ 記録の補正の必要が生じた場合には、社会保険事務所に
おいて、記録を補正する。

○ 「厚生年金の被保険者名簿等の記録」及び「市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録」の突合せについては、厚生年金の被保険者名簿等のサンプル調査の結果、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿に関する準備作業の状況、特殊台帳の突合せの進行状況等を踏まえて取り組むこととする。

(別添9)

I 3.

④ 進捗状況の公表

①から③までの突ぎ合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

○ 社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における国民年金の被保険者名簿の保管状況は、調査の結果、8月23日現在では、別添10のとおりである。

○ 平成20年1月を目的に、下記の事項の検討・実施状況を公表する。

- ・ 「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業の具体的実施方法の検

討

- ・ 「厚生年金の被保険者名簿等」のサンプル調査の実施方法の検討
- ・ 市町村が保管する国民年金の被保険者名簿について、保管媒体に応じた出力・整理等の準備作業の検討、突合せ作業の実施方法の検討
- 平成20年7月以降は、「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業等、順次行われる突合せ作業の進捗状況を半年毎に公表する。

4. 相談関係

II 相談体制の拡充

すべての年金受給権者及び現役加入者の方々に加入履歴をお知らせすることに伴い予想される相談件数の増加に十分対応できるようにするため、相談体制を今後着実に整備していく必要がある。

○ 12月以降、名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方及びその他の方に「ねんきん特別便」が順次送付されることに伴い、電話相談、来訪相談件数が増加すると予想される。そこで、これまでの58歳通知(注1)や年金記録相談の特別強化体制(注2)における電話相談、来訪相談の状況等を勘案して見直しを立てつつ、「ねんきん特別便」の送付に対応した相談体制の基本的な考え方について(別添11)に基づき、「ねんきん特別便専用ダイヤル」の設置並びに市区町村、商工会議所等での巡回相談及び社会保険事務所における相談窓口の拡充等十分な対応ができるよう準備する。

(注1) 58歳通知：平成16年3月から、58歳に到達された方々に対し、年金加入記録及び8年見込額を通知している。

(注2) 年金記録相談の特別強化体制：平成18年8月から、年金記録に不安や疑問を持つ方々に対し、年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、社会保険事務所の窓口において、年金加入記録について徹底的に調査・確認を行っている。

- 平成 20 年 4 月以降の厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」については、経済団体と連携し、各企業の協力を得て事業主経由で送付することを調整する。また、事業主経由で送付された「ねんきん特別便」に対する照会及び年金記録統合の一括代行手続きについても、協力を依頼する。このため、各企業の社会保険委員（事業主からの推薦に基づき社会保険庁長官が委嘱する方で、現在、全国で約 18 万人）やそれ以外の社会保険事務担当者の方々に対して、11 月末までを目的に、全国の社会保険事務所で開催し、マニュアルを配布し、次の事項について協力を依頼する予定である。
 - ・「ねんきん特別便」の被保険者への転送依頼
 - ・「ねんきん特別便」転送後の被保険者からの委任に基づく照会及び年金記録統合の一括代行手続きの依頼
 - ・電話相談、来訪相談に関する留意事項

II 1. 相談体制の拡充

(1) 来訪相談

- ① 市町村における巡回相談の実施等
 - すべての市町村において、巡回相談を実施する。【平成 19 年 7 月目途】さらに、これらの市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施する。これらの巡回相談の実施の際、社会保険労務士会の協力を得る。
 - なお、社会保険労務士会においても、無料年金相談会等の年金相談を実施することとしている。
 - また、年金相談への対応窓口を開設し、年金加入記録の照会の取り次ぎや年金記録の確認を始め、住民からの年金記録の相談への対応の充実が図られるよう、市町村の取組を促進する。

- 7 月中に全国の 1,827 市区町村のうち 1,743 市区町村において巡回相談を実施し、市区町村役場、商工会議所、商工会、公民館、体育館等で 108,840 人が来訪した。

今後とも引き続き、市区町村、商工会議所等における相談

体制を拡充していく。また、相談の機会を利用して、国民年金保険料の納付の場の提供なども行っていく。（別添 12、13）

- 市区町村窓口に来訪した方が年金記録を確認できるよう、市区町村と社会保険事務所との間に年金記録を優先的に確認するためのホットラインの開設等を行っており、7 月末までに 1,827 市区町村のうち 1,616 市区町村においてホットラインが開設された。
 - 更に、ホットラインの必要な残る市区町村に対する開設を進めるとともに、11 月末までを目的に、市区町村担当者に対する説明会を開催するなど、住民対応の充実が図られるよう市区町村が取り組みやすい環境を整備していく。（別添 14）

II 1. (1)

② 企業等における相談機能の充実

日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。

具体的には、

- ア 企業及び商工会議所に「年金相談窓口」等を設置すること
- イ 現役加入者ご本人からの依頼に応じて年金記録に関する照会を企業内で取りまとめ社会保険事務所に提出すること等について、協力を依頼する。【平成 19 年 7 月以降随時】
 - 企業、商工会議所及び商工会館に設置される照会・相談窓口对社会保険庁職員を派遣し、年金照会を可能とするなど適切な措置を早急に講じる。また、これらの措置を実施するために社会保険労務士会からの協力も得る。
 - この場合、確認漏れが生じないよう、依頼に先立って、社会保険庁において、詳細なマニュアルを作成し企業の社会保険委員等を対象とした研修を実施する。

- 7 月中に 136 商工会議所、71 商工会において実施し、商工会議所には 7,637 人、商工会には 2,998 人の方々がそれぞれ来訪

した。
今後とも引き続き、商工会議所等における相談体制を拡充していく。
(別添 15)

○ 年金記録の照会を希望する従業員・配偶者の方の委任に基づき、企業による年金記録照会及び年金記録統合の一括代行手続きについて、7月18日の日本経団連、31日の関西経営者協会、8月9日の愛知県経営者協会における各会合において、社会保険庁から協力を依頼した。今後とも、経済団体等と連携して必要に応じて協力を依頼する。

II 1. (1)

③ 認知症の高齢者等への対応

社会保険事務所等に来て説明できない認知症の高齢者、施設入所者等については、以下のような対応を行う。【平成19年8月以降随時】

ア 通知に返事がない方に対し、電話で問い合わせ、認知症等の事情がある場合には、市町村とも連携して職員が出向くことを基本とする。

イ 本人の了解の下で社会保険事務所等に提供いただく様々な情報を受け付けるとともに、来訪相談において本人の履歴をその場で開示する場合は、委任状に基づき代理人に対しても対応する。

○ 認知症の高齢者等及び代理人が社会保険事務所等に相談のため来訪された際に混乱することがないよう、8月中旬に、社会保険事務所に対して、市区町村、社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携等に関し、留意事項を通知した。

また、「ねんきん特別便」を送付しても返事がない、社会保険事務所等に来訪できない場合には、職員が出向くことを基本とし、その具体的対応について、12月までの間に、社会保険事務所に対して、留意事項を通知する。

II 1.

(2) 電話相談

社会保険庁による全国の電話相談センターの機能を集約化するとともに、社会保険労務士等民間に協力を十分得ながら、電話相談窓口の充実を行うなど、電話相談体制を強化する【平成19年7月以降逐次実施】

○ これまで「ねんきんあんしんダイヤル」により電話照会されてきた方々に対し加入記録を回答してきた。このため、この加入記録について幅広く相談に対応できる「ねんきんダイヤル」へのニーズが高まってきた。

これに対し、7月17日にねんきんダイヤル第1コールセンターを東京に開設し、8月1日に「ねんきんあんしんダイヤル」のうち、150ブースの応答席数を「ねんきんダイヤル」に変更した。

※8月1日時点の応答席数

ねんきんダイヤル	886
ねんきんあんしんダイヤル	740

(別添 16、別添 17)

※ねんきんダイヤル

社会保険庁から送付された年金記録回答票に関する問い合わせや一般の年金相談に対して市内通話料金で利用できる。(0570-05-1165)

※ねんきんあんしんダイヤル

後日お答え方式（氏名、生年月日、基礎年金番号等の基本的情報をお聞きし、その後、記録回答票をお送りする方式）によるフリーダイヤル。
(0120-657830)

II 1.

(3) インターネットによる照会

インターネットによる照会に必要なID及びパスワードの発行までの期間を短縮する【平成19年7月日途】

○ 8 月末時点で、I D 及びびパスワードの申込件数は、平成 18 年 3 月の開始以来の累計 121.4 万件、発行件数は同 93.0 万件、未処理件数は同 2 千件となっている。I D 及びびパスワードの発行までの期間は、8 月中に平常ベースの 2 週間程度に短縮された。(別添 18)

○ インターネットによる照会を促進するため、広報を強化するとともに、必要に応じて体制を整備する。

II 2. 相談への対応状況の定期的な公表

相談体制の現状が国民の目から見て明らかになるよう、電話相談の応答率、社会保険事務所での来訪相談の待ち時間、本人の履歴を確認するための回答票の送付までの期間など、相談への対応の状況について、定期的な公表を行う。【平成 19 年 7 月以降随時】

○ 電話相談の応答率については、社会保険庁ホームページ等により毎日公表している。(別添 19)

○ 社会保険事務所での来訪相談の待ち時間に関しては、社会保険庁ホームページ等により相談窓口の混雑状況を週次で情報提供している。

今後、待ち時間の解消策として、混雑していない曜日や時間帯に来訪者を誘導できるよう、待ち時間の公表の仕方を改善する。(別添 20)

○ 電話相談で年金記録回答票を送付するよう依頼を受けてから、実際に社会保険庁から依頼者に送付するまでに要する期間については、社会保険庁ホームページ等により週次で公表している。(別添 21)

5. その他

III 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成 23 年度中を目的】

現在の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

○ 旧式の記録管理システム(レガシーシステム)については、平成 18 年 3 月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープン化(専用機器から汎用機器への移行等)による再構築を行うこととしている。平成 19 年 3 月に基本設計書の作成が完了しており、平成 19 年度中に詳細設計以降の工程の調達を開始予定。(別添 22)

なお、住民基本台帳ネットワークとの連携については、詳細設計以降の工程において対応を検討し、反映する仕組みを取り込む。

IV その他の課題への対応

1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等予め記載した裁定請求書(自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」を順次お送りする。【平成 19 年 9 月から 1 年以内を目的に送付】

○ 年金時効特例法の施行(平成 19 年 7 月 6 日)に伴い、①政府広報、②ポスターの掲示、③市町村広報誌への記事掲載依頼、④社会保険庁ホームページへの掲載、などによる広報を実施するとともに、社会保険事務所や「ねんきんダイヤル」における相

談体制の整備を行っている。

- 年金時効特例法の施行日以降、平成 19 年 8 月 19 日までに同法に基づく手続を 10,663 件受け付けており、また、これまでに 866 人に対して、支給決定を行った。
- 平成 19 年 9 月からは、対象となる方に対して、予め必要な記載事項を印字した手続用紙を順次送付し、ターンアラウンド方式による手続を開始することとしている。

IV

2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入については、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。【平成 19 年 7 月以降随時】なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

- 不正事故の防止については、平成 19 年 7 月 31 日、地方社会保険事務局あて通知し、平成 18 年 3 月の「不正事故防止のための点検事項」^(注)を再確認するとともに、(1)職員による着服等の不正行為は発覚する仕組みとなっていること、及び(2)不正行為に対しては、①刑事告発、②免職、③損害賠償請求、④公表(氏名を含む)を行うことについて、改めて職員に周知徹底するよう指示した。

- ・ 現金による保険料納付の場合には、社会保険事務所管理者が、領収証控と現金払込書を毎日突合せすること
 - ・ 年金の保険料納付のオンライン入力について、担当者らは、管理者のカードを借りて入力し、管理者が入力結果と原議を突合せすること
- (注)

6. 広報関係

- 年金記録問題に関し、政府広報を随時実施してきた。(別添 23)
- 今後とも、12 月からの「ねんきん特別便」送付に際して、政府広報を積極的に活用するほか、本庁ホームページにおいて年金記録問題に関する対策の進捗状況を随時公表するとともに、年金広報(秋及び年度末)等の中にも年金記録問題についての情報を加える。
- 地方自治体、関係団体、報道機関の関係者が、年金問題を適切に取り上げ、政府による広報が実を上げるよう、当該関係者への説明を積極的に展開する。

<社会保険庁>

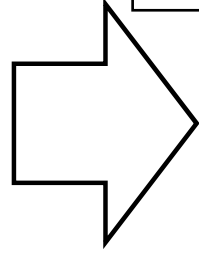
- ・ 本庁ホームページによる広報
- ・ 本庁が行う新聞やポスターを通じた年金広報(秋及び年度末)
(参考)平成 18 年 11 月の年金月間に向けた秋の年金広報
新聞 朝刊 5 段モノクロ広告を 2 回掲載
10 月下旬 中央紙 5 紙、ブロック紙 4 紙、地方紙 36 紙
11 月中旬 中央紙 5 紙、ブロック紙 4 紙、地方紙 42 紙
ポスター 7,500 枚×2 種類
- ・ 国民年金パンフレット、年金請求手続きの周知用パンフレット

<地方社会保険事務局>

- ・地方社会保険事務局ホームページによる広報
- ・納入告知書に同封する広報誌等による広報、社会保険事務所への掲示
- ・地方自治体、関係団体の広報誌等への広報の要請

参考資料2 未解明記録5, 095万件の状況(25年6月時点データ)

4～6までの
未解明記録
2, 130万件の
状況を委員長
指示に基づき
機械的に推計



I 〈解明された 記録〉 2, 961万件	1 基礎年金番号に統合済みの記録 1, 721万件(1, 346万人)
	2 死亡者に関する記録及び年金受給に結びつかない記録 1, 240万件(967万人)
II 〈解明作業中 又はなお解明 を要する記 録〉 2, 134万件	ア. 死亡者に関する記録 684万件
	①死亡の届出がされている記録 195万件
	②死亡一時金を受給している記録 62万件
	③国内最高齢者(男女別)以上の生年月日の記録 114万件
	④住基ネットで死亡と確認された記録 70万件
	⑤上記の記録と氏名・生年月日・性別の3項目が一致する記録 242万件
	イ. 年金受給に結びつかない記録 557万件
	①脱退手当金、脱退一時金及び特別一時金を受給した記録 206万件
	②共済組合へ移管済みの記録 25万件
	③名寄せ特別便の期間重複チェックの結果、基礎年金番号に収録されている記録と完全重複している記録 136万件
④厚生年金又は船員保険の加入月数が0月である記録及び国民年金の保険料納付月数が0月である記録 189万件	
3 現在調査中の記録(ご本人からの回答に基づき記録を調査中) 4万件(3万人)	
4 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 874万件(682万人)	
5 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 935万件(729万人)	①ご本人から未回答のもの 324万件
	②「自分のものではない」と回答のあったもの 198万件
	③未着のもの 54万件
	④「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの 25万件
	⑤基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの 124万件
	⑥黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの 65万件
	⑦「ご本人に返戻中のもの」、「黄色便の送付対象となったが記録の一部が不完全であるため送付対象とならなかったもの」、「住基ネット住所が不備であったため送付対象とならなかったもの」 85万件
	～想定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの
	6 3～5の記録と同一人と思われる記録 321万件(250万人)

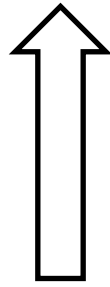
未解明記録2, 130万件(1, 661万人)の状況(機械的推計)

1 死亡した者等の記録と考えられるもの 546万件 (426万人)

- ・死亡した者の記録
- ・国外転居者の記録
- ・帰国した外国人の記録

534万件 (417万人)
5 万件 (4 万人)
7 万件 (5 万人)

死亡者等の記録と考えられ、今後申し出の可能性が低く、年金額に結びつかないと考えられるもの。



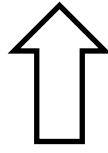
2 上記以外の記録 1, 584万件 (1, 236万人)

- 1, 584万件の記録について、①年齢、②加入期間からみたそれぞれの角度からの推計を行った。

① 現時点の年齢分布推計

(単位: 万件、括弧内は人数(万人))

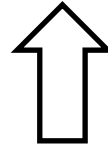
	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
件数 (人数)	75 (59)	204 (159)	287 (224)	469 (366)	395 (308)	134 (105)	20 (16)	0 (0)
割合	4. 7%	12. 9%	18. 1%	29. 6%	25. 0%	8. 4%	1. 3%	0. 0%



② 加入期間の分布推計

(単位: 万件、括弧内は人数(万人))

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
件数 (人数)	849 (662)	558 (435)	116 (90)	48 (37)	3 (2)	11 (9)
割合	53. 6%	35. 2%	7. 3%	3. 0%	0. 2%	0. 7%



現在年齢は50歳代までが4割弱、60歳代までが7割弱と推定され、今後、年金裁定時の申し出により記録が統合される可能性がある。

5割以上は、加入期間が1年未満の短い記録と推定され、年金に結びつかないか又は年金額への影響が小さいものと考えられる。なお、受給資格期間短縮で申し出が今後増える可能性がある。

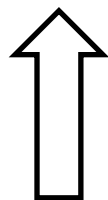
(例えば、国民年金で加入期間が6か月の場合、増加する年金月額
は、 $65,000円 \times (0.5年 \div 40年) = 812円$)

(注) 加入期間が長いものは、老齢年金受給の年齢になる以前に死亡しかつ遺族年金を受け取る者がいなかったようなケースや遺族年金を受給し自身の加入期間に基づき老齢年金を請求していないケース等も考えられる。

(参考) 記録の状態 (=未統合の原因) からみた推計

(単位：万件、括弧内は人数(万人))

	複数手帳保有	旧姓名	氏名相違	生年月日相違
件数 (人数)	572 (446)	491 (383)	325 (254)	147 (115)
割合	36.1%	31.0%	20.5%	9.3%



複数手帳保有、旧姓名、氏名相違及び生年月日相違が9割以上を占めると推定され、ご本人からの訂正の申し出により記録統合の可能性がある。

※ この推計は、「年金額回復の具体的事例(1,000事例)」の統合時における記録の状態の分布を、2の1,584万件に乗じて推計したものであって未統合記録のそのものの状態を表しているものではない。

(※1) 死亡者の推計方法

最終記録喪失日までは、生存していることが確実と考え、国勢調査（平成22年まで）から5年ごとの5歳刻みの人口（男女別）及び最終記録喪失日と生年（5年刻み）（男女別）を用い、国勢調査の5年ごとの5歳刻みの人口（男女別）と生まれた年（男女別）から現時点での生存率・死亡率を算出し、年代ごとの死亡者数（男女別）に関する件数の推計を行った。

（男女別）死亡者に係る件数=Σ（最終記録喪失年別の生存数）×（最終記録喪失日における年齢での現時点の死亡率）

また、戦時中、戦後直後の混乱期に最終記録となっている者は、平均すると100歳を超えているうえ、全体に占める割合も低く、1950年以前が最終記録となっている者は全員亡くなっていると仮定した。なお、全日本人のデータを使用しているが、未解明記録は本人が申し出ていない分、全日本人データよりは死亡者が多いと思われる、その点では過少推計とみれる。

(※2) 国外転居者の推計方法

海外への転居等によって、現在日本国内に住んでいないと考えられるものについてだが、未解明記録のうち、上記推計により生存していると思われるものと推計されるものに単純に日本の総人口（平成23年（2011）人口動態統計（推定数）の概況、平成23年10月1日時点）に対する、海外に居住しており永住権を認められている者（海外在留邦人数調査統計（平成24年速報版）、平成23年10月1日時点、なお、海外に居住している者としては、生活の本拠をわが国から海外へ移した人々（永住者）の数）の割合（40万人/12,618万人=0.31%）を乗じると（2,130-534）×0.31%≈約5万件となる。

(※3) 海外へ帰国した外国人の推計方法

日本で働いたことがある外国人が帰国した数については、未解明記録に未解明記録の中の厚生年金記録数（国民年金は、昭和57年まで日本国民に加入が限られていたので、厚生年金記録数のみ対象）の割合と外国人労働人口比率（法務省入国管理局データに基づき労働省推計）を乗じて推計を行った。

未解明記録数 × $\frac{\text{外国人労働人口比率}}{\text{厚生年金記録数}}$ × 外国人労働人口比率

未解明記録数

= 2,130万件 × 1.812/2,129 × 0.4% ≈ 約7万件となる。

なお、未解明記録は、平成8年の基礎年金番号導入以前のもので、脱退一時金の導入は平成6年度のため全数をベースとした。（本来、脱退一時金の導入前の平成5年度以前の資格喪失記録を抽出すべきだが喪失時期のデータ処理はできない。）

また、外国人労働人口比率については、20歳以上65歳未満の日本の人口に占める外国人労働者の割合としたが、当該データは平成2年からしかなく、平成6年時点での比率（0.8%）の半分と仮定した。

外国人労働人口 $\frac{\text{外国人労働人口}}{20歳以上65歳未満の日本の人口} \times \frac{\text{外国人労働人口}}{20歳以上65歳未満の日本の人口}$

= 62万人 / 7,817万人 × 1/2 = 0.4% となる

(※4) 加入期間から見た場合の推計方法

平成25年6月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の加入期間別件数から、（※1）にて推計した平成22年国勢調査時点での死亡者の加入期間別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※5) 現時点での年齢から見た場合の推計方法

平成25年6月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の年齢階層別件数から、（※1）にて推計した平成22年国勢調査時点での死亡者の年齢階層別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※6) 記録の状態＝未統合の原因から見た場合の推計方法

平成22年4月2日から平成24年3月23日までに公表した「年金回復の具体的事例（1,000事例）」の統合時における記録の状態の分析結果の比率（平成25年7月24日第5回年金記録問題に関する特別委員会公表）を、「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134万件）から③現在調査中の記録、「死亡者（推計）」、「国外転居者（推計）」及び「帰国外国人（推計）」の件数を除いた1,584万件に乘じて算出した。現時点での年齢から見た場合の推計方法

平成25年6月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の年齢階層別件数から、（※1）にて推計した平成22年国勢調査時点での死亡者の年齢階層別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※7) 人数換算の推計方法

基礎年金番号は一人につき付番されることから、基礎年金番号数を人数にし、平成25年6月現在の「①基礎年金番号に統合済みの記録（1,721万件）」の統合先の基礎年金番号から人数を算出（1,346万人）し、統合済みの記録1件当たりの人数を算出した。（1,346万人 / 1,721万件 = 0.78人）

各分類の記録件数に算出した人数（0.78人）を乗じて、各分類の人数を算出した。（記録件数 × 0.78 = 人数）

未統合記録の統合状況の推移

- 統合件数は、各種便を送付した19年末以降大きく伸びたが、近時は限界的になってきている。
- 資格照会申出件数や第三者委員会申立件数は20年度～22年度は膨大な数になっていたが、近時は落ち着いてきている。一方で、今後とも年金裁定請求時の資格照会はコンスタントに続くものと考えられる。

対象年月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
統合記録件数 (年度末時点の累計件数)	417	1,010	1,403	1,563	1,631	1,704	1,721 (25年6月時点)
月平均	27	49	33	13	6	6	6
未解明記録件数 (年度末時点の件数)	2,025	1,162	995	976	964	958	935 (25年6月時点)
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん特別便送付開始(19年12月) ・グレー便送付開始(20年5月) ・黄色便送付開始(20年6月) ・ねんきん定期便送付開始(21年4月) ・受給者便送付開始(21年12月) 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始(22年10月) ・ねんきんネット開始(23年2月) 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(25年2月) 						

対象年月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年4～9月	24年10月～25年3月	25年4～6月
資格照会等申出件数 (月平均)	563.8 (47.0)	239.1 (19.9)	125.5 (10.5)	31.3 (2.6)	11.3 (1.9)	10.1 (1.7)	6.6 (2.2)
定期便・黄色便・受給者便受付件数 (月平均)	109.3 (9.1)	100.0 (8.3)	14.6 (1.2)	3.9 (0.7)	2.1 (0.4)	1.0 (0.3)	1.0 (0.3)
第三者委員会申立件数 (月平均)	5.0 (0.4)	6.0 (0.5)	6.0 (0.5)	2.8 (0.2)	1.0 (0.2)	0.8 (0.1)	0.4 (0.1)
再裁定受付件数 (月平均)	137.4 (11.5)	101.6 (8.5)	55.8 (4.7)	44.4 (3.7)	36.2 (6.0)	43.0 (7.2)	20.7 (6.9)

(参考) 資格照会申出件数、第三者委員会申立件数及び再裁定受付件数

※1 資格照会等申出件数の22年度以降は、裁定時に申出のあったものを含む。

※2 定期便、黄色便、受給者便は21年度から集計を開始。

※3 再裁定件数は各年度における再裁定全体の件数の件数であり、記録問題にかかる再裁定の件数のみではない。

(参考) 未解明記録5,095万件の状況の推移 (各年度末時点(平成25年度のみ平成25年6月時点))

対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 基礎年金番号に統合済みの記録	417	1,010	1,403	1,563	1,631	1,704	1,721
② 死亡者等の記録	989	1,210	1,215	1,209	1,204	1,205	1,241
③ 現在調査中の記録	—	—	—	—	—	4	4
④ 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	1,172	1,307	1,118	1,001	958	899	874
⑤ 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録	2,025	1,162	995	976	964	958	935
⑥ ③～⑤の記録と同一人と思われる記録	492	406	364	347	339	325	321
合計	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

未統合記録(5,095万件)の分析

1 統合された記録の分析

○ 平成22年4月2日から平成24年3月23日までに公表した「年金額回復の具体的事例(1,000事例)」(※)について、統合時における記録の状態やご本人の記録として判明した契機について分析を行った。

※毎週の年金記録回復による年金額の増額上位10事例を集計したもの。

① 記録の状態

転職などによる複数手帳保有者	837件	36.1%
旧姓名	719件	31.0%
氏名(読み仮名)相違	476件	20.5%
生年月日相違	217件	9.3%
報酬相違	33件	1.4%
加入期間相違	16件	0.7%
総務大臣(第三者委員会)あっせん	15件	0.6%
年金事務所段階における回復基準	8件	0.3%
計		2,321件

② 判明した契機

ねんさん特別便(※)	870件	37.5%
年金相談	632件	27.2%
受給者便	350件	15.1%
黄色便	348件	15.0%
グリー便	93件	4.0%
第三者委員会あっせん	15件	0.7%
紙台帳便	8件	0.3%
定期便	5件	0.2%
計		2,321件

※うち、名寄せ便を契機とする事例が355件(15.3%)

2 「これまでに統合された記録」と「なお未統合になっている記録」の比較

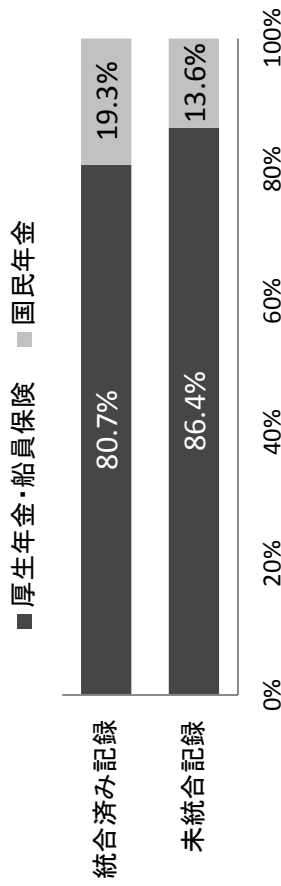
○平成18年6月時点で5,095万件存在していた未統合記録のうち、「平成25年6月までに基礎年金番号に統合済みの記録(1,721万件)」と「解明作業中又はなお解明を要する記録(2,134万件)」に関し、

①記録の種類、②現在の年齢、③加入期間、④記録の開始時期について比較を行った。

(記録の種類)

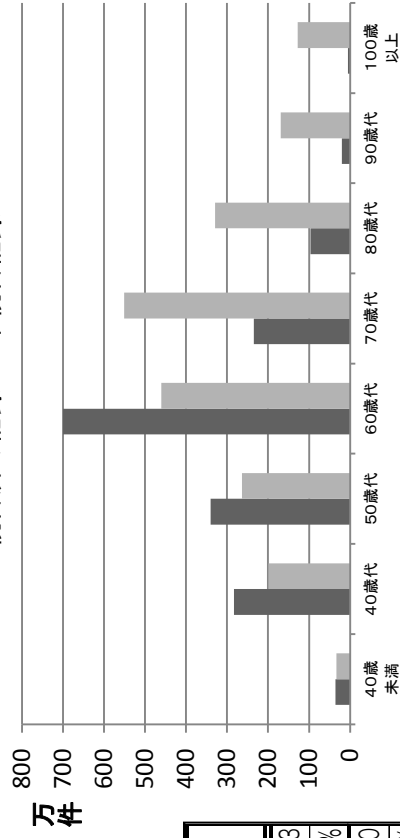
○未統合記録に比べ、統合済み記録に占める国民年金記録の割合が高い。

	厚生年金・船員保険	国民年金
統合済み記録	13,893,088	3,314,195
割合	80.7%	19.3%
未統合記録	18,430,531	2,909,208
割合	86.4%	13.6%



(年齢)

○年齢の低い者の記録の統合が進んでいる一方で、年齢の高い者の記録がなお未統合となっている。



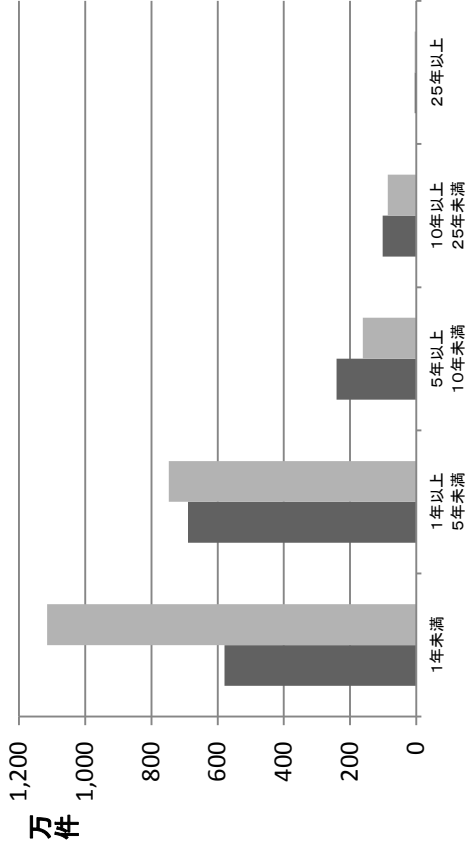
	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	年齢不明
統合済み記録	356,449	2,827,073	3,401,240	6,999,659	2,349,480	966,393	200,692	49,554	56,743
割合	2.1%	16.4%	19.8%	40.7%	13.7%	5.6%	1.2%	0.3%	0.3%
未統合記録	331,192	1,990,996	2,639,259	4,599,544	5,510,998	3,293,197	1,691,982	1,275,811	6,760
割合	1.6%	9.3%	12.4%	21.6%	25.8%	15.4%	7.9%	6.0%	0.0%

※平成25年6月時点

(加入期間)

○加入期間の長い記録の統合は比較的進んでいるが、短い記録はなお未統合となっている。

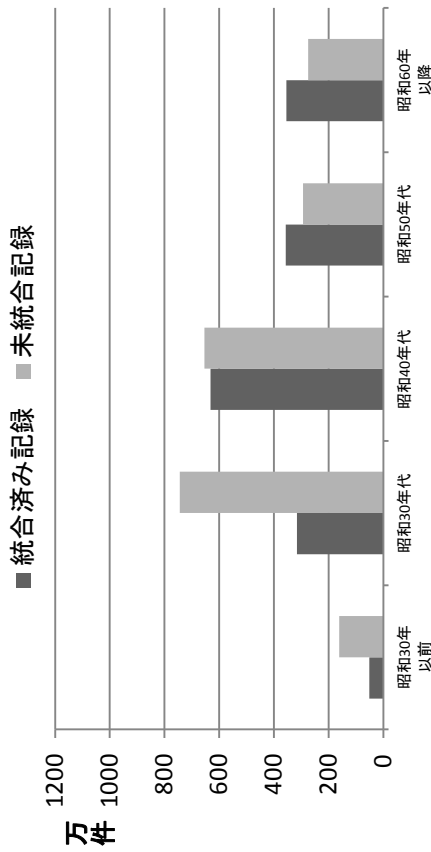
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
統合済み記録	5,789,344	6,895,924	2,406,659	1,017,927	45,954	1,051,475
割合	33.6%	40.1%	14.0%	5.9%	0.3%	6.1%
未統合記録	11,155,662	7,481,088	1,617,514	857,715	44,420	183,340
割合	52.3%	35.1%	7.6%	4.0%	0.2%	0.9%



(記録の開始時期)

○新しい記録ほど統合が進んでおり、古い記録がなお未統合となっている。

	昭和30年 以前	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年 以降	年代不明
統合済み記録	477,543	3,070,935	6,256,001	3,551,714	3,546,449	304,641
割合	2.8%	17.8%	36.4%	20.6%	20.6%	1.8%
未統合記録	1,616,997	7,440,871	6,542,309	2,936,062	2,750,390	53,110
割合	7.6%	34.9%	30.7%	13.8%	12.9%	0.2%



3 未統合となっている厚生年金記録の事業所(業種)の分析(平成24年7月24日報告済)

○平成24年3月現在なお未統合となっている記録から厚生年金記録を無作為で10,000件抽出し、そのうち現在なお適用事業所となっている現存事業所について、業種別に分類し、業種別の未統合記録の発生割合等について、分析を行った。
 ※10,000件のサンプルのうち事業所の記録数は13,412件(現存事業所:7,024件(52.4%)、全喪事業所:6,388件(47.6%))

(未統合記録数の多い業種)

○現存事業所(7,024件)について、業種別に未統合の記録数を比較したところ、**①サービス業(1,476件：21.0%)**、**②小売業(698件：9.9%)**、**③商店(670件：9.5%)**といった業種で未統合記録が残っている。

(未統合記録発生割合の高い業種)

○業種別の未統合記録発生割合を比較するために、「業種別の未統合記録の比較(A)」を「昭和45年～平成7年の業種ごとの平均就業比率(B)」で除して未統合記録の発生倍率を求めたところ、**①不動産(4.1倍)**、**②保険(3.9倍)**、**③倉庫・運輸関連(2.6倍)**といった業種で未統合の発生割合が高かった。

業種	未統合記録数 ()は全数(7,024件) に対する割合(A)	昭和45年～平成7年 の業種ごとの平均就業 比率(B)	未統合記録発 生の倍率 (A/B)
サービス業	1,476 (21.0%)	27.4%	0.8倍
小売業	698 (9.9%)	11.4%	0.9倍
商店	670 (9.5%)	6.8%	1.4倍
建設	522 (7.4%)	9.3%	0.8倍
陸運	370 (5.3%)	2.1%	2.5倍
其他製造業	317 (4.5%)	3.6%	1.2倍
食品	301 (4.3%)	2.2%	2.0倍
保険	292 (4.2%)	1.1%	3.9倍
非鉄金属・金属製品	262 (3.7%)	2.6%	1.4倍
不動産	253 (3.6%)	0.9%	4.1倍
電気機器	216 (3.1%)	3.2%	1.0倍
機械	199 (2.8%)	2.0%	1.4倍
鉄道・バス	198 (2.8%)	1.9%	1.5倍
自動車・自動車部品	169 (2.4%)	1.3%	1.9倍
繊維	164 (2.3%)	3.1%	0.7倍
倉庫・運輸関連	139 (2.0%)	0.8%	2.6倍
パルプ・紙	84 (1.2%)	0.6%	2.0倍
業業	82 (1.2%)	1.0%	1.1倍
化学工業	71 (1.0%)	1.4%	0.7倍
鉄鋼業	67 (1.0%)	0.8%	1.2倍
ゴム	52 (0.7%)	0.4%	2.1倍
其他金融業	43 (0.6%)	0.7%	0.9倍
銀行	33 (0.5%)	0.9%	0.5倍
精密機器	28 (0.4%)	0.6%	0.7倍
証券	14 (0.2%)	0.2%	0.9倍
医薬品	13 (0.2%)	0.3%	0.7倍
造船	13 (0.2%)	0.4%	0.5倍
通信	11 (0.2%)	1.1%	0.1倍
其他輸送機器	10 (0.1%)	0.2%	0.9倍
鉱業	9 (0.1%)	0.2%	0.6倍
海運	8 (0.1%)	0.3%	0.4倍
空運	7 (0.1%)	0.1%	1.3倍
水産	7 (0.1%)	0.7%	0.1倍
ガス	4 (0.1%)	0.1%	0.7倍
石油	3 (0.0%)	0.1%	0.5倍
電力	2 (0.0%)	0.3%	0.1倍
その他	6 (0.1%)	10.4%	0.0倍
不明	211 (3.0%)	—	—
合計	7,024	—	—

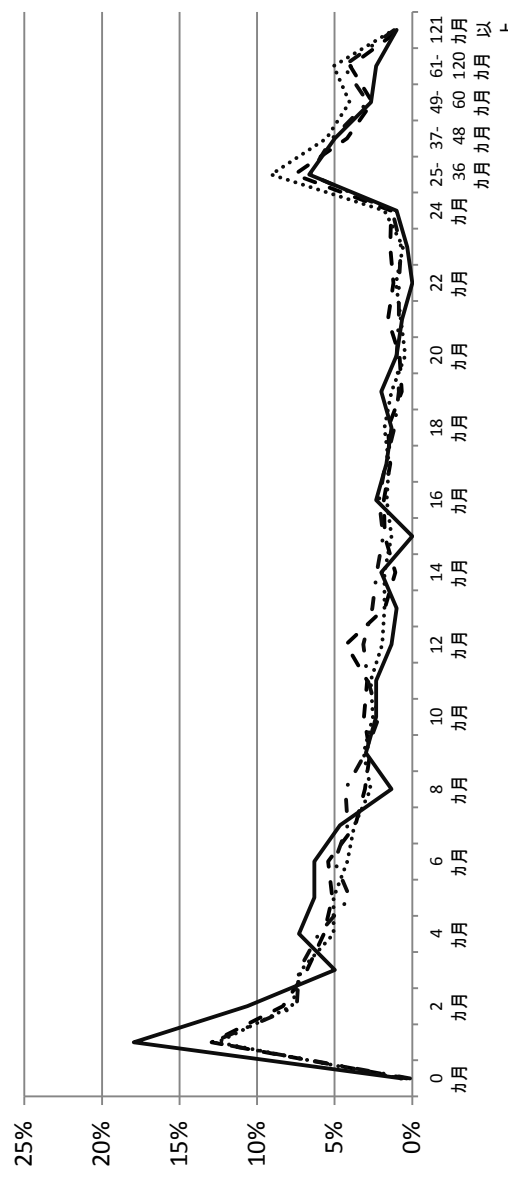
○未統合記録数の多い3業種（サービス業、小売業、商社）、未統合記録発生割合の高い3業種（不動産、倉庫・運輸関連）について、
①加入期間、②記録の開始時期、③被保険者数規模の分析を行った。

----- サービス ----- 小売 ----- 商社 ----- 全業種

(加入期間)

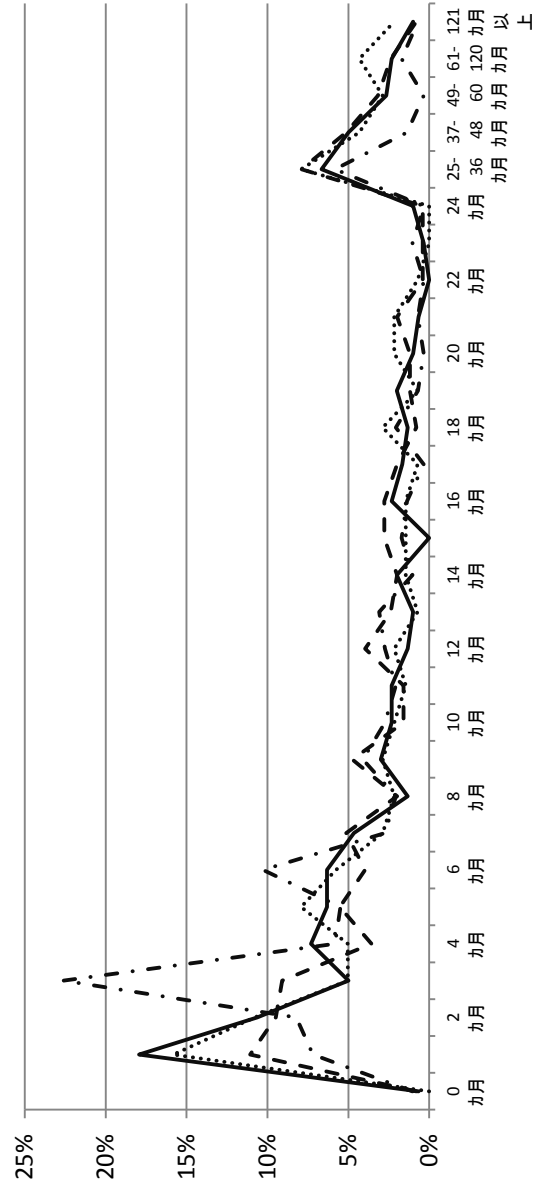
(1) 未統合記録数の多い3業種

○加入期間については、いずれの業種も3カ月以下の短期間の記録が多い。



(2) 未統合記録発生割合の高い3業種

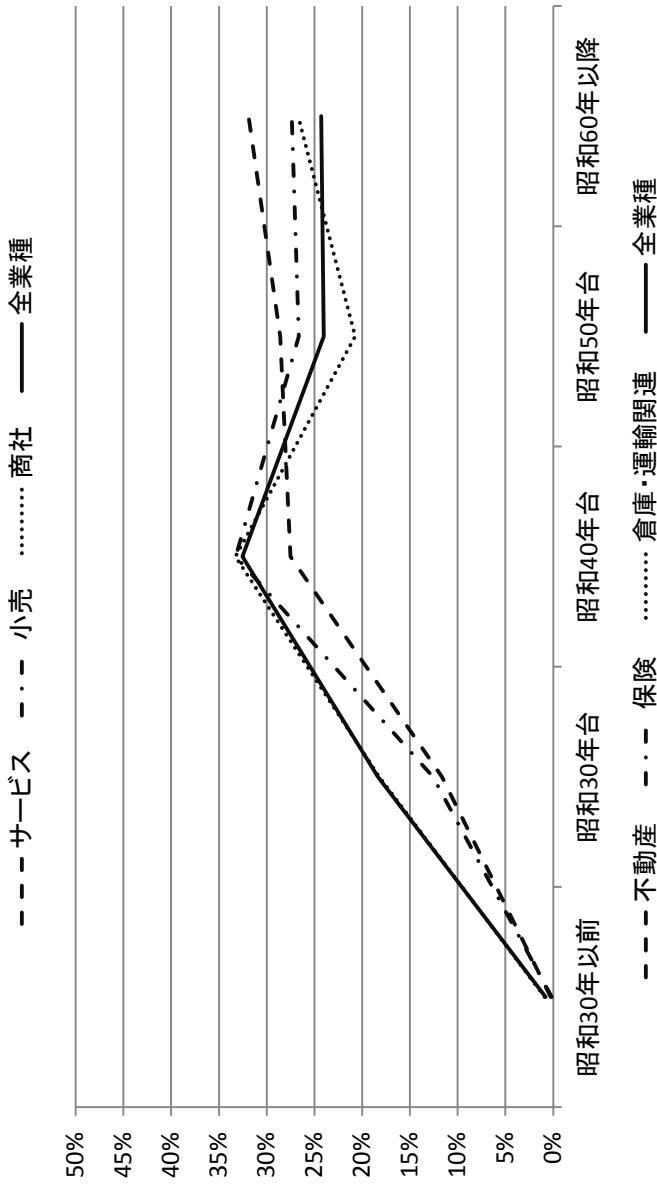
○加入期間については、いずれの業種も3カ月以下の短期間の記録が多い。



(記録の開始時期)

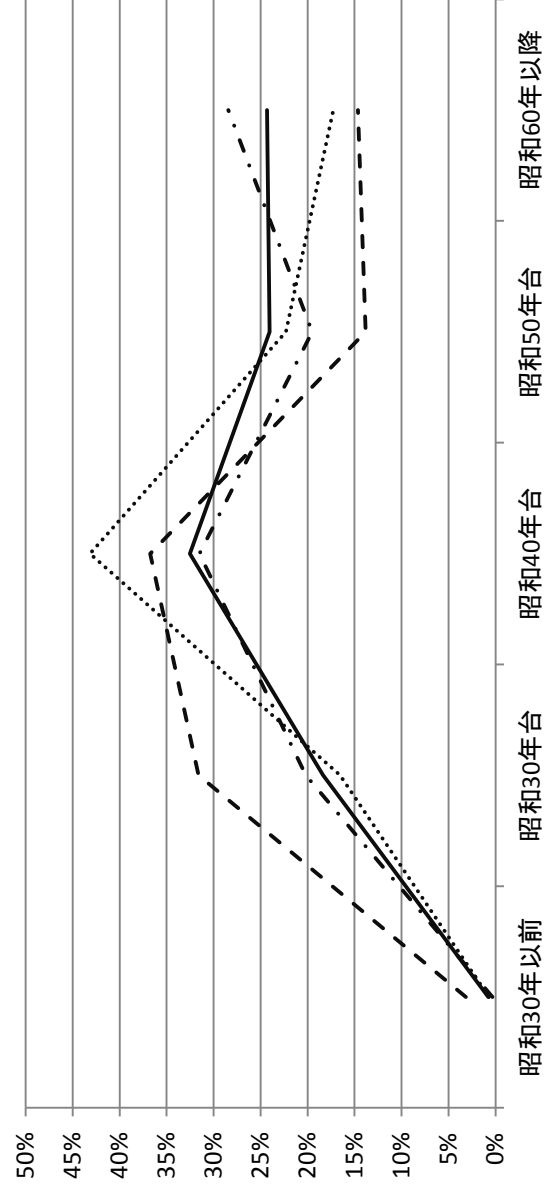
(1) 未統合記録数の多い3業種

○記録の開始時期については、昭和40年代の記録が多いが、「サービス業」については昭和60年以降の記録についても未統合のものがみられる。



(2) 未統合記録発生割合の高い3業種

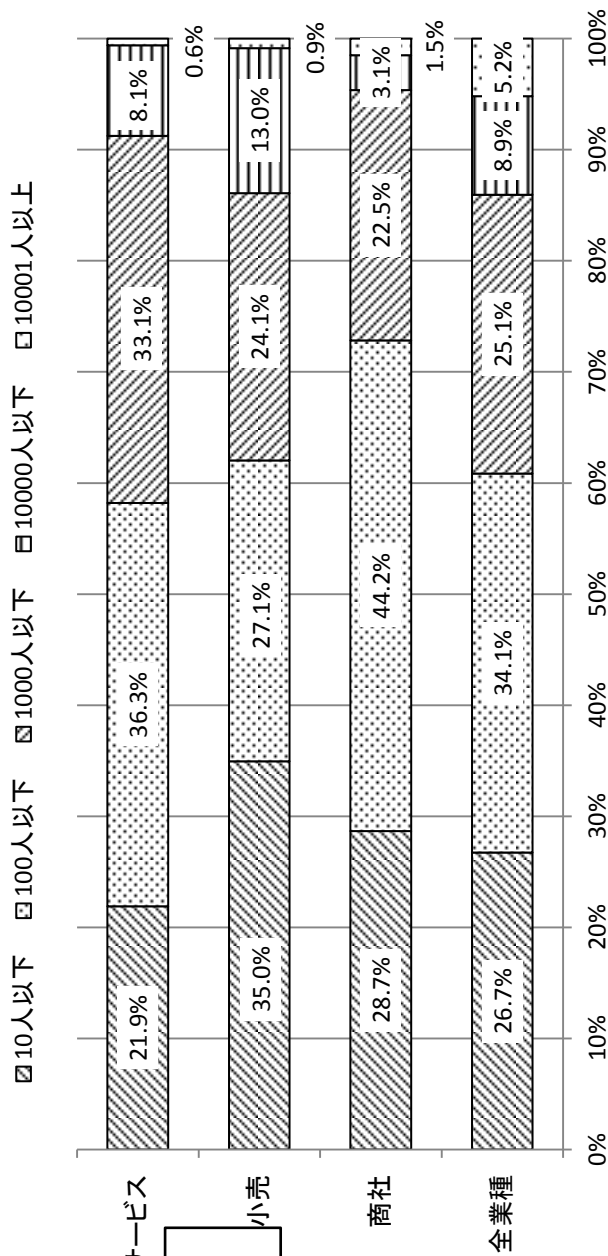
○記録の開始時期については、昭和40年代の記録が多いが、「保険」については昭和60年以降の記録についても未統合のものがみられる。



(被保険者数の規模)

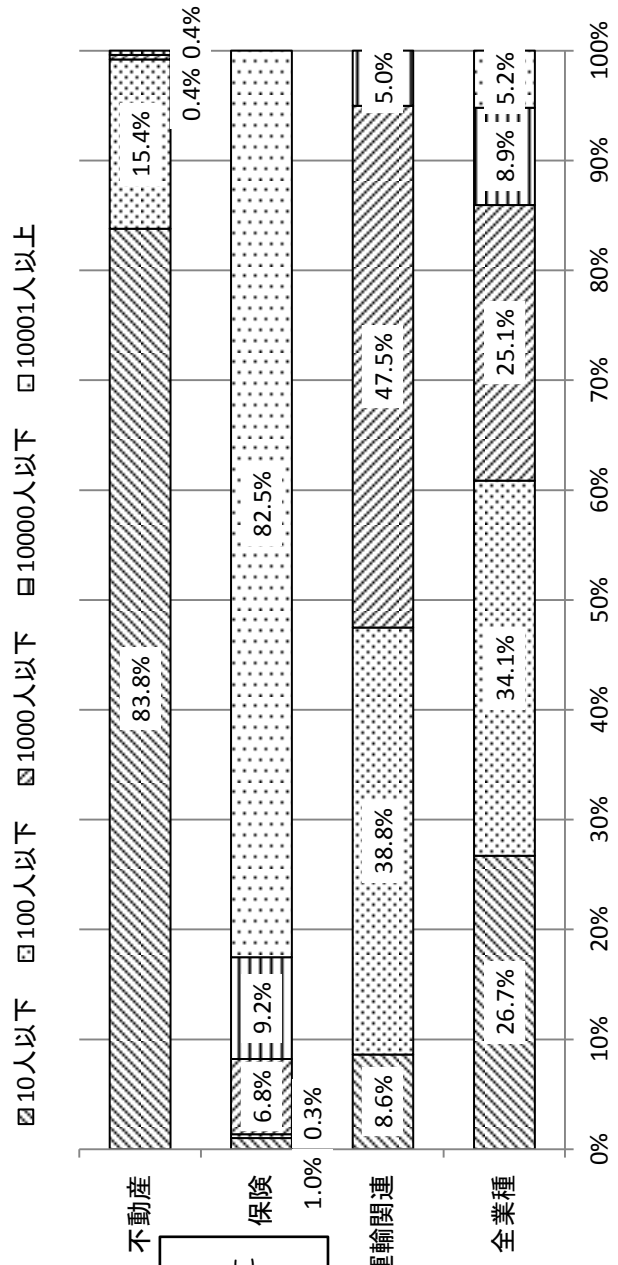
(1) 未統合記録数の多い3業種

○被保険者数の規模で見ると、特に顕著な傾向は見られない。



(2) 未統合記録発生割合の高い3業種

○被保険者数の規模で見ると、「不動産」については、数人程度の小規模事業所が多いのに対し、「保険」については、大規模事業所が多い。



厚生年金基金の記録に関する不服申立て等について

平成23年9月6日 第28回年金記録回復委員会資料より

- 国記録と基金記録の突合の結果、基金記録に誤りがあった場合、基金において記録の訂正、加入員・受給権者への通知、年金額の再計算等を行うこととなるが、①基金においてこれらの事務が適切に行われなかった場合、②年金額の再計算等の結果について加入員・受給権者が不服である場合の相談・申立先及び具体的な救済方法を整理すると以下のとおりとなる。

1. 基金の給付が新たに行われる場合（国記録＝加入員、基金記録＝非加入員で、国記録が正しいケース）

	不服の原因	相談・申し立て先	具体的な救済方法
受給権者	基金に対し年金の請求を行ったが、基金が不支給決定（通知）を行った。	地方厚生局（社会保険審査官） ※年金事務所でも受付は可	・審査請求（社会保険審査官による審理） ・再審査請求（社会保険審査会による審理） ＜厚生年金保険法第169条＞
加入員	基金が記録の訂正を行わない。	地方厚生局（基金指導担当）	・基金に対する行政指導（別紙参照） ・受給権を得た後、年金の請求を行い不支給決定が行われた場合には、審査請求・再審査請求を行うことができる。 ＜厚生年金保険法第169条＞

2. 基金の給付が増額になる場合（基金記録＜国記録であって、国記録が正しいケース）

	不服の原因	相談・申し立て先	具体的な救済方法
受給権者	基金が給付の増額（標準給与、加入員期間等の増による）を行わない。	地方厚生局（基金指導担当）	・基金に対する行政指導（別紙参照）
加入員	基金が標準給与、加入員期間等の増に関する記録の訂正を行わない。	地方厚生局（基金指導担当）	・基金に対する行政指導（別紙参照） ・受給権を得た後、年金の請求を行い、決定された年金額について、審査請求・再審査請求を行うことができる。 ＜厚生年金保険法第169条＞

3. 基金の給付が減額になる場合（基金記録＞国記録が正しいケース）

	不服の原因	相談・申し立て先	具体的な救済方法
受給権者	基金が給付が減額（標準給与、加入員期間等の減による）し、年金額の減額の決定（通知）を行った。	地方厚生局（社会保険審査官） ※年金事務所でも受付は可能 ※国記録が誤りであるとして、第三者委員会に申し立てることも可能。	・審査請求（社会保険審査官による審理） ・再審査請求（社会保険審査会による審理） ＜厚生年金保険法第169条＞
加入員	基金が標準給与等の減額の改定（通知）を行った。	地方厚生局（社会保険審査官） ※年金事務所でも受付は可能 ※国記録が誤りであるとして、第三者委員会に申し立てることも可能。	・審査請求（社会保険審査官による審理） ・再審査請求（社会保険審査会による審理） ＜厚生年金保険法第169条＞
	基金が加入員期間の短縮について記録の訂正を行った。	地方厚生局（基金指導担当） ※国記録が誤りであるとして、第三者委員会に申し立てることも可能。	・受給権を得た後、年金の請求を行い、決定された年金額について、審査請求・再審査請求を行うことができる。 ＜厚生年金保険法第169条＞

厚生年金基金に対する行政指導等の流れ

① 監査、是正・改善命令

(厚生年金保険法)

第178条 厚生労働大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

第179条 厚生労働大臣は、第178条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会又はその役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行については是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

② 役員の改任命令、改任

第179条 略

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第1項の命令に違反したとき、(中略)、厚生労働大臣は、当該基金又は連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

平成20年11月28日

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書の概要

1. 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会

本年10月6日に、標準報酬遡及訂正事案等に係る社会保険庁職員の関与に関する調査の実施並びに調査結果に基づく対応策の検討を行うために設置。委員は次の4名

委員長	野村 修也	(中央大学法科大学院教授、弁護士)
委員	國廣 正	(国広総合法律事務所、弁護士)
委員	久保利英明	(日比谷パーク法律事務所、弁護士)
委員	郷原 信郷	(桐蔭横浜大学法科大学院教授、弁護士)

2. 調査の前提

厚生年金記録の不適正処理とは、適用事業所の実態(被保険者の数、加入期間、標準報酬月額などの正しい状況)を反映しない年金記録の処理を行うことをいう。不適正処理には、将来に向けたもの(偽装脱退等)と遡及訂正を伴うものがある。不適正な遡及訂正には、標準報酬月額の遡及訂正と加入期間の遡及訂正がある。

不適正な遡及訂正は、事業所の滞納保険料を帳消しにする効果。加入期間の遡及訂正の場合は、年金受給資格や健康保険との関係から問題が生じる恐れ。一方、標準報酬月額の遡及訂正の場合、加入期間には影響しないが、低い年金しかもらえないとの被害

事業主のみ標準報酬月額を引き下げの場合であっても、将来の年金給付の見返りとして本来支払うべき保険料の免除となり、許されるものではない。

職員の行為の悪質性としては、次の3類型

- ・虚偽記載実行型(資格喪失届出書を自ら作成等)や虚偽記載指南型(標準報酬月額の引き下げ幅等を計算し、事業主に教える等) 悪質
- ・認識型(実態に合わないことを認識しながら遡及訂正に応じる)や認識可能型(実態に合わないことを認識できたにもかかわらず、十分な確認をしないまま遡及訂正に応じる) 不当
- ・管理責任型(確認できないまま事業主に騙されたままの状況が放置された場合) 社会保険庁の管理に問題

6.9万件(不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録)から被害状況を見ると、

全事業所数は 4.2 万。このうち、4 名以上の記録が遡及訂正されている事業所が 2,782 事業所、10 名以上の事業所が 766 事業所存在

本調査委員会は、データ分析、ホットラインを通じた情報収集、ヒアリング(計 69 名)の実施、厚生労働省幹部等・社会保険庁職員等への書面による調査等の調査を実施

3 . 調査結果と推論

6.9 万件(不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録)のデータから見た傾向分析

- ・地域的には、埼玉県、東京都、愛媛県が多い。
- ・時系列的には、平成 5 ~ 7 年に大量発生。平成 11 年に大幅に減少し、平成 16 年から更に減少。これらの減少は、その時に発生した不祥事等への対応策によるものと考えている。

社会保険庁職員等に対する書面調査結果

- ・厚労省幹部職員等への調査では、直接不適正な遡及訂正事案を知っていると回答する者はいなかった(間接的、又は調査担当者として知っている者あり。)
- ・元社会保険庁長官への調査では、在任時に、不適正な遡及訂正を知っていたとの回答を行っている者はいなかった。
- ・社会保険庁職員等に対する調査においては、不適正処理に関与したことがある旨の回答を行った者や、他の職員が不適正処理を行っていたことを知っている旨の回答を行った者が存在した。しかしながら、その中には、質問事項を誤解して回答しているものも含まれており、また、その中の一部からヒアリングしたところ、非難可能な諸類型に該当する事例は見出せなかった。

ヒアリング結果

- ・事業主だけの遡及訂正を行った案件について、社会保険事務所職員の関与が疑われる具体的事案を示してヒアリングを行なったが、大部分の職員は、不適正な遡及訂正に関与したことを明確には認めなかったものの、一部には認める職員もいた。従業員案件についても、滞納処分票の記載から従業員が巻き込まれている疑いが強い具体的事案を示してヒアリングを行う等したところ、不適正な遡及訂正に関与したことを明確に認めた職員はいなかったものの、滞納処分票の記載等から不適正な遡及訂正を行ったと認めざるを得ない旨の供述を行った職員も認められた。

推論

- ・不適正な遡及訂正が行われた経緯について、ヒアリング結果等から不適正な遡及訂正の分類ごとに推論。調査対象となった事案の中には、標準報酬月額を遡及訂正した結果、滞納保険料が限りなくゼロ近くまで減少している事案等が少なからず見られた。上司の関与については、社会保険事務所の上司については、相当数の不適正な遡及訂正を認識し得たものと考えられる。都道府県社会保険事務局においても、特別徴収官が個別相談を受けることを通じて、実態に合わない可能性がある事案を認識し得たと考えられる。
- ・滞納保険料を帳消しにするために、滞納に陥っている事業所の事業主の記録を遡及訂正することは、少なくとも一部の社会保険事務所では、「仕事の仕方」として定着していたものと考えられる。従業員の記録に手をつけるのは御法度という発言が多いが、中には、従業員の記録を訂正する者もいた。

発生原因と背景

(厚生労働省)

- ・厚生年金保険料を納めなくても年金がもらえる仕組みや、添付書類の不十分性が原因の一つ。従業員案件については、従業員に事業主が連絡する仕組みの不合理性や、不服申立機会の不十分さも要因。さらに、昭和 60 年の厚生年金保険法改正に基づく適用事業所の拡大時の対応や、中小零細企業の事業主の「報酬」の意義を明確にする努力を怠ったことは、不適正な遡及訂正を蔓延させる温床となった。

(社会保険庁本庁)

- ・昭和 60 年の厚生年金保険法改正による零細企業に対する強制適用により、現場での混乱を把握し、マニュアル整備や研修充実による適正化を図る必要があった。また、「報酬」定義の明確化が図られた形跡は無い。
- ・収納率(徴収率)が下がらないように現場に対するプレッシャーを強めた。

(社会保険事務局及び社会保険事務所)

- ・事業主の懇願や、滞納整理業務・強制徴収業務に対する消極的態度が原因の一つ。また、バブル崩壊による滞納事業所の増大や、案件抱え込みへのプレッシャーも原因と考えられる。このような中で、事業主分については「仕事の仕方」として対着し、従業員分へ波及していった。

刑事告発の可能性について検討したが、虚偽公文書作成罪、背任罪等は成立しうるが、今回の調査の中では、刑事告発できる事件は見つからなかった。

4 . 評価

公的年金制度は、生活基盤を支える安心の源であり、社会保険庁が行う業務は、将来に向けた国家の約束を実現するための根幹をなす業務

厚生年金制度を所管する厚生労働省は、上記の社会保険庁のミッションが適切に果たせるよう、現場の状況をモニターしながら、制度の適正性を維持すべく不断に見直し続ける必要があるが、これを怠っていた。

社会保険事務所の現場においては、面倒な手続を回避する姿勢が蔓延していたと見られ、時には、報酬に引き下げを申し出るようにし向けるなど、度を越した対応も見られた。

社会保険庁本庁においては、例えば、昭和 60 年改正時の適用事業所の拡大時において、十分な対応策を講じていないなど、業務の改善と監督が不十分であった。その一方で、収納率維持へのプレッシャーを強めたことが、不正の助長を招いた。

今後の信頼回復のためには、早急な記録の回復や、制度面の検討も必要

「組織性」については、社会保険庁本庁からの指示等は見つからなかったが、社会保険事務所の現場レベルでの「組織性」は存在していたと見ることができる。

今後、個別事案に関係した職員の処分に向けて、内部調査が必要であるが、その際、従業員の記録の遡及訂正を行ったケースや、極端な等級引き下げを長期間遡って行ったケースは厳しく非難されるべきものであり、懲戒処分を検討すべき。また、職員の関与の度合いの観点や、現場レベルの「組織性」も踏まえて、懲戒処分が行うことが必要

また、企画立案や監督に関する不備についても、相応の処分を行うべき。

平成20年12月4日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録（約6万9千件）のうち
年金受給者（約2万件）への戸別訪問の状況について（中間報告）

本年9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととされました。

これを踏まえ、年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、以下の三条件の全てに該当する記録（約6万9千件）を抽出し、このうち厚生年金受給者（約2万件）について、10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人に記録確認を行って頂いているところです。

- ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

標記については、下記の状況となっておりますので、ご報告いたします。

記

1. 戸別訪問の実施件数

11月9日までに、2,524件実施。

- * 年金記録が事実と相違しているかどうか不明である旨の回答や、年金記録の訂正の申立てを行うかどうか未定である旨の回答が少なからずあったため、ご本人のご記憶、ご意思について、再確認（フォローアップ）を実施している。

2. 回答状況

上記2,524件についての、12月1日までのフォローアップを踏まえ、中間的に整理した回答の状況は以下のとおり（詳細については別添参照）。

○遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場

・ 事業主	1, 107 件 (44%)
・ 役員	568 件 (23%)
・ 従業員	795 件 (31%)
・ 不明	54 件 (2%)

○年金記録の確認状況

・ 事実と相違なし (注1)	836 件 (33%)
・ 事実と相違あり (注2)	1, 408 件 (56%)
・ 不明 (注3)	280 件 (11%)

○事実と相違ありとの回答のあった方の年金記録の訂正の意思

・ 訂正の意思あり	685 件 (49%)
・ 訂正の意思なし	437 件 (31%)
・ 未定	286 件 (20%)

(注1) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。

(注2) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。

(注3) 上記注1及び注2以外の回答があったもの。

○年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を疑わせるような内容の回答をされた方

	140 件 (5.5%)
--	--------------

・ うち、具体性のある内容の回答をされた方	25 件 (1.0%)
-----------------------	-------------

(注) 「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録に係る戸別訪問の実施状況（速報値）

（平成20年11月9日までの訪問実施分。12月1日までのフォローアップを反映。）

社会保険事務局名	対象者数	面談件数										遡及訂正事実確認件数										不明	あり	なし	未定
		事業主					従業員					事業主					従業員								
		事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)				
1 北海道	728	49	21	43	3	116	15	12	18	1	46	27	8	20	1	56	14	33	19	4					
2 青森	56	3	3	4	0	8	0	2	0	0	2	1	1	4	0	6	0	3	3	0					
3 岩手	163	3	1	7	0	11	2	1	4	0	7	1	0	2	0	3	1	2	1	0					
4 宮城	146	4	1	7	0	12	1	0	6	0	7	2	1	1	0	4	1	2	0	2					
5 秋田	292	8	1	2	1	12	3	0	1	0	4	5	1	1	1	8	0	3	5	0					
6 山形	36	0	5	5	0	10	0	2	2	0	4	0	0	3	0	3	3	0	2	1					
7 福島	103	10	3	13	1	27	4	1	9	0	14	4	2	4	0	10	3	8	2	0					
8 茨城	532	28	16	10	1	55	13	9	3	1	26	13	6	7	0	26	3	17	9	0					
9 栃木	456	7	6	3	0	16	2	4	2	0	8	4	2	1	0	7	1	3	1	3					
10 群馬	418	39	14	7	1	61	13	3	4	0	20	23	6	2	0	31	10	11	6	14					
11 埼玉	2,207	95	40	48	7	190	33	11	11	0	55	49	22	35	4	110	25	53	29	28					
12 千葉	1,328	32	25	51	3	111	15	13	17	0	45	14	11	31	3	59	7	33	14	12					
13 東京	6,620	280	213	241	10	744	80	33	30	3	146	175	166	194	7	542	56	275	142	125					
14 神奈川	2,116	136	44	50	5	235	35	13	11	0	59	89	27	35	2	153	23	74	59	20					
15 新潟	164	8	2	4	0	14	4	0	0	0	4	4	2	4	0	10	0	5	1	4					
16 富山	40	0	5	0	0	5	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2	1	2	0	0					
17 石川	68	6	4	10	0	20	5	3	6	0	14	0	1	4	0	5	1	1	4	0					
18 福井	97	8	6	7	1	22	4	4	2	1	11	3	2	4	0	9	2	7	2	0					
19 山梨	413	15	6	14	0	35	8	2	2	0	12	7	4	10	0	21	2	11	6	4					
20 長野	666	41	18	18	1	78	15	7	10	1	33	22	11	7	0	40	5	13	27	0					
21 岐阜	129	5	4	1	0	10	3	4	1	0	8	2	0	0	0	2	0	0	2	0					
22 静岡	623	11	3	5	0	19	3	1	2	0	6	7	2	2	0	11	2	2	8	1					
23 愛知	553	1	1	7	0	9	0	0	3	0	3	1	0	1	0	2	4	1	1	0					
24 三重	143	14	2	4	0	20	2	1	3	0	6	9	1	0	0	10	4	4	4	2					
25 滋賀	57	7	3	5	0	15	2	2	3	0	7	5	1	2	0	8	0	2	6	0					
26 京都	230	2	3	2	1	8	2	3	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0					
27 大阪	1,135	107	38	53	2	200	39	19	25	0	83	56	16	24	0	96	21	42	12	42					
28 兵庫	393	12	6	32	2	52	1	5	18	0	24	7	1	5	1	14	14	4	4	6					
29 奈良	119	10	5	10	4	29	6	2	4	0	12	2	1	3	1	7	10	2	5	0					
30 和歌山	101	2	1	4	1	8	2	1	2	0	5	0	0	2	0	2	1	1	1	0					
31 鳥取	46	14	9	17	1	41	4	7	9	0	20	8	1	3	0	12	9	7	3	2					
32 島根	27	3	1	7	0	11	3	1	4	0	8	0	0	0	0	0	3	0	0	0					
33 岡山	83	14	3	11	0	28	8	2	6	0	16	3	0	3	0	6	6	4	1	1					
34 広島	181	13	14	14	2	43	4	4	4	0	12	8	7	8	1	24	7	12	11	1					
35 山口	48	3	0	2	1	6	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4	2	1	2	1					
36 徳島	39	1	0	1	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0					
37 香川	85	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
38 愛媛	498	6	0	0	0	6	2	0	0	0	2	4	0	0	0	4	0	0	4	0					
39 高知	30	6	2	10	0	18	1	1	9	0	11	3	1	0	0	4	3	0	0	4					
40 福岡	315	18	6	14	1	39	10	5	9	0	24	6	1	3	0	10	5	4	4	2					
41 佐賀	46	10	2	8	0	20	2	0	2	0	4	7	2	2	0	11	5	3	6	2					
42 長崎	171	19	9	14	1	43	6	3	6	0	15	9	2	5	0	16	12	10	4	2					
43 熊本	98	6	3	2	0	11	1	1	1	0	3	4	2	0	0	6	2	3	3	0					
44 大分	146	8	4	4	0	16	5	2	3	0	10	2	2	1	0	5	1	1	4	0					
45 宮崎	51	1	2	1	1	5	0	0	0	0	0	1	2	0	1	4	1	3	1	0					
46 鹿児島	186	32	13	9	2	56	11	7	3	1	22	19	6	5	0	30	4	15	13	2					
47 沖縄	73	12	5	8	1	26	4	1	4	0	9	7	3	4	1	15	2	8	6	1					
全国計	22,255	1,107	568	795	54	2,524	373	192	263	8	836	615	324	445	24	1,408	280	685	437	286					

<参考1>

(事実確認の状況)

	事実と相違なし	事実と相違あり	不明	計
事業主	373 (34%)	615 (56%)	119 (11%)	1,107 (100%)
役員	192 (34%)	324 (57%)	52 (9%)	568 (100%)
従業員	263 (33%)	445 (56%)	87 (11%)	795 (100%)
不明	8 (15%)	24 (44%)	22 (41%)	54 (100%)



(記録訂正の意思の状況)

	訂正の意思あり	訂正の意思なし	未定	計
事業主	231 (38%)	237 (39%)	147 (24%)	615 (100%)
役員	165 (51%)	87 (27%)	72 (22%)	324 (100%)
従業員	274 (62%)	108 (24%)	63 (14%)	445 (100%)
不明	15 (63%)	5 (21%)	4 (17%)	24 (100%)

平成21年9月4日
社会保険庁 (電話代表) 03(5253)1111
総務部職員課
(担当・内線) 小野塚(3522)
(F A X) 03(3503)6889
運営部年金保険課適用・徴収対策室
(担当・内線) 渡 辺(3607)
(F A X) 03(3502)2368

平成21年9月4日

社会保険庁長官
渡邊 芳樹 殿

(調査員) 磯村元史
岩瀬達哉
岡田俊也
喜田村洋一
渡辺 務

報道関係者 各位

厚生年金記録の遡及訂正事案に係る

社会保険庁職員の関与状況等についての報告

社会保険庁職員の関与状況等についての報告

～職員の関与を窺わせる「遡及訂正 1,335 件」の個別調査を中心に～

標記について、別添のとおり報告がありましたので公表します。

私ども5名の調査スタッフは、今年4月20日に、厚生年金記録の不遡及訂正事案につき、関与した社会保険庁職員等の特定に係る調査を行なうよう、貴職から委嘱を受けました。調査対象は、「2万件戸別訪問調査」から得られた、「職員の関与を窺わせる遡及訂正事案 1,335 件」でありまして、調査方法の濃淡はありますが、その調査を終えましたが、以下にその概要をご報告いたします。

1. 「約2万件」と「職員等の関与を窺わせる約1,335件の」背景

1. 「約2万件」と「職員等の関与を窺わせる約1,335件の」背景

厚生労働大臣の下に設置された「年金記録問題作業委員会」において、平成20年9月18日、コンピュータ上の記録で下記の「3条件(*)」のすべてに該当し不適正な遡及訂正の可能性の高い「約6.9万件」のうち、対応を急ぐ必要のある受給者分「約2万件」について早急に実態把握と被害者救済を図ることとされた。

(*) 条件①＝標準報酬月額引下処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている、約156千件。

条件②＝5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている、約750千件。

条件③＝6ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている、約533千件。

これらは単純合計で約1,440千件となる。

社会保険庁では、平成20年10月16日から約2万件に対する戸別訪問調査を開始し、本年3月末日までに対象記録22,255件のうち、一部の訪問不能分等を除く19,188件についての戸別訪問調査を実施した。

上記訪問調査にあたり、「年金記録問題作業委員会」から社会保険庁へは、以下の要領で調査するよう要請がなされている。年金記録が遡及訂正された対象者（事業主と役員、もしくは従業員）に対しては、①自身の年金記録のうち、標準報酬の遡及訂正がなされていた事実を知っていたか、②知っていたとして、どのような事情から遡及訂正が行われたか、③その際、社会保険庁職員（以下、退職職員を含み「職員等」という）の示唆・誘導・指示などが行われたか、④その遡及訂正について、記録訂正の申立てを行う意思があるか、などを所管の社会保険事務所長など幹部職員がヒアリングを実施し、ヒアリング結果は「質問応答書」に集約する。

この戸別訪問調査により、「不適正な遡及訂正に関し社会保険事務所職員の間を窺わせるような内容の回答のあった事実」があることが判明したため、順次、関与懸念職員等への調査を実施することとされた。

調査にあたっては、社会保険庁及び社会保険事務所の監査官等が、遡及訂正に関する事業主等（法人・事業所の役員を含む。以下同じ）への示唆・誘導・指示などを行ったかどうかを、①直接の担当職員・上司等については面談等により質し「面談調査票」等に集約することとし、②関連する上司・同僚については書面等により質したのち「書面調査票」等に集約することとした。

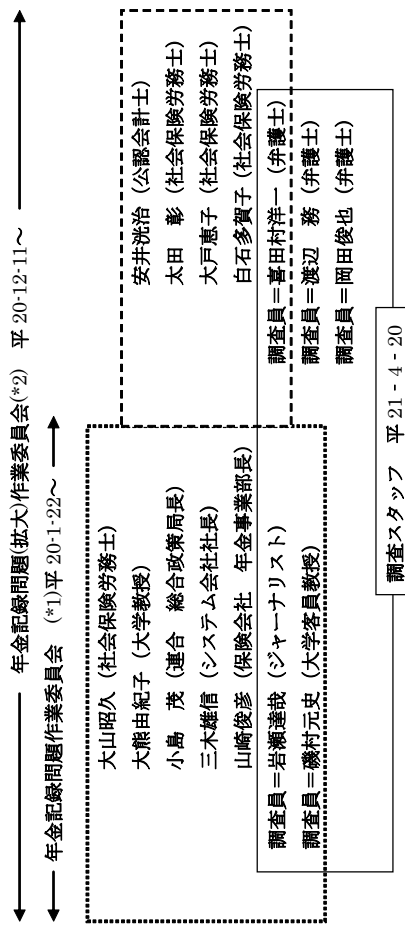
2. 調査スタッフの選定

上記の調査にあたり、その客観性と信頼性を確保するため、「年金記録問題（拡大）作業委員会」の

メンバーが、可能な限り社会保険庁監察官によるヒアリングに立ち会うこととした。同委員が立ち会ったヒアリングは総計6件であった。ちなみに、「年金記録問題（拡大）作業委員会」は、「年金記録問題作業委員会」に、あらたに弁護士、公認会計士、社会保険労務士の参加を得たものである。

しかし、この面談調査に立ち会った委員からは、「形だけの調査である」との意見や、「『身内調査』では限界がある」との評価が下されたため、厚生労働大臣の意向も踏まえ、社会保険庁長官が新たに民間の第三者に委嘱した調査スタッフ5名による個別面談調査を行うこととされた。その調査スタッフの氏名等と、年金記録問題作業委員会等との関係は、＜図表-1＞のとおりである。

＜図表-1＞ 調査スタッフと、年金記録問題作業委員会等との関係



(*1) 年金記録問題作業委員会の位置づけ

＝年金記録問題全般に関し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言を行う。

(*2) 年金記録問題(拡大)作業委員会の位置づけ

＝上記のうちの「年金記録に係る標準報酬・資格喪失の遡及訂正事実」につき、受給者・加入者の立場からの被害者救済を最優先課題とし、併せて、不適正な記録訂正への職員関与の事実解明に関しても、社会保険庁の行う作業に対する国民目線からの提言・進捗管理・評価を行う。

(2) 調査の対象と、調査方法

5名の調査スタッフは、「職員等の関与を窺わせる1,335件」のうち、一定の条件(*1)で選定した事実の中から、事業主等の証言と職員側の証言の食い違いが大きい事実を中心に、19事実を選定(*2)し、面談調査を行った。

また、関与職員等の氏名・役職名につき具体的な証言のある211件（1,335件の内数）の中から、① 遡及訂正が4人以上で、従業員も含めて行われた可能性の高い事案、② 偽装全喪の疑いの高い再加入事案など14件を選定し、社会保険庁職員による架電調査を指示した（14件の調査結果の一部は、<図表1-3・4>の③欄に記載）。

（*1）次の4条件で選定した。

- ① 滞納社会保険料の解消内訳が判明し、その残額が全喪時点において概ねゼロ、もしくは還付金が発生している。（理由：遡及訂正が、社会保険料の滞納解消目的と推測される。）
- ② 遡及訂正被保険者数が5名以上ある。（理由：原に事業主・役員が2名とした場合、それ以外の従業員3名も含めて遡及訂正されているれば、より悪質と推測される。）
- ③ 再加入している。（理由：全喪後の再加入は、偽装全喪の疑いがあると推測される。）
- ④ 事業主側の証言による還付金等の受領金額が、社会保険庁のデータと大きく異なる等、その処理に不審な点がある。

（*2）19事案の中には、この調査の過程において、2万件戸別訪問調査の対象事案以外の事案について職員が自認があった1件を含む。

なお、社会保険庁においては、211件から上記調査分を除いた事案及び1335件の残りから上記14件と同様の考え方で選定した117件の事案について書面調査等を実施した。さらに1,335件の中からこれらを除いた残りの事案については、一連の調査完了後、書面調査等を実施する予定となっている。

（3）不適正な記録の遡及訂正、その他への事実認定の概要

1. 不適正な記録の遡及訂正につき、自認のあった事案の事実認定の概要

社会保険庁長官委員の5名の調査スタッフが、本件調査に着手するにあたって留意したのは、①対象とする遡及訂正事案が、事業主等のみを対象とするものであったか、あるいは従業員をも対象としていたものだったのか、②また調査対象の事業主等が遡及訂正の事実を不満とし、第三者委員会へ申立てする意思があるかどうか、③さらには遡及訂正事案の不適正さを裏付ける物証が入手できるかどうか、といった点であった。

このような視点からの調査の過程で、厚生年金適用事業所の事業主に対して、不適正な年金記録の遡及訂正^(*)に係る届出書類の提出を示唆・誘導した、として現職職員、元職員の2名が自認し、自らの不適正行為や管理責任を認める自認書に署名、捺印したものを提出している。

なお、管理者として不適正な遡及訂正を見逃した事実を認めた現職職員も1名いた。

（*）「不適正な記録の遡及訂正」とは、標準報酬配賦又は資格喪失記録の少なくとも一方が実態と異なる遡及訂正を行うことをいう。

調査スタッフとの面談時における自認職員等（退職職員を含む。以下同じ）の回答内容は、以下のとおりである。何れも調査スタッフの面談時以前からの調査段階での自発的な自認であるが、その内容を裏付ける物的な証拠はない。

<図表1-2> 自認職員等の回答概要

	現職員 A氏 当時の厚木社会保険事務所課長	元職員 B氏 当時の広島西社会保険事務所課長
Q1. 訂正した報酬は実態と相違か？ また、訂正した資格喪失日は実態と相違か？	滞納額から逆算して、更正減・徴定取消を行うから、報酬は実態とは異なる。事業主は計算ができないので、職員が計算したと思う。なお、資格喪失日は訂正していない。	実態とは異なると思う。それは、滞納額から逆算して、標準報酬の遡及訂正を行うから。
Q2. 全喪原因、遡及訂正原因の確認手段は？	特になし。	特に確認はしない。
Q3. その実態と相違しているものを、適用課には、どのように依頼をしたか？	「徴収課確認印」があり、それを届出書に押せば適用課は責任がなくなり、徴収課の提出どおり処理ができる。	職員が自分で届出書類を作成し、「自分が責任を取るから、これで処理してほしい」と捺印し、適用課長に依頼した。滞納整理についての全責任は徴収課長が負うものであるから。
Q4. 滞納処分票に書いていない理由は？	そこまでは書けないし、書く必要も無いから。	そこまでは書かない。
Q5. 従業員を遡及訂正の対象としなかった理由は？	従業員には責任のないことであり、従業員の遡及訂正は行うべきではない、と考えていたから。	事業主には責任があるが、従業員には責任が無いから。
Q6. 事務所内では一般的であったか？ ^(*)	遡及訂正の手法をお互いに口で確認するようにはないが、暗黙の了解としては、一般的であったと思う。	それほど一般的ではなかったと思う。
Q7. 当時の所長・次長は、知っていたか？ ^(*)	他の社会保険事務所は知らないが、恐らく、どこの所長も、「見て見ぬふり、知っていても知らぬふり」をしていたと思う。	恐らく、「知っていても知らぬふり」をしていたと思う。
Q8. あなたがこの処理をしなかったら、この事業所は、どのようになっていたと思う？	A社は2度目の不渡りをだしたことにより倒産し、残った滞納保険料に対する処理を行った事例である。	大部分は、差押え等により程なく倒産しただろう。それを選ばず、事業回復のチャンスを与えるためにやっついてもいい。ただ、このような処理をしたからといって、いつも倒産が回避できたわけではないが…。

Q9. このような処理をする場合と、しない場合の区別のつけ方は？	A社は、長期・多額の滞納保険料が発生していたことと、倒産により今後収納の見込みがなかったことである。	分割納付等の約束を3回守った事業所についてのみ実施。それを守らない事業所については、厳しく滞納処分を実施。この処理実施分の倒産事例は少なかった。
Q10. 背景は？「年度内解消＝4月末締め切りでの解消」は、滞納整理のプレッシャーか？	A社は、長期・多額の滞納保険料が発生していたことと、倒産により今後収納の見込みがなかったことである。	年度内解消のプレッシャーは確かにある。ただ自分は、課内では意識するなと言っていた。現行の法制度は、早急には正すべき。特に「全法人への強制適用」は実態無視。零細法人には、「加入一休み」や「国民年金との選択制」などを認めるべき。
Q11. 在任期間中の類似処理件数は？	0件	(詳細には覚えていないが、何件かある。) ^(*) ^(**)
Q12. なぜ自認をしたのか？	遡及訂正した役員から疑義の申し出があり、事実経過について明確に記憶していた事例であるため。なお、その役員は、遡及訂正したことによって在職年齢年金の支給停止が解除されたことから、最終的には遡及訂正について了承していたもの。	法制度の不備を見直してもらうために。業績に波のある零細企業では、一時的な滞納も当然あるから、途中で休みの機会を与えられない。新規適用現行法ではそれができない。新規適用3カ月で滞納発生が約3割。滞納発生即滞納処分では、あまりにもひどいから。

(*) 当時の所長等上司に、当該事業の認識の有無等についての聞き取り調査を社会保険庁が事後的に行っていたが、「知らない、記憶がない」との回答であった。

(**) 平成21年9月3日現在7件。

2. 派生的に判明した不適切な事務処理

不適正な遡及訂正そのものではないが、今回の個別調査の過程で判明した不適切な事務処理は、以下のとおり。

A. 事例1 (葛飾 社会保険事務所)

◎社会保険料の還付金 68,629 円が、事業主に返還されないまま放置されていた可能性のあることが判明。その返還手続きをとるべき事業。

B. 事例2 (松本 社会保険事務所)

◎事実に基づかない滞納処分票への記載。同処分票には、「事業主が脳梗塞で倒れ、入院治

療の過程にあるため滞納保険料の徴収ができない」旨の記載がある。しかし当時もいままも、事業主が脳梗塞で倒れたり、長期入院を強いられた事実はない。

◎滞納処分票に、上記の記載に関与したと思われる職員2名は、事実に基づかない記載を行ったことを認めた。

C. 事例3 (松山東 社会保険事務所)

◎「滞納処分執行停止についての稟議書」への事実に基づかない記載。同稟議書には、当該事業所が「平成13年2月21日に事業閉鎖」と書かれているが、全額届け後も事業は継続されており、これは事実に基づかない記載である。

◎同稟議書は、国の債権である事業主の滞納保険料について、その放棄が妥当なものかどうかを判断の上、徴収不能として放棄することを意思決定するためのものである。また、その書類の作成過程において、事実上、過去の事務処理を再チェックし、検証するという役割も担っている。

◎ところが同稟議書の起草者たちは、誠実に事務を遂行することなく、ただ書類を機械的に処理するためだけに、事実と反する記載をおこなったものであり、大いに問題である。

(4) 面談調査等での、最大公約数的な特徴

1. 事業主側の特徴

A. 社会保険料の滞納事業所は、程度の差こそあれ倒産一步手前の状態にあり、保険料納付を督促された場合、滞納の負い目や事業継続への強い思いもあり、社会保険事務所職員からの「実態に即した報酬への記録訂正を行えば、滞納額が軽減される」との示唆・誘導に従った、と述べているケースが殆どである。

ただその場合の「実態に即した報酬」なるものが、本当に「外部に開示している役員報酬とは異なる実際の受領報酬」であったのか、不適正な遡及訂正を正当であるかのように装うために捏造した「全くの架空の報酬」であったのかは、事業主側に給与支払元帳や賃金台帳などが殆ど不存在のものが多く、容易に確認はできなかった。明らかに「全く架空の報酬」でもって、「実態に即した」と偽り、不適正な遡及訂正を行っていたと確認できたのは、面談調査した19事業のうち賃金台帳が残っていた1件のみであった。

B. この間の状況説明の一端として、統計上の有意性はないが、以下に「事業主等の理解や記憶の程度」を、事業主の側からの回答でまとめてみた (<図表-3>参照)。

1) 事業主等が、遡及訂正が行われていたことを、昨秋から今春にかけての戸別訪問調査まで知ら

なかったと回答しているケースが半数近くである。それは、遡及訂正自体の仕組みの無理解もあったであろうが、「知らなかった」ケースの多くで、社会保険事務所の職員から「この書類を提出してくれれば、滞納分の整理は何とかすから」とか、「滞納保険料の解消のために、事業主が責任を取って報酬を引き下げべきだ」と言われて署名・押印したケースが見られた。

2) 滞納額を軽減すること、すなわち遡及訂正が年金額の減少に繋がることを知っていたと回答しているのは、2割程度で、「幾らぐらい減るか」まで知っていたと回答している事業主等は、皆無であった。

3) 全費処理された日以降も「事業は継続していた」とは、いわゆる“偽装全費”を示すものであるが、これが半数以上もあるということは、職員からの持ちかけもあって、厚生年金からの“一時脱退”ができると思いついた結果である可能性も考えられる。

4) 遡及訂正の諸届け書類につき、事業主等が、署名・押印した「記憶はあるが、内容については理解していなかった」と回答しているケースが過半を占めていた。その殆どは、職員が記入した届出書類にただ署名・押印をしただけの回答であるから、書類等を熟読、理解できていない可能性も考えられる。なかには、社会保険事務所が作成した取締役会の議事録のひな形に数字を記入し社判・代表者印を押していた事例も1件あった。

5) 決算書、確定申告書の控えなど何らかの資料が「一部でも残っている」と回答しているケースも2割ほどであったが、遡及訂正事業が適正なものであったか不適正であったかを判断できるものは殆どなかった。

<図表-3> 事業主等の理解や記憶の程度

(注) 右の④は、平成21年8月に至り居所の判明した事業主についての、社会保険庁職員による面談調査1件を含む。	④ 調査スタッフによる面談調査19件のうち	⑤ 社会保険庁職員による調査14件 ^(*) のうち
1) 遡及訂正が行われていたことを、事業主等が、 ①滞納整理のときから承知していた ②戸別訪問調査まで知らなかった ③回答なし・不明瞭	8件 10件 1件	7件 4件 3件
2) 滞納額を軽減することが、年金額の減少に繋がることを、 ①知っていた ②知らなかった ③回答なし・不明瞭	3件 10件 6件	1件 2件 11件
3) 全費処理された日以降の事業について、		

①事業は継続していた	12件	8件
②全費処理された直前・直後に休・廃業した	7件	3件
③回答なし・不明瞭	0件	3件
4) 遡及訂正の諸届け書類に、事業主等が署名・押印した記憶が ①あり、内容も承知・記憶している ②あるが、内容については理解していない ③ない ④回答なし・不明瞭	1件 12件 4件 2件	2件 10件 0件 2件
5) 何らかの資料が、 ①一部は残っている ②全く無い ③回答なし・不明瞭	5件 14件 0件	2件 12件 0件

(*) 3ページ(2)参照。

2. 職員等の側の特徴

A. 日本年金機構の採用基準では、社会保険庁から同機構に採用された職員の場合、社会保険庁在籍当時の不正行為が発覚し、それが戒告相当以上の処分該当事実だと確認された場合、その時点で当該職員は解雇されることになっている。このことが、本件調査での自認を困難にした大きな要因になっていることは、否めない事実である。

B. そのような背景事情を踏まえて、職員等の事務処理の考え方を見てもみる（<図表-4>参照）。

1) 大部分が、その事業について「事業所名の記憶が全くない」と「その処理をした記憶が無い」の両者で占めており、それらの殆どが「適正な処理をしたはずである」と回答している。

2) そしてその「適正な処理」では、「事業主からの提出書類の確認をしたと思う」との回答も多い。しかし、全国統一の事務処理ルールがなかった当時、適切な確認が行われていたかどうかは明らかではない。

3) 従業員被保険者の遡及訂正については、「従業員に責任はないから、遡及訂正処理をしていない」との回答が見られるが、これは逆に言えば「事業主等の遡及訂正は（従業員の遡及訂正と比べ）不適正ではない」、あるいは「厚生年金保険法75条但し書きの回避のためには、やむを得ない」との考え方を持っていたことを裏付けるのではないかと解される。

4) 滞納保険料額（延滞金を含む。以下同じ）が、遡及訂正による更正減と調定取消の操作で、概ねゼロになる、もしくは還付金が発生したケースが④において9件あり、明らかに滞納保険料額の解消を企図した処理と推認されるが、前記<図表-2>の自認者2名以外の自認は得られず、

物証も入手できなかった。

3年である。

しかしこのような状況の中で、「6.9万件中の受給者事案約2万件」に占める「職員関与懸念のある1,335件」については、調査方法の濃淡の差はあれ、可能な限りの調査を行った次第である。

なお、面談事案19件中2人の自認者の出現は、その比率から見ると1割強となるが、この割合は、面談対象選定の分母となる1,335件全体にも当てはまると推測すべきものではない。その理由は、19事案を、不適正な遡及訂正を予測させる可能性の高い事案を中心に、意図的に選定したからである（前記「(2) 調査の対象と調査方法」参照）。

(以上)

＜図表－4＞ 職員等の事務処理の考え方

注)右の④19件のうち、2件については同一職員が担当。また、右の⑥については、対象事案数14件のうち、1件は担当職員死亡のため、調査件数は13件であった。	④ 調査スタッフによる面談調査19件のうち	⑥ 社会保険庁職員による電話調査14件のうち
1) その事案については、 ① 事業所名の記憶が全くない ② 事業所名の記憶はあるが、その処理をした記憶が無い(上記①・②のうち、適正な処理をしたはずである) (上記①・②のうち、不適正な処理はしていないが、不適正な処理となっているのは管理者・担当者としての自分の責任だ) ③ 不適正な処理をした	8件 8件 3件	11件 2件 (11件) (0件) 0件
2) 事業主からの提出書類による処理は、 ① 適正である (から確認をしていない) ② 確認をしたと思う ③ 回答なし	0件 6件 13件	0件 13件 0件
3) 従業員被保険者の遡及訂正がある事案については、 ① 従業員に責任はないから、遡及訂正処理をしていない ② なぜ、それが行われたかは不明 ③ 回答なし	5件 1件 13件	(調査データなし)
＜参考1＞遡及訂正により滞納保険料額が概ねゼロになったケース (判明分のみ)	3件	(調査データなし)
＜参考2＞遡及訂正により還付金が発生したケース (判明分のみ)	6件	

＜ おわりに ＞

事案の殆どが平成初頭から平成15年ごろの発生で、事業主等と関与職員等の双方における記憶の希薄化が著しく、事業主等と社会保険事務所の双方における関連資料の廃棄・散逸・不揃いにより、物証は期待したほどには入手できなかった。

とりわけ、不適正処理の事実認定に必要な「滞納処分票」の現存分が少なく（別紙「調査対象事案一覧表」参照）、この点を他の資料でカバーしようとしたが、事業主から提出された各種届出書も含め、その殆どが保存年限を超えていた(*)。

(*)保存年限は、各種届出書については提出の翌年度から3年、滞納処分票については完結の翌年度から

平成21年10月1日
社会保険庁（電話代表） 03(5253)1111
総務部職員課
（担当・内線） 小野塚(3522)
（FAX） 03(3503)6889
運営部年金保険課適用・徴収対策室
（担当・内線） 渡 辺(3607)
（FAX） 03(3502)2368

報道関係者 各位

「年金記録の遡及訂正」に関する作業についてのまとめについて

年金記録問題拡大作業委員会（磯村元史委員長）において、平成21年9月3日にとりまとめられた標記について、別添のとおり公表します。

平成21年9月3日

年金記録問題(拡大)作業委員会

「年金記録の遡及訂正」に関する作業についてのまとめ

＜はじめに ―作業の前提＞

1. 平成19年8月、総務省年金記録確認第三者委員会において、標準報酬の遡及訂正について「合理的な理由がない」として、初めてあつせんがなされ、その後も同様のあつせんが続いたことを受け、平成20年1月、社会保険庁において事実確認のための調査が開始された。その後、平成20年3月に、事業主が社会保険事務所職員の指導により、遡及して標準報酬の訂正等を行ったと証言している事業主が明らかとなり、あつせん事案とあわせて調査を行うこととされた。

平成20年9月には、あつせん事案16件と事業主の具体的証言のある事案1件についての調査結果が取りまとめられ、その中で、事業主の具体的証言のある事案については、社会保険事務所職員が事実を反することを知っていたと考えられる旨の公表が行われた。

その後、標準報酬等の遡及訂正事案に対して、受給者2万件への戸別訪問調査をはじめとする取組みを通じて、被害者救済が進められるとともに、不適正な処理に対する職員の関与が疑われる事案について、事実解明のための調査が進められているところであり、これが当委員会の作業の前提となっている。

2. 年金記録の遡及訂正には、「標準報酬記録の遡及訂正」と「資格喪失記録の遡及訂正」の2種類がある。当委員会では、その両面から作業を行った。その際の「適正な遡及訂正」の内容は、知識不足や業務繁忙の零細企業で発生しやすいと考えられる単純ミス等に基づく訂正で、次表に掲げられるものである。

従ってこのまとめでは、次表に掲げるような事業主等の認識不足や業務多忙によって標準報酬月額の変更等の届が遅れたり、出されていなかったケースを除き、事実と反した遡及訂正処理を「不適正な遡及訂正」としている。

<図表-1> 適正な週及訂正の主な例

標準報酬の週及訂正	資格喪失の週及訂正
<p>1. 報酬月額が大幅に変動した場合に標準報酬月額の変更のための届出が必要なることを事業主が知らず、社会保険事務所の指導に基づき、後日遅れて報酬月額変更届を提出したケース</p> <p>2. 事業主が業務多忙で報酬月額変更届の提出を失念し、後日遅れて届出を提出したケース</p> <p>3. 事業主が年1回の算定基礎届の提出を怠ったため、社会保険事務所に於いて従前と同じ標準報酬月額で保険者算定を行ったところ、後日遅れて標準報酬月額が引き下げられる算定基礎届が提出されたケース</p> <p>4. 事業主が報酬の範囲について十分理解しておらず、誤った報酬月額で届出を行ったが、後日誤りに気づき、遅れて訂正の届出を提出したケース</p>	<p>資格喪失の週及訂正</p> <p>1. 事業主が業務多忙で資格喪失届の提出を失念し、後日遅れて届出を提出したケース</p> <p>2. 全喪した事業所の事業主が資格喪失届を速やかに提出せず、後日遅れて届出を提出したケース</p> <p>3. 事業主が資格喪失届を提出したが、後日資格喪失日の記載誤りに気づき、遅れて訂正の届出を提出したケース</p>

3. 「不適正な週及訂正」では、事業主・社会保険事務所共通の“隠れたる意図”として、「適用事業所における保険料滞納額等延滞金を含む。以下同じ)の解消」にあることが多く、週及訂正時点で勤務していた被保険者の早期かつ積極的な救済のためには、それらの被保険者側からの実態把握とともに、事業所単位での把握も必要となるが、今回の作業では、前者に力点を置いた。

4. 作業に使用するデータとしては、「3条件(*)の全てに該当する6.9万件データ」を活用し、そのうちの「受給者2万件への戸別訪問調査」の実施による週及訂正対象者の属性分析データを、救済策具体化手法の開発根拠とした。

(*)条件①=標準報酬月額の引下処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている、約156千件。

条件②=5等級以上週及して標準報酬月額が引き下げられている、約750千件。

条件③=6ヶ月以上週及して標準報酬月額が引き下げられている、約533千件。

これらは単純計で約1,440千件となる。

1. 被害者救済のフレームワーク作成と関連する具体策の実施

「受給者2万件への戸別訪問調査」の進捗状況等を踏まえ、当委員会において被害者救済のフレームワークと関連する具体策について検討を行い、その結果を受けて、社会保険庁において以下のような取組みが進められているところである。

(1) 厚生年金の記録訂正に係る職権訂正基準の新設と追加 (別紙1)

これまでの被害者救済は、年金記録確認第三者委員会の「あせせん」に拠るしかなく、繁多を極める同委員会の体制からして、激増する確認申立て件数にその処理が追いつかず、救済までに長期間を要することへの批判が絶えないため、この改善策が必要とされた。

そもそも社会保険庁の不適正処理に起因する「正常な記録への回復」は、できる限り社会保険庁の判断と責任において行うべきものである。

このような考えから、当委員会としては、社会保険庁自身による記録の回復基準(=職権訂正基準)の設定を強く要請してきた。

社会保険庁担当課にしてみれば、百パーセント正確な回復基準の設定は難しく、第三者性のないことやモラルハザードへの配慮も必要とする一方、国民的納得性との視野から、①保存資料等により勤務実態や給与実態が確認できる場合の職権訂正については平成20年12月25日に、②「3条件の全てに合致した6.9万件の事案」に係る職権訂正の範囲の拡大については21年5月1日に、それぞれ職権訂正基準の設定を見たところである。

なお、別紙1は、社会保険事務所窓口での迅速な記録回復手段の周知を図るべく、社会保険労務士や市区町村窓口担当者への理解を深めるための簡易な概要解説資料として企画されたものであり、日本年金機構新設後の職員研修用としても、今後の活用が期待されることである。

上記職権訂正基準の設定を受けて被害者救済に取り組んできた結果、社会保険事務所の窓口における平成21年7月31日までの記録回復の実績は、500件(うち2万件戸別訪問調査の対象事案(*)は444件)となっている(下記(5)の“同僚被保険者”としての職権訂正の件数を含む)。

(*) 2万件戸別訪問調査において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数は、1585件(本年3月31日までの訪問実施分)。

また今後の課題として、被害者が救済された事案についての職員関与に関する調査について、職権訂正による場合はもちろん、第三者委員会のあせせんによる場合も含め、適切な対応が望まれる。

(2) 雇用保険データの活用

従業員被保険者が、勤務実態や給与実態などを示す給与明細書・源泉徴収票等を保有していない場合は、社会保険事務所において、ハローワークの雇用保険記録の確認が必要となるが、その確認結果を得るのに、数週間の日時と照会の手数を要するケースも見られた。

この点の改善のために、社会保険庁職員を労働部局に併任発令し、当該職員が雇用保険データ照会用のシステム端末に直接アクセスできるような体制の整備が図られ、雇用保険記録の迅速な入手が平成21年4月13日から可能となった。

(3) 税務情報（国税・地方税）の活用

救済のための税務関係の情報については、被害者の早期救済と、被害者が举证責任を果たす際の負担軽減の観点から被害者自身の税務記録を社会保険事務所から税務署や市区町村に対し直接照会する途を開くことができなにかということが検討課題とされた。

社会保険庁が、所得税については国税庁と、地方税については総務省と、それぞれ協議を重ねた結果、被保険者であった者の税務情報につき、社会保険事務所が本人の同意を得て、税務署や市区町村に対し直接照会する仕組みが平成 21 年 6 月 2 日から整備された。

今後さらに、被害者の早期救済という趣旨を踏まえて、速やかに照会先の地方公共団体側に対して協力的な確立と税務記録の確保を求めていくべきである。

(4) 不適正な遡及訂正が行われたと考えられる事業主等と同一時期に勤務していた被保険者の救済

職員の関与に関する調査を通じて、証言を行った事業主・役員と同一時期に同一事業所に勤務していた被保険者であって、当該事業主等と同様の遡及訂正が行われている被保険者（以下この(4)において「同僚被保険者」という。）の存在が把握された場合、当該同僚被保険者の救済については、「記録の回復申請を待つ」だけではなく「社会保険庁からの積極的な呼びかけを行う」方向で、以下のように取り組むこととされた。

1) 同僚被保険者が 2 万件戸別訪問調査の対象者である場合には、当該同僚被保険者への戸別訪問調査の結果を踏まえて対応する。

2) 同僚被保険者が次のいずれかに該当する場合には、社会保険事務所職員がその者に対し文書又は電話により個別に連絡を行うという積極的なアプローチを行い、その者が従業員であって、記録に「相違あり」かつ「訂正意思あり」との回答であった場合には、社会保険事務所段階での記録訂正を行う。

① 職員から従業員分も含めた不適正な遡及訂正について自認があった事実における同僚被保険者

② 事業主等から従業員についても不適正な遡及訂正を行っていたと証言があり、これに対する反証がない事実であって、当該事業所に 6.9 万件に該当する同僚被保険者がいる場合における当該同僚被保険者

(5) 同僚事業主に対する救済策の整理と、作業の本庁集約化

2 万件戸別訪問調査を受けての被害者救済の進捗状況を踏まえ、より一層の救済の迅速化を図る観点から、従業員事業主であって「事実と相違あり」かつ「訂正意思あり」との事実への対応について当委員会が審議し、次のような対応策を講ずることとされた。

その結果、平成 21 年 7 月 31 日までに、77 件（うち 2 万件戸別訪問調査の対象事案は 75 件）に於いて、下記「同僚被保険者」としての記録訂正が行われたところである。同日までに社会保険事務所段階での職権訂正が行われた事案に係る「同僚被保険者」として把握された件数は約 4, 700 件であり、こうした事案について今後さらに、社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、救済を進めていくべきである。

1) 包括的に職権訂正の対象とする従業員たる「同僚被保険者」

平成 20 年 9 月には、従業員被保険者が対象となった遡及訂正事案で、年金記録確認第三者委員会であらせんを受けた事案につき、同一事業所データで、同時期に同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」の確認ができた場合は、その同僚被保険者に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正の対象とすることとされた。更に平成 20 年 12 月 25 日以降は、社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案の「同僚被保険者」についても同様の対応を行うこととされた。

2) 作業の本庁集約化

上記の対応処理の効率化と迅速化を図るために、社会保険事務所（「同僚被保険者」の事業所所在地と住所所在地）の繁忙状況や連携ミス回避を考慮して、「同僚被保険者」のリスト作成作業を本庁に集約して実施することとされた。

(6) 2 万件戸別訪問調査の対象者以外についての被害者救済の取組み

社会保険庁においては、2 万件戸別訪問調査の対象者以外についても、本年 4 月から送付している「ねんきん定期便」や本年中に送付を開始する厚生年金受給者への標準報酬月額等のお知らせなどを通じて、本人による記録確認を進めることとされ、特に、3 条件^(*)の少なくとも 1 つに該当する延べ約 144 万件については、「ねんきん定期便」や厚生年金受給者へのお知らせを送付する際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨の注意喚起を行う文書を同封することとされている。社会保険庁においては、こうした取組みを通じて、社会保険事務所段階での記録訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済をさらに進めていくべきである。

^(*) 「3 条件」については、「はじめに」の 4. 参照。

(7) 役員の未払い報酬に係る遡及改定における確認ルールの整備（別紙 2）

平成初頭以降、上述の「6.9 万件」の多数発生が認められるが、当時、遡及訂正処理や全数処理についての全国統一的な事務処理ルールは、社会保険庁本庁から示されていなかった。こうしたことが、不適正な遡及訂正処理問題の背景の一つとなつたと考えられるが、その後、①平成 15 年には全喪届の添付書類に関するルールが、②平成 18 年には事務処理マニュアルにおいて、遡及訂正処理のルールが示され、さらに平成 21 年 3 月には不適正な遡及訂正処理の再発防止の観点からの改正が行われたところである。

しかしながら、役員報酬に未払いがあった場合の具体的な確認ルールについては示されていないことから、加入事業所の大部分を占める中小零細企業の実態に即した現場での事務処理ルール

の明確化を、当委員会として急遽要請したところである。その結果、社会保険庁において、当該確
 認ルールとして、①未払い報酬に係る債権の不存在を確認するための書類を添付させる、及び②実
 際指名目録とおりの報酬が支払われていないことを確認するための書類を添付させる、というルー
 ルが具体化された。

2. 事実解明に向けた調査スタップの参画

(1) 調査スタップによる面談調査が必要とされた事項

社会保険庁は、年金記録確認第三者委員会より社会保険事務所の処理に合理的な理由が見当たら
 ないなどとされた17件について、当時の事務処理の経過等の調査結果を公表するとともに、全て
 のコンピュータ記録から不適正な処理が疑われる記録を抽出しうえ、調査を行うこととした
 (平成20年9月9日「年金記録問題関係閣僚会議」)。

平成20年9月18日には、コンピュータ記録上の、「3条件(*)」のすべてに該当する遡及訂正の
 可能性の高い「約6.9万件」のうち、対応を急ぐ必要のある受給者分「約2万件」については、早
 急に実態把握と被害者救済を図ることとされた。

(*) 「3条件」については、「はじめに」の4. 参照。

これを受けて平成20年10月から開始された「2万件戸別訪問調査」は、訪問が困難な事例を除
 き、平成21年3月31日に概ね終了したが、これらの戸別訪問調査において、記録が遡及訂正され
 た事業主等に対しては、「質問応答書」により遡及訂正の実態関係や職員関与の状況等の把握を行
 った。その結果、職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事例が「1,335件」あり、この
 うちの「211件」には関与職員の氏名又は役職名が明示されていた。

しかしながら、職員関与に関する事実関係を明らかにするために、更なる調査が必要と考えら
 れた。

そこで社会保険庁としては、関与職員の氏名又は役職名が明示されている案件(平成21年3月
 31日までの訪問調査において「211件」となったもの)について、関与職員等の個別面談調査を行
 うこととし、一部の面談調査に際しては、当委員会の委員も立ち会うこととした。

本来、当委員会の目的は、あくまでも「社会保険庁の行う作業に対する国民目線からの提言・進
 捗管理・評価」であって、遡及訂正に関する不適正処理への関与懸念職員に関する調査作業それ自
 体は、社会保険庁自身が行うべきものである。

ところが面談調査に立ち会った当委員会の委員から、「形だけの調査である」との意見や、「“身
 内調査”では限界がある」との見解が示されたため、厚生労働大臣の意向も踏まえ、社会保険庁長
 官が新たに民間の第三者に委嘱した調査スタップ5名(*)による個別面談調査を行うこととされた。

(*) 調査員として弁護士3名(うち1名は当委員会委員)と弁護士以外の当委員会委員2名の計5名で、平成
 21年4月20日委嘱。

調査スタップ5名は、「職員の関与を窺わせる1,335件」について、社会保険庁により作成され
 た「事業主との質問応答書」及び「職員への面談調査書」の両者を精査し、両者の記述内容に大き
 な食い違いの見られる事案19件を選定し、事業主・関与職員への面談調査を行った。

(2) 不適正な記録の遡及訂正につき、自認のあった事案の事実認定の概要

この調査スタップによる調査の結果、厚生年金適用事業所の事業主に対して、不適正な年金記録
 の遡及訂正(*)に係る届出書類の提出を、示唆・誘導したと職員及び元職員(以下「職員等」という)
 の2名が自認した。

(*) 「不適正な年金記録の遡及訂正」とは、標準報酬記録又は資格喪失記録の少なくとも一方が実態と異なる
 遡及訂正を行うことをいう。

その2名の回答の概要は、次表のとおりである。

<図表-2> 自認職員等の回答概要

	現職員 A氏 当時の厚木社会保険事務所課長	元職員 B氏 当時の広島西社会保険事務所課長
Q1. 訂正した報酬は実 態と相違か? また、 訂正した資格喪失日 は実態と相違か?	滞納額から逆算して、更正減・徴定取 消を行うから、報酬は実態とは異な る。事業主は計算ができないので、職 員が計算したと思う。なお、資格喪失 日は訂正していない。	実態とは異なると思う。それは、滞納 額から逆算して、標準報酬の遡及訂正 を行うから。
Q2. 全喪原因、遡及訂 正原因の 確 認 手 段 は?	特にない。	特に確認はしない。
Q3. その実態と相違し ているものを、適用職 員には、どのように依頼 をしたか?	「徴収票確認印」があり、それを届出 書に押せば適用職は責任がなくなり、 徴収票の提出どおり処理ができる。	職員が自分で届出書類を作成し、「自 分が責任を取るから、これで処理して ほしい」と捺印し、適用課長に依頼し た。滞納整理についての全責任は徴収 課長が負うものであるから。
Q4. 滞納処分票に書い ていない理由は?	そこまでは書けないし、書く必要も無 いから。	そこまでは書かない。
Q5. 従業員を遡及訂正 の対象としなかった 理由は?	従業員には責任のないことであり、従 業員の遡及訂正は行うべきではない、 と考えていたから。	事業主には責任があるが、従業員には 責任が無いから。
Q6. 事務所内では一般	遡及訂正の手法をお互いに口で確認	それほど一般的ではなかったと思う。

的であったか? (*1)	するようなことはないが、暗黙の了解としては、一般的であったと思う。	他の社会保険事務所は知らないが、恐らく、どこの所長も、「見て見ぬふり」知っていても知らぬふり)をしていてと思う。	恐らく、「知っていても知らぬふり)をしていてと思う。
Q7. 当時の所長・次長は、知っていたか? (*1)			
Q8. あなたがこの処理をしながら、この事業所は、どのようになっていたと思う?		A社は2度目の不渡りをだしたことから倒産し、残った滞納保険料に対する処理を行った事例である。	大部分は、差押え等により程なく倒産しただろう。それを避け、事業回復のチャンスを与えるためにやっていた。ただ、このような処理をしたからといって、いつも倒産が回避できたわけではないが…。
Q9. このような処理をする場合と、しない場合の区別のつけ方は?		A社は、長期・多額の滞納保険料が発生していたことと、倒産により今後収納の見込みがなかったことである。	分割納付等の約束を3回守った事業所についてのみ実施。それを守らない事業所については、厳しく滞納処分を実施。この処理実施分の倒産事例は少なかった。
Q10. 背景は? 「年度内解消=4月未締め切りでの解消」は、滞納整理のプレッシャーか?		A社は、長期・多額の滞納保険料が発生していたことと、倒産により今後収納の見込みがなかったことである。	年度内解消のプレッシャーは確かにある。ただ自分は、課内では意識するなどと言っていた。現行の法制度は、早急には是正すべき。特に「全法人への強制適用」は実態無視。零細法人には、「加入一休み」や「国民年金との選択制」などを認めるべき。
Q11. 在任期間中の類似処理件数は?	0件		(詳細には覚えてないが、何件かある。) (*2)
Q12. なぜ自認をしたのか?		遡及訂正した役員から疑義の申し出があり、事実経過について明確に記憶していた事例であるため。なお、その役員は、遡及訂正したことによって在職年齢年金の支給停止が解除されたことから、最終的には遡及訂正について了承していたもの。	法制度の不備を見直してもらうために。業績に波のある零細企業では、一時的な滞納も当然あるから、途中で中休みの機会を与えることも必要だが、現行法ではそれができない。新規適用3カ月で滞納発生が約3割。滞納発生即滞納処分では、あまりにもひどいから。

(*1) 当時の所長等上司に、当該事業の認識の有無等についての聞き取り調査を社会保険庁が事務的に行ったが、「知らない、記憶がない」との回答であった。

(*2) 平成21年9月3日現在7件。

(3) 自認事案における事業主等の証言

上記自認事案における社会保険事務所の対応について、事業主側(3名)からの証言は、概要以下の通りである。

1) 現職員A氏が担当していた事業主(*)の証言

(*)この事業所は全費時点直後の平成10年3月20日に破産宣告を受けたものであり、平成21年7月時点で事業主が所在不明のため面談不能であったが、同年8月に居所が確認できたため、社会保険事務所職員による質問応答書から記載。

- ① 給与の月額は、200万円以上だった。
- ② 滞納保険料の整理をするため、所管の厚木社会保険事務所の徴収課長から、役員全員の報酬を月額20万円にするよう強く求められ、了承させられた。
- ③ 役員会議を開き、上記給与引下げへの役員の同意を得たのち、社会保険事務所におもむき、職員が用意した書類に代表者印を押した。
- ④ その後、報酬額が引き下げられたという社会保険事務所からの連絡はなく、滞納額が解消されたかどうかの連絡もなかった。ただ滞納保険料に対し、何も言っておこなったので、滞納額は解消されたものと思っただ。

2) 元職員B氏が担当していた事業主甲氏の妻の証言(社会保険関係は主として妻が担当)

- ① 仕事がなく社会保険料の滞納があったので、広島西社会保険事務所の担当課長に相談に行き、給料引き下げと(社会保険を)止める手続きをした。
- ② 上記の意味は、おおむね理解できた。そのときは大変有り難かった。その思いは今も変わらない。
- ③ 第三者委員会への申し立ては勘違いで、今は何も不満は無い。
- ④ この処理が無かったら、うちは倒産していただろう。滞納整理後も、事業不振は変わりない。

3) 元職員B氏が担当していた事業主乙氏の証言

- ① 社会保険料の滞納があり、当時の担当課長から社会保険事務所に来るよう言われた。滞納整理により、「廃業すると宅建の免許を再申請するのにお金がかかる」と言ったら、後日、「2万円だけ支払えばよい。これで滞納がなくなる」と言われた。
- ② 印鑑を持っていくよう言われ、社会保険事務所で教役の書類に署名・押印した。内容については、倒産回避の奔走時でもあったため、理解できなかつた。
- ③ その「2万円」の意味は、当時は理解できていたはずなのだが、今はわからないので、説明してほしい。(調査員より概要を説明) 「追加の2万円は遡及訂正による不足分」だということだが、やっと思いついた。この部分は、2万円の追加支払いのとき聞いたのか、その後の「厚生年金脱退者向け説明会?」で聞いたのか判然としませんが、このところろ気になっていった。
- ④ そのときは、助かった、と思った。ただ、それ以前は、100万円前後の給与もあったので、20万円はあり得ないという気持ちだったが、自分の決算書に書いてある金額なら、納得せざるを得ない。

るを得ないのだろう。

- ⑤ 第三者委員会への申し立てをしているが、当方の理解不足だったからで、今日は判然としたから、今更申し立てするつもりは無い。
- ⑥ 今も倒産に近い状況であっても会社は続いているが、あの処理が無かったら、すぐに倒産していただろう。

3. 分析と提言に関する主な議論

(1) 不適正な標準報酬遡及訂正が行われた背景と動機

不適正な遡及訂正について職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案 1,385 件（関与職員の氏名又は役職名が明記されていた 211 件を含む）を対象に調査を行ってきたところ、職員等から自認が得られた不適正な遡及訂正処理は 2 件にとどまるが、この 2 件を中心に今回の調査で得られた証言に基づいて問題の背景等について整理すれば次のとおりである。

なお、年金記録の不適正な処理については、厚生年金保険法第 102 条からのみ言えば、罰則の対象は事業主であり、それに関与した職員は、同法違反の補助・教唆ということになる。ただその発生過程には、次のような特殊な背景が複合的に絡んでおり、現場職員がその関与に至った背景と実態は、それほど単純ではないことを強調しておきたい。

1) 当時の事務処理ルールと職員の執務意識

A. 平成初頭以降の事務処理ルール

上述の「6.9 万件」の多数発生が認められる平成初頭以降の事務処理ルールは、次のような状況であった。

- 1) 通用事務の具体的な処理についての全国統一ルールは示されていないなかった。
- 2) 稀に、各都道府県社会保険所管部署がルール化している例もあるが、概括的な事務の流れの記述に留まり、各種届出書の受理確認要件の記述は皆無であった。
- 3) 平成 12 年（地方分権一括法施行）以降も、平成 18 年までは統一ルールはなかった。上記 2) の例以外は、平成 12 年以前の各都道府県ではもちろん、それ以降の各社会保険事務局でも、資料の散逸等により事務処理ルールの存在確認はできなかった。
- 4) 遡及訂正処理や全喪処理についての統一ルールも、存在していなかった^(*)。

(*)① 平成 15 年になって全喪届の添付書類に関するルールが示された。

② 平成 18 年になって事務処理マニュアルにおいて、遡及訂正処理のルールが定められ、さらに平成 21 年 3 月に不適正な遡及訂正処理の再発防止の観点からの改正が行われた。

B. 執務の基本スタンスに関する現場職員からのコメント

社会保険庁が行った「関与懸念職員への面談調査・書面調査」においては、次のようなコメ

ントや意見が見られた。

- 1) 事業主から提出された届出は、適正なものとして処理するのが任務である。その届出の内容をチェックする必要はあったかもしれないが、その余裕はなかった。
- 2) 『実態に即した、適正な遡及訂正処理をしている。すなわち、事業主の報酬は月額 70 万円となっているが、実際には 30 万円しか受け取っていない。だから、それを引き下げて 30 万円という実態に合わせるのが、適正な処理である。』
- 3) 役員報酬の引き下げについては、ルールとして口頭などで指導されてきた『添付の取締役会の議事録でチェック』した。

2) 現行法の趣旨と現場での対応策

昭和 60 年改正の厚生年金保険法では、全法人事業所への適用が強制され、さらに脱退は不可であり、中小零細企業の不安定な経営実態を踏まえれば、その運用が容易でない面のあるものとなった。

他方、約 60 万事業所とも言われる厚生年金未加入事業所の大部分の実態は詳らかではなく、適用と徴収面での中小零細企業の経営実態に即した対応が十分でなかったことが、今般の不適正な遡及訂正の背景にあったのではないかと考えられる。

なお、法人事業所の強制適用については、戦後、その業種の範囲の拡大が図られてきたが、さらに 5 人未満の事業所の適用に関し、昭和 50 年代を中心に当時野党第一党であった社会党から、その必要性が国会等の場において、強く主張され続けたという経緯がある。

A. 適用現場での状況

法人事業所の全てを強制適用とする現行法の下では、経営状況が厳しい場合でも、事業主は様々な努力により保険料を納付することが求められており、適用事業所について言えば、実際の事業主は制度の趣旨に沿って、厳しい経営環境の下でも保険料を納付している。一方、現場段階では、社会保険料負担能力に乏しい事業所において、①新規適用時ほどなくからの滞納発生、②長期・多額の滞納となっても脱退は不可能、③滞納発生が明白な事業所の新規適用（含む再加入）も拒絶不可能^(*)、などの状況が生じていた。

(*)他方、滞納による脱退後の再加入の制限を受けたという事業主側からの回答もあった。

B. 保険料収入の確保に向けた現場への指導

収納率についての、本庁からの定量的な目標設定は確認できなかったが、本庁主催の会議・社会保険事務局主催の会議では、都道府県ごと・社会保険事務所管内ごとの収納率の提示などとともに、保険料収入の確保に向けた強い指導が行われてきた。

C. 最終的には「差し押さえ換価処分」となる徴収規定

保険料の滞納整理は一般的に次のような段階を踏んで行われる。①保険料の法定納期限までに納付されない場合は、②厚生年金保険法上の督促と延滞金の発生となり、③事業主との納付協議

において、経営状況等を考慮しつつ分割納付等による計画的な保険料の納付を促し、④事業主との協議に基づき分割納付等がたびたび履行されない場合には、⑤事業所の信用照会、保有資産の差し押さえと換価処分、ということになる。したがって、最終的に⑥を実施すれば、その事業所に倒産の可能性が訪れることとなる。

D. 遡及訂正の心情的背景

事業所が倒産をすれば、滞納保険料の未回収分は、国の債権放棄である「不納欠損」となり保険財政に影響が生じるといふ問題意識に加え、差押え等による倒産の回避を図るといふ、担当職員の心情的背景も指摘できる。

E. 適正処理のための事務処理手順の不存在

他方、「不適正な事務処理を防止する」のに必要な全国統一の事務処理手順が、全業居の添付書類に関するルール（平成15年）を除き、平成18年までは制定されておらず、現場独自の“適正と思われる事務処理手順”により、業務が執行されていた。

ちなみに本年3月になって、標準報酬月額が著しく下がる場合の添付書類のルールが定められるとともに、本年5月になってからようやく、未払いであった役員報酬の確認ルールが拡大作業委員会に示された。

F. 業務監察の不十分な対応

年金記録の不適正処理については、少なくとも平成11年11月と15年2月・11月に、その適正化に関する通知が発出されている。これらの通知に示された適正化に関する業務処理が適切に行われているか否かについて、社会保険庁の業務監察の監察項目として、聴取・確認することになっているものの、監察記録においては、それらの適正化に向けた指摘が平成18年度までは殆ど見られない。

このことは、業務監察が年金記録の不適正処理の発見に関して有効に機能していなかったという点であり、この結果、社会保険庁という組織全体で永年にわたり緊縮する結果になったとも言える。

G. 滞納保険料の解消策としての“現実的選択”

以上から、保険料支払い能力の不安定な中小零細事業所をも強制加入させている現行の厚生年金保険法の下で、発生する保険料の滞納につき、その解消と事業所側の倒産回避との板ばさみに遭った現場職員による現実的選択が「年金記録の不適正な遡及改定」であった、という面は否定できない。

3) 現実的な運用基準による処理を行っていた現場

上記のような背景のもとで、社会保険事務所の現場では、法の建前と中小零細企業の経営実態との狭間で、“現実的美術ルール”による処理を行わざるを得なかった面があったのではないかと、と

の調査スタッフの次のような面談報告も首肯できる。

A. 不文律としての定着化の可能性

滞納事業所について、「事業主の標準報酬の遡及訂正、同時に全業、事業の業績回復後に再加入」を、社会保険事務所徴収課職員が示唆・指導することが、一定の地域においては不文律として定着していたことを窺わせるような職員等からの証言があった。

B. 届出書類の作成代行の事務処理

事業主側では、滞納額の整理に必要な遡及期間と遡及訂正額の計算ができないことから、社会保険事務所の徴収課職員がその計算を行い、届出書の記入欄の記載をしたうえで、事業主の社印と代表者印を徴収課職員が代わって押印しているケースが見受けられる。

こうした場合、徴収課職員側から、「これで現存の滞納は一旦整理できたから、しばらくは社会保険を休んで、業況が回復し保険料負担ができるようになったら、社会保険に戻ってきなさい。」というような、一種の“延命策”を事業所に提供するような説明が行われた、とする事業主側からの証言があった。

C. 事業主の心理状態

その際、事業主側の理解の程度と心理状態は、「自分の年金受給額が多少は減るかもしれないが、とにかく助かった。」というのが一般的と理解できる証言が多かった。

D. 職員等の図利動機等

なお関与懸念職員における、自己もしくは第三者の図利の動機ないし結果は、殆ど見られていない。むしろ、「事業主のみへの遡及訂正への示唆・誘導は、保険料を滞納した事業主の責任を果たさせるためにも必要な処理過程である。」との執務意識も見受けられた。

ただ図利動機等ではないが、少なからず自己嫌悪の念をもたらし「保険料滞納などの苦境にある事業主への、短絡的な滞納処分の執行」を避けたという心理状態が、職員等の面談過程で多く見受けられた。

(2) 処分に關しての提言

関与職員の処分権限は社会保険庁長官にあるが、当委員会が「不適正な記録訂正への職員関与の事実解明に関しても、社会保険庁の行う作業に対する国民目線からの提言・評価を行うよう」厚生労働大臣から依頼を受けていることに基づき、以下の提言を行うものである。

① 関与職員の処分の提言

A. 「従業員が関与する事案」と「事業主等のみが関与する事案」の処分区分

法令に違反して不適正な事務処理に関与した職員については、当然その責任が問われるべきで

あるが、今回の「不適正な遡及訂正事案」については、以下のような点について考慮する必要があると考える。

遡及訂正に同意をしない従業員被保険者を含む不適正な遡及訂正は、従業員被保険者への年金受給権の侵害を伴う。従って、この類型につき事実認定のあった職員については、厳しく処分すべきである。

事業主等被保険者のみに係る不適正な遡及訂正については、法令や諸規則に照らせば不適正である一方、「自身の年金受給権の侵害については事業主自らが承知していた」場合のあることも考慮する必要がある。

また、「戒告」以上の処分は日本年金機構の不採用に直結するから、不適正な遡及訂正処理に強く関わっていても、担当職員が自認をしなければ、物証が乏しい中では処分対象とならないという不公平感をもたらすことにも考慮する必要がある。

従って、事業主である被保険者に係る不適正な遡及訂正については、当該事案の概要を踏まえつつ、国家公務員法上の処分対象とするかどうかは慎重な配慮が必要であると思量する。

B. 「不適正な遡及訂正」以外の不適切な事務処理

「不適正な遡及訂正」以外の、「遡及訂正の処理過程における、不適切な事務処理」^(*)については、遡及訂正処理自体の問題とは切り離して、その処分の検討を行うべきである。

^(*) 例えば、還付金の支払い処理放置など。

②幹部職員の責任

今般の不適正な行為が、「厚生労働省（旧厚生省）が担うべき法令・制度上の問題点及び監督不足、社会保険庁本庁の無責任な管理、社会保険事務所のミッションを見失った勝手な業務遂行が相まって生じたもの」^(*)とされているように、当該職員等の直接的な利益動機がない場合は、滞納整理の必要性に迫られての処理の色彩が強く、現場職員等の不適正さと共に、監督する立場にある幹部が適切な対応をしなければ、と考えられる。

^(*) 平成20年11月28日付「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書」60ページ
いわば、社会構造の変化に即応しようにせず、厚生年金制度の問題点^(*)を放置してきた制度改善への努力不足であり、「不適正な記録の遡及訂正」の実行を放置する結果となったことにより、国全体及び受給者・被保険者への損害等が発生させたことになる。

^(*) 一方、厚生年金制度における過度に柔軟な対応はモラルハザードを生じることにも留意が必要である。

従って現場職員等を処分するならば、少なくとも同時に、当時の幹部（退職者も含む）の責任を併せて明らかにすべきであり、これと同時に並行でない限り、現場のモラルダウンは、計り知れないこととなる。

この点は、日本年金機構への移行前後の、現場職員のモラルアップや記録正常化の要員確保にも、大きく影響するところであることを強調しておきたい。

現行法では、このような努力不足について、公務員（現職、退職者）の法的責任を問うことは不可能である。その理由は、長年行われてきた実態に関する不作為責任の所在が、不明確だからであり、特に退職者に関して言えば、在職中の業務執行上の不作為について責任を求める手段が無いからである。

だからと言って、今般の「年金記録の不適正な遡及訂正」についての歴代幹部の責任が全くないというのも、世の常識的納得感からすれば、釈然としないものが残ることになる。

そこで一つの現実的対応策として、歴代の幹部（退職者を含む）に対して、当時の努力不足に対する釈明ないし現時点での見解の提出を求め、それを社会保険庁において取りまとめ公表すべきことを提言する。

<おわりに — 今後の要検討事項>

1. 資格喪失日の遡及訂正事案の被害者救済について

年金記録の遡及訂正事案のうち、資格喪失日の遡及訂正事案については、「ねんきん特別便」等により本人に資格喪失日の記録を確認してもらったことを通じて必要な調査を行い、社会保険事務所段階における職権訂正等による被害者救済を進めているところである。今後とも、社会保険庁はこうした取組みを更に進めていくべきである。

また資格喪失日の遡及訂正事案について、より早期かつ積極的な被害者救済を図る観点から、さらなる取組みについて検討すべきである。具体的には、不適正な遡及訂正については、滞納保険料の圧縮・解消といったことが背景にあると考えられることを踏まえ、滞納事業所のデータのなかから、一定の条件を設定して、資格喪失日の不適正な遡及訂正が行われた可能性のある被保険者が勤務していた事業所を抽出し、当該事業所のデータを基に、事業主等に対する調査を行うことを通じて、被害者救済を進めていくことが考えられる。

こうした取組みについては、滞納事業所のデータの保存年限の問題や現場への作業の負荷、他の作業との優先順位等を考慮しながら、検討を行うべきである。

2. 適用事業所の保険料負担能力等に配慮した厚生年金保険適用について

厚生年金保険の適用については、その拡大が図られてきた歴史があり、現在においても更なる適用拡大を図るべきとの指摘もあるが、経営実態の不安定な中小零細企業に対しても社会保険を強制適用としてきたことにより、保険料の滞納から派生する“保険料倒産”という事態を招くという指摘もある。

社会保険における全体としての公平、公正を確保しつつ、今回のような事態が将来において再発しないような手立てを講ずるため、事業主の負担能力や従業員の福利、さらには未適用事業所の加入意

社会保険事務所段階における記録訂正について（標準報酬等の選及訂正事案関係）

勤務していた事業所において従業員であった方（事業主や役員でなかった方）については、以下により、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われる場合があります。

第1段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われます。

①勤務していた事業所の全喪日以後に、標準報酬月額等の

選及訂正処理が行われていること

※「標準報酬月額等の選及訂正処理」とは、以下の（1）～（4）の処理のことをいいます。

- （1）選及して標準報酬月額の記録が訂正されている。
- （2）選及して資格喪失日の記録が訂正されている。
- （3）選及して資格喪失日の記録が入力されている。
- （4）全喪日の記録が資格取得日より前の日に選及して訂正されたことに伴い、被保険者記録が取り消されている。

②以下のいずれかにより、ご本人の申立内容（給与実態、勤務実態）が確認できること

(ア)ご本人が保有している右の書類により確認	給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書 等
(イ)ご本人が(ア)の書類を保有していない場合に、社会保険事務所が右の記録等により確認	雇用保険受給資格者証明書 厚生年金基金の記録 所得関係情報（確定申告書の写し等） 等

2つの条件にともに該当

社会保険事務所段階で年金記録を訂正

欲の増進などにも配慮しつつ、制度の見直しも視野に入れた根本的検討が必要と思考する。

3. 厚生年金保険法第75条但し書きの是正について

標記規定は、預かり金である従業員負担保険料の納付義務を履行しない事業主に、不当な恩恵を与えうるものである。すなわち、経営破綻等により事業主から保険料が納付されなかつた場合の被保険者の保護を考慮する余り、預かり金である従業員負担保険料の納付義務を意図的に履行しない事業主をも、不当に救済し得る場合を含んでおり、この点について、どのようには是正すべきかを早期に検討すべきである。

なお、その是正を怠ること自体が違法な不作為となりうることに、留意すべきである。

(以上)

○上記の条件に該当しなくても、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。(→第2段階へ)

○ただし、(ア)事業主から当該選及訂正についての説明を受け、それに同意していたことが確認できる場合、(イ)事業主からの届出が遅れたために保険者が職権で標準報酬月額を決定したが、事後的にこれが事実と即していないことが判明し、訂正したことが確認できる場合などについては、社会保険事務所段階での記録訂正を行うことができます。(その場合には、第三者委員会へ送付することとなります。)

従業員の未払い報酬に係る遡及改定について（案）

1 役員報酬とは

取締役の報酬等については、定款に定めがない場合には、株主総会の決議によって定めることとされている（注1）。したがって、取締役の報酬等の変更についても、同規定に基づき行われるものである。

- (注1) 会社法 第三百六十一条 取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
- 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - 報酬等のうち金額でないものについては、その具体的な内容
- 2 前項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

2 従業員の未払い報酬に係る問題の所在

中小零細企業における役員については、経営状況の悪化等により、役員報酬の全部又は一部について支払われていないケースがあり、当該ケースにおける厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額をどのように取扱うべきか。

3 従業員の未払い報酬に係る標準報酬月額の遡及改定の取扱い（案）

従業員の未払い報酬に係る厚生年金等における標準報酬月額の算定については、以下の添付書類により、その事実が確認できた場合のみ、標準報酬月額の遡及改定の対象とする。

具体的には、「(1)の①～③のいずれか1つ」と「(2)」を添付書類とする。

- (1) 未払い報酬に係る債権の不存在を確認するための添付書類
下記①～③のいずれか1つを添付書類に添付し、債権の不存在を確認する。
- 株主総会又は（株主総会における委任に基づく）取締役会の議事録の写し
 - 株主総会又は取締役会における委任に基づく代表取締役等による報酬決定通知書又は役員間の報酬の協議書の写し
 - 債権放棄を証する書類の写し
- (2) 実際に名目額どおりの報酬が支払われていないことを確認するための添付書類
実態として名目額どおり（現在の標準報酬月額を基礎とする報酬額）の報酬が支払われていないことを確認する。

○所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の該当部分の写し

第2段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われます。

① 次の3条件すべてに該当していること

- 標準報酬月額引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われていること
- 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること
- 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること

社会保険事務所段階で年金記録を訂正

② 社会保険事務所において以下の調査を実施

- 事業主等への調査
※事業主等に対して、遡及訂正処理が行われた当時の状況について確認を行います。
- 社会保険事務所の書類の調査
※滞納処分票や保険料の算定基礎票などの書類について調査します。

調査の結果、以下のA～Dのいずれかに該当すること

- 滞納処分票に事実と異なる訂正が行われたと推定される記述があること
- 遡及訂正処理に伴い、随時改定又は定時決定による標準報酬月額の記録が取り消されていること
- 遡及訂正処理に伴う確定取消額及び更正減額の合計額（当該事業所の納めるべき保険料の減少額）と遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること
- 遡及訂正処理が事実と相違する旨の当時の事業主等の証言があること

(注) B及びCについては、ご本人が勤務していた事業所の全量日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限り適用されます。

2つの条件にともに該当

○ (ア) 上記の条件に該当しない場合、(イ) 上記の条件に該当するがこれと相反するような証言がある場合、(ウ) 証拠や証言の間に不整合がある場合などについては、第三者委員会へ送付することとなります。

○ ただし、上記②の条件のいずれにも該当しない場合であっても、当該事業を担当した社会保険事務所職員が特定できる場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。（→第3段階へ）

第3段階：特定された社会保険事務所職員、その上司及び同僚に対する調査を行い、その結果、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の自認又は証言が得られた場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われます。

- ※1 株主総会・取締役会の決議など当初の報酬決定手続が行われていない（ないし明確に行われていない）が、実際には役員報酬が支払われていた場合についても、上記3に準じた処理を行う。
- ※2 一旦支払われた役員報酬の一部を、会社に返還するので報酬額を遡及的に減額してほしいと申し出のあった場合については、一度報酬として成立したものであることから、支払われた額をもって報酬として取扱う。

統合された記録と未統合記録の分析

未統合記録 5,095 万件の記録については、ねんきん特別便の送付など数々の対策により、約 2,961 万件が解明された。このうち、1,721 万件の記録については、個々人の基礎年金番号に統合され、いわば「持ち主の手元に記録がもどった」ことになる。この基礎年金番号に統合されたケースを人数ベースで見ると、1,346 万人（うち受給者 674 万人、被保険者等 672 万人）であり、これらの方々の年金額が増額された。（平成 25 年 6 月時点）

一方、約 2,134 万件の記録は、「解明作業中又はなお解明を要する記録」となっているが、このうち、約 4 万件は御本人からの回答に基づき調査中である。

また、名寄せ特別便の対象となり、持ち主の可能性が高いと考えられるものの御本人から未回答だったり、「自分のものではないと回答」がある等、持ち主が判明していないものが、874 万件である。更に、持ち主の手がかりが得られていないものが 935 万件あり、この中には死亡していると考えられるもの、国外に転居していると考えられるもの、氏名・生年月日の届出誤りと考えられるものがある（平成 25 年 6 月時点）。

ねんきん定期便を契機としてお客様から加入記録について照会が行われた件数の推移をみると、定期便がスタートした平成 21 年度は、月平均 43 万件もの照会があったが、平成 22 年度は同 11 万件、平成 23 年度は同 4 万件、平成 24 年度は同 1 万件と大きく減ってきている。年金記録確認第三者委員会への申立て受付件数も前述のように大きく減少してきており、未統合記録の統合が進むにつれ、年金記録に「もれ」や「誤り」の懸念のある方は、減ってきていると考えられる。

しかしながら未統合記録の統合は引き続き重要な課題である。これら未だ未統合の記録については、これ以上は、国（日本年金機構）側、機構サイドからのアプローチは困難であり、先に述べたとおり平成 25 年度に広く国民の皆様にご自身で再確認頂くキャンペーンが行われているところである。また後述するように、平成 26 年度以降も年金裁定請求の際等に御本人からの申出に基づき記録調査が確実、迅速に行われることが重要である。

平成 22 年 4 月 2 日から平成 24 年 3 月 23 日までに公表した「年金額回復の具体的事例（1,000 事例）」（毎週の年金記録回復による年金額の増額上位 10 事例を集計したもの）について、統合時における記録の状態や御本人の記録として判明した契機についての分析は以下のとおりである。（平成 24 年 7 月 24 日記録回復委員会報告）

なお、記録回復時の状態や判明した契機からの集計結果は、以下のとおりである。

①記録の状態

転職などによる複数手帳所有者	837 件	36.1%
旧姓名	719 件	31.0%
氏名（読み仮名）相違	476 件	20.5%
生年月日相違	217 件	9.3%

報酬相違	33 件	1.4%
加入期間相違	16 件	0.7%
総務大臣（第三者委員会）あつせん	15 件	0.6%
年金事務所段階における回復基準	8 件	0.3%
計	2,321 件	

②判明した契機

ねんきん特別便（※）	870 件	37.5%
年金相談	632 件	27.2%
受給者便	350 件	15.1%
黄色便	348 件	15.0%
グレー便	93 件	4.0%
第三者委員会あつせん	15 件	0.7%
紙台帳便	8 件	0.3%
定期便	5 件	0.2%
計	2,321 件	

※うち、名寄せ便を契機とする事例が 355 件（15.3%）

[備考]「これまでに統合された記録」と「なお未統合になっている記録」の比較

平成 18 年 6 月時点で 5,095 万件存在していた未統合記録のうち、「平成 24 年 6 月までに基礎年金番号に統合済みの記録（1,647 万件）」と「解明作業中又はなお解明を要する記録（2,240 万件）」に関し、①記録の種類、②現在の年齢、③加入期間、④記録の開始時期についての比較は以下のとおりである。

○統合済み記録の分析と、未統合記録との比較

① 「これまでに統合された記録」と「なお未統合になっている記録」の比較

平成 18 年 6 月時点で 5,095 万件存在していた未統合記録のうち、「平成 25 年 6 月までに基礎年金番号に統合済みの記録（1,721 万件）」と「解明作業中又はなお解明を要する記録（2,134 万件）」に関し、ア記録の種類、イ現在の年齢、ウ加入期間、エ記録の開始時期について比較してみると、以下のとおりとなっている（平成 25 年 7 月 24 日年金記録問題に関する特別委員会報告）。

ア 記録の種類

未統合記録に比べ、統合済み記録に占める国民年金記録の割合が高い。

	厚生年金保険・船員保険	国民年金
統合済み記録	13,893,088	3,314,195
割合	80.7%	19.3%
未統合記録	18,430,531	2,909,208
割合	86.4%	13.6%

②年齢

イ 年齢

年齢の低い者の記録の統合が進んでいる一方で、年齢の高い者の記録がなお未統合となっている。

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	年齢不明
統合済み記録	356,449	2,827,073	3,401,240	6,999,659	2,349,480	966,393	200,692	49,554	56,743
割合	2.1%	16.4%	19.8%	40.7%	13.7%	5.6%	1.2%	0.3%	0.3%
未統合記録	331,192	1,990,996	2,639,259	4,599,544	5,510,998	3,293,197	1,691,982	1,275,811	6,760
割合	1.6%	9.3%	12.4%	21.6%	25.8%	15.4%	7.9%	6.0%	0.0%

ウ 加入期間

加入期間の長い記録の統合は比較的進んでいるが、短い記録はなお未統合となっている。

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
統合済み記録	5,789,344	6,895,924	2,406,659	1,017,927	45,954	1,051,475
割合	33.6%	40.1%	14.0%	5.9%	0.3%	6.1%
未統合記録	11,155,662	7,481,088	1,617,514	857,715	44,420	183,340
割合	52.3%	35.1%	7.6%	4.0%	0.2%	0.9%

エ 記録の開始時期

新しい記録ほど統合が進んでおり、古い記録がなお未統合となっている。

	昭和30年 以前	昭和30年 代	昭和40年 代	昭和50年 代	昭和60年 以降	年代不明
統合済み記録	477,543	3,070,935	6,256,001	3,551,714	3,546,449	304,641
割合	2.8%	17.8%	36.4%	20.6%	20.6%	1.8%
未統合記録	1,616,997	7,440,871	6,542,309	2,936,062	2,750,390	53,110
割合	7.6%	34.9%	30.7%	13.8%	12.9%	0.2%

② 未統合となっている厚生年金保険記録の事業所（業種）の分析

平成24年3月現在なお未統合となっている記録から厚生年金保険記録を無作為で10,000件抽出し、そのうち現在なお適用事業所となっている現存事業所について、業種別に分類し、業種別の未統合記録の発生割合等を分析したところ以下のとおりである。

なお、10,000件のサンプルのうち事業所の記録数は13,412件（現存事業所：7,024件（52.4%）、全喪事業所：6,388件（47.6%））であり、現存事業所（7,024件）の未統合となっている厚生年金保険記録の事業所（業種）の状況は図表23のとおりである。

ア 未統合記録の多い業種

現存事業所（7,024件）について、業種別に未統合の記録数を比較したところ、①サービス業（1,476件：21.0%）、②小売業（698件：9.9%）、③商社（670件：9.5%）といった業種で未統合記録が残っている。

イ 未統合記録発生割合の高い業種

業種別の未統合記録発生割合を比較するために、「業種別の未統合記録の比較（A）」を「昭和45年～平成7年の業種ごとの平均就業者比率（B）」で除して未統合記録の発生倍率を求めたところ、①不動産（4.1倍）、②保険（3.9倍）、③倉庫・運輸関連（2.6倍）といった業種で未統合の発生割合が高かった。

また、未統合記録数の多い3業種（サービス業、小売業、商社）、未統合記録発生割合の高い3業種（不動産、保険、倉庫・運輸関連）について、ア加入期間、イ記録の開始時期、ウ被保険者数の規模を分析したところ以下のとおりである。

ア 加入期間

加入期間については、未統合記録数の多い3業種、未統合記録発生割合の高い3業種のいずれの業種も3カ月以下の短期間の記録が多い。

イ 記録の開始時期

記録の開始時期については、未統合記録数の多い3業種、未統合記録発生割合の高い3業種のいずれの業種も昭和40年代の記録が多い。

また、「サービス業」及び「保険」については、昭和60年以降の記録についても未統合のものがみられる。

ウ 被保険者数の規模

被保険者数の規模については、未統合記録数の多い3業種では、特に顕著な傾向は見られない。

また、未統合記録発生割合の高い3業種のうち、「不動産」については、数人程度の小規模事業所が多いのに対し、「保険」については、大規模事業所が多い。

未統合となっている厚生年金記録事業所（業種）の状況（平成24年3月時点）

業種	未統合記録数 （）は全数（7,024件） に対する割合(A)	昭和45年～平成7年 の業種ごとの平均就 業者比率(B)	未統合記録発生 の 倍率 (A/B)
サービス業	1,476 (21.0%)	27.4%	0.8倍
小売業	698 (9.9%)	11.4%	0.9倍
商社	670 (9.5%)	6.8%	1.4倍
建設	522 (7.4%)	9.3%	0.8倍
陸運	370 (5.3%)	2.1%	2.5倍
その他製造業	317 (4.5%)	3.6%	1.2倍
食品	301 (4.3%)	2.2%	2.0倍
保険	292 (4.2%)	1.1%	3.9倍
非鉄金属・金属製品	262 (3.7%)	2.6%	1.4倍
不動産	253 (3.6%)	0.9%	4.1倍
電気機器	216 (3.1%)	3.2%	1.0倍
機械	199 (2.8%)	2.0%	1.4倍
鉄道・バス	198 (2.8%)	1.9%	1.5倍
自動車・自動車部品	169 (2.4%)	1.3%	1.9倍
繊維	164 (2.3%)	3.1%	0.7倍
倉庫・運輸関連	139 (2.0%)	0.8%	2.6倍
パルプ・紙	84 (1.2%)	0.6%	2.0倍

窯業	82 (1.2%)	1.0%	1.1 倍
化学工業	71 (1.0%)	1.4%	0.7 倍
鉄鋼業	67 (1.0%)	0.8%	1.2 倍
ゴム	52 (0.7%)	0.4%	2.1 倍
その他金融業	43 (0.6%)	0.7%	0.9 倍
銀行	33 (0.5%)	0.9%	0.5 倍
精密機器	28 (0.4%)	0.6%	0.7 倍
証券	14 (0.2%)	0.2%	0.9 倍
医薬品	13 (0.2%)	0.3%	0.7 倍
造船	13 (0.2%)	0.4%	0.5 倍
通信	11 (0.2%)	1.1%	0.1 倍
その他輸送機器	10 (0.1%)	0.2%	0.9 倍
鉱業	9 (0.1%)	0.2%	0.6 倍
海運	8 (0.1%)	0.3%	0.4 倍
空運	7 (0.1%)	0.1%	1.3 倍
水産	7 (0.1%)	0.7%	0.1 倍
ガス	4 (0.1%)	0.1%	0.7 倍
石油	3 (0.0%)	0.1%	0.5 倍
電力	2 (0.0%)	0.3%	0.1 倍
その他	6 (0.1%)	10.4%	0.0 倍
不明	211 (3.0%)	—	—
合計	7,024		

平成24年5月17日
日本年金機構

「年金額回復の具体的事例」の記録回復状況(報告)

平成22年4月2日(第1回)から平成24年3月23日(第100回)まで、年金記録回復による年金額の増額上位10事例を毎週公表してきたところ。これまで公表した1,000事例の回復した記録の所在と状態等(注)は以下のとおりである。

注 次の(1)~(3)の数値(%)は、年金事務所等から毎週報告された「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の受付状況報告(平均 5 千~6 千件/週)の中から週ごとに抽出した回復した年金額の大きい10事例(100週分)のものであり、これまでに回復した記録全体の傾向を表すものではない。

1,000事例の回復記録の所在と状態等 (「別紙1」「別紙2」参照)

(1)記録の所在

オンライン記録	1,261件	54.3%
マイクロ記録(厚生年金紙台帳)等	1,058件	45.6%
その他(共済組合保有記録・市町村保有記録)	2件	0.1%
計	2,321件	

※1 一事例あたりの回復記録件数 平均 2.3件

注: 同一事例で複数の所在や状態に該当することから、事例の件数(1,000事例)とは相違する。

(2) 記録の状態

転職などによる複数手帳保有者	837件	36.1%
旧姓名	719件	31.0%
氏名(読み仮名)相違	476件	20.5%
生年月日相違	217件	9.3%
その他(※2)	72件	3.1%
計	2,321件	

※2 その他の内訳 加入期間相違 16件、報酬相違 33件、総務大臣(第三者委員会)あっせん 15件
年金事務所段階における回復基準 8件

(3) 判明の契機

ねんきん特別便(名寄せ便)	355件	15.3%
ねんきん特別便(全員便)	515件	22.2%
黄色便	348件	15.0%
グレー便	93件	4.0%
受給者便	350件	15.1%
定期便	5件	0.2%
紙台帳便	8件	0.3%
第三者委員会あっせん	15件	0.7%
年金相談	632件	27.2%
計	2,321件	

注 「ねんきん特別便(名寄せ便)」等の用語の説明は、別添「参考」を参照

参考1 1,000事例の平均増加額(※) 約 1,420万円 (増加額の分布は「別紙3」参照)

参考2 記録判明により初めて年金受給権が発生した事例 86事例
初めて年金受給権が発生した86事例の平均増加額(※) 約 1,790万円

参考3 記録訂正による年金額(年額)の増加額(※) [平成20年5月から平成24年1月までの累計]
件数 約 148万件
金額 約 742億円

※次のルールにより年金額の増加額を機械的に算出したもの

基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.86歳、女性+23.89歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない。(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

(参 考)

「無年金者からの回復事例にかかる回復の経緯に関する調査」(「別紙 4」参照)

平成23年4月1日から平成23年9月30日までに公表した「年金回復の具体的事例(260事例)」のうち、年金記録の判明により無年金者から回復した17事例について、記録判明の契機・記録の状態等についての調査を実施

(1) 調査結果の要旨

① 記録判明の契機

- 年金相談(年金受給の可否確認等) 13事例
- 生活保護受給申請(市区町村職員等からの指示) 4事例

② 記録を確認しようと思ったのは誰

- 本人 6事例
- 家族・親族 6事例
- 第三者 5事例(市区町村職員、ケースワーカー)

③ 記録判明までの相談回数

- 初回で判明 16事例
- 2回目で判明 1事例 (記録は初回で判明したが、代理人に勤務していた会社名等をご本人に確認するよう依頼)

④ 記録の所在と状態 (一事例で複数の所在や状態に該当している事例があり、事例件数(17事例)とは一致しない。)

【所在】

- オンライン記録 16事例
- マイクロ記録等 10事例

【状態】

- 旧姓、フリガナ相違 13事例
- 生年月日相違 3事例
- 氏名未収録 4事例

- ⑤ 相談時の内容が記載された事跡（相談申出票等）の有無
- あり 1 4 事例（相談申出票、相談事跡管理票）
 - なし 3 事例（ご本人からの記録確認のお手紙 等）

今後の取り組み

○ 1,000事例の結果から、回復した「記録の状態」のうち

- ・ 転職などによる複数手帳保有者（36.1%）
 - ・ 旧姓名（31.0%）
 - ・ 氏名（読み仮名）相違（20.5%）
 - ・ 生年月日相違（9.3%）
- } 96.9%

が、全体の96.9%を占めており、新規の年金請求時においては、ご本人へ各事項の確認を引き続き徹底し、「漏れのない正確な記録」で年金額を決定することとする。また、年金受給者の死亡に関する届（請求）時に、ご遺族に故人（及びご遺族ご本人）の年金記録（空白期間）の再確認をお願いし、未統合の記録の判明に努める。

○併せて、来年1月を用途に実施予定の「気になる記録キャンペーン」の実施時に今回の結果をPRし、上記の事例を示し、心当たりの方に対し注意喚起を行う。

特別便等により判明した記録の所在と状態

平成22年4月2日より平成24年3月23日までに週次公表した「年金額回復の具体的事例(1,000事例)」の記録の所在とその状態の内訳

記録の状態	記録の所在					計
	オンライン記録	マイクロ記録 (紙台帳等)	市町村保有記録	その他 (共済組合記録等)		
転職などによる複数手帳保有者	443	393	0	1	837	36.1%
旧姓名	367	351	1	0	719	31.0%
氏名相違(別名・別漢字・フリガナ)	285	191	0	0	476	20.5%
生年月日相違(別生年月日含む)	130	87	0	0	217	9.3%
加入期間相違(取得日・喪失日)	5	11	0	0	16	0.7%
報酬訂正・報酬収録漏れ	14	19	0	0	33	1.4%
総務大臣あっせん(第三者委員会)	12	3	0	0	15	0.6% (※)
事務所における回復基準に該当	5	3	0	0	8	0.3%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
計	1,261	1,058	1	1	2,321	
	54.33%	45.58%	0.04%	0.04%		

注)一事例のなかで、記録の所在や状態が複数ある事例もあることから、事例の合計数と結果の合計数が相違する。

(※)総務大臣あっせん事例(15事例)の内訳 加入期間訂正 1 報酬額訂正 2 脱退手当金 12

年金記録回復の契機と記録の状態

平成22年4月2日より平成24年3月23日までに週次公表した「年金額回復の具体的事(1,000事例)」の記録回復の契機とその状態の内訳

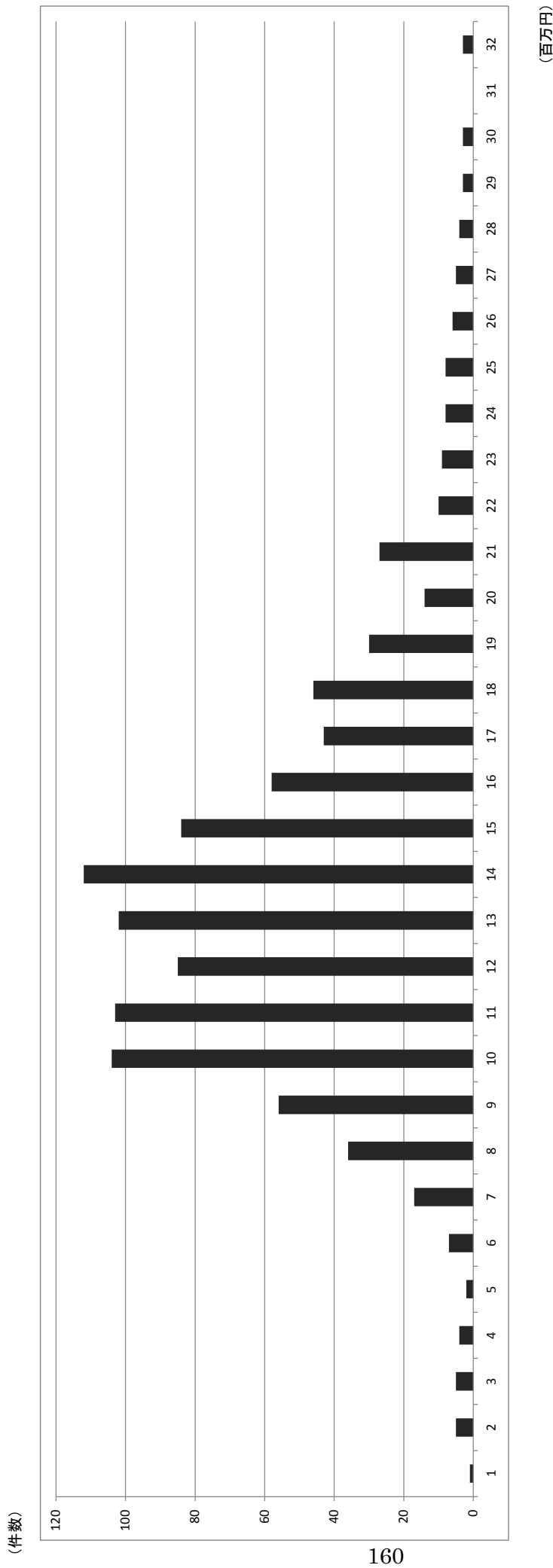
記録の状態	記録判明の契機											計	
	ねんきん特別便 (名寄せ便)	ねんきん特別便 (全員便)	黄色便	グレー便	受給者便	定期便	紙台帳便	第三者委員会	その他 (年金相談)				
転職などによる複数手帳保有者	309	116	77	66	87	2	0	0	180	837	36.1%		
旧姓名	28	197	203	7	80	0	0	0	204	719	31.0%		
氏名相違(別名・別漢字・フリガナ)	7	126	58	18	89	1	0	0	177	476	20.5%		
生年月日相違(別生年月日含む)	8	71	10	2	64	2	0	0	60	217	9.3%		
加入期間相違(取得日・喪失日)	0	1	0	0	15	0	0	1	0	17	0.7%		
報酬訂正・報酬収録漏れ	3	2	0	0	15	0	8	2	5	35	1.5%		
脱退手当金記録	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0.5%		
事務所における回復基準に該当	0	2	0	0	0	0	0	0	6	8	0.3%		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
計	355	515	348	93	350	5	8	15	632	2,321			
	15.3%	22.2%	15.0%	4.0%	15.1%	0.2%	0.3%	0.6%	27.2%				

注1 一事例のなかで、記録の状態が複数ある事例もことから、事例の件数と結果の合計数が相違する。

注2 記録判明の契機欄の「ねんきん特別便(名寄せ便)」等の用語の説明は、別添「参考」を参照

年金増加額（機械的計算）の分布

平成22年4月2日から平成24年3月23日まで毎週公表した「年金記録判明による年金回復事例」100週分（1,000事例）の増加額の分布



増加総額 (万円)	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
事例数	1	5	5	4	2	7	17	36	56	104	103	85	102	112	84	58	43	46	30	14	27	10	9	8	8	6	5	4	3	3	0	3

一事例あたりの平均額 約 1,420万円 (一定のルールにより機械的に算出した金額(3頁の参考1))

無年金者からの回復事例にかかる回復の経緯（調査結果）

平成 23 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に公表した「年金額回復の具体的事例」のうち、年金記録判明により無年金者から回復した 17 事例（※1）について、その具体的な経緯を該当事務所等において改めて実施した調査（※2）の結果報告。

※1 上記期間に公表した事例のうち「無年金者からの回復事例（特別便等が契機で記録が判明した事例は除く）」は 20 事例あるが、同一事務所に複数事例ある場合には 1 事例のみを調査対象とする。

※2 調査方法は「相談申出受付表」「相談事跡管理票」の記載内容及び該当事例の相談担当者からの相談内容等の聞き取り調査により実施した。

1. 調査内容

- ① 記録判明の契機（きっかけ）（一般年金相談等）
- ② 年金記録を確認しようと思ったのは誰（本人、家族、第三者）
- ③ 記録判明までの相談（申出）回数（相談回数が複数回の場合は、初回相談時に年金記録が判明しなかった理由）
- ④ 記録の所在と状態等（所在：紙コンシステム 等、状態：旧姓記録 等）
- ⑤ 相談時の内容が記載された事跡（相談申出票等）の有無

2. 調査結果（「別紙」参照）

- ① 記録判明の契機（きっかけ）
 - 一般年金相談 13 事例（年金受給の可否確認：9 事例、加入期間の確認：3 事例、配偶者の年金請求時：1 事例）
 - 生活保護受給申請 4 事例（市区町村職員からの指示：3 事例、ケースワーカーによる確認：1 事例）
- ② 年金記録の確認をしようと思ったのは誰
 - 本人 6 事例 ○ 家族・親族 6 事例 ○ 第三者 5 事例（市役所職員：4 事例、ケースワーカー：1 事例）

③ 記録判明までの相談回数

- 初回で判明 16事例 2回目で判明 1事例

初回で年金記録が判明しなかった理由

- 来訪者が代理人（ケースワーカー）であったために、判明した年金記録の「会社名」「勤務期間」の確認ができなかった
（2回目にご本人の「職歴」の申出を受け、「会社名」等を確認し記録を統合）

④ 記録の所在と状態（1事例で複数の所在や状態があるために、事例件数（17事例）とは一致しない）

【所在】

- オンライン記録 14事例 マイクロ記録 10事例

【状態】

- 旧姓、フリガナ相違 13事例
 生年月日相違 3事例
 氏名等未収録 4事例

⑤ 相談時の内容が記載された事跡（相談申出票等）の有無

- あり 14事例（相談申出票、相談事跡管理票）
 なし 3事例（ご本人からの記録確認のお手紙 等）

無年金者からの回復事例に係る具体的経緯

年齢	性別	① 記録判明の契機	② 録め誰が・判明指示言(勸)で記	③ 相記録回数までの か初 つ回 たで 理判 由し な	記録の所在	④ 記録の状態	⑤ 相談事跡の有無	備考
1	女	年金相談(受給可否確認)	本人	初回	オンライン	旧姓	有	
2	男	生活保護請求手続き	ケースワーカー	2回	オンライン マイク	フリガナ相違 生年月日相違	有	
3	女	生活保護請求手続き	市区町村職員	初回	オンライン	フリガナ相違	有	
4	男	年金相談(受給可否確認)	本人	初回	オンライン	氏名漢字相違	無 (請求書受付のみ)	
5	男	年金相談(受給可否確認)	本人	初回	オンライン マイク	氏名未収録	有	
6	女	年金相談(受給可否確認)	配偶者	初回	オンライン マイク	旧姓	有	
7	男	生活保護請求手続き	市区町村職員	初回	オンライン マイク	フリガナ相違	有	
8	女	年金相談(加入期間確認)	家族	初回	オンライン	旧姓	有	
9	男	年金相談(受給可否確認)	市区町村職員	初回	オンライン	氏名未収録	有	
10	男	年金相談(受給可否確認)	妹	初回	カセット	フリガナ相違	有	故人
11	男	年金相談(加入期間確認)	本人	初回	オンライン マイク	旧姓 生年月日相違	無 (ご本人からの手紙)	
12	男	生活保護請求手続き	市区町村職員	初回	マイク	氏名未収録	有	故人
13	女	年金相談 (任意加入と受給可否確認)	本人	初回	マイク	旧姓	無 (国民年金課対応)	
14	女	年金相談(受給可否確認)	本人	初回	オンライン マイク	旧姓	有	
15	男	年金相談 (配偶者の年金請求)	配偶者	初回	オンライン	氏名未収録	有	
16	女	年金相談(加入期間確認)	姪	初回	オンライン マイク	フリガナ相違 生年月日相違	有	
17	男	年金相談(受給可否確認)	子	初回	オンライン	フリガナ相違	有	故人

注1 平成23年4月1日公表から9月30日公表までの事例

注2 記録判明の契機等については、相談申出票及び相談を担当した職員からの聞き取りした内容から記載

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付(19年12月から20年3月)。

「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(21年12月から22年11月)し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○定期便(ねんきん定期便)

21年4月より、全ての頭役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○紙台帳便

コンピュータで管理している年金記録とその基となった紙台帳等の年金記録の突き合わせ(照会)作業を実施した結果、漏れや誤りの可能性のある年金記録が新たに見つかった際に、「年金記録に関する紙台帳等の調査結果の確認について(お知らせ)」を送付(平成22年11月～)し、記録の確認作業を行っているもの。

○脱退手当金受給期間に係る年金事務所段階における年金記録回復基準

脱退手当金を支給した記録をお持ちの方で、脱退手当金の計算の対象となった加入期間の前に計算対象となっていない加入期間がある場合などの、一定の条件に当てはまる場合は、年金記録確認第三者委員会による記録の確認を行うことなく、年金事務所段階において脱退手当金を支給した記録の回復を行うこととしている。

【脱退手当金】

昭和61年3月までの厚生年金保険法において、60歳に到達したとき、または、60歳に到達したあと厚生年金の資格を喪失した方で、加入期間が短期間であるために、いずれの年金も受けることができないときに、お支払いする一時金です。

○第三者委員会(年金記録確認第三者委員会)

年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務として平成19年6月に総務省に設置された組織。委員は専門性及び見識の高い法曹関係者、学識経験者等から任命されている。



日本年金機構

～お客様へのお約束10か条～

- ◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです
- ◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します
- ◆そのために私たちが大切にすること
 - お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
 - 正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

【お客様の立場に立って】

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に出ます。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
10. お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

以上のお約束について守れたかどうか、毎年の実績をご報告します。

事務所相談窓口の待ち時間（第5章）

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	71ヶ所	49ヶ所	37ヶ所	19ヶ所	25ヶ所	39ヶ所	37ヶ所	26ヶ所	34ヶ所	98ヶ所	68ヶ所	45ヶ所	46ヶ所
1ヶ月の待ち時間の平均が30分以上1時間未満の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)										103ヶ所	98ヶ所	108ヶ所	103ヶ所
相談件数	724,546	567,636	687,405	634,793	593,598	585,605	646,223	585,180	537,557	607,461	637,952	708,736	626,391

注：21年4月～12月の1ヶ月の待ち時間の平均が30分以上1時間未満の年金事務所数は集計していないため記載出来ない。

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	28ヶ所	7ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	5ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	4ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	4ヶ所
1ヶ月の待ち時間の平均が30分以上1時間未満の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	103ヶ所	83ヶ所	57ヶ所	20ヶ所	23ヶ所	27ヶ所	43ヶ所	27ヶ所	12ヶ所	52ヶ所	47ヶ所	24ヶ所	43ヶ所
相談件数	547,415	441,587	524,397	457,618	470,248	463,899	488,938	504,762	428,761	505,596	560,749	586,973	498,412

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	1ヶ所	3ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	6ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
1ヶ月の待ち時間の平均が30分以上1時間未満の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	27ヶ所	28ヶ所	23ヶ所	8ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	25ヶ所	25ヶ所	16ヶ所	73ヶ所	43ヶ所	28ヶ所	27ヶ所
相談件数	532,342	494,627	556,680	447,740	493,914	449,124	497,794	503,015	450,710	544,866	601,440	605,733	514,832

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	0ヶ所
1ヶ月の待ち時間の平均が30分以上1時間未満の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	28ヶ所	8ヶ所	3ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	4ヶ所	15ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	36ヶ所	28ヶ所	19ヶ所	12ヶ所
相談件数	510,044	506,197	516,739	475,528	505,088	448,959	555,510	493,356	427,941	535,195	558,695	579,396	509,387

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1ヶ月の待ち時間の平均が1時間以上の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
1ヶ月の待ち時間の平均が30分以上1時間未満の年金事務所数 (312年金事務所・13時時点)	15ヶ所	4ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	3ヶ所
相談件数	523,342	467,490	434,768	443,155	425,580	410,040	473,555						453,990

年金事務所等のお客様満足度アンケート結果の概要

①お客様満足度アンケートの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所等に来訪されたお客様の満足度や意見要望を把握し、改善策を検討するなど、一層のサービス向上を図る。
②実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月4日(金)から25日(金)までの間で年金事務所等の指定する期間(第2土曜日を除く連続する5営業日の間)
③実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所等の入り口で職員が直接お客様へお渡しし、アンケート回収箱へ投函もしくは、機構本部へ郵送することにより回収。 ・質問は、5段階回答(「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」)や、2段階回答(「不安や疑問は「解消した」「解消しない」、電話に3コール以内に「出た」「出ない」)のほか、年金の請求に関する質問、ねんきんネットに関する質問、自由記載欄にご意見ご要望を記入していただいた。
④配付枚数及び回答枚数	<p>配付枚数: 60,002枚、回収枚数: 45,423枚(75.7%) 【前回調査】配布枚数59,166枚、回収枚数: 35,767枚(60.5%)</p>
⑤アンケート結果の概要 [年金相談窓口]	<p>問1(本日の来訪についてご満足いただけましたか?) 「満足」「やや満足」 87.7% 【前回調査】 86.9% 【前々回調査】 83.0%</p> <p>問2①(職員のマナーや態度はいかがでしたか?) 「満足」「やや満足」 89.8% 【前回調査】 87.6% 【前々回調査】 86.0%</p> <p>②(窓口での説明は分かりやすく充分でしたか?) 「満足」「やや満足」 89.0% 【前回調査】 86.5% 【前々回調査】(説明のわかりやすさ)85.4% (職員から積極的な情報提供や説明)82.4%</p> <p>③(待ち時間はいかがでしたか?) 「満足」「やや満足」 69.2% 【前回調査】 64.2% 【前々回調査】 70.8%</p>

④(所内の設備はいかがでしたか、また、所内に清潔感がありましたか?)
「満足」「やや満足」 76. 1%
【前回調査】 71. 7% 【前々回調査】 なし

問3(来訪される前の不安や疑問は解消されましたか?)
「解消された」 96. 9%
【前回調査】 96. 4% 【前々回調査】 95. 7%

問4①(電話には3コール以内に出ましたか?)
「電話に出た」 77. 7%
【前回調査】 67. 7% 【前々回調査】 62. 9%
②(電話の対応についてご満足いただけましたか?)
「満足」「やや満足」 74. 5%
【前回調査】 61. 8% 【前々回調査】 60. 5%

問5①(請求手続された年金の種類は何ですか?)「年金のご請求で来訪された方への質問」
「老齢年金」 81. 4%
【前回調査】 82. 2%
②(請求手続きは煩雑でしたか?)
「煩雑だった」 22. 4%
【前回調査】 16. 5%
③(どんなところが煩雑でしたか?)
・「添付する書類が多すぎる」 37. 7%
【前回調査】 40. 2%
・「請求書の見方・用語の意味が解らない」 33. 5%
【前回調査】 30. 3%

問6①(「ねんきんネット」をご存じですか?)
「利用したことがある」 6. 7%
【前回調査】 4. 8%
「知っているが利用したことはない」 52. 6%
【前回調査】 52. 6%

<p>②利用してみてもいいかかでしたか？ 「利用しやすかった」 45.0% 【前回調査】 44.4%</p> <p>③利用しない理由は何ですか？ 「ねんきん定期便で十分」 37.6% 【前回調査】 41.6%</p>	<p>自由記載欄(ご不満な点、改善すべき点、改善された点などご意見・ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください)[記入件数:10,336件(複数回答あり)][前回は10,588件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の応接態度に関するもの 53.7% (とても早口でついていくのが大変でした。もう少し間をおいて、ゆっくり話してほしい等) (職員の方、大変でいねいでわかりやすかった。来る前の不安がなくなりました等) ・待ち時間に関するもの 6.2% (待ち時間は、以前より短くなったがそれでもまだ長い等) ・施設の利用に関するもの 7.7% (駐車場がいつも混んでいるので、広くする工夫が必要と感じます等) ・電話の利用に関するもの 3.0% (いつも話中であることが多い。電話回線を増やしてほしい等) ・事務処理に関するもの 4.9% (手続きの添付書類等をもっと少なく簡素化・明確化してほしい等) ・お客様向け文書に関するもの 2.2% (文書の内容が一般の人にはわかりにくい。もっと平易な文章にするべき等) ・その他 22.3% (ねんきんネットを知りませんでした。年金事務所のWEB等の地図を分かりやすく等) (制度がわかりにくい。若年層にメリットを広報すべき。少子高齢化社会に対応できる年金を等) <p>(注)「職員の接遇に関するもの」のうち対応の良かったとのご意見や、「その他」のうち「お礼」や「励ましの言葉」の総数は、6,038件でした。[前回は5,100件]</p>
--	---

コールセンターのお客様満足度調査結果の概要

①お客様満足度調査の概要	<p>・コールセンターの応対品質の現状を把握するため、相談をいただいたお客様にアンケートを返付し、お客様満足度調査の協力を依頼する。</p>
②実施期間	平成25年1月22日(火)から24日(木)
③実施方法等	<p>・コールセンターにお電話をいただいたお客様のうち、お名前と住所をお聞きしたお客様に対してアンケートをはぎを送付し、回答を返信していただくようお願いする。4問の設問に5段階(「満足」、「ほぼ満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」)で回答していただくほか、「ねんきんダイヤル」をまた利用したか、自由記入欄にやや不満、不満の理由等の記入をお願いする。</p> <p>(注)従来(平成21、22年度)は、お電話いただいたお客様の電話を転送し、音声自動応答によるアンケートに答えていただく方式で実施。平成23年度より現在の方式に変更。</p>
④調査対象件数	10,456件【うち調査に協力いただいた件数】6,700件(64.1%)
⑤調査結果の概要	<p>設問1(「ねんきんダイヤル」の対応はいかがでしたか。)</p> <p>「満足」「ほぼ満足」81.5%</p> <p>【前回調査】82.9%</p> <p>設問2(オペレーターの言葉づかい、話すスピードはいかがでしたか。)</p> <p>「満足」「ほぼ満足」81.0%</p> <p>【前回調査】82.3%</p> <p>設問3(オペレーターはお客様の話を最後まで聞き、内容をしっかりと理解していましたか。)</p> <p>「満足」「ほぼ満足」83.5%</p> <p>【前回調査】84.9%</p> <p>設問4(お客様の問題・疑問は解消されましたか。)</p> <p>「満足」「ほぼ満足」82.1%</p> <p>【前回調査】83.0%</p> <p>設問5(「ねんきんダイヤル」をまた利用したいですか。)</p> <p>「満足」「ほぼ満足」96.9%</p> <p>【前回調査】93.0%</p> <p>(注)第1～第3のコールセンター別にみても若干の差はあるものの、大差はない。</p>

自由記入欄「やや不満」「不満」にチェックされた方はその理由をお書きください。その他お気づきの点がありましたらお書きください。

[記入件数 : 1,389件]

・お礼

47.2%

・コールセンターへの苦情・要望

32.5%

(「説明がわかりにくい」、「話すスピードが速い」、「電話が繋がらない」等)

・コールセンター以外への苦情・要望

11.2%

(「送付物がわかりにくい」、「年金制度への苦情」、「事務処理が遅い」等)

外部調査機関による年金事務所等の窓口調査・電話調査結果の概要

<p>①窓口調査・電話調査の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所等における窓口対応業務・電話対応業務について、外部調査機関を活用により、「お客様へのお約束10か条」及び「窓口・電話マナースタンダード10か条」の取組状況を把握し、客観的に評価する。
<p>②調査日</p>	<p>[窓口調査]平成25年1月8日(火)～2月8日(金) [電話調査]平成25年1月8日(火)～2月8日(金)</p>
<p>③実施方法等</p>	<p>[窓口調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査機関の調査員が、調査員であることを明かさずにお客様として訪問。年金相談では年金加入記録に関する相談を、年金相談以外では大学生の国民年金加入に関する相談を実際に行うことにより職員の対応等について調査。 ・満足度を評価する調査は、5段階(満足、やや満足、普通、やや不満、不満)、サービスレベルを客観的な視点で評価する調査は、2段階(実践している、実践していない)で評価。 <p>[電話調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査機関の調査員が、調査員であることを明かさずにお客様として架電。年金相談では現在受給している老齢厚生年金と雇用保険との給付調整または遺族厚生年金の請求のいずれかの相談を、年金相談以外では大学生の国民年金加入に関する相談を実際に行うことにより職員の対応等について調査。 ・満足度を評価する調査は、5段階(満足、やや満足、普通、やや不満、不満)、サービスレベルを客観的な視点で評価する調査は、2段階(実践している、実践していない)で評価。
<p>④窓口調査・電話調査結果の概要 [年金相談窓口] ※各細目の平均</p>	<p>[窓口調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足度を評価する調査 <ul style="list-style-type: none"> ①全体としての満足度 「満足」「やや満足」 81. 3% 【前々回調査】 74. 1% ②職員のサービス態度(あいさつ、言葉づかい、身だしなみ、対応の早さ) 「満足」「やや満足」 86. 4% 【前々回調査】 78. 3%

③施設的环境(建物内の案内表示のわかりやすさ、プライバシーへの配慮、待合スペース等)
「満足」「やや満足」 95. 9%
【前回調査】 91. 8% 【前々回調査】 78. 6%

④ていねいな説明(説明内容、わかりやすい言葉)
「満足」「やや満足」 92. 1%
【前回調査】 90. 6% 【前々回調査】 80. 4%

⑤訪問目的の達成度(疑問の解消度合)
「満足」「やや満足」 95. 9%
【前回調査】 91. 4% 【前々回調査】 78. 3%

・サービスレベルを評価する調査

①職場全体によるお客様への支援体制(訪問時のお客様への対応、待ち時間のお声掛け等)
「実践している」 89. 4%
【前回調査】 88. 4% 【前々回調査】 79. 0%

②お客様との信頼関係づくりを目的とした外的印象(言葉づかい、態度、服装等)
「実践している」 85. 4%
【前回調査】 86. 3% 【前々回調査】 83. 7%

③お客様への初期対応(お客様との目線、状況に応じたあいさつ言葉)
「実践している」 71. 8%
【前回調査】 61. 2% 【前々回調査】 74. 2%

④お客様との相談の進め方(言葉づかい、あいづち、うなずき、質問のさざざり等)
「実践している」 90. 0%
【前回調査】 85. 9% 【前々回調査】 72. 6%

⑤お客様へご理解いただく姿勢(プライバシーを配慮した声、話し方、スピード等)
「実践している」 90. 0%
【前回調査】 86. 4% 【前々回調査】 85. 2%

⑥質問に対する窓口担当者その場の対応
「実践している」 100. 0%
【前回調査】 99. 7% 【前々回調査】 93. 1%

[電話調査]

・満足度を評価する調査

- ①全体としての満足度
「満足」「やや満足」 78. 2%
【前回調査】 56. 7% 【前々回調査】 33. 3%
- ②職員のサービス態度(あいさつ、言葉づかい、身だしなみ、対応の早さ)
「満足」「やや満足」 89. 7%
【前回調査】 82. 9% 【前々回調査】 34. 0%
- ③ていねいな説明(説明内容、わかりやすい言葉)
「満足」「やや満足」 87. 7%
【前回調査】 86. 4% 【前々回調査】 36. 2%
- ④架電目的の達成度(疑問の解消度合)
「満足」「やや満足」 76. 0%
【前回調査】 73. 7% 【前々回調査】 32. 9%

・サービスレベルを評価する調査

- ①職場全体によるお客様への支援体制(あいさつ、所属名、名乗り)
「実践している」 91. 4%
【前回調査】 91. 1% 【前々回調査】 72. 4%
- ②お客様との相談の進め方(言葉づかい、あいづち、うなずき、質問のささげり等)
「実践している」 92. 8%
【前回調査】 85. 4% 【前々回調査】 62. 5%
- ③お客様へご理解いただく姿勢(プライバシーを配慮した声、話し方、スピード等)
「実践している」 89. 4%
【前回調査】 83. 8% 【前々回調査】 61. 3%
- ④質問に対する窓口担当者その場の対応
「実践している」100. 0%
【前回調査】 99. 7% 【前々回調査】 88. 5%

年金給付編

「ああ！
そういうことだったんだ！」
・・・よくある「誤解による相談事例」・・・

このパンフレットは、お客様から寄せられる、年金制度に関する単純な誤解や間違いによる質問などの中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得いただく事例を集めて簡潔にまとめています。

「よくある相談」に対する回答は一般的、標準的な事例として扱っておりませんが、年金制度は度々改正されており、お客様の生年月日、性別、ご加入の制度や配偶者の有無などによっては、回答が異なる場合もありますので、お客様ご自身のケースでは該当するか、しないかを実際の年金相談で確認していただき、より深く年金制度をご理解いただくきっかけとしてご利用ください。

（1）特別支給の老齢厚生年金の請求

よくある相談
60歳から特別支給の老齢厚生年金を受け取ると減額されるのですか？

減額されません！

厚生年金保険に加入されていた期間が12カ月以上ある場合、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」を60歳から※1受け取る事ができます。「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、60歳から受けとったからといって減額はされません。

また、受給権が発生した「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」は、請求時期を遅らせても増額はされません。※2

※1. 60歳から：生年月日によって異なります。必ずご自身のケースをご確認ください。

※2. 増額はされません。：65歳以降に受給権発生する老齢厚生・基礎年金には、請求時期を遅らせて年金額が増額する「繰り下げ」制度があります。

（2）在職中の老齢厚生年金

よくある相談

在職中は年金を請求しても、どうせもらえないのでしょ？
退職してからまとめて受け取る方が得なのではないでしょうか？

必ず停止になるわけではありません！

在職中の老齢厚生年金は給料の額※3によって減額される場合がありますが、必ず停止になるわけではありません。在職中であっても年金額の全額を受給できる場合もあります。

年金の請求を退職するまで遅らせてたとしても停止された年金額は受け取れません。

なお、在職中であっても、短時間勤務のパートや自営業者など厚生年金保険に加入していない場合には給料と年金との調整はされません

※3. 給料の額：（標準報酬月額）＋（直近1年の標準賞与額の1/12）

よくある相談

先月から給料が大きくなったから、年金額は停止が解除されて受け取る額が増えるはずなのに、増えていないのは、どうしてですか？

在職老齢年金の停止額は「標準報酬月額」によって決まります！

在職老齢年金の支給停止額は、その月に実際に受け取った給料によって決まるわけではなく「標準報酬月額」によって決定します。

「標準報酬月額」は基本給や諸手当などの固定的賃金の変動により従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じる場合に、変動があった月から数えて4ヶ月目に変更されます。

したがって、年金額の増額も4ヶ月目からとなります。

また、退職後に支給停止が解除されるのは、被保険者資格喪失日※4の翌月からになります。

※4. 被保険者資格喪失日：退職日の翌日

(3) 雇用保険（失業給付）との調整

よくある相談

雇用保険の失業給付が終了したのに年金がいつまでたっても支払われません。
失業給付が終了したあと、年金の受給再開の手続きは必要なのですか？



「支給停止事由該当届」の提出がなければ支給再開されません。

失業給付を受けるようになった時に「支給停止事由該当届」を提出していただく、失業給付が終了した後、自動的に年金の支払いが再開します。この届出がない場合、支給再開されません。

(4) 配偶者加給年金と振替加算額

よくある相談

妻が65歳になったら、わたし（夫）の年金額が下がったのはなぜですか？

これまで夫が受けていた配偶者加給年金と妻の老齢基礎年金に付く振替加算額が違ふのはなぜですか？
妻が年金請求をしなければ、私（夫）に配偶者加給年金が加算され続けるのでしょうか？



配偶者加給年金は配偶者が65歳になると受け取れません。

夫の年金に加算されている配偶者加給年金は、妻が65歳になると消滅^{※5}し、代わりに妻が受け取る老齢基礎年金に振替加算額が付きます。
配偶者加給年金と振替加算はそもそも同じ金額ではなく、それぞれ受給者本人の生年月日によって定められています。



※5. 妻が65歳になると消滅：妻が障害年金や20年以上加入した老齢厚生年金又は退職共済年金を受給できる場合には、65歳未満であっても、加給年金は加算されません。

(5) 厚生年金基金

よくある相談

厚生年金の上乗せ年金である厚生年金基金に加入していたのに、同年代の受給者に比べて年金額が著しく低いので損をしているのではないだろうか？
60歳以降に厚生年金基金に加入する事業所で勤務してましたが、退職しても厚生年金の額に反映されていません。



厚生年金基金の代行部分も合わせてお考えください。

厚生年金基金の加入期間については、基金が国の老齢厚生年金の一部を代行して給付することになっていきますので、国から支払する金額は、基金に加入してないかかった場合より少なくなります。

また、厚生年金加入期間が480カ月を超えている方が、60歳以降に基金加入の事業所で勤務した場合、その期間に係る年金は基金の年金に反映されるため、**厚生年金基金の代行部分の金額と合わせてお考えください。**

(6) 65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金

よくある相談

65歳になったら老齢厚生年金はもらえなくなるの？

65歳になった際に「支給額変更通知書」が送られてきましたが老齢厚生年金の額が減っているのは、なぜでしょうか？

65歳になった時に届く「年金決定通知書・支給額変更通知書」の変更理由欄に「65歳に達したため老齢厚生年金を受給する権利がなくなりました。」と記載されてましたが、年金がもらえなくなってしまうのですか？



引き続き受給できます！

「特別支給の老齢厚生年金」は65歳に達すると、その受給権は消滅し、同時に新たに65歳からの「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の受給権が発生します。実質年金額が下がっているわけではなく、「特別支給の老齢厚生年金」の内訳であった「報酬比例部分」及び「定額部分」の金額が、65歳からはそれぞれ「老齢厚生年金」、「老齢基礎年金」として支給されます。

統合済記録の人数と再裁定の人数の差違

○統合済記録の受給者は、人数ベースであり、複数の年金を有する者であっても 1 人として計上している。一方、再裁定処理件数は、あくまでも件数ベースであり、老齢・障害など 2 つの年金の記録訂正の再裁定処理をした場合、1 人で 2 件となる。

○統合済記録の受給者 674 万人は、集計時点での受給者の数値であり、加入者時代に記録が統合され、その後に受給者となった者も含まれる。一方、加入者時代に記録が統合された者は、その時点では受給者ではないので再裁定とはならない。

○統合済記録の受給者 674 万人の中には、基礎年金番号を統合したことにより、初めて年金の受給権を有することになった者（新規裁定）が含まれており、再裁定が必要な者のみではない。なお、例えば従来から国民年金を受給していて、記録が新たに見つかり、厚生年金の受給権が発生する場合は厚生年金の新規裁定であり、再裁定とはならない。

（上記に該当する新規裁定の件数は、把握していない。）

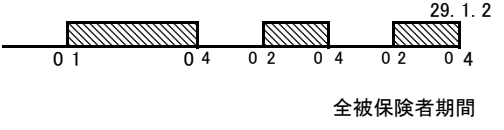
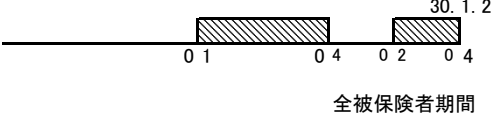
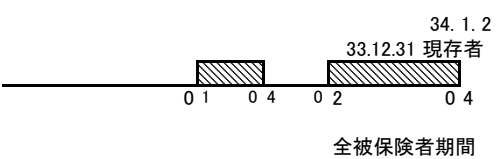
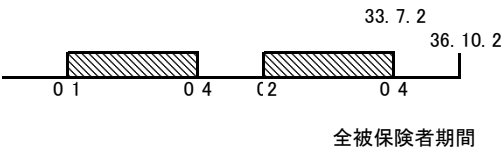
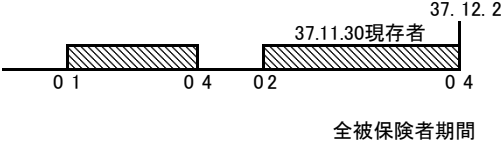
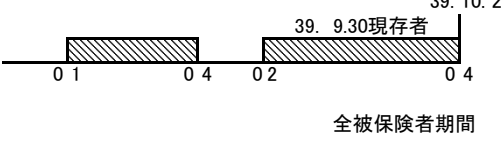
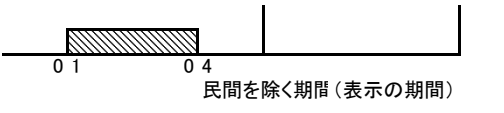
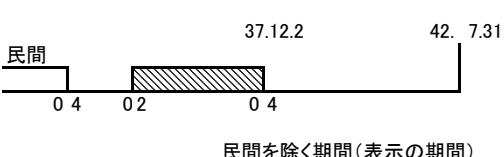
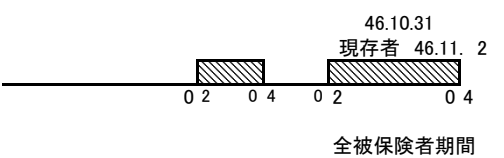
○基礎年金番号に統合済みの者であっても、再裁定に結び付かない者も含まれている。

（例）

- ・死亡失権者（失権原簿）の状態であり、かつ、未支給請求権者がいない場合
- ・判明記録を統合しても月数及び平均標準報酬額に変更がなく、年金額に影響がない場合等

（注）年金給付を受ける場合には、その支給額を決定（「裁定」という）するために、裁定請求書を年金機構に提出し厚生労働大臣が年金額を決定する。その一旦決定された年金額が、その後の年金記録の訂正などにより変更される場合があるが、このような決定済みの年金額の変更決定を「再裁定」という。

共済組合への移管状況の概要

共済組合名	移管年月日	移管表示	移管の対象となった期間等	図 例
日本私立学校振興・共済事業団	29. 1. 2	旧台帳の写にその旨記載がある	移管日前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：私立学校の教職員 (私立学校教職員共済組合法附則第13項)	 全被保険者期間
市町村職員 (昭37.12.1地方公務員等共済組合法に吸収された)	30. 1. 2		移管日前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：市町村役場、市交通局、市水道局の職員など (旧市町村職員共済組合法附則第34項)	 全被保険者期間
農林漁業団体職員	34. 1. 2	イカンー01	移管日前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：農業協同組合、水産業協同組合の職員など (農林漁業団体職員共済組合法附則第4条)	 全被保険者期間
国家公務員	36.10. 2	イカンー02	「イカンー02」が表示されている事業所以前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：国家公務員等共済組合法第125条第1項又は第126条第2項の規定により組合員となった組合職員、連合会役職員など (国家公務員等共済組合法附則第18条)	 全被保険者期間
地方公務員	37.12. 2	イカンー03	「イカンー03」が表示されている事業所以前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：地方公共団体の職員で厚年法の適用を受けていた者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第45条(第3項を除く))	 全被保険者期間
地方団体関係団体職員	39.10. 2	イカンー04	「イカンー04」が表示されている事業所以前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：国民健康保険団体連合会、自治協会等の職員など (地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第90条)	 全被保険者期間
国家公務員(常勤的非常勤職員)	40. 6. 1	イカンー05	「イカンー05」が表示されている事業所の厚生年金保険の被保険者期間のみ移管(民間期間及び待機期間は残ります) 該当者：各省の職員に準ずる者 (国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第28条第2項)	 民間を除く期間(表示の期間)
地方公務員(臨時職員)	42. 7. 31	イカンー06	「イカンー06」が表示されている事業所の厚生年金保険の被保険者期間のみ移管(民間期間及び待機期間は残ります) 該当者：地方公共団体の職員に準ずる者 (地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第45条第3項)	 民間を除く期間(表示の期間)
地方団体関係団体職員	46. 11. 2	イカンー07	「イカンー07」が表示されている事業所以前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：地方住宅供給公社、地方道路公社の職員 (地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第83条)	 全被保険者期間

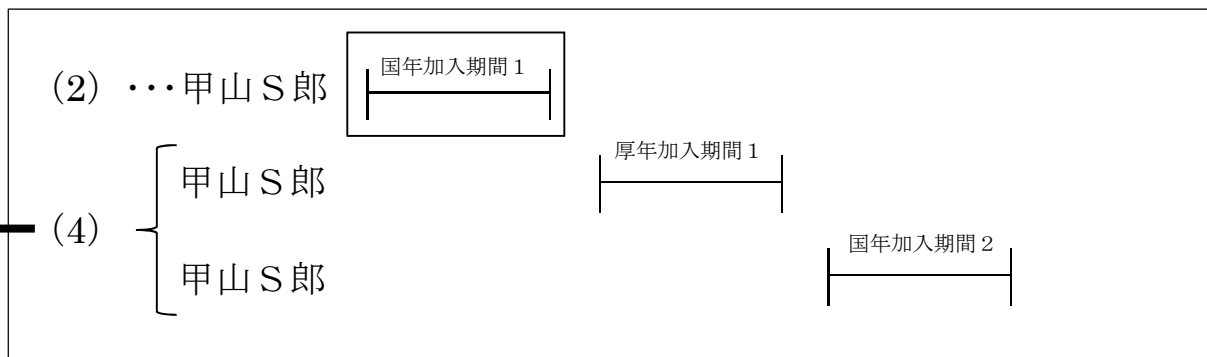
共済組合への移管状況の概要

共済組合名	移管年月日	移管表示	移管の対象となった期間等	図 例
農林漁業団体職員	47.10.1	イカンー08	「イカンー08」が表示されている事業所の厚生年金保険の被保険者期間のみ移管 該当者：社団法人全国農業共済協会、社団法人中央畜産会及び社団法人中央酪農会議の職員 （農林漁業団体職員共済組合法附則第6条）	<p>44.12.18(適用日) 組合員 47.10.1 44.12.19 45.10.1(適用日) 47.10.1 45.10.2 民間を除く期間(表示の期間)</p>
日本私立学校振興・共済事業団	49.4.2	イカンー11	「イカンー11」が表示されている事業所以前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：私立学校の教職員 （昭和44年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律附則第4項及び第5項）	<p>49.01.04 49.04.04 01 04 02 04 民間 全被保険者期間</p>
農林漁業団体職員	49.10.2	イカンー12	「イカンー12」が表示されている事業所の厚生年金保険の被保険者期間のみ移管 該当者：農林中央金庫、農業信用保険協会 （農林漁業団体職員共済組合法附則第6条の2）	<p>49.02.04 49.09.30 49.10.02 04 (2) 04 02 04 民間 現存者 民間を除く期間(表示の期間)</p>
地方団体関係団体職員	49.10.2	イカンー13	「イカンー13」が表示されている事業所以前の厚生年金保険の全被保険者期間を移管 該当者：土地開発公社 （地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第83条）	<p>49.01.04 49.09.30 49.10.02 01 04 02 04 民間 現存者 全被保険者期間</p>
農林漁業団体職員	51.7.2	イカンー14	「イカンー14」が表示されている事業所の厚生年金保険の被保険者期間のみ移管 該当者：財団法人 農林年金福祉団 （農林漁業団体職員共済組合法附則第6条の3）	<p>51.02.04 51.06.30 51.07.02 04 (2) 04 02 04 民間 現存者 民間を除く期間(表示の期間)</p>

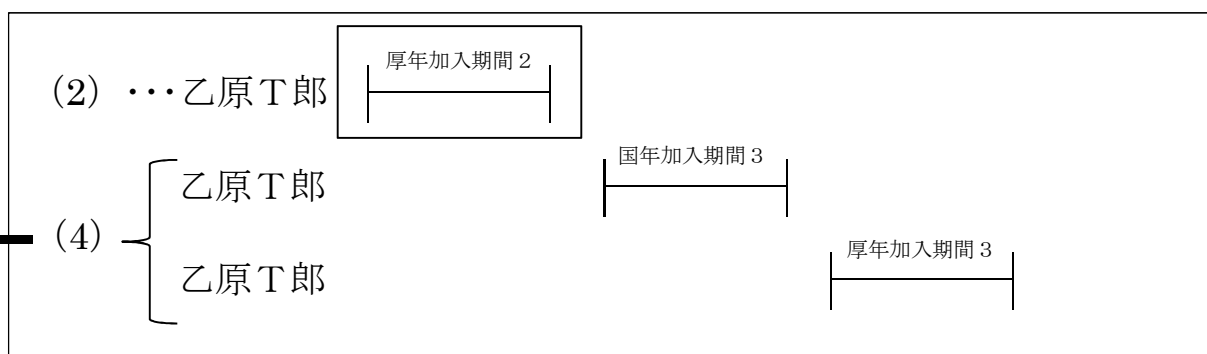
(注)日本私立学校振興・共済事業団で移管年月日が昭和29年1月2日又は市町村職員共済組合で移管年月日が昭和30年1月2日に該当する場合は、表示がないため事業所名及び喪失年月日に注意し、被保険者記録の確認等を行うこと。

図表 6 - 1 のⅡ (4) 「(1) ~ (3) の記録と同一人と思われる記録」の図解
 (氏名、生年月日、性別の 3 条件が一致)

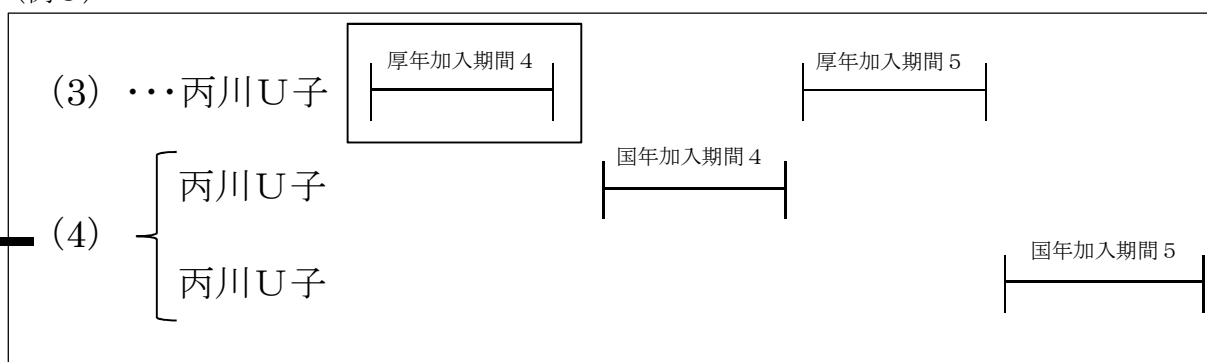
(例 1)



(例 2)



(例 3)



(4) の合計

(1) ~ (3) の記録と同一人と思われる記録 318 万件 (248 万人)

I 年金記録確認第三者委員会の活動の概況

1 累計受付件数及び処理件数

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、平成19年6月に発足し、これまで6年以上にわたり年金記録にかかる申立てを処理してきたが、この間の累計受付件数及び処理件数は、25年9月末現在、受付件数が274,298件、処理件数が269,515件（日本年金機構（以下「年金機構」という。）段階で処理された件数を含む）となっている。

このうち、第三者委員会で記録訂正が必要と判断（あっせん（※））されたものは108,195件、訂正不要と判断された（非あっせんとされた）ものは117,924件である（表1）。

※ 第三者委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせん（総務省設置法に基づくあっせん）を行い、厚生労働省（年金機構）はこれを尊重して記録訂正

表1 受付件数及び処理件数（平成25年9月末までの累計）

受付件数	274,298件
処理件数	269,515件
年金機構で処理	32,359件
記録回復	20,819件
取下げ等	11,540件
第三者委員会で処理	237,156件
記録訂正が必要と判断（あっせん）	108,195件
訂正不要と判断（非あっせん）	117,924件
取下げ等	11,037件

2 年度別の受付件数及び処理件数

年度別の受付件数及び処理件数は、受付件数が平成21年度（60,374件）、処理件数が22年度（68,795件）にそれぞれピークを迎えたが、それ以降は減少に転じ、24年度には受付件数（17,883件）、処理件数（20,623件）ともピーク時の30%にまで減少している。

また、平成24年度の処理件数（20,623件）のうち、記録回復が図られたものは13,600件で、取下げ等を除く処理件数（19,258件）の71%となっている。その内訳をみると、年金機構段階で記録回復されたものが60%（8,146件）、第三者委員会で記録訂正が必要と判断（あっせん）されたものが40%（5,454件）となっており、年金機構段階で記録回復されたものが多くになっている（図1）。

これは、平成23年10月以降、年金機構で新たな記録回復基準（包括的意見に基づくもの）による記録回復が開始されたことに伴う影響と思われるが、受付件数全体が減少傾向にある中で、第三者委員会へ転送された申立ての割合自体も年々低下し、平成24年度には52%（受付件数17,883件のうち転送件数9,354件）となっている（図2）。

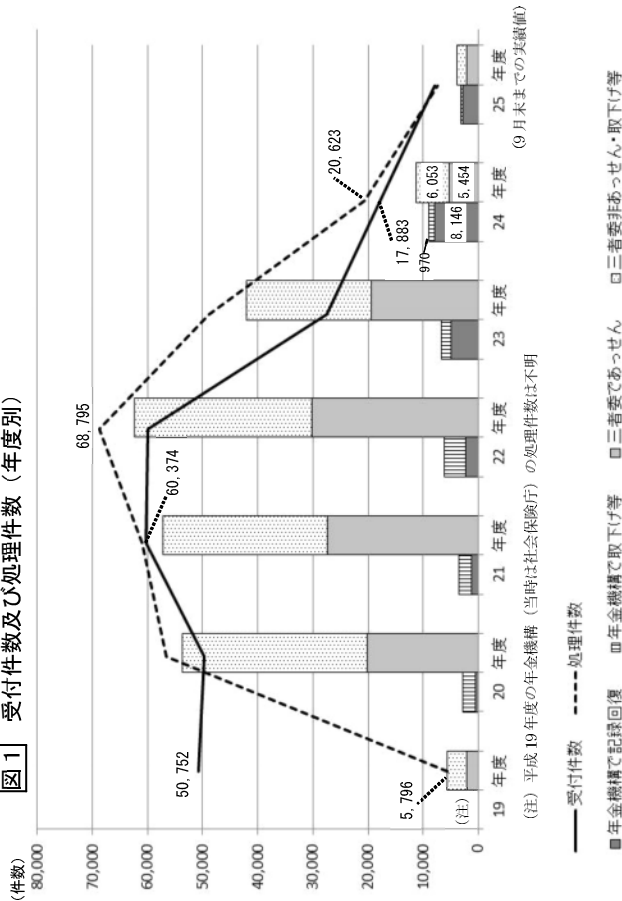
年金記録確認第三者委員会における
あっせん・非あっせんの状況等について

平成25年11月26日

総務省行政評価局

年金記録確認中央第三者委員会事務局

図1 受付件数及び処理件数（年度別）



3 第三者委員会の体制

表2 第三者委員会の審議部会数・委員数・事務局体制の推移

区分	平成19年 7月12日	平成21年 4月1日	平成23年 4月1日	平成25年 11月1日(現在)
審議部会数	約50部会	約240部会	約230部会	約60部会
委員数	338人	950人	938人	255人
事務局体制	約460人	約2,200人	約1,800人	約620人

4 申立事案の現況

(1) 年金受給者以外（現役世代等）からの申立てが約6割

年金受給者からの申立ては、平成20年度には受付件数全体の71%（35,448件）を占めていたが、平成24年度には38%（6,842件）にまで大幅に減少しており、現在は、年金受給者以外（いわゆる現役世代等）からの申立てが多くなっている（図3）。

図2 申立てのうち、年金機構から第三者委員会へ転送された件数の割合

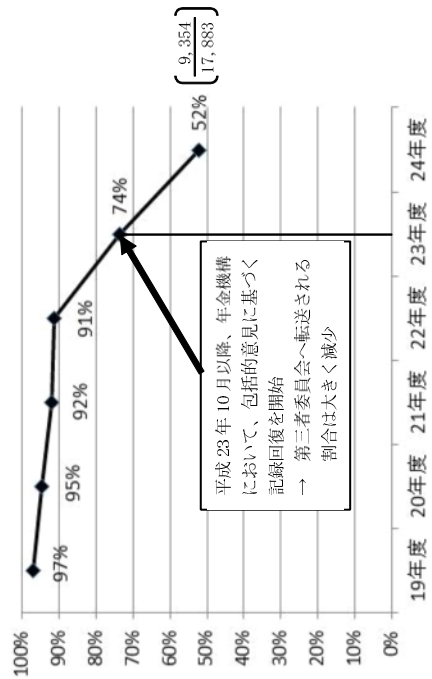
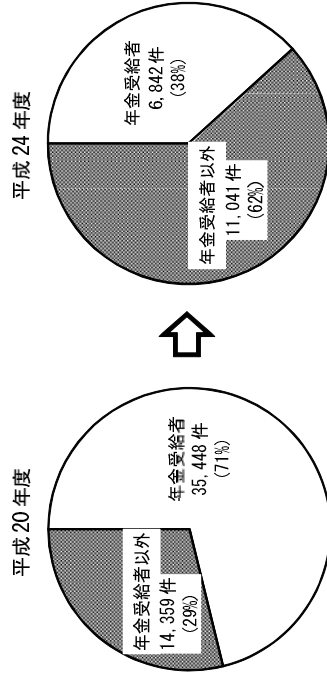


図3 年金受給者別の申立ての状況（受付件数ベース）



(2) 第三者委員会への転送件数に占める再申立ての割合が増加

第三者委員会において一度訂正不要との判断が示されたものであっても、新しい資料・情報等が見つかった場合には再申立てをすることができ

る。

平成20年度には、第三者委員会への転送件数のうち再申立てが占める割合は1.0%(47,152件中448件)に過ぎなかったが、24年度には5.9%(9,354件中550件)となり、約6倍となっている(表3)。

なお、平成24年度に再申立てがあった550件のうち、記録訂正が必要と判断(あっせん)されたものは24件である。

表3 再申立ての状況

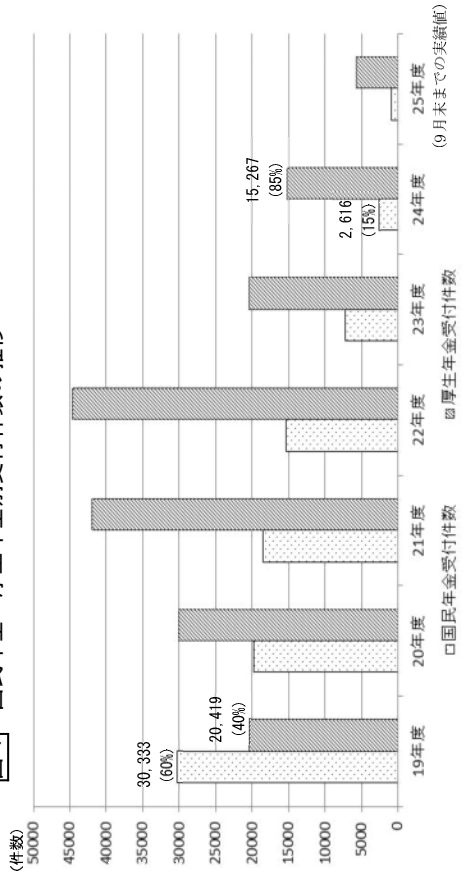
区分	平成20年度	平成24年度
第三者委員会への転送件数(注)	47,152件	9,354件
うち、再申立て件数 (転送件数に占める再申立ての割合)	448件 (1.0%)	550件 (5.9%)

(注)当該年度に受け付けた申立てのうち、年金機構段階で処理したものを除き、第三者委員会へ送付された件数である。

(3) 厚生年金についての申立てが約8割

受付件数の制度別内訳(国民年金・厚生年金別)をみると、第三者委員会発足当初の平成19年度は、受付件数(50,752件)のうち国民年金事案が60%(30,333件)であったが、その後は厚生年金事案の割合が増加し、直近年度の24年度には、受付件数(17,883件)のうち厚生年金事案が85%(15,267件)となり、申立ての8割以上が厚生年金事案となっている(図4)。

図4 国民年金・厚生年金別受付件数の推移



(4) 厚生年金事案について

ア 厚生年金特例法(※)によるあっせんが約8割

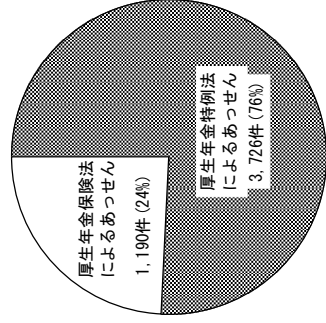
厚生年金事案については、事業主による届出・保険料納付があったと認められる場合には「厚生年金保険法」を適用し、また、被保険者から保険料控除をしているが事業主による保険料納付義務が履行されていない又は履行されたか不明の場合には、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号、以下「厚生年金特例法」という。)」を適用してあっせんすることとしている。

平成24年度に第三者委員会において記録訂正が必要と判断(あっせん)された厚生年金事案(4,916件)について、その適用法令をみると、厚生年金特例法によるあっせんが全体の76%(3,726件)となっている(図5)。

※ 厚生年金特例法(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律)

被保険者から厚生年金保険料を源泉控除(天引き)していたにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(現在は、年金事務所)に対して、当該保険料の納付及び被保険者の資格関係等の届出も行っていたことが明らかでない事案について、厚生年金保険法では未納となった保険料の徴収権が時効(2年間)により消滅した場合は、給付の対象とはならないとされているが、このような場合であっても、第三者委員会のあっせんを受けて、厚生労働省(年金機構)は年金記録の訂正を行い、年金給付を可能とする法律。

図5 あっせんされた件数の適用法令別内訳(平成24年度)



イ 新しい年金記録についての申立てが増加

第三者委員会において記録訂正が必要と判断（あっせん）された事案のうち、その大半（あっせん事案 108,195 件のうち 76,402 件（71%））を占める厚生年金事案について、「記録訂正された期間の始期」をみると、総報酬制（賃与も含めた全ての報酬が保険料控除の対象となる）が導入された平成 15 年 4 月以降を始期とするものの割合が、平成 20 年度には 34%（記録訂正された期間の数 10,646 のうち、3,617）だったところ、24 年度には 49%（記録訂正された期間の数 7,309 のうち、3,587）にまで増加しており、近年は 15 年 4 月以降の比較的新しい年金記録についての申立てが増えている状況となっている。

ウ 一括申立ての状況

厚生年金事案については、事業主が届出を行っていない等の事務処理誤りが判明した場合、当該事業主自らが複数の従業員・元従業員等に代わって一括して記録訂正の申立てを行うことも可能（いわゆる一括申立て）であるが、平成 24 年度の厚生年金事案の受付件数（15,267 件）のうち、34%（5,154 件）が一括申立てとなっている。

なお、これら一括申立ての大部分は、事業主による賞与支払届の提出漏れが原因となっている。

II 非あっせん事案の判断事由

第三者委員会事務室では、申立人の主張や申立人から提出があった資料に加え、自ら職権により関係資料を収集し、関係者から事情を聴取する等により、申立人に有利な事情、不利な事情を含めでき得る限りの調査を行っている。

そのうえで第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たったの基本方針（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）」に基づき、これらの関連資料（納付事実等を推認するに足る証拠）や周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）及び申立内容を検討し、異なる複数の事由を総合的に判断した上で、申し立てられた年金記録の訂正が必要か否かの結論を得ている。

記録訂正が不要（すなわち非あっせん）とされた事案は、上記のような徹底した調査を行っても、なお、あっせんするに足る資料や事情が無いと判断されたものである。事案全体の約 1 割を抽出して、国民年金事案及び厚生年金事案それぞれについてみた場合、申立人について不利な事情として認定されたものは、表 4 及び 5 のとおりである。

表 4 国民年金事案（抽出件数 5,571）

主な事由	割合
申立内容の矛盾・事実相違など、申立人の主張から判断した もの	38.3%
申立人が納付に非関与・納付者が死亡等により、詳細な納付 状況が不明と判断したもの	16.7%
加入手続当初から保険料を納付することができなかった期 間があるなど、納付の事実を認めることが困難と判断したも の	29.0%
配偶者・同居親族が同時期に未加入・未納記録となっている など、配偶者・同居親族の記録から判断したもの	6.0%
申立期間の長さや回数などの事情から納付の事実を認める ことが困難と判断したもの	5.8%
申立期間以外にも未納期間があるなどの事情から判断した もの	2.4%
預金通帳があるが保険料相当額の出金が認められないなど、 関連資料の内容から判断したもの	1.8%

表5 厚生年金事案（抽出件数 7,366）

主な事由	割合
申立事業所への勤務がなかった、または勤務は確認できるが申立内容に見合う保険料控除がなかったと判断したもの	92.7%
①申立人に係る資料（給与明細、資金台帳等）の内容から、申立内容に見合う保険料控除がなかったと判断したもの	9.5%
②申立人に係る①以外の資料や雇用保険などの記録状況から判断したもの	21.4%
③同僚に係る資料、厚生年金記録、雇用保険などの記録状況等から判断したもの	16.7%
④事業主の供述（回答）から判断したもの	7.0%
⑤社会保険事務担当者、同僚等の供述（回答）から判断したもの	10.5%
⑥あっせんにつながる資料、供述等が得られなかったことから判断したもの	27.6%
法令上、被保険者期間とならないと判断したもの	3.6%
不合理な記録訂正処理に申立人自らが関与したこと等から記録訂正を認めないと判断したもの	3.7%

年金記録の

「よくある相談事例」

みんなが知りたい「あんなこと」「こんなこと」



国民年金記録

Q. 年金手帳では「昭和35年10月1日加入」となっているのに、日本年金機構の年金記録では「昭和36年4月1日加入」とあります。なぜですか？

A. **国民年金保険料の納付が始まったのは「昭和36年4月」からです。**
昭和35年10月から昭和36年3月までは国民年金法の準備期間で、実際に保険料を納めていたかどうかについては昭和36年4月からです。そのため、年金加入記録では「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

Q. 結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

A. **国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からです。**
昭和61年3月までは、厚生年金保険等の被用者年金制度^{※1}加入者の配偶者の方には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申出により加入できる「任意加入」となっていました（任意加入をしていなくても「カラ期間（合算対象期間）」^{※2}として年金の受給資格期間に含めることができます）。

^{※1} 厚生年金保険、船員保険、共済組合等民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金制度のことです。
^{※2} 受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

Q. **国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？**

A. **ご主人のお給料から天引きされているわけではないではありません。**

国民年金第3号被保険者^{※3}の方の保険料は配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しており、ご主人がご夫婦二人分の保険料を納めているわけはありません。

^{※3} 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

Q. 厚生年金をかけている夫に扶養されている妻も、厚生年金に加入しているのではないのでしょうか？

A. **厚生年金保険の加入者は、働いているご本人だけです。**

厚生年金保険加入者の被扶養配偶者は、昭和61年3月までは国民年金の任意加入被保険者^{※4}として、昭和61年4月以降は、国民年金第3号被保険者として加入^{※5}していただくことになっています。

^{※4} 任意加入の手続きをされていない場合は、「カラ期間（合算対象期間）」になります。「カラ期間」は、受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

^{※5} 夫婦の一方が第3号被保険者に該当した時は、配偶者の勤務する会社の事業主経由で年金事務所へ届出が必要です。

Q. **国民年金は20歳から加入すると聞いています。私は、大学生であった平成2年8月に20歳になりましたが、国民年金の加入が平成3年4月からとなっているのはなぜでしょうか？**

A. **学生の国民年金加入が義務づけられたのは「平成3年4月」からです。**
大学等の学生の場合は、平成3年3月まで20歳以上であっても国民年金は任意加入でした。しかし、国民年金に加入していない期間に発生したケガや病気では障害年金の対象にならないこともあり、平成3年4月1日から国民年金の加入を義務づけることになりました。

Q. **私の年金記録を見ると、会社を退職してから再就職するまでの期間は国民年金が未加入となっています。この期間は妻が会社勤めをして、私は家事をしていました。国民年金は未加入のままでも仕方がないのでしょうか？**

A. **国民年金第3号被保険者に該当する可能性があります。**

昭和61年4月1日以降、配偶者が厚生年金保険等に加入しており、その被扶養配偶者になっていた期間、またはご本人の所得が一定未満の額^{※6}であった場合は「国民年金第3号被保険者該当届」（2年以上過去の期間の場合は、「国民年金第3号被保険者の特別届」）を提出すると、その期間は国民年金第3号被保険者期間に該当し、保険料納付済期間となります。

詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

^{※6} 第3号被保険者の認定年収標準額

（単位：円未満）

	一 般	就業者
昭和61年4月～昭和62年4月	90万円	150万円
昭和62年5月～平成1年4月	100万円	150万円
平成1年5月～平成3年12月	110万円	160万円
平成4年1月～平成4年3月	120万円	160万円
平成4年4月～平成5年3月	120万円	170万円
平成5年4月～	130万円	180万円

厚生年金記録

Q. 働いていれば厚生年金に加入すると聞いています。昭和50年から3年間ほど旅館で働いていましたが、自分の年金記録を確認するといつも「ない」と言われます。記録もれてはいませんか？

A. 旅館等サービス業の厚生年金加入は「昭和61年4月」からです。

厚生年金保険法では、これまで徐々に適用（加入）業種の拡大を行ってきました。旅館等サービス業が厚生年金の強制加入の対象となったのは、昭和61年4月からです。

Q. 65歳以降も引き続き勤務していたのに、厚生年金記録を確認すると65歳で退職した扱いになっているのはなぜでしょうか？

A. 厚生年金保険に加入できている年齢には「上限」があります。

昭和61年4月から平成14年3月までは、厚生年金保険に加入できたのは65歳までであったため、65歳以降も引き続き会社にお勤めであっても厚生年金保険の記録はありません（健康保険のみ加入となります）。

平成14年4月1日以降は、70歳まで加入できようだったので、当時65歳以上70歳未満（昭和7年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方）で在職中の方は、平成14年4月1日から再加入となっています。



Q. ねんさん定期便に記載される標準報酬月額と給与明細を見比べると、給与は残業代などで毎月変動しているのに、標準報酬月額が変わっていません。なぜでしょうか？

A. 標準報酬月額の変更は原則1年に1回（9月）です。

標準報酬月額は、毎年4月～6月に支払われた給与総額（税引き前）の平均で9月に決定し^{※7}、その後は基本給や諸手当などの固定的賃金^{※8}の大幅な変動^{※9}がなければ変更されません。したがって、実際にその月に受け取っていた給与額と異なる場合があります。

^{※7} 平成14年までは、5月～7月の給与総額の平均により10月に標準報酬月額を決定していました。

^{※8} 毎月決まって定額で支払われる賃金（基本給、扶養手当、通勤手当等）を指します。

^{※9} 変動月から3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額が2等級以上の差がある場合のことです。

Q. 平成15年3月以前の賞与の記録がないのはなぜですか？

A. 平成15年3月以前の賞与は、年金額計算に含まれないからです。

年金加入記録では、年金額計算の基礎となる記録をお知らせしています。平成15年4月以降は、総報酬制の導入により、賞与も「標準賞与額」として記載されています。

Q. 私の年金記録では脱退手当金を受けたことになっていますが、退職時に一時金を受け取った覚えはありません。この年金記録を確認するにはどうすればよいですか？

A. 年金事務所に記録の再調査・確認をお申し出ください。

厚生年金加入記録に脱退手当金を受け取った記録のある方で、働いていた当時の記録の確認結果に疑問がある場合には、お近くの年金事務所にご相談ください。年金事務所を通して第三者委員会^{※10}への申し立てができます。

^{※10} 年金記録の訂正の要否を判断するための調査・審議を行う組織であり、総務省に設置されています。

Q. 年金手帳が複数ありますが、わたしの年金記録は大丈夫でしょうか？

A. 現在は一つの基礎年金番号で記録を管理しています。

平成9年から、厚生年金保険や国民年金等の記録は一つの基礎年金番号で管理しています。

年金手帳を複数お持ちの場合は、年金の請求手続きをする際に記録がもれる可能性があります。必要な手続きについて年金事務所にご相談ください。

共済記録

Q. ねんさん定期便やねんさんネットには、共済の加入記録が記載されていませんがなぜでしょうか？

A. 共済組合の加入記録は保険者（共済組合等）が管理しているからです。

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の記録は保険者である共済組合等が管理をしています。

日本年金機構では、共済組合等から加入記録の情報提供を受け、基礎年金番号に共済記録を階次、収録しています。共済の加入記録を確認される場合は、ご加入の共済組合等におたずねください。

戦中戦後の年金記録について

戦中戦後を経験したお客様への対応（特に旧日本軍関係）の基礎知識

（第1版）

はじめに

平成の時代になって四半世紀が経ちました。昭和の最後の年も既にバブルとして歴史の1ページとして扱われる今日です。

戦後70年――「赤紙が来た」「貴様の命は一銭五厘」という言葉も理解できない人がほとんどの世の中になったのではないのでしょうか。しかし、戦時中に何らかの仕事を就いていた人々、すなわち現在85歳以上の人々は約440万人おられます。この大部分の方々が「戦中戦後の年金記録」に関係がある可能性があります。

戦時中の公的年金制度は、もちろん皆年金ではありませんでした。公務員についても、恩給の対象となる人々、公務員共済に加入している人々、また、公務員についているが厚生年金の被保険者など、現在のような国家公務員共済組合のシンブルな仕組みではありませんでした。

「戦中戦後の年金記録」といっても、当事者の方々にとっては、国のため、先々の年金のことなど全く想像もせず、軍務や仕事に就かれていました。いつ、どこで、どのような年金制度に加入していたのか、など、既に半世紀以上が経った今では、ご本人が記憶をたどることはかなり難しいと考えます。また、相談を受ける側にとっても、戦時中の公的年金制度の状況や、加入者の類型など基本的なところを理解しておく必要があります。

相談に来られるお客様、電話をされるお客様は、戦時中の用語を当然使用されます。これらの用語は、特に軍関係のものは、非常に複雑で、変遷も激しく、当時の軍隊の組織などの知識がないと、直ちに理解ができません。例えば、旧陸軍と旧海軍では、下士官の階級の呼び名が違います。また、空軍はなかったのに陸軍航空隊や海軍航空隊、さらには海軍陸戦隊などが存在していました。）

また「当時の身分は何か、どこに籍を置いていたか」と「勤務場所の名称は、どこのかか」は混同しがちであり、分けて理解する必要があります。

本年1月末から「年金記録、再確認キャンペーン」が始まっています。未統合の記録を見ても、80歳以上の方のものが4分の1以上を占めています。問い合わせに適切に対応し、ひとりでも多くの方の記録を統合していくためにも、この資料を活用し、知識を深める一助にしてください。

用語の定義や使い方などには、戦時中の変遷もあることから、ごく一般的な記述としていません。

本資料の作成に当たっては、原稿作成を含め、磯村元史非常勤理事、社会保険労務士の梅村直先生からご指導、資料提供をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

平成25年5月
事業企画部

第1 用語の説明

ここでは、本資料中に登場する用語を簡単に説明します。以下で説明する用語は、戦時中の変遷もあり、また、その後もその時々で意味が変わったりしますので、以下でお示ししますので、ごく一般的な記述であることをご理解ください。

1. 職業軍人

職業軍人と称されるものには、通常、次の二通りがあります。

- ア) 陸軍省や海軍省の管轄である「軍学校(*)」に入学・卒業後、そのまま軍に雇用されるパターン。通常は退役まで勤務します。
(*) 代表的なものに、陸軍幼年学校、海軍兵学校など数十校があります。
- イ) 文部省管轄の学校卒業後（もしくは在学中）民間人として生活しており、兵役法により20歳になったときの徴兵検査合格後に、軍務に従事するパターン。軍からの給与支給で、通常、退役までは継続して軍務に従事します。

職業軍人には、軍の階級があります。最下位の階級から列示しますと、陸軍の「兵・下士官」では、二等兵・一等兵・上等兵・伍長・軍曹・准尉などで、海軍では、二等水兵・一等水兵・上等水兵・兵曹長などです。「士官」となると、陸海軍共通で、少尉・中尉・大尉・少佐・中佐・大佐と階級が上がっていきます。

この階級を聞くと、職業軍人であったことが確認できます。この階級は終戦の軍の解散時には、1階級上乗せになっているケースが多いようです。

職業軍人であっても、そのすべてが戦地に行き、戦闘部門に所属しているわけではありません。中には、軍需工場の監督官や、学校の軍事教官、外国の大使館の駐在武官など、各種非戦闘部門での勤務となっていた場合もあります。

なお、「在郷軍人」は、退役した元職業軍人を称するものです。したがって、予備役に編入されていた期間であっても、当該期間は民間人としての身分となります。また、軍直轄の学校の「学生生徒」は、軍人としての身分をもちません。具体的には、陸軍では士官候補生・技術候補生・軍医候補生と陸軍予科士官学校・陸軍幼年学校・陸軍少年飛行兵学校などの生徒で、海軍では海軍兵学校・海軍経理学校の生徒、海軍予備学生、海軍予科練習生（いわゆる「予科練」）などをいいます。

2. 徴兵・応召

この言葉は通常は、民間人が兵役法に基づき「召集令状(*)」により、一定期間だけ軍務に従事する場合を指します。そして一定期間経過後は、満期除隊もしくは召集解除となり民間人に戻ります。

若くして退役した上記①の職業軍人、あるいは満期除隊後に民間の仕事に従事していた人が、再度召集され軍務に従事するパターンもあります。

(*) 召集令状には、陸軍であれば「赤紙」と「白紙」、海軍であれば「紅色の紙」となっています。『赤紙1枚で、戦地に応召…』という話題が出たら、「応召」で軍人恩給期間と推測することもできます。

目次

はじめに 2

第1 用語の説明

- 1. 職業軍人 4
- 2. 徴兵・応召 4
- 3. 徴用 5
- 4. 学徒動員 5
- 5. 女子挺身隊 5

第2 勤務形態と記録の関係

- A. 旧陸海軍との雇用関係があった軍属・準軍属及び一部の朝鮮・台湾総督府職員の場合 9
- B. 応召により、民間企業などから軍務に従事していた場合 15
- C. 民間の軍需工場などに勤務していた場合 15
- D. 学徒動員・女子挺身隊・日赤救護員などで、民間の軍需工場などに勤務や軍の仕事に従事していた場合 15
- E. 旧満州・旧朝鮮・旧樺太の国策会社に勤務していた場合 17
- F. 終戦後に、農業会社に勤務（昭和33年12月まで）、統制会社に勤務、駐留軍の施設などに勤務、復員業務に従事していた場合 20

参考資料 軍工廠一覧

この徴兵・応召では、階級を持つ職業軍人になっていた場合と、階級を持たない「雇員（こいん）」・「傭人（ようじん）」・「工具（こうぐ）」などの区分があります。

また、海軍の「海兵団に入団」というのは、陸軍で言えば「兵隊に行く」というのとほぼ同義語です。

なお「義勇兵だった」という話の出ることがありますが、これは義勇兵役法に基づくもので、基本的には徴兵・応召による徴兵と同様だとご理解下さい。

3. 徴用

通常「徴用」とは、国民徴用令に基づき民間人が民間企業から一時的に陸海軍に転籍するか、民間企業に在籍のまま軍需生産や軍の用務などに従事したケースをいいます。

4. 学徒動員

学徒動員令に基づき、通常は軍から学校に指示が行き、学校の指図で学校に在籍の学生のまま、民間軍需工場などで軍需生産などに従事したケースをいいます。

5. 女子挺身隊

女子挺身労務令に基づくもので、14歳～25歳の独身女性が国からの指示で、病院での看護業務や民間軍需工場での軍需生産などに従事していた状況をいいます。

<参考> 上記の名称で呼ばれていた者は、勤務場所によって適用される法令が異なります。詳細は「第2 勤務形態と記録の関係」に譲りますが、相関関係は概ね以下ようになります。

従事場所・勤務場所 “通称”、榎丸勅令、身分、在籍区分	戦闘部門 に従事	非戦闘部門に勤務	
		軍の直轄部門に 勤務	民間の軍需協力 工場に勤務
1. “職業軍人” 三通常は軍の教育機関を卒業後、もしくは徴兵検査合格後に、軍務に従事。軍から給与支給。通常、退役までは継続して軍務に従事。 2. “徴兵”、“応召” 三通常は、民間人が召集令状により、一定期間軍務に従事。その間は軍から給与支給。一定期間経過後は、満期除隊となり民間人に復帰。 3. “徴用” 三民間人が、民間企業に在籍のまま軍需生産などに従事。給与は、在籍企業が留守宅に送金（適用事業所なら厚年保険料控除後）。軍との雇用契約の場合の給与は軍から支払い、陸海軍共済組合員に。 4. “学徒動員” 三通常は、学生のまま（学校に在籍）民間軍需工場などで軍需生産などに従事。対価は給与ではなく「報償」。 5. “女子挺身隊” 三14歳～25歳の独身女性で、病院での看護業務や民間軍需工場などで軍需生産などに従事。対価は給与もあり、従業条件による。	軍人恩給 ただし陸海軍の学生証は除く。(P111～)	民間の軍需協力 工場に勤務	船泊運営会所属の 乗船勤務
	軍人恩給 軍人期間は軍人恩給。(P111～) 軍属・準軍属などで陸海軍に勤務なら旧令共済期間。(P9～、P15～) 徴用期間は、給与負担が、厚年適用事業所なら厚年期間、軍属・準軍属などで陸海軍に勤務なら旧令共済期間。(P11～、P15～)	通常は、旧令共済・厚年の対象とはならない。学校卒業後、雇用契約で引き続き適用事業所に勤務なら厚年期間。(P15～)	給与支払いが国からなら旧令共済期間、それが従事先企業（適用事業所）からなら厚年期間。(P16～)

第2 勤務形態と記録の関係

高齢者から照会の多い戦中戦後の記録については、「軍人だった」というもののほか、その照会者の当時の状況により、次の6種類に大別されます。

- A. 旧陸海軍との雇用関係があった軍属・準軍属及び一部の朝鮮・台湾総督府職員の場合
- B. 応召により、民間企業などから軍務に従事していた場合
- C. 民間の軍需工場などに勤務していた場合
- D. 学徒動員・女子挺身隊・日赤救護員などで、民間の軍需工場などに勤務や軍の仕事に従事していた場合
- E. 旧満州・旧朝鮮・旧樺太の国策会社に勤務していた場合
- F. 終戦後に、農業会に勤務（昭和33年12月まで）、統制会社に勤務、駐留軍の施設などに勤務、復員業務に従事していた場合

以下にこの区分ごとに基本的な事項をまとめました。記録確認や照会の際に参考にさせていただければ幸いです。

期間の認定	記録の保管場所	保管形態 保管状況	年金事務所からの連絡 先等	通算措置
A. 旧陸海軍との雇用関係があった軍属・準軍属及び一部の朝鮮・台湾総督府職員 7ページ～	厚生労働省 社会・援護局（または各都道府県庁）及び外務省アジア大洋州局	全ての記録が旧陸軍等から引き継がれてはいない	業務渉外部 渉外グループ	—
B. 応召により、民間企業などから軍務に従事していた場合 15ページ～	年金事務所、事務センター	事務所等により異なる	記録管理部	昭和36年4月以後に被用者年金制度の加入期間があるか、国年納付済み期間又は免除期間がある場合に通算
C. 民間の軍需工場などに勤務していた場合 15ページ～	旧令該当は厚生労働省社会・援護局、厚年該当は年金事務所等	事務所等により異なる	業務渉外部 渉外グループ又は記録管理部	昭和36年4月以後に被用者年金制度の加入期間があるか、国年納付済み期間又は免除期間がある場合に通算(厚年期間の場合)
D. 学徒動員・女子挺身隊・日赤救護員などで、民間の軍需工場などに勤務や軍の仕事に従事していた場合 15ページ～	—	—	本部業務渉外グループ	—
E. 旧満州・旧朝鮮・旧樺太の国策会社に勤務していた場合 17ページ～	年金事務所、事務センター	事務所等により異なる	記録管理部	昭和36年4月以後に被用者年金制度の加入期間があるか、国年納付済み期間又は免除期間がある場合に通算
F. 終戦後に、農業会に勤務(昭和33年12月まで)、統制会社に勤務、駐留軍の施設などに勤務、復員業務に従事していた場合 20ページ～	—	—	—	—

A. 旧陸海軍との雇用関係があった軍属・準軍属及び一部の朝鮮・台湾総督府職員の場合
(⇒原則として、旧令共済の加入期間)

O. はじめに

旧陸海軍との雇用関係があった軍属・準軍属(*1)及び一部の朝鮮・台湾総督府職員の方々は、当時の勅令により共済組合の適用となりました。これらを総称して「旧令共済組合」といいます。旧令共済組合の組合員であった期間が確認された場合(*2)、一定の要件のもと、厚生年金の被保険者期間とみなして通算されます。

(*1) 一般に旧陸海軍の「雇員・備人・工具」を指しますが、意味合いはその時々で変遷しており、必ずしも明確ではありません。なお、恩給法における軍属である技師などの文官、警察、刑務関係職員は、旧令共済組合員とはなりません。

(*2) 旧令共済組合員期間の確認は、年金事務所から進達された「履歴申立書」の進達を受けて、本部業務渉外部渉外グループより行います。

1. 旧令共済組合員期間について

昭和40年の法律改正により、終戦で解散した旧陸海軍等の共済組合の組合員期間を通算対象期間とする特例老齢年金の創設、また昭和44年の法律改正では、厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者について、旧令共済組合員期間のうち昭和17年6月～昭和20年8月までの最高39月分の期間が、基本年金額の定額部分の算出の基礎とされることとなりました。

そのため、国家公務員共済組合連合会特定事業部旧令年金課(以下、「国共連」という。)から旧令共済の長期組合員期間の確認証明をうけるため、各担当機関(厚生労働省社会・援護局又は外務省アジア大洋州局)に履歴事項を照会し確認する事務を、本部業務渉外部渉外グループにおいて行っているところです。

なお、旧令共済組合は、勅令に基づいて設立された共済組合で、現在ではすでに解散されており、その名称、解散年月日及び解散時の組合員数は次のとおりです。

旧令共済組合の種類	解散年月日	解散時の組合員数
①陸軍共済組合	昭和20年8月15日	約506,000人
②海軍共済組合	昭和20年11月30日	約883,000人
③朝鮮総督府通信官署共済組合	昭和20年8月15日	約6,000人
④朝鮮総督府交通局共済組合	昭和20年8月15日	約12,000人
⑤台湾総督府専売局共済組合	昭和20年9月30日	約3,000人
⑥台湾総督府営林共済組合	昭和20年8月31日	約3,000人
⑦台湾総督府交通局通信共済組合	昭和20年10月31日	約8,000人
⑧台湾総督府交通局鉄道共済組合	昭和20年9月30日	約17,000人

① 旧陸軍共済組合員としての身分と勤務場所

一般的には、作業庁(造兵廠・兵器補給廠・技術研究所・航空廠・燃料本部・被服本廠・糧秣本廠・糧秣本廠等)、官衙(陸軍省・陸軍学校・陸軍病院等)、内地及び満洲各部隊における雇員・備人・工具等を指します。

「作業庁」の代表的なものには、次のようなものがあります。

- 1) 兵器行政本部
 - ・ 陸軍造兵廠(東京第一・同第二・相模・名古屋・大阪・小倉・仁川・南満)
 - ・ 兵器補給廠(東京・長野・名古屋・大阪・広島・仙台・北海道・善通寺・小倉・平壤・南満)
 - ・ 陸軍技術研究所(第一～第十研究所)
 - 2) 航空本部
 - ・ 陸軍航空廠(立川・各務原・大阪・太刀洗・宇都宮・平壤・屏東・南満)
 - ・ 陸軍航空技術研究所(第一～第八研究所)
 - ・ 陸軍航空工廠・航空補給廠・製造所・航空審査本部
 - 3) 燃料本部
 - ・ 陸軍燃料廠(岩国・錦州・四平街・札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・四国・福岡・京城)
 - ・ 陸軍燃料技術研究所
- その他、獣医資材本廠・被服本廠・糧秣本廠、需品本廠等

「官衙」の代表的なものには、陸軍省・参謀本部・陸軍病院等があります。

「部隊」の代表的なものには次のようなものがありますが、軍人は含まれません(軍人恩給の対象)。

- ・ 内地の第一總軍・第二總軍・各師団管区・各部隊
- ・ 朝鮮軍管区・台湾軍管区・満洲の各部隊

② 旧海軍共済組合員としての身分と勤務場所

一般的には、現業庁(艦政本部・航空本部・施設本部・技術研究所・軍需部・各廠・工作部・港務部等)及び海軍省・軍令部・学校・病院等の雇員・備人・工具等を指します。

「現業庁」の代表的なものには、次があります。

- ・ 海軍工廠(呉・多賀城・横須賀・舞鶴・豊川・沼津・広・川俣・佐世保・光・高座・相模等)
- ・ 海軍火薬廠、海軍施設部、海軍航空廠、海軍軍需部等

昭和20年4月以降から旧令共済組合に適用される勤務場所もあります。(海軍省○○部、水路部、気象部、軍令部、経理局(経理部)、鎮守府(警備隊)、○○隊、学校、海軍病院等)

(注) 海軍病院と海軍共済病院とは旧令共済組合の適用時期が異なります。(海軍病院は昭和20年4月から適用されますが、海軍共済病院は昭和13年4月から適用されます。)

なお、「海兵団入団」という履歴申立が多く見受けられますが、軍人であれば旧令共済には該当しません。

③ 朝鮮総督府通信官署共済組合員としての身分と勤務場所

朝鮮総督府通信官署における、本局の巡視・電話交換・電報調査・電信電話の試験修理等の雇員、

海軍出張所・航路標識勤務の雇員、郵便局・電話局等の雇員・傭人などを指します。

④ 朝鮮総督府交通（鉄道）同共済組合の組合員としての身分と勤務場所
朝鮮総督府交通局（鉄道局）における、駅・列車区・自動車区・機関区・検車区・旅館・構内食堂等の雇員、建設事務所・鉄道事務所・工場・病院等の雇員、本局現業部門の雇員、傭人などを指します。

なお、昭和18年12月までは、交通局ではなく鉄道局という名称でした。

⑤ 台湾総督府専売局共済組合員としての身分と勤務場所
台湾総督府専売局における、支局・出張所・工場・試験所の雇員、本局の製脳監督・製脳試験・直営製脳・樟樹保護林作業・煙草試験・自動車運転等の雇員、傭人、職工などを指します。

⑥ 台湾総督府営林共済組合員としての身分と勤務場所
台湾総督府営林官署における、出張所・派出所・詰所・停車場・工場及び発電所の雇員、自動車運転の雇員、傭人、職工などを指します。

⑦ 台湾総督府交通局通信共済組合員としての身分と勤務場所
台湾総督府交通局通信官署における、通信部の雇員及び傭人、貯金管理所・郵便局・飛行場・航空試験場・燈台及び海軍出張所の雇員などを指します。

⑧ 台湾総督府交通局鉄道共済組合員としての身分と勤務場所
台湾総督府交通局鉄道共済組合における、駅・停車場・車掌所・機関庫・検車所・保線区・通信区・工場・自動車所等に勤務する者、事務所・派出所・詰所及び分所に勤務する者、その他の雇員、傭人等を指します。

(注) 朝鮮・台湾・樺太庁・関東庁等の外地には、上記以外にも多数の共済組合が存在しておりますが、年金制度がなく、主に脱退給付金を支給していたため年金給付を行っていませんでしたので、旧共済組合とはなっておりません。

2. 旧共済組合員に該当しないケース

(1) 軍人

原則として、恩給法による身分であるため、旧共済組合員期間の対象外となります。ただし、陸軍などの部隊に「軍属」の身分で従軍していたような場合や、海軍軍属としての勤務期間があり、在籍のまま軍人に徴兵された場合には旧共済の可能性があります。

(注) 厚生年金の被保険者期間中に旧陸海軍に軍人として徴集又は召集させられた場合で、事業主との雇用関係がある場合は、他の理由で適用除外となっていない限り、厚生年金の被保険者として適用されていたため、軍歴があったとしても厚生年金の被保険者期間が喪失していない場合もあります。

(2) 学徒

戦時中の国家総動員法に基づく学徒勤労令による学徒動員については、旧陸海軍との雇用関係は

なかったため、旧共済組合員期間の対象外です。ただし、勤務中に卒業して、「学徒」ではなくなった以降は、旧共済組合員であった可能性はあります。

詳細は、後述Dをご覧ください。

(3) 外国特殊法人・外国特殊機関

「外国特殊法人(*2)」、「外国特殊機関(*3)」、外国特許期間の場合、旧共済組合員期間の対象外です。厚生年金の被保険者期間でもありません。これらの期間については、一定の条件下で公務員期間として算入される場合もありますが、その場合は、受給されている恩給などに加算が可能かどうか、ご自身で確認いただくことになります。

詳細は、後述Eをご覧ください。

(*2)後述E参照。

(*3)後述E参照。

3. 旧共済組合員期間の確認事務について

旧共済組合員期間の確認については、履歴申立書を年金事務所受付け、様式127号-2、127号-3で業務渉外部に送達することとなっています。

業務渉外部では、当該履歴申立の記載事項に基づき、当時の勤務先別に厚生労働省社会・援護局又は外務省アジア大洋州局に履歴事項を照会し、その履歴証明に基づいて国共連から、上記の旧共済組合員期間の確認・証明を受けた方、厚生年金保険の受給権者原簿に旧令加算を行っております。

この取扱いは、業務渉外部が一括して事務処理を行うことにより、事務の錯綜を避け、円滑な事務処理となるように、関係機関との間において取り決められているところです。

4. 年金事務所窓口での対応について

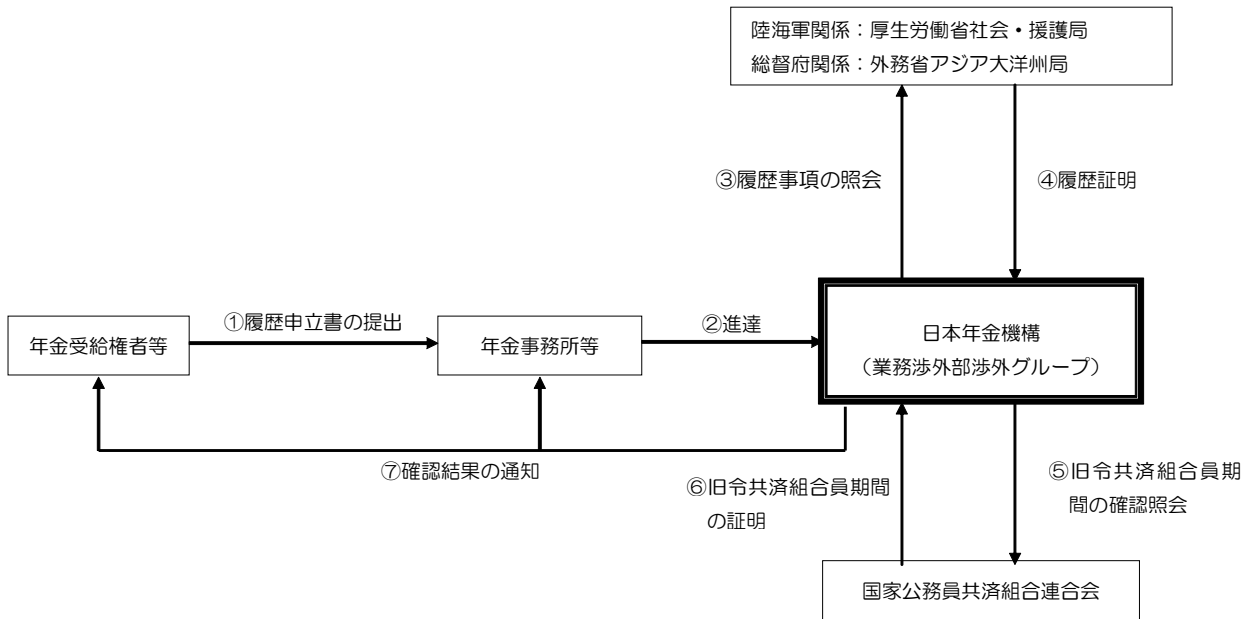
関係機関から証明を受けるまで、相当期間（半年ほど）要してはありますが、照会者に対して直接、厚生労働省社会・援護局や外務省アジア大洋州局への照会を促したり、軍人恩給と誤って各都道府県庁の援護・恩給担当部署や総務省人事・恩給局への照会を促したりしないようにご留意ください。

旧共済組合員であったことを証明できる工員手帳・写真等がある場合や、当時の上回同僚の証明が受けられる場合は、それらを添付してください。（工員手帳・写真は、写しを添付し、現物は申請者にご返却ください。）

なお、「業務処理要領【マニュアル】年金給付 IV 進達 18旧共済組合員期間照会の進達」もご参照ください。

5. 記録の保管場所について

旧陸海軍との雇用関係があった軍属・準軍属及び一部の朝鮮・台湾総督府職員的人事記録については、陸軍の場合は厚生労働省社会・援護局又は各都道府県庁（援護・恩給担当部署）、海軍の場合は厚生労働省社会・援護局、朝鮮・台湾総督府の場合は外務省アジア大洋州局に保管されています。



※ ⑦確認結果の通知は、裁定請求者の場合は年金保険事務所あて、年金受給権者の場合は本人あてとなる。

6. 「旧令共済組合員記録の確認のお知らせ」(勸奨状)の送付について

旧令共済組合期間については、ご本人からの履歴申立書のご提出に基づき厚生年金等の加入期間として年金額に加算を行うものですが、国共連が保有していた旧令共済組合の組合員原票データ(約6.5万件)及び脱退一時金支払調書等の払出帳簿類データ(約68万件)について情報の提供を受け、日本年金機構(旧社会保険業務センター)において年金記録との名寄せを行い、年金額が増加する可能性の高い持ち主と思われる方に対して、「旧令共済組合記録の確認のお知らせ」を送付しました。

平成21年10月から平成24年1月にかけて、計2,412名の方にお送りしており、2,000名以上の方に旧令共済組合員期間の加算を行いました。

(参考指示依頼文書)

【業涉指 2010-1】「旧令共済組合員記録のお知らせ」の送付について

【業涉指 2011-1】「旧令共済組合員記録の確認のお知らせ」の送付及び旧令共済組合員に係るデータの活用(指示・依頼)

【業涉指 2012-2】「旧令共済組合員記録の確認のお知らせ」の送付(指示・依頼)

(参考)

- 国民年金・厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領(裁定編) 307頁「2 旧令共済組合員期間の履歴申立による取扱い」
- 社会保険業務センターうしん
 - ・平成5年12月号 「再裁定及び旧令共済組合員期間の追加に係る事務処理等について(第5回)」
 - ・平成6年 2月号 「再裁定及び旧令共済組合員期間の追加に係る事務処理等について(最終回)」
 - ・平成8年 2月号 「旧令共済組合員期間の確認方法について」
 - ・平成9年 9月号 「旧令共済組合員期間にかかる履歴申立書の進達方法及び注意点について」
 - ・平成19年11月号 「旧令共済組合員期間にかかる履歴申立書進達時の留意点」

B. 応召により、民間企業などから軍務に従事していた場合

(⇒通常は、応召時の勤務先企業に在籍のままだから、厚生年金の加入期間)

通常は、応召時の勤務先企業や団体などに在籍のまま休職扱いなどの形で出証したり、その他の軍務に就いていた場合が多いので、厚生年金の加入のままで、召集解除になっていた方が多いようです。

このよう方には、応召時の勤務先企業などの名称を記載した「記録照会票」を、年金事務所に提出なさるよう、説明してください。

ただし、応召時の勤務先企業や団体などを退職して軍籍を得た方は、厚生年金保険の加入ではなく、軍人恩給の対象となるので、恩給の請求をご希望の場合は、陸軍・海軍いずれの場合も、終戦時の本籍地の都道府県庁にお問合せいただくようご案内してください。

なお、これらの者の記録は、各年金事務所又は事務センターに保管されています。原則として「紙台帳検索システム」による検索が可能ですので、「事業所名簿検索システム」と合わせて活用してください。

C. 民間の軍需工場などに勤務していた場合

(⇒通常は、厚生年金の加入期間。(軍人・軍属・準軍属としての勤務なら、上記のAに))

軍需工場である民間企業(〇〇航空機、〇〇造船所、〇〇工業等)に徴用で勤務していた場合は、厚生年金(昭和19年以前は労働者年金)の適用となっているものと扱われるので、年金事務所では厚生年金保険の被保険者期間調査をしてください。(女性の厚生年金の適用は、昭和19年10月以降であることにご留意ください。)

これらの軍需工場は、通常は民間企業であって、「陸軍〇〇造兵廠、海軍〇〇工廠」などの名称がつく官営ではありませんので、旧令共済には該当しないのです。

なお、これらの者の記録は、各年金事務所又は事務センターに保管されています。原則として「紙台帳検索システム」による検索が可能ですので、「事業所名簿検索システム」と合わせて活用してください。

D. 学徒動員・女子挺身隊・日赤救護員などで、民間の軍需工場などに勤務や軍の仕事に従事していた場合

(⇒学徒動員・日赤救護員は、通常は厚生年金にも旧令共済にも該当しない。女子挺身隊は、厚生年金又は旧令共済の加入期間)

「学徒動員」により、どこで仕事をしたのか、その結果により次のとおり取り扱うこととなります。

① 民間の会社(いわゆる軍需工場)に徴用の場合(〇〇飛行機株式会社・〇〇造船所・〇〇電気など)は、念のため厚生年金保険の被保険者期間調査を行ってください。

徴用先の工場などは厚生年金保険(労働者保険)の適用事業所になります。学徒動員は、原則として被保険者の適用とはなりません(*)、また、軍との雇用関係もありませんので旧令共済の適用もありません。

なお、戦時中は修業年限が短縮されたりすることもあったため、卒業扱いになり、「学徒」ではなくなりその後は被保険者になっている方や、昭和16年の通知による取扱いである、中等学校最高学年(原則現在の高校2年生位)において、卒業後もそのままその工場に就職するような場合は、試用期間扱いで被保険者としての規定はあったようなので、その場合は調査すると、厚生年金保険(労働者保険)被保険者となっていた場合もあるようです。

(*)昭和19年5月29日の厚生省告示により、学徒動員は除外されています。(「労働者年金保険法施行令第十条第三号の規定により昭和19年2月25日閣議決定の決戦非常措置に基づく通年勤労働員学徒」を指定しています。)

② 〇〇海軍工廠・〇〇造兵廠などに徴用の場合は、念のため旧令共済組合員期間の調査をご案内してください。

学徒動員については、旧陸海軍との雇用関係はなかったため、原則として旧令共済組合員期間の対象外ですが、勤務中に卒業して、「学徒」ではなくなったり以降は、旧令共済組合員であった可能性があります。

2. 女子挺身隊の場合

「女子挺身隊」の場合も、どこで仕事をしたのか、その結果により次のとおり取り扱うこととなります。

① 民間の会社(いわゆる軍需工場)での徴用の場合(〇〇飛行機株式会社・〇〇造船所・〇〇電気など)は、厚生年金保険の適用となる場合がありますので、厚生年金保険の期間照会をしてください。ただし、女性の厚生年金保険の適用は昭和19年10月以降となりますので、ご留意ください。

② 〇〇海軍工廠・〇〇造兵廠などでの徴用の場合は、旧令共済組合員の適用となっていた可能性があまりありますので旧令共済組合員期間の調査をご案内してください。(旧令共済の場合、組合員期間が判明すれば、男性と同じく女性も昭和17年6月から旧令共済組合員期間として算入できます。)

なお、これらの者の記録は、厚生年金保険に該当する場合は各年金事務所又は事務センターに、旧令共済に該当する場合は厚生労働省社会・援護局又は外務省アジア大洋州局に保管されています。各年金

事務所又は事務センターに保管されている紙台帳は、原則として「紙台帳検索システム」による検索が可能ですので、「事業所名簿検索システム」と合わせて活用してください。

3. 日本赤十字社救護員の場合

日本赤十字社救護員（日赤救護員）とは、旧陸海軍の戦時衛生勤務に従事した救護看護婦、救護医員等のことであり、厚生年金保険及び旧令共済組合の加入者ではありませんでした。その後、恩給公務員になったときは、戦時衛生勤務期間を恩給公務員期間に算入される方もいますが、恩給公務員に該当するのは婦長以上の看護婦等であったようです。

ただし、日赤救護員としてではなく、旧陸海軍に直接雇用されていた看護婦等は旧令共済組合員に該当する可能性があります。

E. 旧満州・旧朝鮮・旧樺太の国策会社に勤務していた場合
 (⇒通常は、厚生年金にも旧令共済にも該当しない)

1. 旧南満州鉄道など外国機関に勤務の場合

「外国特殊法人(*1)」、「外国特殊機関(*2)」の職員期間の場合、旧令共済組合員期間の対象外ですし、厚生年金保険の被保険者期間でもありません。

これらの期間については、一定の条件下で公務員期間として算入される場合もありますが、その場合は、受給されている恩給などに加算が可能かどうか、ご自身で確認いただくことになります【後掲参考1参照】。

(*1) 外国特殊法人とは「南満州鉄道株式会社」、「華北交通株式会社」及び「満州電電」等、戦前の満州や中国において、旧三公社と同種の事業を行っていた特殊法人を指します。

(*2) 外国特殊機関とは、「満州開拓青年義勇隊訓練機関」及び「満州拓殖公社」等、外国特殊法人に準ずる特殊機関を指します。

<外国特殊法人>	<外国特殊機関>
旧南満州鉄道株式会社	旧満州帝国協和会
旧満州電信電話株式会社	旧満州開拓青年義勇隊訓練機関
旧華北交通株式会社	旧上海共同租界工部局
旧華北電信電話株式会社	旧満州林産公社
旧華北広播協会	旧満州拓殖公社
旧北支路中公司	旧満州特産專管公社
旧華中鉄道株式会社	旧満州農産公社

旧華中電氣通信株式会社	旧満州農地開発公社
旧蒙運電氣通信設備株式会社	旧満州畜産公社
	旧満州繊維公社
	旧慶門鼓浪嶼共同租界工部局
	旧満州農作物検査所

なお、旧満州には、「外国特殊法人」、「外国特殊機関」以外に、「関与法人」と呼ばれる法人や民間会社が多々あったようですが、これも旧令共済組合の対象外であり、また恩給法の適用は受けていないたようです。また、厚生年金保険法（労働者年金法）の適用範囲は、「内地」に限って適用されていたものであるため、満州で作られた事業所には適用されてはおりませんでした。

【参考1】吉良宏「わかりやすい旧軍人普通恩給のあらまし」（『恩給』219号～223号）より
 (1) 外国政府制職員等の在職期間の通算

「旧満州国・旧中華民国国民政府・旧蒙古連合自治政府」の外国政府職員としての在職期間の通算について、終戦前は、日本政府から外国政府に派遣され再び公務員として復帰した者については、在職期間の通算が認められていますが、終戦後においては、その特殊事情を考慮して、戦前の制度を拡大して適用する等、一定の制限の下に通算措置が講ぜられるとともに、順次その制限の緩和が図られました。主な改正経過は、次のとおりです。

① 昭和36年10月から、次の三つの場合に外国政府職員期間を公務員の在職年に加えられることが認められましたが、「外国政府職員となる前の公務員としての在職年が最短期間を超えていない限り」は、算入されませんでした。

ア 「外国政府職員となるため」公務員を退職し、その職員として昭和20年8月8日まで在職し、再び公務員となった場合（「日一満一ケース」という。）。

イ 「外国政府職員となるため」公務員を退職し、その職員として昭和20年8月8日まで在職した場合（「日一満ケース」という。）。

ウ 外国政府職員として昭和20年8月8日まで在職し、公務員となった場合（「満一日ケース」という。）。ただし、昭和43年までは、外国政府職員期間の算入は、「最短期間を超えていない限り」とされていた。

② 昭和46年10月からは、「外国政府職員となる前の公務員の在職年が最短期間を超えていない限り」も算入されることとなり、旧軍人が現役満期・召集解除等により退職し外国政府職員となった場合に、「外国政府職員となるため退職した」者と同視すべき事情にある者については、「外国政府職員となるための退職」とみなすこととされ、外国政府職員として在職後抑留された場合には、その抑留期間も算入されることとなりました。

③ さらに、昭和47年10月からは、昭和20年8月8日前に外国政府職員を退職し、引き続き公務員となって昭和20年8月8日まで在職していた者についても、その外国政府職員期間を公務員の在職年に加えることになりました。

(2) 外国特殊法人職員期間の通算

また、昭和38年10月からは、外国において日本の旧三公社と同種の事業を行っていた「旧南満州鉄道株・旧満州電信電話（株）等九つの特殊法人」の職員として在職したことのある公

務員についても、その職員としての在職期間を、公務員としての在職年に加えることとしました。

(3) 外国特殊機関職員期間の通算

昭和39年10月からは、「旧満洲農産公社・旧満洲畜産公社等特殊法人に準ずる13の機関」の職員の在職期間についても、通算が認められました。

【参考2】前掲書(34・35ページ)より

恩給権者が死亡したことにより生じた恩給の未受領金は、まず公務員の遺族に給し、遺族がいないうちは死亡者(恩給権者)の相続人に給することになります。(恩給法第10条)

ここでいう遺族とは扶養料を受けることができる遺族のことであって、その範囲と順位は、公務員の死亡当時、生計関係があった者で、①配偶者 ②未成年の子 ③父母 ④成年の子(重度障害で収入の少ない子に限る。) ⑤祖父母と定められています(恩給法第10条第2項、第72条、第73条)。

次に相続人については、民法の相続人に関する規定が適用され、その範囲と順位は、被相続人(恩給権者)の①子 ②直系尊属(父母、祖父母) ③兄弟姉妹 となります。そして被相続人の子が死亡している場合はその子(被相続人の孫)が、兄弟姉妹が死亡している場合はその子(被相続人の甥または姪)が、代襲相続することとなります。

2. 旧朝鮮、旧台湾本土、旧澎湖島、旧関東州、旧南洋群島などの勤務の場合

厚生年金保険法(労働者年金法)の適用範囲は「内地」に限って適用されていたものであるため、外地の事業所には適用されてはおりませんでした。従って「外地」であった、戦前の朝鮮、台湾本土、澎湖島、関東州、南洋群島など(*)での勤務者については、被保険者ではありませんでした。

(*)「樺太」については、台湾等と同じような「外地」とはみないが、内地とは事情を異にしており、被保険者ではありませんでした。

「千島列島」については、昭和26年のサンフランシスコ平和条約により領有権を放棄するまでの間は、北海道根室支庁に属しており、北海道の一部とされていたことからその地域の事業所は厚生年金保険の適用をうけていたものであり、そこに使用されていたのであれば厚生年金保険の被保険者となります。

「北方四島(歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島)」については、現在も日本の国土であるという扱いであるので、厚生年金保険法第6条に該当する事業所が存在する場合には、その事業所は厚生年金保険法の適用を受けるところとなります。

外地においては多数の共済組合がありましたが、旧令共済組合とされたのは、もとの外地関係の共済組合のうち、年金給付を行っていたもののみです。例えば「樺太庁警察共済組合」は、脱退給与金として給付をおこなっていたので、旧令共済組合とはされなかったものです。

なお、その他の「年金制度のない共済組合」の一覧は下記のとおりです。

<年金制度のない共済組合>

・朝鮮總督府専売局現業員共済組合	・朝鮮警察共済組合
・朝鮮刑務職員共済組合	・朝鮮教職員共済組合
・台湾警察共済組合	
・樺太庁鉄道事務所及樺太庁郵便局現業員共済組合 (樺太庁鉄道共済組合)(樺太庁通信共済組合)	
・樺太庁警察共済組合	・関東庁通信官署職員共済組合
・関東通信官署職員共済組合	
・関東庁警察共済組合(関東局警察共済組合)	

(注)表中の「関東」とは、旧大連市・旅順市を中心とする旧遼東半島の先端部分で、当時の旧満洲国からの日本の租借地であった「関東州」のことです。

F. 終戦後に、農業会に勤務(昭和33年12月まで)、統制会社に勤務、駐留軍の施設などに勤務、復員業務に従事していた場合
(⇒その大部分は、厚生年金の加入期間)

1. 昭和33年12月まで農業会に勤務の場合

「農業会」とは、農協の前身で、昭和19年10月1日から34年1月31日までは、厚生年金保険の適用事業所でした。この当時の農業会の勤務者は、厚生年金保険の被保険者となりますから、厚生年金保険の被保険者期間調査を行ってください。

なお、昭和34年2月からは、「農林漁業職員等共済組合」が発足し、厚生年金から外れました。これらの者の記録は、各年金事務所又は事務センターに保管されています。

原則として「紙台帳検索システム」による検索が可能ですので、「事業所名簿検索システム」と合わせて活用してください。

2. 各種の統制会社に勤務の場合

戦中から戦後にかけて、生活必需品を扱う商店などは、各種の物資統制令により、業界単位の「統制会社」、「統制組合」などとして厚生年金保険の適用事業所となりました。

従って、その商店などの店主や従業員も、本人にはその意識がなくても、「統制会社」などの社員として、厚生年金保険の被保険者となったわけですから、該当する期間がある場合は、年金事務所期間照会をしてください。

その「統制品」を扱っていた主な業種としては、米屋・魚屋・酒屋・八百屋・材木屋・布帛品製造業・燃料業・家具屋・薬局・比較業者・味噌醤油屋などがあります(*)。

(*)「統制会社」として設立された数は、中央省庁関係で約200、府県単位で数百との記事があります(昭和18年

8月3日付けの大阪朝日新聞)。

なお、類似の統制団体として、例えば、食料営団、酒類配給公団、配成公園等があります。これらの者の記録は、各年金事務所又は事務センターに保管されています。原則として「紙台帳検索システム」による検索が可能ですので、「事業所名簿検索システム」と合わせて活用してください。

3. 駐留軍の施設などに勤務の場合

昭和20年8月の終戦により、連合国軍が日本に進駐してきたことに伴い、連合国軍の需要に応じて、接収された基地及び施設で働く日本人が多くなりました。この方々は、当時は国の雇用人としての身分を有し、国の機関がその労務管理にあたっていました。厚生年金保険への適用はされませんでした。

昭和23年から24年にかけて、各都道府県庁に国の委任業務機関としての「渉外労務管理事務所」が設立され、駐留軍従業員の労務管理の業務を行うようになりました。

昭和24年4月1日より、駐留軍従業員に社会保険制度が適用となり、厚生年金保険にも加入することとなりました。

なお、昭和26年7月以降は適用の見直しがあり、強制被保険者となるのは、PX（物の販売の事業）等に使用される者のみとなり、それ以外のハウス・ホテル等の家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は政府の直接使用人ではなくなりました。後はおのおの適用事業所となった場合は厚生年金保険の適用となっていました。

上記のような状況でありますので、連合国駐留軍に勤務していたと思われる方から加入期間の相談があった場合、事業所名称は「〇〇渉外労務管理事務所」となっています。

そのため、昭24年4月以降も駐留軍関係に勤務していた場合は、厚生年金保険の被保険者期間調査を行うこととなります。

<渉外労務管理機関 一覧表>

(注) 未定稿資料であり情報の検証が十分ではありませんのでご注意ください。

都道府県	主管部課	TEL	所在地	労務名	所在地	TEL
北海道	商工労働観光部	011-231-4111	〒060 札幌市中央区北三条西6丁目			
青森	商工労働部 労政課	0177-22-1111	〒030 青森市長島1-1-1	三沢	〒033 三沢市平畑1-1-25	0176-53-4165
埼玉	総務部 国際交流課	048-824-2111	〒336 浦和市高砂3-15-1			
東京	生活文化局	03-	〒163-01	新宿 東京都	〒190 立川市	0425-22-

	際部国際課推進室	5388-1111	区西新橋2-8-1		錦町4-5-3	8233
神奈川	渉外部 渉外労務課	045-201-1111	〒231 横浜市中区日本大通1	横浜	〒220 横浜市西区岡野2-12-20	045-311-3241
				横須賀	〒238 横須賀市日の出町2-9-19	0468-23-0210
				座間	〒228 座間市相武台1-6067	0462-51-1547
静岡	企画調整部 調整課	0542-21-2856	〒420 静岡市追手町9-6			
広島	商工労働部 労政課	032-228-2111(3411)	〒730 広島市中区基町10-52			
山口	商工労働部 労政課	0839-22-3111	〒753 山口市滝町1-1	岩国	〒740 岩国市津町2-15-35	0827-21-1271
福岡	総務部 県政情報課	092-651-1111	〒812 福岡市博多区東公園7-7			
長崎	労働部 労政福祉課	0958-24-1111	〒850 長崎市江戸町2-13	佐世保	〒857 佐世保市平瀬町3-1	0956-23-7191
沖縄	商工労働部 渉外労務課	0988-66-2450	〒900 那覇市泉崎1-2-2	那覇	〒901-21 浦添市宇城間1985-1	0998-79-1021
				コザ	〒904 沖縄市山里223	09893-2-1090

4. 終戦直後の復員業務に従事していた場合

終戦による業務である、復員船での掃海業務や、外地からの引き揚げ業務は、陸軍の場合は第一復員省、海軍の場合は第二復員省にて扱っており、身分としては国の「雇員(*)」であったとのことです。

(注) 未定稿資料であり情報の検証が十分ではありませんのでご注意ください。

陸軍工廠			
東北地方			
工場番号	都道府県	工場名	所在地
24-4	宮城	東京第一陸軍造兵廠 仙台製造所	仙台市原町瀧田見1
関東信越地方			
工場番号	都道府県	工場名	所在地
10-23	群馬	東京第二陸軍造兵廠 岩鼻製造所	群馬郡岩鼻村六早岩鼻129
38-27	栃木	宇都宮陸軍航空廠	宇都宮市西原町680
19-28	神奈川	相模陸軍造兵廠 (東京第一陸軍造兵廠) (第四陸軍技術研究所了)	高座郡相模原町上矢部600
16-89	神奈川	陸軍兵器学校	高座郡相模原町瀬野辺
24-31	埼玉	東京第一陸軍造兵廠	北葛飾郡南櫻井村
24-32	埼玉	東京第一陸軍造兵廠	入間郡福岡村大字福岡字〇〇1333
24-33	埼玉	東京第一陸軍造兵廠	大宮製造成造所
24-34	埼玉	東京第二陸軍造兵廠	明戸製造成造所
34-35	埼玉	東京第二陸軍造兵廠	深谷製造成造所
34-36	埼玉	東京第二陸軍造兵廠	桶狭製造成造所
34-38	埼玉	所沢航空廠	(立川陸軍航空廠の一部) 入間郡所沢町久米643
39-49	東京	東京第一陸軍造兵廠	尾久製造成造所
39-50	東京	東京第一陸軍造兵廠	滝野川製造成造所
39-51	東京	東京第一陸軍造兵廠	北區滝野川町1300
39-52	東京	東京第二陸軍造兵廠	北區下十條1894
39-53	東京	東京第二陸軍造兵廠	北區豊島町581
39-54	東京	東京第二陸軍造兵廠	多摩製造成造所
39-86	東京	陸軍航空工廠	板橋区板橋町6-3569
39-87	東京	立川陸軍航空廠	北多摩郡昭和田町
46-4	山梨	立川陸軍航空廠	立川市富士見町 南都留郡西〇村大沼3736
東海北陸地方			
工場番号	都道府県	工場名	所在地
01-55a	愛知	名古屋陸軍造兵廠	熱田製造成造所 名古屋熱田区六野町1-1
01-56	愛知	名古屋陸軍造兵廠	本社工場 (千種製造成造所) 名古屋千種区千種町
01-57	愛知	名古屋陸軍造兵廠	高蔵製造成造所 名古屋熱田区六野町1-1

(*)「雇員」とは、非現業官庁の職員であり、恩給の対象とはならないようです。非現業官庁は、厚生年金保険の適用事業所ではないため、少なくとも厚生年金保険ではありません。

非現業官庁の職員の共済組合への適用は、「国家公務員共済組合法」において昭和24年10月1日に施行されていますので、施行日以降も引き継いでいないと長期給付（年金）制度は適用されていないとこのことです。

参考資料 「軍工廠一覧」

※ 次頁をご参照ください。

07-13	福岡	小倉陸軍造兵廠	小倉製造所	小倉市田町	
計50工廠					
海軍工廠					
北海道地方					
工場番号	都道府県	工場名	工場名	所在地	備考
12-5	北海道	大湊海軍工廠	虹田分工場	虹田郡虹田町字入江70	
12-7	北海道	第四十一海軍航空廠		千歳郡千歳町	
12-19	北海道	俱知安鉄工場	(鐘ヶ淵)	虻田郡俱知安町	
東北地方					
工場番号	都道府県	工場名	工場名	所在地	備考
03-3	青森	大湊海軍工作部		下北郡大湊町字管利川	
03-4	青森	第四十一海軍航空隊	大湊支廠	下北郡大湊町字管利川	
24-5	宮城	多賀城海軍工廠		多賀城市	
24-6	宮城	第一海軍火薬廠 (船岡海軍火薬廠)		船岡市	
関東信越地方					
工場番号	都道府県	工場名	工場名	所在地	備考
04-9	千葉	第二海軍航空廠		木更津市	
14-1	茨城	第一海軍航空廠		稲敷郡阿見村	
10-24	群馬	第一海軍技術研究所	前橋分工場	伊勢崎市末広町100	
19-20	神奈川	第一海軍技術廠	支廠	横浜市磯子区釜利谷	
19-22	神奈川	横須賀海軍工廠	深沢分工場	鎌倉郡深沢村梶原763	
19-23	神奈川	横須賀海軍工廠	平塚分工場	平塚市須賀77	
19-24	神奈川	高座海軍工廠		高座郡大和町	
19-25	神奈川	横須賀海軍工廠	川崎分工場	川崎市大師河原夜光町3号埋立地	
19-26	神奈川	大船海軍燃料廠 (第一海軍燃料廠)		横浜市戸塚区小管ヶ谷町2129	
19-27	神奈川	相模海軍工廠		高座郡寒川町一ノ宮	
19-28	神奈川	第一海軍技術廠		(夏島地区、矢浜地区、○水地区)	
19-29	神奈川	第二海軍火薬廠		平塚市	
19-32	神奈川	横須賀海軍工廠		横須賀市	
19-90	神奈川	久里浜海軍工廠		横須賀市久里浜	

01-58	愛知	名古屋陸軍造兵廠	鷹来製造所	春日井市田樂	
01-59a	愛知	名古屋陸軍造兵廠	鳥居松製造所	春日井市大字知爾良72	
23-9	三重	名古屋陸軍造兵廠	桶製造所	三重郡柳町大字南川50	
09-13	岐阜	名古屋陸軍造兵廠	柳津製造所	羽島郡柳津町	
37-22	静岡	名古屋陸軍造兵廠	駿河製造所	沼津市字大岡2469	
42-6	富山	東京第一陸軍造兵廠	小杉製造所	射水郡小杉町戸破3256	
15-10	石川	陸軍航空廠	金沢発動機工場	金沢市○○○○	
近畿地方					
工場番号	都道府県	工場名	工場名	所在地	備考
13-52	兵庫	大阪陸軍造兵廠	播磨製造所	加古郡荒井村荒井	
13-53	兵庫	大阪陸軍造兵廠	白浜製造所	姫路市白浜町甲	
22-22	京都	東京第二陸軍造兵廠	宇治製造所	宇治郡○宇治町五ヶ庄	
	京都	大阪陸軍造兵廠	伏見工場	京都市伏見区向島津田○39	
	京都	大阪陸軍造兵廠	枚方製造所	京都市伏見区宮古島町	
22-30	大阪	東京第二陸軍造兵廠	香里製造所	北河内郡枚方町字茄子作3300	
22-31	大阪	大阪陸軍造兵廠	枚方製造所 (本廠)	北河内郡枚方町字片鉢	
22-32	大阪	大阪陸軍造兵廠	大阪工場	第一製造所 ○○杉山町 第四製造所 北河内郡津田町	
中国地方					
工場番号	都道府県	工場名	工場名	所在地	備考
11-4	広島	東京第二陸軍造兵廠	忠海製造所	豊田郡忠海町	
36-5(1)	鳥根	大阪陸軍造兵廠	石見製造所	那賀郡江津町	
15-5	山口	岩国陸軍燃料廠		岩国市装束550	
九州地方					
工場番号	都道府県	工場名	工場名	所在地	備考
30-2	大分	小倉陸軍造兵廠	日田工場	日田市田島町199	
30-4	大分	小倉陸軍造兵廠	糸口山製造所	宇佐郡糸口村	
30-5	大分	小倉陸軍造兵廠	五石工場	速見郡五石字下	
30-6	大分	東京第二陸軍造兵廠	坂ノ市製造所	北海部郡坂ノ市町	
31-2	熊本	東京第二陸軍造兵廠	荒尾製造所	荒尾市荒尾町	
07-11	福岡	東京第二陸軍造兵廠	曾根製造所	小倉市曾根町字折口164	
07-12	福岡	小倉陸軍造兵廠	春日製造所	筑紫郡春日村大字春日932	

07-15	福岡	博多海軍航空廠 (博多海軍航空隊)	九州帝大構内	○
21-3	熊本	第二十二海軍航空廠	人吉市	○
計 四十六工廠				
東北地方				
工場番号	都道府県	工場名	所在地	備考
08-16	福島	第一海軍技術研究所	信夫郡杉妻村	○
39-88	宮城	航空計器材料試作研究所	仙台市三番町28	△ 主管文部省
関東信越地方				
工場番号	都道府県	工場名	所在地	備考
19-〇3	神奈川県	第一海軍航空技術廠	横須賀市浦賀町	○
19-〇6	神奈川県	第二海軍火薬廠実験部	平塚市	○
19-41	神奈川県	横須賀海軍工廠	横須賀市	○
39-62	東京	陸軍衛生材料本廠 (陸軍々医学校)	世田谷区玉川用賀町1-203	△
39-61	東京	陸軍々医学校研究所 (本廠)	新宿区戸山町1	△
36-64	東京	陸軍氣象部	杉並区馬橋4-499	△
39-66	東京	陸軍〇科廠	北多摩郡府中町	
39-67	東京	海軍技術研究所	目黒区三田12	○
39-68	東京	多摩陸軍航空技術研究所	國立	○
39-88	東京	東京帝国大学航空研究所	目黒区駒場	△ 主管文部省
39-57	東京	中央航空研究所	北多摩郡三鷹町	○ 主管運輸省
39-70	東京	第一陸軍技術研究所	北多摩郡小金井町	○
39-72	東京	第三陸軍技術研究所	北多摩郡小金井町	○
39-73	東京	第五陸軍技術研究所	北多摩郡小平町	○
39-74	東京	第六陸軍技術研究所	新宿区百人町四丁目	○
39-75	東京	第七陸軍技術研究所	新宿区百人町四丁目	○
39-76	東京	第八陸軍技術研究所	北多摩郡小金井町	○
39-77	東京	第一陸軍航空技術研究所	北多摩郡昭和町	△
39-78	東京	第二陸軍航空技術研究所	北多摩郡昭和町	△
39-79	東京	第三陸軍航空技術研究所	北多摩郡昭和町	△
39-80	東京	第四陸軍航空技術研究所	北多摩郡昭和町	△
39-81	東京	第五陸軍航空技術研究所	北多摩郡昭和町	△

東海北陸地方				
工場番号	都道府県	工場名	所在地	備考
01-60	愛知	豊川海軍工廠	豊川市午久保町	
01-92	愛知	第二海軍燃料廠	名古屋港区熱田前	
23-10	三重	鈴鹿海軍工廠	鈴鹿市平田町	
23-11	三重	鈴鹿支廠 (補給工場)	鈴鹿市南玉垣町	
23-12	三重	津海軍工廠	津市大字小森	
23-13	三重	四日市海軍燃料廠 (第二海軍燃料廠)	四日市市塩浜町1	
37-23	静岡	沼津海軍工廠	沼津市高島町本字七通	
近畿地方				
工場番号	都道府県	工場名	所在地	備考
22-24	京都	舞鶴海軍工廠	舞鶴市宇余部	
22-25	京都	第三海軍火薬廠 (朝末工場)	舞鶴市長浜	
22-26	京都	第三十一海軍航空廠	与野郡栗田村小田宮	
中國地方				
工場番号	都道府県	工場名	所在地	備考
11-5	広島	呉海軍工廠	呉市宮原通り	
11-6	広島	第十一海軍航空廠	呉市広町	
45-6(α)	山口	第十一海軍航空廠	岩國支廠	
45-4	山口	光海軍工廠	光市	
45-7	山口	德山海軍燃料廠 (第三海軍燃料廠)	徳山市宇新宮	
45-3	山口	呉海軍工廠	宇部市東区琴芝	
31-8	岡山	第二海軍衣糧廠	岡山市上伊福	
九州地方				
工場番号	都道府県	工場名	所在地	備考
18-2	鹿児島	第二十二海軍航空廠	鹿屋市中和西原	
27-1	長崎	川棚海軍工廠	東彼杵郡川棚町	
27-3	長崎	佐世保海軍工廠	佐世保市	○
27-4	長崎	第二十二海軍航空廠 (大村海軍航空廠)	大村市	○
27-2	長崎	第二十一海軍航空廠 (大村海軍航空廠)	佐世保市早岐町陣ノ内	○
30-7	大分	第十二海軍航空廠	大分市東大分会津留	○

39-82	東京	第六陸軍航空技術研究所		北多摩郡昭和町	△
39-83	東京	第七陸軍航空技術研究所		北多摩郡昭和町	△
39-84	東京	第八陸軍航空技術研究所		北多摩郡昭和町	△
26-14	長野	陸軍兵器行政本部	余丁町軍需支部	諏訪郡富士見村	○
26-15	長野	第九陸軍技術研究所		上伊郡宮田村	○
26-16	長野	日本海軍技術研究所支所	(富士電氣工場)	軽井沢町杓掛	○
26-5	長野	三菱工業第二研究所 (ロケット調査研究所)		松本市高宮町	○ 主管商工省
38-13	栃木	日本海軍技術研究所支所	藤原町支所	塩谷郡藤原町鬼怒川	○
24-37	埼玉	航空軽金属研究所		北足立郡志紀町2119	△ 主管文部省
東海北陸地方					
工場番号	都道府県	工 廠 名	工 場 名	所 在 地	備 考
37-24	静岡	日本海軍技術研究所沼津支所	(音響兵器部)	沼津市下春貫	○
近畿地方					
工場番号	都道府県	工 廠 名	工 場 名	所 在 地	備 考
22-28	京都	航空軸受研究所		京都市左京区山端1-1	△ 主管文部省
22-29	京都	舞鶴海軍工廠研究所		舞鶴市字余部	○
32-24	大阪	航空科学調査研究所		北区中之島四丁目	△ 主管文部省
32-33	大阪	航空科学調査研究所		北区東野田町大阪帝大内	△ 主管文部省
中国地方					
工場番号	都道府県	工 廠 名	工 場 名	所 在 地	備 考
11-8	広島	第十一海軍航空廠	実験部	呉市広町	○
11-9	広島	呉海軍工廠	実験部	呉市	○
工場番号	都道府県	工 廠 名	工 場 名	所 在 地	備 考
07-14	福岡	グライダー研究所 (航空研究所)		福岡市箱崎町九大構内	○ 主管文部省
計 四十一研究所					

<ご参考>
なお、「工廠」とは軍隊直属の軍需工場をいひ、この場合、旧陸海軍直轄の工場をさします。

年金給付に係る時効の援用について

1. 概要

【時効特例法施行前】

支払期月ごとに支払うものとされる厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支給を受ける権利については、会計法第30条及び第31条第1項の規定により、5年間これを行わないときは、時効の援用を要せず、時効により消滅し、かつその利益を放棄することができないものとされてきた。

(参考1) 会計法第31条

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、別段の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(参考2) 時効の援用とは・・・

時効によって利益を受ける者(国)が時効が成立したことを主張することをいう。時効による権利の取得・消滅は、法律の定める時効期間が経過しただけでは確定的に生ぜず、援用があつてはじめて確定的に生じる。

【時効特例法施行後】

- 法施行前(H19.7.6以前)に受給権が発生した年金： 施行前と同じ。ただし、記録訂正によるものは、5年以上遡及して支給。
- 法施行後(H19.7.7以降)に受給権が発生した年金：

時効特例法制定に伴い、厚生年金保険法及び国民年金法が改正され、会計法第31条を適用しない旨の規定が設けられた。

⇒ 5年を経過しても自動的に時効は消滅せず、国が時効消滅を主張するためには、個別に時効の援用を要する。

⇒ 5年以上前の給付について、時効援用の可否を判断するための基準を厚生労働省で策定し、日本年金機構に提示。

2. 5年を超える遡及支給について(時効特例法による取扱い)

<p>平成19年7月6日以前に受給権が発生した年金</p>	<p>平成19年7月7日以降に受給権が発生した年金 (5年の時効到来後の平成24年11月からの具体的対応)</p>
<p>【原則】 支給しない(会計法の規定)</p>	<p>【原則】 支給しない(個別に時効を援用し、時効消滅。)</p>
<p>【例外】 次の場合は、5年以上遡及して支給(時効特例法の規定)。 ○ 記録の訂正により裁定が行われた場合 ※この場合には、遅延特別加算金を支給</p>	<p>【例外】 次のいずれかに該当する場合は、5年以上遡及して支給(時効を援用しないため、時効消滅しない)。 ○ 記録の訂正により裁定が行われた場合 ※この場合には、遅延特別加算金を支給 ○ 時効を援用しない事務処理誤りと認定された場合</p>
<p>(注) この他、国の側に責任がある事務処理誤りなどについては、個別事案毎に判断し、5年以上遡及して支給。</p>	

記録問題に係る減額ケース等の取扱い

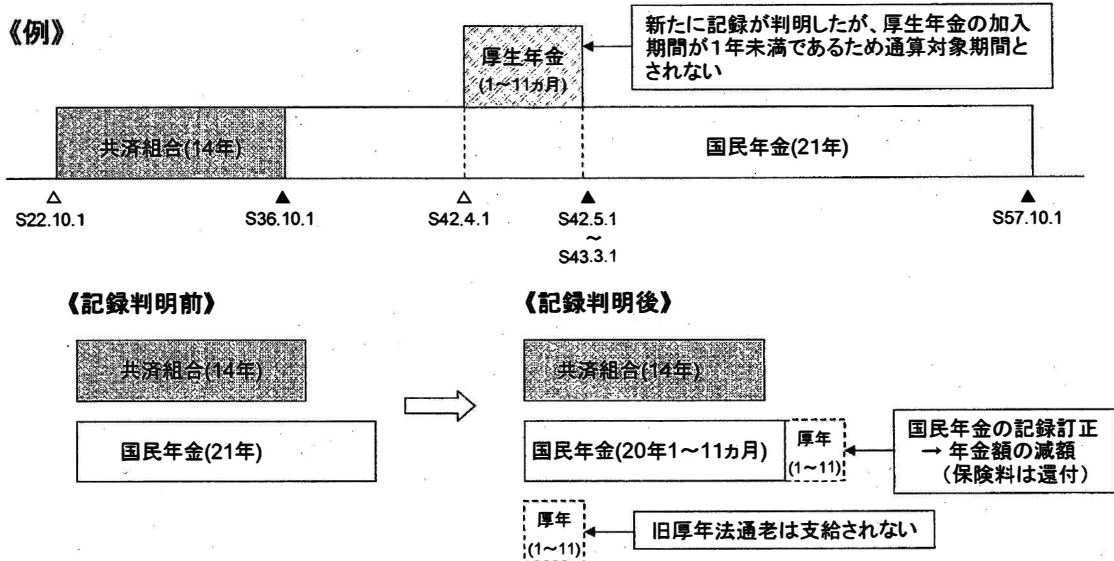
種類	対応	考え方	実施根拠
特別便等	<p>ご本人に確認し、訂正の意思が確認された場合には記録訂正（訂正の意思が確認されない場合は、保留とし事跡管理システムに記録を残す）。</p> <p>※22年3月の通知以前に減額された方についても上記の対応を実施。</p>	<p>【①本人に確認し記録訂正する点について】</p> <p>○国の記録が正しいかどうかは、最終的には本人しか判断できない。</p> <p>○また、受給者の生活に大きく影響。</p> <p>○このため、事実認定を慎重に行い、記録の誤りに関し、さらに確証を得る必要がある。</p> <p>【②訂正意思が確認されない場合の取扱いについて】</p> <p>○本人の記録とは確定しておらず、「保留」状態とするもの。</p> <p>○加入者にあつては、受給権は発生していない。</p>	<p>○年金局事業企画課長・事業管理課長通知（平成22年3月30日、年管企発0330第3号・年管管発0330第1号）</p> <p>〔社会保険庁運営部企画課長・年金保険課長・社会保険業務センター総務部長通知（平成20年2月8日庁文発第02080001号）〕</p>
紙台帳とコンピュータ記録の突合せ	<p>記録訂正を行い、その結果をお知らせする。</p> <p>ご本人に通知せず、記録訂正も行わず事跡管理システムに記録を残す。（突合せを希望してきた受給者には通知）</p>	<p>【本人に通知せず、記録を残すことについて】</p> <p>○本人の申出によらず、国が一方的に行った突合せが契機。</p> <p>○増額となる場合の対応を優先する必要あり。</p> <p>○なお、紙台帳もコンピュータ記録も本人記録として国において管理されてきたもの。基金記録も含め、いずれが正しいかは最終的には本人しか判断できない。また、受給者の生活に大きく影響。</p> <p>○実務上、一方的に減額に係る記録確認の通知を送っても混乱を招き、本人から確認・回答を得ることは困難と考えられる。</p> <p>○加入者にあつては、受給権は発生していない。</p>	<p>○年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領（平成22年10月8日）（大臣指示に基づき日本年金機構が策定）</p> <p>○被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ業務実施要綱（平成23年11月9日）（大臣指示に基づき日本年金機構が策定）</p>
基金突合の二重給付による過払い事業（事務処理誤りの一類型）	<p>ご本人に通知し、ご本人からの回答に基づき記録訂正する。</p> <p>記録訂正の上ご本人にお知らせを送付し、申出により減額の再裁定を行った上で過払分（最大過去5年分）の返納を求め、職権で減額の再（申出がない場合、職権で減額の再裁定を行う。）</p>	<p>○国と基金の双方から代行部分について二重給付を受け、過払い状態であるという事実は明らか。また、ある事業所が基金に加入しているかどうかは客観的に確認できる事実。</p> <p>○基金加入期間において、代行部分を二重に給付することは法律に基づかない誤った取扱いである。</p> <p>○代行部分の減額等を行っても、通常の厚生年金の1階部分と2階部分（及び3階部分）の給付は確保され、低年金等の問題は発生しない。</p> <p>（注）「受給者便」及び「特別便」により、過去の全記録について記載したものをそれぞれ少なくとも1回ずつ本人に送付し、年金記録（事業所名と厚年・基金加入期間を記載）を確認していただいている。</p> <p>※事務処理誤り等による旧三共済の二重給付が判明した場合にも、減額の再裁定を行っている。</p> <p>○加入者にあつては、受給権は発生していない。</p> <p>（注）「定期便」及び「特別便」により、過去の全記録について記載したものをそれぞれ少なくとも1回ずつ本人に送付し、年金記録（事業所名と厚年・基金加入期間を記載）を確認していただいている。</p>	<p>○被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ業務実施要綱（平成23年11月9日）（大臣指示に基づき日本年金機構が策定）</p>
加入者・待機者	<p>記録訂正を行い、その結果をお知らせする。</p>		

(参考) 新たに納付記録が見つかることによって年金額が減額するケース

新たに納付記録が見つかることによって年金額が減額するケース① (受給権がなくなるケースも含む)

通算対象期間に合算されない被用者年金の加入記録と国民年金の加入記録の期間が重複していた場合は、受給している旧国民年金法による老齢年金または通算老齢年金の年金額が減額される場合がある。

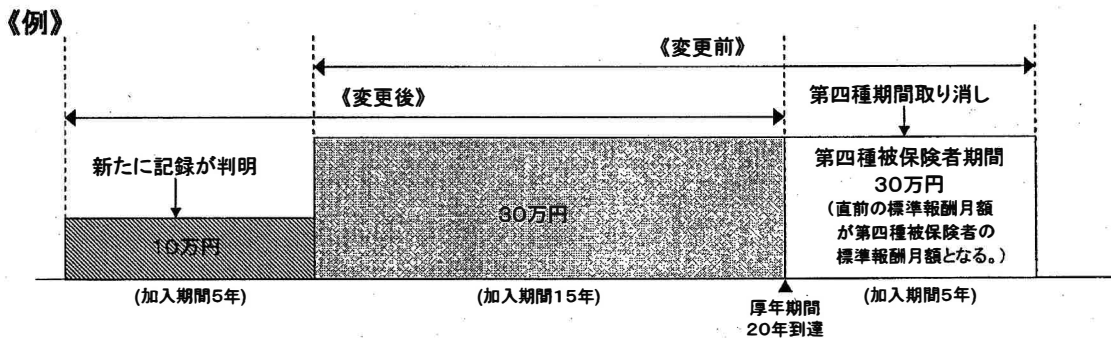
また、受給要件期間をギリギリで満たしていた場合には、これにより、受給要件を満たさなくなる場合がある。(裁定取消)



新たに納付記録が見つかることによって年金額が減額するケース②

第四種被保険者期間を含めて受給権を満たしている者に、新たに厚生年金加入期間が判明した場合、第四種被保険者期間が取り消されることとなり、判明した厚生年金加入期間の給与額(標準報酬月額)が低いため、平均標準報酬月額が下がり、年金額が低くなる場合がある。

※厚生年金保険の被保険者期間が20年に満たない者について、20年に達するまで第四種被保険者として加入することが可能。



〈平均標準報酬月額〉

《記録判明前》 $\frac{30万円 \times 15年 + 30万円 \times 5年}{20年} \times 20年 \times 給付乗率$
(30万円)

平均標準報酬月額が下がった

《記録判明後》 $\frac{10万円 \times 5年 + 30万円 \times 15年}{20年} \times 20年 \times 給付乗率$
(25万円)

新たに納付記録が見つかることによって年金額が減額するケース③

障害厚生年金は、その人が25年未満の厚生年金の加入である場合でも、25年加入したとみなして年金額を計算し、年金額をかさ上げる仕組みとなっている。この場合、計算の基礎となる給与額(標準報酬月額)は実際に給与として支給された額を用いるため、記録訂正により、従来より低い額の給与額が支給されていた期間の記録が見つかった場合は、平均標準報酬月額が下がり、年金額が低くなる。

《例》

障害厚生年金の計算

《記録判明前》

給与20万円で10年間勤務



〈平均標準報酬月額〉

$$\frac{20万円 \times 10年}{10年} \times 25年 \times \text{給付乗率}$$

(20万円)



平均標準報酬月額が下がった

《記録判明後》

これに、給与10万円で5年間勤務した記録が見つかった場合



〈平均標準報酬月額〉

$$\frac{20万円 \times 10年 + 10万円 \times 5年}{15年} \times 25年 \times \text{給付乗率}$$

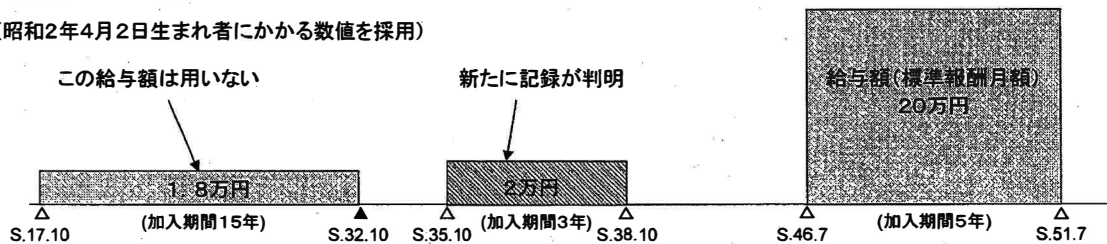
(16.7万円)

新たに納付記録が見つかることによって年金額が減額するケース④

年金額を計算する際には、その人の実際の給与額(標準報酬月額)を計算基礎として用いることが原則であるが、昭和32年10月以前の給与額は用いないという扱いになっている。これは、年金額をかさ上げるためにとられた措置である。このために、新たに記録が見つかったことにより、平均標準報酬月額が下がり、年金額が低くなる場合がある。

《例》

(昭和2年4月2日生まれ者にかかる数値を採用)



〈平均標準報酬月額〉

〈年金額の計算〉

《記録判明前》

(定額部分) $1,628円 \times 1.817 \times 20年 = 709,938円$
(給付乗率)

$$\frac{20万円 \times 5年}{5年} = 200,000円$$

⇒ (報酬比例部分) $200,000円 \times 20年 \times 9.86/1,000 = 473,280円$

合計 1,183,200円

↓ 年金額が下がった

《記録判明後》

(定額部分) $1,628円 \times 1.817 \times 23年 = 816,429円$
(給付乗率)

$$\frac{20万円 \times 5年 + 2万円 \times 3年}{8年} = 132,500円$$

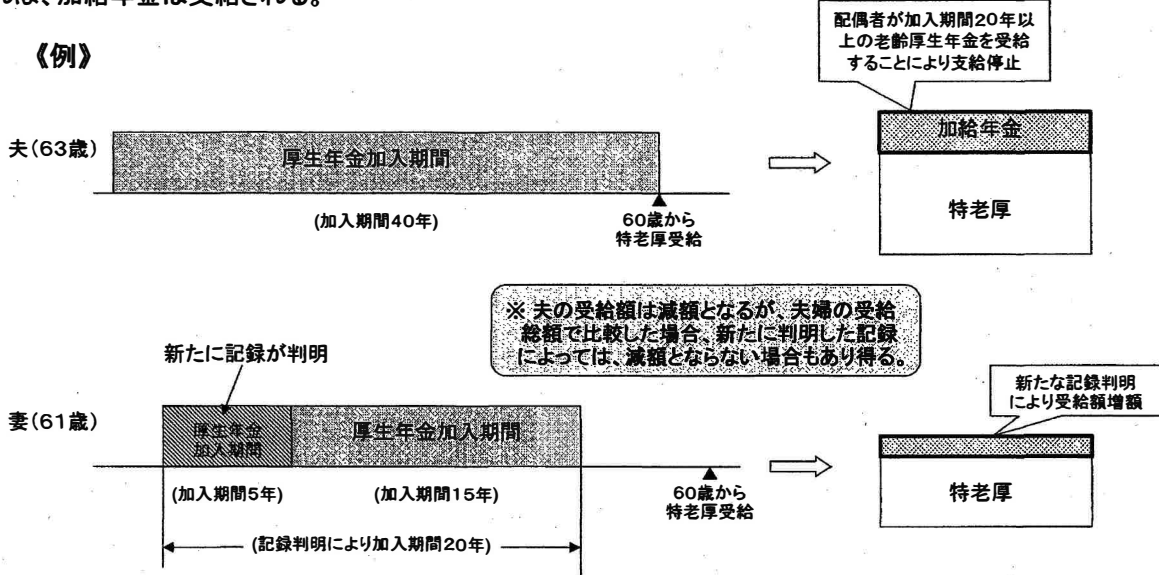
⇒ (報酬比例部分) $132,500円 \times 23年 \times 9.86/1,000 = 360,580円$

合計 1,177,000円

新たに納付記録が見つかることによって年金額が減額するケース⑤

加給年金が加算されている受給者の配偶者に、新たに厚生年金加入期間が見つかったことにより、配偶者が加入期間20年以上の老齢厚生年金を受給した場合は、加給年金が支給停止となり、年金額が低くなる。

ただし、配偶者に新たな加入期間が見つかった場合であっても、配偶者自身が年金を受給していなければ、加給年金は支給される。



新たに納付記録が見つかることによって年金が減額するケース⑥ (受給権がなくなるケースも含む)

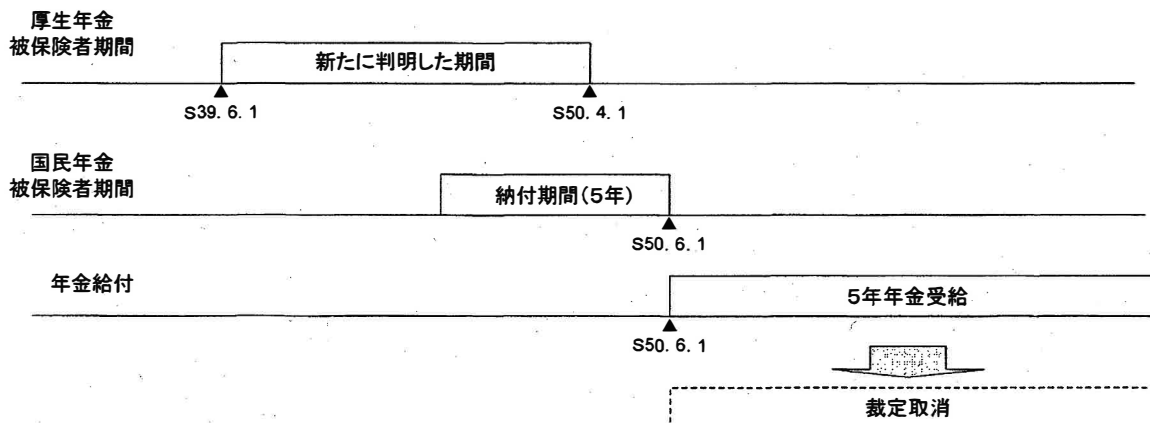
旧国民年金法の5年年金を受給している者に新たに厚生年金の被保険者期間が判明した場合、当該期間が5年年金の納付期間と重複するときは、国民年金の納付期間は無効となる。

残る厚生年金被保険者期間と5年年金以外の国民年金期間で受給権を満たす場合は、年金額が減額となる。残る厚生年金被保険者期間や5年年金以外の国民年金期間では受給権を満たさない場合は、年金受給権がなくなる。

※ 5年年金・10年年金とは、国民年金の発足当初、5年又は10年の任意加入により、受給権を発生させたもの。5年年金は、明治39年から明治44年までの生まれの者に対する特例であり、対象は96歳から101歳までの者である。

10年年金は、大正5年以前の生まれの者に対する特例であり、対象は91歳以上の者である。

《例》受給権がなくなる場合



事務処理誤り総合再発防止策（改定）

I. 再発防止策（改定）の策定

- 日本年金機構設立以降、事務処理誤り等については、毎月概要を取りまとめて公表し、全国の年金事務所等に周知と注意喚起を行ってきたところである。
- これまで、現場職員からの改善提案なども踏まえて平成22年7月に取りまとめた「事務処理誤り総合再発防止策」に基づき、システム改善、マニュアル等の整備及び現場における勉強会の実施など、各種取組に着実に取り組んできた。
- また、平成24年は、組織目標として事務処理誤り等の徹底した削減を掲げ、危機感と当事者意識を持って、組織全体で事務処理誤り等の削減・再発防止に徹底して取り組むこととしている。
- しかしながら、依然として事務処理誤りは減少しておらず、相当数発生している状況にあることから、平成22年7月に取りまとめた「事務処理誤り総合再発防止策」について、新たな事項も盛り込み改定し、事務処理誤りの徹底した削減に引き続き取り組むこととする。
- 再発防止策の改定に当たり、10月22日～11月7日にブロック本部を通じて現場に事務処理誤り再発防止策の意見募集を行ったところ、事務処理関係、帳票関係及びシステム改善関係で約190件の応募があった。
- これらの応募内容を精査し、優先度や効果等を総合的に勘案して以下のとおり整理し、取組を進めることとする。

Ⅱ. 今後講じる予定の再発防止策の内容

1. システム開発を要せずマニュアル改正等により実施可能な施策

(1) 平成24年度中に順次実施

番号	事務処理誤りの事象	対応策
1	確認・決定誤り、説明誤り、記録訂正誤り	<p>○ 事例集の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頻発している説明誤りや事務処理誤り（訴訟事案を含む。）について、事例の概要や再発防止のための対策、事務処理上の留意点などを取りまとめた事例集を作成し、研修教材として配付する。 （例：厚年適用・徴収関係、国年適用・保険料関係、年金給付関係など） ・ 事務処理誤りの事例の中には、基本的な誤りも含まれていることから、そうした誤りを事務処理の実施に際して注意すべき留意事項として取りまとめ、周知徹底を図る。
2		<p>○ 不支給となることが明らかなる場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求等の不服申立を希望する場合は、年金請求書を受領し不支給決定を行う取扱いについて、年金相談マニュアルに明記する。
3		<p>○ 説明誤りや誤解への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「お客様が説明を受けた内容確認シート（チェックリスト）」を作成し、お客様の同意の上サインしていただく方式について、年金相談マニュアルに明記する。 ・ また、「年金相談事跡管理システム」への相談事跡の入力について、統一的な取扱いを定める。
4	書類管理誤り、未処理・処理遅延	<p>○ 受付進捗管理システムによる届書の未処理・処理遅延の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付進捗管理システムにより届書の進捗状況を適切に管理するとともに、未処理や保留中の書類については組織的な管理を徹底し、未処理・処理遅延によるトラブルを防止する。

5		<p>○ 未処理届書の確認・点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付後一定期間未処理となっている届書について報告があった場合、拠点長は、報告内容进行分析し、対応方針を指示した上で、ブロック本部に報告することとする。
6	誤送付・誤送信、通知書等の作成誤り	<p>○ 送付物のダブルチェック確認後の確認印の押印</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送付物のダブルチェックを行う際に、1回目に確認した者が封筒に押印し、さらに2回目に確認した者も押印することにより、ダブルチェックの実効性を担保する。

(2) 平成25年度以降順次実施

番号	事務処理誤りの事象	対応策
1	確認・決定誤り、説明誤り、記録訂正誤り	<p>○ ヒヤリ・ハット事例集の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の事務処理において、事務処理誤りにはならなかったがヒヤリとしたり、ハットとした事例を取りまとめた事例集を作成し、研修教材とする。
2		<p>○ 項目点検チェックシートの完備（業務処理マニュアル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理マニュアルに記載しているすべての届書について、項目点検チェックシートを整備する。
3	誤送付・誤送信、通知書等の作成誤り	<p>○ 窓あき封筒への切替</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構から発出する文書を総点検し、窓あき封筒化が可能なものについて、計画的に切り替えを進める。

2. システム開発を要する施策

(1) 業務改善工程表で管理されているシステム開発案件

【平成25年度実施予定】

番号	開発案件名	概要
1	年金見込額試算システムの改善 ★ 業務改善工程表Ⅱ-2-8) (平成25年4月実施予定)	○ 年金見込額試算の精度を高めるために、以下の改修を行う。 ・ 離婚分割の本人の3号分割試算に加え、相手の国年3号期間による疑似分割試算をできるようにする。 ・ 試算日を月の1日から末日に変更し、同月得喪等を見込額に反映する。 ・ 65歳到達前1か月以内の退職改定を抑止する。 ・ その他基金代行額(参考)の追加等
2	二以上事業所勤務被保険者の記録管理、保険料計算のシステム化 ★ 業務改善工程表Ⅰ-2-3) 【工程2】(平成25年7月実施予定) 【工程3】(平成28年10月実施予定)	○ 二以上事業所勤務被保険者に係る保険料計算(手作業)の事務の効率化と適正化を図るため、二以上事業所勤務被保険者の記録管理、保険料計算のシステム化を行う。 【工程2】 ・ 本部業務支援ツールの開発及び当該作成情報の記録管理システムへの取り込みに係るシステム開発 【工程3】 ・ 記録管理システムでの完全自動化
3	磁気媒体届書作成プログラムの機能改善 ★ 業務改善工程表Ⅰ-4-2)	【工程1】 ・ 九州ブロック本部業務支援ツールの全国展開 ○ 利用者(全国社会保険労務士会連合会等)のご意見・ご要望を踏まえて、磁気媒体届書作成プログラムの機能改善を図る。 ○ また、電子媒体届書に係る業務プロセス改善や申請・相談等の電子化・情報化PITの審議状況

	(平成25年10月実施予定)	況等を踏まえ、磁気媒体届書作成プログラムについて、以下のような改善に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 届書作成段階で、「添付文書が必要」等のメッセージの発出 正しい届書作成のための入力項目の必須入力 申請者の使い勝手を考慮したプログラム画面内の案内表示
4	事業所から提出される届書に関し、電子化対象届書の拡大 ★ 業務改善工程表Ⅰ-4-3) (平成25年10月実施予定)	○ 「国民年金第3号被保険者関係届」(年間約505万件)及び「被扶養者(異動)届」(年間約290万件)について、電子媒体での届出を可能とする(電子申請時にCSVファイルでの提出が可能となる。)
5	雇用保険の給付(基本手当及び高年齢雇用継続給付)と年金との自動調整 ★ 業務改善工程表Ⅱ-5-7) (平成25年10月実施予定)	○ 特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権者が、雇用保険の求職申込を行ったときや高年齢雇用継続給付等を受けられるようになった場合には、年金が支給停止になる。 ○ 現行、雇用保険情報を基に支払いを保留し、受給権者から「老齢厚生・退職共済年金支給停止事由該当届」の提出を求めているが、厚生年金保険法施行規則の改正を行い、届書の提出を不要とし、そのタイミングで自動的に支給停止処理を行うシステムを構築する。
6	遡及記録(算定、月変、賞与)の補正処理の改善 ★ 業務改善工程表Ⅱ-6-5) (平成25年度実施予定)	○ 算定基礎届、月額変更届及び賞与支払届の記録補正を遡及して行う場合に、直近資格記録の取消処理を行わず、記録の追加、訂正、削除を可能とする。
7	各種通知書に印字するページ番号の事業所単位化 ★ 業務改善工程表Ⅰ-2-10) (平成25年度実施予定)	○ 事業主あてに送付する各種通知書について、封入封緘作業時の確認作業を容易にし、誤送付を防止するため、事業所単位にページ番号と総ページ数を印字する。
8	各種請求書等のバーコード管理化 ★ 業務改善工程表Ⅰ-2-7) (平成25年度以降システム開発予定)	○ 機構から送付する各種請求書(ターンアラウンドなど)、磁気媒体届書作成プログラム等により作成する届書等について、バーコードを活用した事務処理を検討する。

【平成26年度実施予定】

番号	開発案件名	概要
1	<p>申請・相談等の情報化・電子化</p> <p>★ 業務改善工程表Ⅰ-4-6)</p> <p>(平成26年4月実施予定(システム開発経費について平成25年度予算要求))</p>	<p>○ お客様の記載漏れや記載誤りを防止するとともに、事務処理の効率化を図るため、ICT化における取組みの一環として、機構ホームページやねんきんネットを活用した届書作成支援プログラムを構築するための検討を行っているところ。ターンアラウンドについては、「ねんきんネット」を活用して『未支給年金請求書』等への展開を検討中。</p> <p>○ 届書作成支援プログラムについて、次のとおり検討・準備中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人向け <ul style="list-style-type: none"> 「ねんきんネット」での基本情報(基礎年金番号・氏名・住所等)印字+作成支援(13届) ・ 事業主向け <ul style="list-style-type: none"> 機構HPでの作成支援(10届)、QRコード化+作成支援(7届)
2	<p>加給年金停止処理の改善</p> <p>★ 業務改善工程表Ⅱ-5-8)</p> <p>(平成26年4月実施予定)</p>	<p>○ 現行、退職改定で老齢満了する場合、その配偶者に加給金が加算されていても、加給金停止等されず、警告リストも出力されていない。また、加給保留があるものについて、加給保留が解除されても加給金の処理がされず、警告リストも出力されていない。老齢満了する退職改定及び加給保留解除を契機とすることにより、配偶者に対しての加給金処理を機械作成するための対応を行う。</p>

(2) 平成25年度以降のシステム開発案件として検討

システム改善関係については、予算上の制約等もあることから、具体的な内容及び作業工程を整理の上、検討を行うものとする。
なお、現時点で、優先度や効果の観点から、システム改善が必要と考えられる主な提案は、次のとおり。

【確認・決定誤り】

- 合算対象期間及び共済組合員期間のシステムへの登録
- 任意加入申込者の加入可能月数の自動計算

【入力誤り】

- 喪失被保険者ファイルにおける遡及記録（算定、月変）の補正処理の改善

【通知書等の作成誤り】

- 国民年金保険料納付書の再作成時の警告メッセージ（付加申出者である旨）出力
- 国民年金資格取得届等入力時に納付書作成抑止を行った被保険者リストの出力

【誤送付・誤送信】

- 算定基礎届関係業務のシステム化

【説明誤り】

- 年金見込額試算システムの改善
- 障害基礎・厚生年金の納付要件の自動判定

【在老の過払い防止】

- 70歳以上被用者該当（不該当）届未提出者リストの配信
- 70歳以上被用者一覧表への賞与支払月の表示及び事業所宛名シールの配信

Ⅲ. 事務処理誤り等の再発防止を図るために必要な基盤整備等

1. マニュアル整備等の取組

- (1) 指示・依頼文書のマニュアルへの取り込み（★業務改善工程表 I-1-3）
マニュアルに反映すべき指示・依頼文書の取り込みを迅速に行う。
- (2) 疑義照会回答の迅速化及びホームページへの掲載（★業務改善工程表 I-1-5）
疑義照会への対応については、適正に進捗管理を行うとともに、回答の迅速化を図る。また、疑義照会回答のうち広く周知すべきものについて、定期的にホームページに掲載する。
- (3) 過去の通知・疑義照会等を容易に検索できる仕組みの構築（★業務改善工程表 I-1-6）
業務処理時の不明点の確認時間の短縮を可能とし、事務処理誤りの防止及び事務の効率化を図る観点から、機構LANを活用しマニュアルと過去の通知・疑義照会等を容易に検索できる仕組みについて、次の作業を進める。
 - ① 掲示板への通知の掲載、一覧表の作成、通知と一覧表のリンク
 - ② マニュアルと疑義照会回答や通知とのリンクの拡大
- (4) 業務支援ツールの調査、活用（★業務改善工程表 I-1-10）
現場で実際に使用されている業務支援ツールの調査を行い、業務の効率化や事務処理誤りの再発防止等に有効なものについて、全国展開を図る。

2. 研修等の実施

- (1) マニュアルインストラクター研修の実施（★業務改善工程表 I-1-4）
 - ① 本部において各ブロック本部の相談・給付支援部及び適用・徴収支援部（業務支援部）のグループ長（マニュアルインストラクター）を対象とした研修を実施する。なお、各ブロック本部においては、伝達研修を実施する。
 - ② 本部において代表事務所の課室長及び事務センターのグループ長（アシスタントマニュアルインストラクター）を対象とした研修を実施する。なお、各県の状況に応じて、伝達研修を実施する。

(2) 相談研修講師養成研修

本部において年金相談担当職員（実務経験10年以上）を対象とした研修を実施する。

(3) 年金給付事務研修

本部において事務センターの年金給付グループの職員等を対象とした研修を実施する。

(4) 通信研修（基礎課程、応用課程）

職場又は自宅のPCからインターネット回線を活用したeラーニングにより研修を実施する。

(5) 年金相談員の研修やスキルチェックの実施

年金相談を担当している正規職員、准職員及び特定業務契約職員の相談スキル向上のため、定期的にスキルチェックを行う。

(6) 内部資格制度の実施（年金実務2級、年金実務1級）

正規職員のうち受験希望者を対象とし、業務関連知識の向上を目的として、内部資格認定試験を実施する。

3. 事務所、事務センターにおける勉強会等の取組

(1) 事務処理誤り防止に向けた意識の醸成

事務処理誤り防止に向けた職場内の意識の醸成を図る観点から、各拠点において自主的な取組を実施する。（拠点内の掲示板等に事務処理誤りゼロの継続した日数を掲示する、など）

(2) 職場ミーティング（朝礼等）の活用

職場ミーティング（朝礼等）を活用して、指示依頼文書や疑義照会回答（自所分）を周知徹底する。

(3) マニュアル加除及び事務処理誤り公表時などにおける勉強会の実施（月次：月初）

マニュアル加除時、疑義照会の回答時（他所分）、事務処理誤り月次公表時、担当者の交代時などを契機に、過去の事務処理誤り事例などについての勉強会を実施する。（勉強会の教材として、①説明誤り事例集の作成や②重要な指示依頼文書を集約掲載した「年金機構業務つうしん」の定期的発行を行う。）

また、自己点検チェックシートを活用した定期的な自主点検を実施する。

(4) 月間予定表による業務スケジュールの周知徹底

各拠点において、事務処理計画書や機構LAN掲載の業務スケジュール等を踏まえた月間予定表を作成し、職場ミーティングなどにおいて、各職員への周知徹底を図る。

(5) 事務センター及び年金事務所の相互実践研修の実施

各拠点において実務経験の浅い職員を対象とした相互実践研修を実施する。

(6) 人事異動前の書類整理月間の設定

人事異動により業務引継を行う機会が多い9月及び3月を書類整理月間とし、「きれい化」及び「見える化」を行うことにより、長期間未処理となつて居る届書等がないか等の確認・整理を行う。

IV. その他

1. 監査等での取組

事務処理誤りに係る判明後の報告状況や再発防止策等の実施状況に関し、より適切で効果的かつ効率的に年金事務所等の現状と問題を把握するため、監査項目や監査方法を継続的に改善する。

2. リスクアセスメント調査の実施と業務への反映 (★業務改善工程表 I - 2 - 5)

業務運営におけるリスク管理のために、リスクアセスメント調査を継続的に実施し、前年度調査結果の検証やリスクの分析、評価を行い、必要な措置を行う。

平成25年8月9日
 (照会先)
 品質管理部長 竹村 英機
 (電話直通 03-6892-0752)
 リスク・コンプライアンス部
 (電話直通 03-5344-1112)
 経営企画部広報室
 (電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務センターにおける事務処理遅延・書類紛失等について

兵庫事務センターにおいて、遺族年金請求書及び未支給年金請求書等の事務処理遅延が判明し、調査をした結果書類の紛失等があることも判明しました。

現時点における、本件の概要は下記のとおりです。

順次、お客様に、お詫びと事情説明を行い、必要な年金支払を行っております。

記

1. 事務処理遅延等の概要と件数

	件 数	うち事務処理の完了した件数 (8月8日現在)
事務処理遅延	180件	172件
書類紛失	57件	52件
添付書類確認漏れ	13件	9件
合 計	250件	233件

<事務処理遅延事案>

請求書等を機構本部に進達したものの書類不備等で返戻され、請求者に連絡したが連絡が取れず、そのまま放置されていたもの。

<書類紛失事案>

平成24年12月28日受付以前分の処理済みの遺族年金請求書及び未支給年金請求書と受付簿との照合調査を行ったところ、お客様から提出された届書が紛失していたもののほか、機構本部から返戻された届書が紛失していたもの。

<添付書類確認漏れ事案>

裁定済みの遺族年金について、請求時に必要な戸籍謄本、住民票等の添付書類が漏れていたもの。

<発生時期>

平成22年1月～平成24年8月

2. 判明の経緯

平成25年1月18日に「日本年金機構へのご意見・ご要望メール」あてに兵庫事務センターで事務処理遅延がある旨の通報があり、本部から兵庫事務センターに事実確認を指示しました。

平成25年2月4日に本部に事務処理遅延に係る事件・事故・事務処理誤り報告があり、平成25年2月13日から15日にかけて近畿ブロック本部職員による兵庫事務センターの受付簿と請求書の突合確認と事務センター内の検索を実施し、届書の処理遅延のほかに書類紛失の疑いが判明しました。

兵庫事務センター職員により3月7日から15日にかけて、ほかに未処理及び紛失した届書がないか受付簿と請求書の突合確認と事務センター内の検索等を実施し、3月26日に近畿ブロック本部職員による兵庫事務センター内の一斉検索を行い、事務処理遅延、書類紛失及び添付書類の確認漏れの調査を進め、ほぼ6月で件数を確定しました。

なお、判明したものについては3月から順次個別に対応し年金のお支払い等の処理を進めております。

3. 事案に対する事務処理の状況

書類の紛失、事務処理遅延等となっていたお客様について、お詫びのうえ説明を行い、233件については事務処理が終了し、お客様に書類の提出をお願いしているもの等が16件、引き続きお客様に説明等が必要なものが1件という状況です。

事務処理が完了していない17件について引き続き対応を行い、早期に事務処理が完了できるよう努めて参ります。

事務処理が完了していないものの内訳

<事務処理遅延事案>

お客様に書類の提出をお願いしているもの	3件
対応方法について機構本部に協議しているもの	2件
共済組合からの情報提供待ちのもの	2件
請求書の提出の了解が得られていないもの	1件

<書類紛失事案>

お客様に書類の提出をお願いしているもの	4件
未支給年金請求者が死亡されているもの	1件

<添付書類確認漏れ事案>

お客様に書類の提出をお願いしているもの	1件
対応方法について機構本部に協議しているもの	3件

4. 本事案を受けての対応

(1) 事務処理が完了していないものについて、早急に事務処理を進めています。

(2) 再発防止策として

- ・ 平成25年5月に他に処理放置となっている書類がないか、すべての年金事務所、事務センターに、総点検を指示。毎年3月と9月を書類整理月間として未処理届書の確認・点検を実施します。
- ・ 受付進捗管理システムにより、受付・保管の状況の管理を確実にを行います。
(注) 受付進捗管理システムは、バーコードを活用して届書等の受付・進捗管理を行い、事務処理漏れ・遅延防止のために平成24年10月に導入したものです。
- ・ 管理者による事務処理の進捗状況の把握を更に徹底し、事務処理遅延の再発防止に努めます。
- ・ 未処理、処理済みの書類は、保管庫により確実に管理します。
- ・ 今後の内部監査において、処理放置となっている届書がないかを重点項目として監査します。

(3) 今後、事実関係を確認の上、関係者に対して厳正な処分を行うこととします。

* 今回の事案とは別に、兵庫事務センターにおいて加入記録照会資料の紛失(27件)が平成23年に判明しています。これについては平成24年3月にホームページで公表済みです。

平成25年9月26日

(照会先)

品質管理部長 竹村 英機

(電話直通 03-6892-0752)

リスク・コンプライアンス部

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

年金事務所等における事務処理遅延に係る 総点検結果について

日本年金機構では、事務処理遅延や書類の紛失が未だ発生していることから、本年5月に指示し8月末を報告期限として、すべての年金事務所及び事務センターにおいて未処理届出書の総点検を実施いたしました。

その結果は下記のとおりです。

順次、お客様に、お詫びと事情説明を行い、必要な事務処理を行うとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1. 事務処理遅延の概要と件数

(1) 年金事務所、事務センターの状況

拠点	拠点数	件数	うち、お客様対応済み 件数(9月24日現在)
年金事務所	29拠点	1,032件	1,032件
事務センター	11拠点	119件	119件
計	40拠点	1,151件	1,151件

① 100件以上の判明があった年金事務所

拠点名	件数	うち、お客様対応済み 件数(9月24日現在)
函館年金事務所	244件	244件
室蘭年金事務所	206件	206件
日立年金事務所	121件	121件
木更津年金事務所	106件	106件
計	677件	677件

②上記以外の年金事務所等

拠 点	拠点名	件 数	うち、お客様対応済み 件数(9月24日現在)
年金事務所	岐阜南	93件	93件
	市岡	46件	46件
	八幡	43件	43件
	桜井	35件	35件
	鶴見	33件	33件
	新潟東	17件	17件
	堺西	13件	13件
	山口	11件	11件
	札幌東、稚内、八戸、飯田、 船橋、松戸、世田谷、高岡、 美濃加茂、一宮、松阪、 伊勢、貝塚、岡山東、阿波半 田、高知西、諫早	1～10件 (計64件)	64件
事務センター (記録突合セ ンターを含む)	栃木	60件	60件
	茨城	23件	23件
	さいたま	18件	18件
	北海道、福井、長野、静岡、 岡山、福岡、長崎、宮崎	1～10件 (計18件)	18件
計		474件	474件

(2)事務処理遅延の内容

事 象	件数	うち、お客様対応済み 件数(9月24日現在)
再裁定の本部への進達処理	468件	468件
各種便の回答等の処理	201件	201件
年金関係請求書、諸変更届等の処理	149件	149件
加入記録の訂正に伴う処理	100件	100件
国民年金免除等申請書の処理	80件	80件
賞与支払届の処理	62件	62件
その他	91件	91件
計	1,151件	1,151件

〔備考1〕 受付進捗管理システム(平成24年10月導入対象のもの) 367件

①受付進捗管理システムに未入力であったもの

事務所等	事 象	件数
木更津	加入記録の訂正に伴う処理	82件
桜井	支払機関変更届の処理	35件
八幡	年金関係請求書、諸変更届等	23件
一宮、高岡、北海道 事務センター	後納保険料申込書の処理等	4件
計		144件

(注) 受付進捗管理システムは、バーコードを活用して届書等の受付・進捗管理を行い、事務処理漏れ・遅延防止のために平成24年10月に導入したものです。

②受付進捗管理システム入力後の進捗管理が不十分であったもの

事務所等	事象	件数
函館	再裁定の本部への進達処理	89件
栃木事務センター	賞与支払届の処理	60件
市岡	国民年金免除等申請書の処理	36件
北海道センター、松阪、日立、室蘭、山口、新潟東、岡山東、船橋、松戸、世田谷、阿波半田、福岡センター、長崎センター、宮崎センター	再裁定の本部への進達処理 各種便の回答等の処理 年金関係請求書、諸変更届等の処理 国民年金免除等申請書の処理 賞与支払届の処理	38件
計		223件

〔備考2〕紛失が判明した事案

事務所等	紛失した届書等	件数	判明契機
さいたま記録突合センター	記録訂正回答書	18件	突合センターの閉鎖に伴う点検による
福岡事務センター	賞与支払訂正届	1件	お客様からの連絡による

2. 対応状況

事務処理遅延となっていた1,151件のすべてについてお客様にお詫びのうえ説明を行い、お客様対応が終了しました。そのうち1,017件については事務処理も終了しました。

なお、事務処理が終了していない134件については引き続き対応を行い、早期に事務処理が終了するよう努めて参ります。

事務処理が終了していないものの内訳

お客様に書類の提出をお願いしているもの	129件
医療機関に初診日等を照会中のもの	3件
共済組合等から情報提供待ちのもの	2件
計	134件

3. 事務処理遅延の原因等

① 管理体制の不備

届書の処理に係る管理職員の確認が十分でなかった。

② 届書管理の不徹底

不備な届書の返戻の取扱いが徹底されていなかった。

③ 受付進捗管理システムの運用上の不備

受付（返戻）した届書の受付進捗管理システムへの登録が漏れていた。

4. 再発防止策等

(1) 業務処理マニュアルに基づく事務処理を徹底します。

- ・受付（内部返戻）した届書については、確実に受付進捗管理システムへ登録することを徹底。
- ・受付日から一定期間経過しても処理されていない届書について、毎週1回、管理職員による確認を徹底。

(2) 業務処理マニュアルの見直しを行い、運用ルールを明確にして、事務処理を徹底します。

- ・受付進捗管理システムへ登録作業する担当者を明確化。
- ・書類不備等による届書の返戻基準を明確化し、処理保留を長期化しないこと。

(3) 受付進捗管理システムの改善を行い、機能強化を図るとともに、職員の作業の効率化を図ります。

(平成26年4月稼働予定)

- ・本部へ進達した年金請求書等の進捗状況については、機構全体の進捗が管理できるよう受付進捗管理システムから処理状況を確認できる機能を追加。
- ・基礎年金番号を入力することで社会保険オンラインシステムで管理している氏名、生年月日、住所が自動収録される機能を追加。

(平成26年度開発予定)

- ・受付後30日を経過した届書について、システムのお知らせ画面に件数を表示する。（現行仕様は90日）
- ・進捗管理画面の未完結届書件数の表示部からリンクして、現在の未完結届書を直接表示するなど検索工程の短縮。

(4) 管理職員による未処理届書の定期的な確認及び受付進捗管理システムの運用が適正に行われているかどうかの確認については、監査（自治監査及び本部監査）の重点項目としてチェックします。

なお、すべての拠点を対象に、未処理届書の確認についての無予告監査を本年6月から実施しています。

時効特例給付に関する業務不統一への対応について

○時効特例給付について、業務処理の不統一・不公平が判明（「時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）の調査結果を平成25年4月に公表）したが、これまでに処理した時効特例給付の全件を対象に検証を行い、業務処理の不統一により時効特例給付の追加支払等が必要となるケースについて、是正措置を講ずるとともに、再発防止の取組を進めているところ。

I 不統一ケースの是正

（※各ケース及び調査委員会・調査結果の概略については、参考資料1参照。）

1 不統一4ケースの追加支給

（1）追加支給の実施

○調査委員会が調査対象とした10ケースのうち4ケースについては、業務処理に不統一が認められたところであり、追加支給が必要な対象者の確認作業を完了した結果、追加支給対象は1,155件と確定した。

（注）調査委員会報告においては、追加支給対象は、調査時点の件数として1,311件とされていた。

○25年7月以降、ご理解をいただくために対象者に対して「お詫びとお知らせ」の文書を事前に送付した上、順次追加支給を行っているところ。

○なお、受給者本人が亡くなっている場合には、未支給年金を請求できる遺族に、支払先等の照会を行った上で、確認でき次第、順次、支給を行うこととしている。

(追加支給件数・支給額)

	追加支給件数	追加支給額
確認結果(確定)	1,155件	約8.5億円
調査委員会報告	1,311件	約10億円

※追加支給件数の差異；調査委員会報告の調査時点では、点検作業途中の状況にあり、追加支給額が生じないもの（61件）、該当ケースを重複計上したもの（40件）等が含まれた件数となっていた。

(25年7月以降の支給状況)

	追加支給件数	追加支給額	支払先等照会
7月支給	1,054件	約7.6億円	101件
8月支給	15件	約0.1億円	86件
9月支給	34件	約0.4億円	52件

(参考) 時効特例専用ダイヤル照会状況

- ・ 報告書公表後（4月17日～4月30日）1,201件
 [うち、追加支給対象者 5件、時効特例報道関連 102件、その他一般金相談 1,094件]
- ・ 7月追加支給後（7月5日～8月30日）181件
 [うち、追加支給通知送付者 40件、追加支給に係る照会文書送付者 45件、時効特例報道関連 1件、その他一般金相談 95件]

(2) 24年11月以降処理分の対応

○上記(1)の追加支給は、24年10月までの処理件数(310万件)を対象に確認した結果であり、同年11月から25年5月までの処理分(注)については、点検の結果、追加支給が必要な対象は9件(9月6日時点)であった。

(注) 24年11月以降の処理件数 390,316件

○これらの追加支給については、10月以降、順次実施することとしている。

2 各ケースの検証

(1) 検証の考え方

○不統一の可能性が認められる6ケース及び10ケース以外の10ケースについては、25年5月までの処理分(349万件(不支給分22万件、支給分327万件))を対象に、次のような方針の下、不統一の有無について検証を進めているところ。

<p style="text-align: center;">6ケース</p> <p>調査委員会報告においては、業務の不統一が客観的には明らかになっていないが、不統一が生じている可能性は否定できないとされている。</p>	<p>○12月までに次のとおり検証を行う。 (不支給分) ・全件の点検を実施 (支給分) ・1999年～2004年の各年の3月分(10、11、12月)について、点検を実施 (注) 各年の11月分は、調査委員会報告の時点で点検実施済み</p>
<p style="text-align: center;">10ケース以外</p> <p>調査委員会報告においては、現時点では、具体的に不統一が生じ得る類型等を特定することはできないとされている。</p>	<p>○通常の業務処理を行う中で、不統一ケース等がないかどうか確認を行う。</p> <p>○「偽名ケース」(注1)及び「問題提起関連3ケース」(注2)について、12月までに点検を行う。 (注1) 氏名や生年月日について虚偽の届出を行っていた者について記録訂正があるケース(点検自体は上記6ケースの検証に併せて実施)</p> <p>(注2) 職員の問題提起に関連した10ケース以外の3ケース(増額・減額等に伴う差引調整に係るケース)</p> <p>○2002年10月から12月までの処理分全件(19万件)について、2006年3月までに点検を行う。</p>

(2) 検証状況

○上記不統一の検証については、点検作業は完了していない状況であるが、これまでのところ、不統一ケースは判明していない。

(8月末現在)

6ケース	点検対象	6ケース 該当件数	進捗状況	
			一次チェック	二次チェック
不支給分	全件	4千件(※)	100.0%	86.9%
支給分	各年10月～12月処理分	34千件(※)	84.4%	17.7%
10ケース以外	<p>○通常の業務処理の中で、不統一が生じ得るケースがないか確認を行っているが、8月末時点で不統一ケースは判明していない。</p> <p>○偽名ケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽名ケースについて点検した結果、2件該当ケースがあった。 いずれも当初、不支給の決定をしていたが、その後処分変更により、支給決定している。 <p>○問題提起関連3ケース(該当件数5千件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月末時点で不統一ケースは判明していない。 			

※6ケース該当件数は、点検の中でケース該当件数の絞り込みも併せて行われるため、点検の進捗に応じて件数は変動する。

(参考) 時効特例給付処理における機械処理について

- ・時効特例給付については、約5割をシステムにより機械処理しているところであるが、当該システムは「時効消減額の算出」及び「時効消減額の支払(支払額が確定した者に対しシステム上の支払処理を実施)」を行うものであり、「時効消減額の算出」において、併給関係の他年金があるケースなど計算が複雑なものは、すべてエラーとなり、その後の処理は手作業で行う仕様となっている。
- ・当該システムの内容は、上記のとおりであり、事務処理の不統一等は生じないことを確認している。

II 再発防止の取組

○業務処理の統一性を確保する観点から、再発防止の取組を以下のとおり進めているところである。

(1) 処理基準の整備・明確化

事 項	対 応 状 況
① 審査等の事務処理基準について、制度関係部署（年金給付部）において整備を行う。 複雑なケース等、具体的な事例を示した事例集の作成等を行う。	・ 10月を目的に審査等の事務処理基準を作成し、担当部内で周知徹底を図る予定。（具体的な事例についても基準の中で整理） ・ 13事例（10ケースを含む）の疑義照会・回答について、周知徹底を行った。（4月16日に担当部内において周知）
② 時効特例給付支払手続用紙（様式第601号）について、見直しを行う。	・ 様式の見直しを行い、10月実施を予定。

(2) 処理基準の周知徹底

事 項	対 応 状 況
① 事務処理基準の情報共有の方法（共有フォルダの活用等）について、ルール化を図る。	・ 事務処理に関する基準類（事務処理基準、Q&A等）は、新たに作成した担当室内の共有フォルダ内に格納することとした。 ・ 個別事例の取扱い等、事務処理に当たって共有・周知すべき事項は、メール等で全担当職員に周知した上で、新たに作成した担当室内の共有フォルダ内に格納することとした。

<p>② 処理基準の周知を図るため、担当部署内での研修や勉強会の充実を図るとともに、定期的に周知状況の確認を行う。</p>	<p>・新規配属職員に対する研修に加え、処理基準等の整備・変更時における勉強会や研修を随時実施。また、現在不定期に実施している演習問題を用いた勉強会を定期的（年4回程度）に実施し、併せて周知状況の確認を行うこととしている。</p>
<p>③ 処理基準等について、年金事務所等に情報提供を行い、共有を図る。</p>	<p>・処理基準等について、年金事務所等に情報提供を行い、情報の共有を図っていくこととしている。 (参考) ・4月16日、10ケースの事例概要・取扱いについて情報提供 ・7月12日、13事例の疑義照会・回答について情報提供</p>

(3) 疑義があった場合の対応

事 項	対 応 状 況
<p>① 法制度の解釈に関する疑義について、制度関係部署又は必要に応じ年金局に文書による照会を行うことを徹底する。(機構)</p>	<p>・疑義照会については、「疑義照会対応要領」に基づき、文書による照会を徹底している。</p>
<p>② 文書により機構から照会を受けた疑義について、標準的な処理期限を設けて、速やかに文書により回答する。(年金局)</p>	<p>・受付処理をしてから可能な限り2週間以内に（関係部局等の見解が必要なものは、見解取得後速やかに）文書により回答することとしている。</p>

(4) 審査体制の改善

事 項	対 応 状 況
<p>① 複数担当者（1次担当者、2次担当者）の相互チェックにおいて、少しでも判断に迷う処理については、必ず上位者と協議することを徹底する。</p>	<p>・上位者との協議について、グループ内会議等を通じて周知徹底している。 （参考）上位者との協議状況 月当たり審査件数約8千件のうち10件～15件程度</p>
<p>② 担当部長等は、事務処理の進捗管理に加え、適正な業務執行を確保する観点から、判断困難事例等の対応状況を定例的な会議等を通じて確認することを徹底する。</p>	<p>・担当部長等が参加する定例会議（月1回開催）において、進捗状況の確認に加え、判断困難事例や事務処理上の問題点等について確認することとした。確認内容については、担当理事に報告している。</p>
<p>③ 審査内容の統一性確保の観点から、定期的にチーム編成を見直す。</p>	<p>・人事異動等を契機とし、チーム編成を定期的に見直すこととしている。 （参考） ・4月19日、審査内容の統一性確保の観点から新裁時効関連業務の集約を実施。 ・6月3日、人事異動を踏まえ、チーム編成の見直しを実施。</p>
<p>④ 審査内容の統一性を検証するため、上位者による引き抜きによる事後点検を定期的を実施する。</p>	<p>・上位者による事後点検を実施（機械処理分を除く処理件数の概ね1%程度）し、毎月開催の定例会議において、事後点検結果を確認することとしている。</p>
<p>⑤ 審査体制の改善の実施状況及び審査内容について、監査部において確認を行う。</p>	<p>・上記①～④について、25年度下期に監査を行う。</p>

(5) 年金局の機構に対する積極的指導・監督

事 項	対 応 状 況
① 件数の進捗管理にとどまらず、処理内容を含めて定期的に報告を求め、時効特例給付の処理状況に関する指導・監督を行う。	・上記(4)①～④について四半期ごとに報告を受け、時効特例給付の処理状況に関する指導・監督を実施することとしている。
② 不統一ケースの是正及び再発防止の取組について、年金局においても、進捗状況の確認などフォローアップを行う。	・年金機構内に設けた検証委員会の開催に併せて定期的に報告を受けるとともに、処理基準の周知徹底の実施などトピックについては随時、報告を受け、進捗状況を確認することとしている。

(6) コンプライアンス対応

事 項	対 応 状 況
○関係部署において、法令等違反通報制度等の適切な管理・運用に努めるとともに、管理職員が常に問題意識をもって職員の意見に真摯に向き合っていくよう、徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国会議や管理者向け研修、理事長と本部の部長との意見交換などの機会を通じ、管理者の役割・果たすべき使命等の意識の徹底を図っている。 ・職員個々の意見を汲み上げやすい、風通しの良い職場となるよう、朝礼や課室単位でのミーティングなどによる職員間のコミュニケーションの活性化や、「理事長への声」制度や法令等違反通報制度の運用改善及び社内報による制度周知などの各種取組を行っている。

(7) 機構及び年金局の責任の明確化

事 項	対 応 状 況
<p>① 報告書の指摘（・本件業務の統一を確保するための体制・システムについて配慮をしておかなかった、・常に適正に業務が行なわれているか把握し、所要の対応をとるべき管理職の任務が十分に果たされていなかった）を踏まえて、調査確認の上、必要な処分等を行う。（機構）</p>	<p>・ 9月10日に、役員及び管理監督者の制裁等を公表。</p>
<p>② 報告書の指摘（・本件業務について現場で生じうる混乱を予見する余地があったと考えられるにもかかわらず、問題の有無を問いかけ、指導・助言を行うなどの対応を行わなかった、・疑義照会への対応に不備があった）を踏まえて、機構と年金局との間の業務分担・連携のあり方等を調査確認の上、業務実施上の改善点を検討するとともに、必要な処分等を行う。（年金局）</p>	<p>・ 25年4月26日に厚生労働省監察本部が開催され、榎屋副大臣を主査とする「時効特例給付の事務処理検証ワーキングチーム」を設置して書面による調査を行った上で問題点を整理し、監察本部に報告することとされた。</p> <p>この報告に沿って業務実施上の改善を行うとともに、必要な処分等を行うこととしている。</p>

参考資料1

10ケースに関する調査結果と今後の対応

○調査委員会においては、職員からの問題提起に係る事項・事案のうち業務の統一性にかかわると認められた10ケースについて調査が行われたところである。

		調査結果	今後の対応
4ケース	「オールゼロ記録」ケース	業務処理に不統一が認められ、年金受給者の間に不公平が生じていると認められる。 (参考) 追加支給件数 1, 311件 (約10億円)	・支払対象者の最終確認を行い、7月から、順次、追加支払を行う。
	差引に係るケース		
	ケースその1		
	ケースその2		
6ケース	ケースその3	現状、業務の不統一が客観的には明らかになっていないが、業務の不統一・不公平が生じている可能性が認められる。	・業務処理の不統一がないか検証を行い、必要な対応を行う。 ・なお、様式601号については、見直しを行う。
	「請求遅れ」のケース		
	「手番統合」のケース		
	「手番の重複取消」関連ケース		
	「時効特例計算期間」関連ケース		
	「年金未納期間」関連ケース		
「601号」用紙関連ケース			
上記10ケース以外		現時点では、具体的に不統一が生じ得る類型等を特定することはできない。	・サンプル調査の実施等により不統一が生じ得る類型がないかを分析した上で、必要な検証を行う。

参考資料2

時効特例給付の追加支給について

	調査委員会の調査時点	確定件数	平成25年7月支給		平成25年8月支給		平成25年9月支給	
			支給件数	追加支給額 (万円)	支給件数	追加支給額 (万円)	支給件数	追加支給額 (万円)
「オールゼロ記録」ケース	1,030件	960件	879件	70,481	13件	906	28件	3,819
差し引きに係るケース	ケースその1	202件	119件	3,771	2件	13	3件	67
	ケースその2	72件	41件	1,576	0件	0	2件	31
	ケースその3	7件	15件	23	0件	0	1件	26
合計	1,311件 (10億円)	1,155件 (8.5億円)	1,054件	75,851	15件	919	34件	3,943

(注) 9月支給までの追加支給件数は、1,103件となっており、残り52件は支払先等の確認中。

(参考) 平成24年11月以降処理分(9月6日現在)

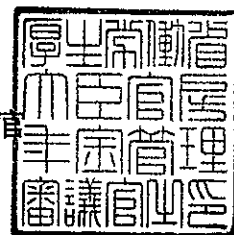
支給件数 追加支給額(万円)	「オールゼロ記録」ケース	差し引きに係るケース			合計
		ケースその1	ケースその2	ケースその3	
3件	7	1件	5件	0件	9件
7	7	1	97	0	105



年管発0907第6号
平成24年9月7日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官



厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて

従来、支払期月ごとに支払うものとされる厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付（以下「年金」という。）の支給を受ける権利については、会計法（昭和22年法律第35号）第30条及び第31条第1項の規定により、5年間これを行わないときは、時効の援用を要せず、時効により消滅することとされていた。

平成19年7月6日に施行された厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号。以下「法」という。）により、施行日において年金を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者等について、年金記録の訂正がなされた上で裁定（裁定の訂正を含む。以下同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る年金を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利について、当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく年金が支払われることとなった。

また、法の施行日後に受給権を取得する者の支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利については、法による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第92条第4項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第102条第3項において、会計法第31条の規定を適用しない旨の規定が設けられたことにより、時効による当該権利の消滅の効果は、当該権利の発生から5年の時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、国により時効が援用されたときに初めて確定的に生ずるものとされた。

については、平成19年7月7日以降に受給権が発生する支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いを下記のとおりとするので、年金事務所等に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 時効の援用の取扱いの対象となる者

時効の援用の取扱いの対象となる者は、法の施行日後に受給権が発生した者（未支給の保険給付又は年金の請求権者を含む。）を対象とする。

2 時効の援用の取扱い

支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利の発生から5年を経過し、その権利について消滅時効が完成した場合は、時効を援用する。ただし、次の（１）又は（２）に該当する場合は、時効の援用はせず、年金を支払うこととする。

（１）年金記録の訂正を行ったもの

厚生年金保険法第28条又は国民年金法第14条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で裁定が行われた場合

（２）時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの

別紙「時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準」により時効援用しない事務処理誤りと認定された場合。ただし、（１）に該当する場合を除く。

3 保険給付遅延特別加算金等の取扱い

2の（１）に該当する場合は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）第2条及び第3条並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第133号）第1条及び第3条の規定に基づき、保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給を行う。

4 実施時期

この取扱いは、平成24年11月1日から適用する。

時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準

時効の援用の取扱いにおいて、次の1から8までのいずれかの事由に該当する場合は時効援用しない事務処理誤りがあったものと認定する。

1 受付時の書類管理誤り

日本年金機構（以下「機構」という。）において保有している請求書、申請書、届出書又は申出書及びこれらに関する添付書類（以下「請求書等」という。）の担当部署への回付漏れ、又は請求書等へ押印された受付印の年月日の誤り若しくは押印漏れの事実が確認できる場合

2 確認又は決定誤り

法令及び機構の諸規程（以下「法令等」という。）と社会保険オンラインシステムに登録されている内容を照らし合わせ、機構における請求書等の内容の確認誤り、受給要件に係る事実関係の誤認、又は法令等の適用誤りに基づく誤った行政処分が行われた等の事実が確認できる場合であって、当該事実が発生したことについて、受給権者の責に帰すべき事由が認められない場合

3 未処理又は処理の遅延

請求書等の未処理（社会保険オンラインシステムへの入力漏れ及び機構本部等への進達漏れ）又は処理の遅延の事実が確認できる場合

4 入力誤り

適正に審査された請求書等とは異なる内容が、社会保険オンラインシステムに登録されていることが確認できる場合

5 通知書の作成誤り

通知書（年金証書、裁定通知書又は支給額変更通知書等の処分通知書に限る。以下同じ。）の様式誤り又は処分の名宛人の記載誤りが確認できる場合

6 誤送付又は誤送信

社会保険オンラインシステム又は請求書等に記載された住所地若しくは処分の名宛人以外への通知書の誤送付、誤送信若しくは誤交付の事実が確認できる場合

7 説明誤り

機構若しくは市区町村の窓口若しくは電話等における制度の説明誤り及び説明漏れ、又は請求書等の作成若しくは添付に係る指示誤りを行った事実が確認できる場合であって、受給権者の責に帰すべき事由が認められない場合。ただし、市区町村が行った説明については、国民年金法に基づく法定受託事務を執り行う過程で行ったものに限るものとする。

8 受理後の書類管理誤り

受付した請求書等を紛失した事実が確認できる場合

付加保険料納付期限経過後の事象 (ケース①、ケース②について、法令及び過去の疑義解釈に合わせた取扱いを予定)

- 納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に納付する者でなくなる申出をしたとみなす。(国民年金法第87条第4項)
※年金機能強化法により平成26年4月から撤廃。
- 納期限までに納付しないために納付辞退とみなされた者が、その納期限未経過の保険料を納付した場合は、納付申出があったものとみなして取扱う。
(過去の疑義解釈(「国民年金質疑応答要覧」旧社会保険庁国民年金課編集 昭和45年6月改正版))

	月 分	4 月 分			5 月 分			6 月 分			7 月 分			備 考
		5月31日	5月31日	5月31日	6月30日	7月31日	7月31日	7月31日	7月31日	7月31日	8月31日	8月31日		
1	納期限	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○5月分が納期限内に納付されていないため、6月30日に脱退したものとみなされ、それ以降に申出がなかったことから6月分、7月分の納付は認められない。	
	納付日	5月31日	5月31日	7月31日 (納期限後納付)	6月30日	7月31日	7月31日	7月31日	7月31日	7月31日	8月31日	8月31日		
2	法令どおりの取扱い	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○5月分が納期限内に納付されていないため、6月30日に脱退したとみなされるが、6月分が納期限内に納付されていることから、その納付日をもって再度付加保険料の納付申出があったものとする取扱い(旧社会保険庁時代の疑義解釈による取扱いを適用)。 ○ケース①及び②を当該取扱いに統一する。 この方法による還付対象者数(推計)21.8万人	
	今回の対応案 法令解釈の範囲内で可能な取扱い (過去の疑義解釈による取扱い)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×		
法令の規定が未適用のケース														
3	ケース ① 納期限後納付の還付処理は適用 納付辞退の処理が未適用扱い	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○5月分が納期限内に納付されていないため、6月30日に脱退したとみなされるが、6月分が納期限内に納付されていることをもって有効としている。 仮にこの方法で処理した場合の還付対象者(推計)14.2万人	
	ケース ② 納期限後納付の還付処理及び 納付辞退の処理が未適用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※この表は、5月分保険料が6月30日の口座振替時に残高不足のため納付されず、7月31日に6月分保険料とあわせて口座振替されたケースを例にしている。
 ※還付対象者数は、納期限経過後納付記録等を有する者のデータを用いて日本年金機構において粗い推計を行ったもの。
 ※網掛けされた部分が、今回の還付対象範囲である。

基礎年金番号の番号数と人口の状況

年齢	総人口	基礎年金番号数	人口数が基礎年金番号数を上回る数	基礎年金番号数が人口数を上回る数	年齢	総人口	基礎年金番号数	人口数が基礎年金番号数を上回る数	基礎年金番号数が人口数を上回る数
20歳未満	22,596	327	-	-	61歳	1,912	1,810	102	
20歳	1,234	391	843		62歳	2,055	1,966	89	
21歳	1,221	1,245		24	63歳	2,248	2,153	95	
22歳	1,242	1,250		8	64歳	2,228	2,195	33	
23歳	1,270	1,285		15	65歳	2,114	2,241		127
24歳	1,304	1,304		51	66歳	1,319	1,731		412
25歳	1,335	1,391		56	67歳	1,411	1,217	194	
26歳	1,360	1,436		76	68歳	1,710	1,526	184	
27歳	1,416	1,480		64	69歳	1,651	1,696		45
28歳	1,460	1,535		75	70歳	1,687	1,607	80	
29歳	1,478	1,580		102	71歳	1,631	1,676		45
30歳	1,463	1,601		118	72歳	1,470	1,538		68
31歳	1,500	1,598		98	73歳	1,268	1,352		84
32歳	1,567	1,624		57	74歳	1,340	1,240	100	
33歳	1,607	1,707		100	75歳	1,358	1,393		35
34歳	1,676	1,763		87	76歳	1,339	1,310	29	
35歳	1,718	1,810		92	77歳	1,258	1,302		44
36歳	1,803	1,841		38	78歳	1,163	1,188		25
37歳	1,886	1,917		31	79歳	1,135	1,123	12	
38歳	1,989	2,027		38	80歳	1,077	1,126		49
39歳	2,025	2,089		64	81歳	1,002	1,020		18
40歳	1,986	2,079		93	82歳	915	968		53
41歳	1,935	2,032		97	83歳	852	876		24
42歳	1,881	1,955		74	84歳	785	839		54
43歳	1,853	1,896		43	85歳	715	747		32
44歳	1,814	1,892		78	86歳	653	697		44
45歳	1,808	1,854		46	87歳	558	623		65
46歳	1,414	1,577		163	88歳	463	526		63
47歳	1,749	1,669	80		89歳	392	458		66
48歳	1,636	1,708		72	90歳	332	386		54
49歳	1,597	1,613		16	91歳	276	332		56
50歳	1,545	1,575		30	92歳	240	286		46
51歳	1,521	1,537		16	93歳	161	227		66
52歳	1,533	1,515	19		94歳	136	172		36
53歳	1,560	1,523	37		95歳	109	145		36
54歳	1,519	1,559		40	96歳	86	119		33
55歳	1,478	1,474	4		97歳	59	95		36
56歳	1,552	1,508	44		98歳	45	75		30
57歳	1,606	1,557	49		99歳	31	58		27
58歳	1,608	1,590	18		100歳以上	51	147		96
59歳	1,709	1,644	66		合計	104,916	106,595	2,149	3,827
60歳	1,803	1,730	73		差数の合計			5,976	
					20歳～59歳計 (再計)	63,878	64,679	1,158	1,959
					差数の合計			3,117	
					60歳以上計 (再計)	41,038	41,916	991	1,868
					差数の合計			2,859	

※1:有効な基礎年金番号の数は届出のあった死亡者を除き平成24年4月に調査時点の数値、人口推計は平成24年10月1日現在の数値である。
 ※2:人口は「人口推計」(総務省統計局)平成24年10月1日現在の総人口から作成したもので90日以上滞在する外国人を含む。
 ※3:20歳の基礎年金番号は4月生月者のみのため、基礎年金番号より人口が多くなっている。
 ※4:合計欄は20歳から100歳以上までを集計している。

主要諸国の番号制度



	ドイツ	アメリカ	スウェーデン	オーストリア	フランス	デンマーク	韓国	シンガポール
制度の名称 番号の構成	納税者番号制度 11桁の番号 (無作為)	社会保障番号制度 9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	個人番号制度 10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	中央住民登録制度 12桁の数字 (無作為)	住民登録番号制度 15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	国民登録制度 10桁の数字 (生年月日、無作為 な数字(出生世紀、 性別))	住民登録制度 13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)	国民登録制度 13桁(2つのアルファ ベットと7桁の数字) の番号 (発行世紀、出生年、 シリアル番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録簿番号 で管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外同居に 関する申告 番号を付与	・国民 ・永住権所有者 ・就労許可を受けた 在留外国人
身分証明書 (カード等)	eIDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方。 要件を充たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴァイタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画中)	国民登録番号証 (プラスチック製)
利用範囲	税務	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税 務など	電子政府ログイン ID、強制積立貯蓄制 度、税務など	
民間利用	禁止 (税務で必要な 用途は可能)	制限なし	制限なし	許可が必要 (一部を除き殆ど 不可)	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情報通信技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。
(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち、全国民へ個別IDを付番したものと、納税者番号制度を記載。

「わたしと年金」 エッセイ

優秀賞 徳島県 M 様 (60代 女性)

<平成 25 年度作品>

それは一通の封書から始まった。

今から5年前のことである。一人暮らしをしている母に手紙が届いた。86歳だった母は、見慣れぬ茶封筒を差し出しながら言った。

「コレ、今、はやりのオレオレ詐欺だと思うんやけど」

「え～！とうとうお母さんのところにまで来たの？」

どれどれと手に取ってみると、表書きに赤い印刷文字で『年金加入記録のお知らせです』とある。何らかの書類を出したら、貰い損ねていた年金をくれるらしい。差出人は社会保険庁。『ねんきん特別便専用ダイヤル』なる電話番号も記載され、これが『オレオレ詐欺』というのなら入念な仕上がりである。

よくよく読んでみると、社会保険業務センターが所持する古い年金加入記録に母の名前が見つかったと書かれている。雇い主は『県食糧営団』である。「お母さんが若い頃に勤めていたところが、厚生年金をかけてくれてたみたいよ」と言うと、母は「そんなん覚えがない」と笑っている。

若かりし頃の母が勤務していた『営団』は、第二次世界大戦中に国家統制の必要性から設立されただけに年金等の事務管理もきちんとなされていたようだ。取りあえずは回答葉書を出してみようよと軽い気持ちで投函した。1カ月前後で返事が貰えるということだったが、それから実際に母が年金を手にするには、まだまだ長い日々が掛かることになった。

確認をとるために年金事務所へ電話をかけても、殆ど一日中、電話は繋がらなかった。業を煮やした私が直接、年金事務所へ出かけてみると、事務所には椅子に座れないほどの人があふれ、ここでも待ち時間の長さとうんざりした。これでは母が生きているうちに、年金が貰えるのだろうか心配になってくる。

一方で、この思いがけない通知は、私たち親子にちょっと楽しみをもたらした。当の本人さえ忘れていた昔の記憶を辿ることで、母と会話する時間が増えていったのである。

父母は、昭和19年に結婚した。たった1枚残る写真には、角隠しに自分で縫い上げた黒留袖を着た花嫁と、その傍らに軍服姿の父が写っている。父29歳、母23歳の時のことである。父が遺した自分史をひもとくと、戦地部隊に結婚願を出した父は、御用船で一時帰国している。この船は兵隊を降ろした後、引き返

す途中で潜水艦攻撃を受けて沈没。危うく難を逃れた父は、11日間だけ母と暮らし、また戦地へと旅立った。自分史の中で父は、「それは家内にとっても私にとっても大きな賭けであった」と記している。夫婦が生きて再会できるのかどうか、母が戦争未亡人になる可能性は大きかったのである。実際にその後、終戦を迎えても父の生死はわからなかった。

終戦の翌年になって、突然、父が故郷の家の前に立つまでの2年余り、母はどんな思いで父の帰りを待っていたのだろう。その頃に薦めてくれる人があって『食糧営團』へ勤め始めたのである。当時の配給制度は複雑多岐に渡り、米麦のほか雑穀、馬鈴薯、麺類にパン等々と細かく分かれている。家族数や年齢によっても違ってくる。早朝から帳簿と首っ引きで調べ算盤をはじめても、暗くなるまで村民の列が途切れることはなかった。誰にでも出来る仕事ではない。川向こうの町から嫁に来た身では、ずいぶんと気を遣う仕事だったはずだ。若く美しい母の写真を眺めながら昔語りに耳を傾けていると、「そういえば祖父ちゃんも営團に勤めていた」と言い出した。

出産を期に、母の代わりに父が雇われ営團の仕事を引き継いだという話は聞いたことがある。しかし、既に父は他界している。年金のイロハも知らない私の質問に、年金事務所の職員さんは実に丁寧に応えてくれた。このときの対応がなければ、役場や法務局へ出かけて書類集めをする気力は続かなかっただろうと今も感謝している。書類を揃え、手順を踏んで調べて貰うと確かに父の厚生年金は存在していた。生前に貰えなかった父の年金を遺族年金として貰うこともできるらしい。その場合、母の年金は半額支給となる。金額は僅かの違いであったが、母は遺族年金を貰う方を選んだ。

母にとって、この年金には、亡き夫との苦しかったけれど、充実していた頃の思い出が添えられているに違いない。後年、「戦場では一瞬の差で生死が別れることも多かった」と話していた父の口癖は、「最高です！」と「私は運が良かった。」だった。遺族年金を遺した父は、確かに運が良かったのだ。「祖父ちゃんのお陰じゃ」と喜んだ母は、いただいた年金を娘二人と孫達にまで分け与えてくれた。

長い時間が掛かったが、地道な作業で老父母の年金を捜し出してくれた日本年金機構は、私たち家族に父の笑顔を思い出させてくれた。父の遺した遺族年金は、ともに生き共に苦労した母への「最高の贈り物」になったのである。現在、母は91歳。今も元気で晴耕雨読の日々である。